

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 6 月30日

【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)
リミテッド
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 高 野 裕 之

取締役 ピーター・キャラハン
(Peter Callaghan)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン 2、ハーコート・ロード、 ハーコート・
センター、ブロック 5
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治
同 中 野 恵 太

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ダイワ外貨MMF
(Daiwa Gaika MMF)

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額】

USドル・ポートフォリオ
100億アメリカ合衆国ドル(約 1 兆4,257億円)を上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算
は、2025年 4 月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電
信売買相場の仲値(1 米ドル= 142.57円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ダイワ外貨MMF(Daiwa Gaika MMF)

(注) ダイワ外貨MMFは、USドル・ポートフォリオという1つのポートフォリオにより構成されているオープン・エンド型のアンブレラ型ファンドである。アンブレラとは、その傘の下で一または複数の投資信託(ポートフォリオ)を設定できる仕組みのものをいう。以下「ファンド」ということがある。ポートフォリオは欧州における短期金融商品に関するルール(2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131(改訂済)(以下「MMF規則」という。))における公債コンスタントNAV MMFとして分類されている。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、USドル・ポートフォリオについて一種類とする。(以下「ファンド証券」、「受益証券」または「ポートフォリオ証券」という。)

受益証券は追加型である。

ファンド証券について、エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

USドル・ポートフォリオ

100億米ドル(約1兆4,257億円)を上限とする。

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上2025年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=142.57円)による。

(注2) ダイワ外貨MMFは、アイルランド法に基づいて設定されているが、ファンド証券は、米ドル建てのため、以下の金額表示は、別段の記載がない限り、米ドルをもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。

(4) 【発行（売出）価格】

各申込みが管理会社により受諾された取引日に適用される、以下の1口当たり純資産価格

USドル・ポートフォリオ 1アメリカ合衆国セント

「取引日」とは、受益証券の買付けまたは買戻しが行われうる日であり、以下の各日を指す。

USドル・ポートフォリオ アイルランド、英国、日本およびニューヨークにおける銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている日

(注) 1口当たり純資産価格については、下記(8)申込取扱場所に問い合わせのこと。

(5) 【申込手数料】

該当事項なし。

(6) 【申込単位】

1 口以上 1 口単位

(7) 【申込期間】

2025年 7 月 1 日(火曜日)から

2026年 6 月30日(火曜日)まで

(注 1) 申込締切時間の照会先は、日本における各販売会社である。

(注 2) 申込期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(8) 【申込取扱場所】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

(以下「大和証券」という。)

ホームページ・アドレス：<https://www.daiwa.jp/>

内藤証券株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 中之島ダイビル19階

(以下「内藤証券」という。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号

(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。)

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(以下「SMBC日興証券」という。)

ひろぎん証券株式会社 広島県広島市中区紙屋町一丁目 3 番 8 号

(以下「ひろぎん証券」という。)

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋小舟町 8 番 1 号

(以下「あかつき証券」という。)

リテラ・クレア証券株式会社 東京都中央区京橋一丁目 2 番 1 号

(以下「リテラ・クレア証券」という。)

(以下、上記各社を併せて「日本における販売会社」という。)

(注) 上記各金融商品取引業者の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(9) 【払込期日】

投資者は、申込みの行われた取引日の翌取引日に申込金額を日本における各販売会社に支払うものとする。各取引日の発行価額の総額は、日本における各販売会社によって申込みのあった取引日の翌取引日にポートフォリオの口座に米ドルで払い込まれる。

(10) 【払込取扱場所】

上記(8)の申込取扱場所に同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

申込証拠金

該当事項なし。

引受等の概要

(イ)日本における販売会社は、管理会社との間で締結された受益証券販売買戻契約に基づき日本におけるファンド証券の募集を行う。

(ロ)日本における販売会社は、直接または販売・買戻取扱会社(以下、日本における販売会社と併せて「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受領したファンド証券の買付注文および買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(注) 販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次業務に係る契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等に係る事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および/または取次登録金融機関をいう。

(ハ)管理会社は、日本における管理会社の代行協会員として大和証券を指定している。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格(以下「純資産価格」という。)の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社と積立投資約款に基づく積立投資契約を締結する。申込金額は円貨または当該ポートフォリオの基準通貨で支払うものとする。円貨での支払における米ドルと円貨との換算は、各申込みについての申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。申込金額は、日本における販売会社により各申込日の翌取引日にポートフォリオの口座に米ドルで払い込まれる。

日本以外の地域における販売

日本における募集に並行して、海外で、アメリカ合衆国市民、国民および同国居住者ならびにアイルランド居住者以外の者に対してUSドル・ポートフォリオの受益証券の販売が行われる。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法(以下「ユニット・トラスト法」という。)の規定に基づきアイルランドにおいて認可を受けた、ユニット・トラストとして設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、個人投資家向けA I F C N A V M M F（「別紙A」に定義される。以下同じ。）としてアイルランド中央銀行による認可を受け、A I F M法令およびMMF規則（「別紙A」に定義される。以下同じ。）にしたがって管理会社により管理されている。ダイワ外貨MMFは、受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束する原信託証書（改訂済）に基づき1996年7月5日に設定された。ダイワ外貨MMFに対する投資は、ポートフォリオ受益証券の購入により行われる。ポートフォリオ受益証券1口は、ポートフォリオの資産の未分割の持分1口の実質的な所有権を表章する。管理会社は、A I F M D（「別紙A」に定義される。以下同じ。）第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ファンドのポートフォリオの受益証券をA I F M Dに規定される個人投資家に販売することができる。さらに、管理会社は、A I F M Dの遵守（様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することを含むがこれらに限定されない。）を確保する責任を負う。

ダイワ外貨MMFは、一または複数のクラス証券を発行することができる複数のポートフォリオから成るアンブレラ型ファンドである。ポートフォリオのクラスの受益証券は、あらゆる点においてそれぞれ同等のものと位置付けられるが、通貨、ヘッジ戦略(特定クラスの通貨に適用される場合)、配当方針、課される手数料および費用のレベル、申込・買戻手続、適用ある最小保有額または最低申込額等において異なることがある。ポートフォリオの資産は、ポートフォリオの投資目的および方針に従い、ポートフォリオのために別個に維持される。ポートフォリオの別個の監査済財務書類が、ダイワ外貨MMFの年次報告書に記載される。

ポートフォリオの受益証券の発行および買戻しは、ポートフォリオの取引日においてのみ行われる。

ポートフォリオの基準通貨は、別紙に記載されている。本書の日付現在、ダイワ外貨MMFが設定しているポートフォリオおよびクラス証券の基準通貨は、以下のとおりである。追加のクラス証券は、アイルランド中央銀行の事前の承認を得た上で管理会社が発行することができる。

ポートフォリオ	基準通貨
USドル・ポートフォリオ	米ドル

信託金の限度額に制限はない。

ファンドの性格

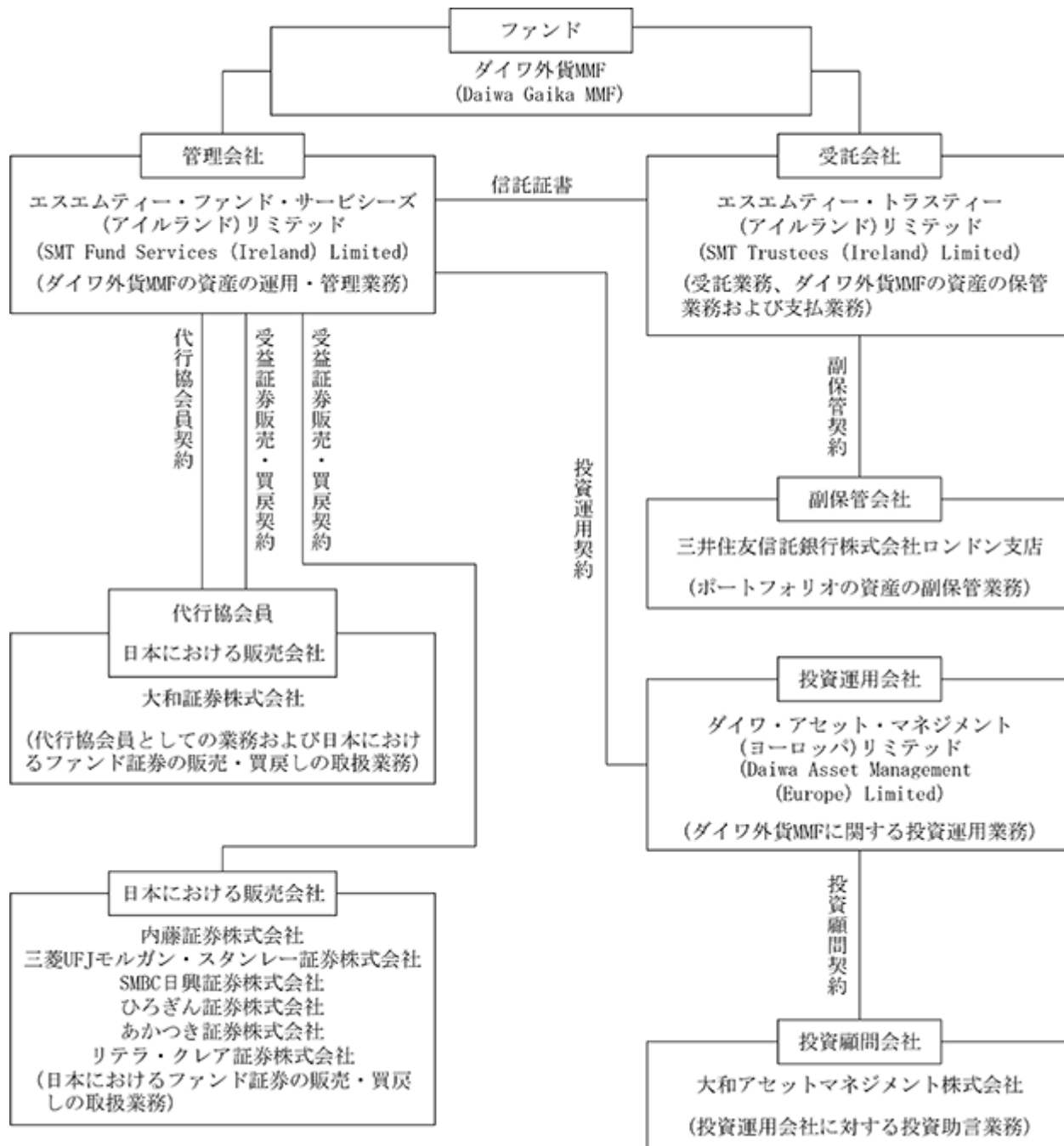
ファンドの投資目的は、別紙Dに定義される公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。

(2)【ファンドの沿革】

1995年4月25日	管理会社の設立
1996年7月5日	ダイワ外貨MMF信託証書締結
1996年7月17日	ダイワ外貨MMF第一補足信託証書締結
1996年7月24日	USドル・ポートフォリオおよびオーストラリア・ドル・ポートフォリオの運用開始
1999年1月19日	ユーロ・ポートフォリオの運用開始
2000年9月25日	ダイワ外貨MMF第二補足信託証書締結
2003年5月23日	ダイワ外貨MMF第三補足信託証書締結
2003年6月11日	カナダ・ドル・ポートフォリオの運用開始
2004年6月30日	ダイワ外貨MMF第四補足信託証書締結
2004年7月23日	ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの運用開始
2005年9月29日	ダイワ外貨MMF第五補足信託証書締結
2006年6月22日	ダイワ外貨MMF第六補足信託証書締結
2008年6月16日	ダイワ外貨MMF第七補足信託証書締結(2008年6月20日付で効力発生)
2012年10月31日	ユーロ・ポートフォリオの償還
2015年6月18日	ダイワ外貨MMF改訂・再録信託証書締結
2019年1月21日	ダイワ外貨MMF改訂・再録信託証書締結
2020年6月30日	カナダ・ドル・ポートフォリオの償還
2020年9月30日	オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの償還

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人との名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理会社	2019年1月21日に受託会社との間で締結されたファンドの改訂・再録信託証書は、ダイワ外貨MMFの資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻し、ダイワ外貨MMFの終了等について規定している。
エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)	受託会社	2019年1月21日付の管理会社との間で締結された改訂・再録信託証書は、受託業務、ダイワ外貨MMFの資産の保管業務、支払代行業務等について規定している。
ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド (Daiwa Asset Management (Europe) Limited)	投資運用会社	2004年7月30日付で管理会社との間で締結された投資運用契約（注 ¹ ）は、ダイワ外貨MMFに関する投資運用業務について規定している。
大和アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2004年7月30日付で投資運用会社との間で締結された投資顧問契約は、投資運用会社に対して投資助言業務を提供する。
三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店	副保管会社	2024年4月25日付で受託会社との間で締結された修正および再録副保管契約（注 ² ）は、ポートフォリオの資産の副保管業務について規定している。
大和証券株式会社	代行協会員	1996年7月5日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約（2015年7月3日付代行協会員契約の変更契約書により修正済）（注 ³ ）は、代行協会員としての業務について規定している。

（注1） 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってダイワ外貨MMFの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

（注2） 副保管契約とは、受託会社によって任命された副保管会社が、ファンドの資産を保管し、ファンドの資産の保管および保管に関連する様々な管理業務を約する契約である。

（注3） 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

管理会社の概況

（イ）設立準拠法

管理会社は、アイルランド2014年会社法(以下「アイルランド会社法」という。)に基づき、アイルランドにおいて1995年4月25日に設立された有限責任会社である。アイルランド会社法は、設立、運営、株式の募集時期・条件等会社に関する基本的事項を規定している。

管理会社は、アイルランド中央銀行により投資信託を管理することが認可されている。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。

（ロ）事業の目的

主目的は、投資信託等の管理業務を行うことである。管理会社は、ダイワ外貨MMFのためにファンド証券の発行および買戻し、ダイワ外貨MMFの資産の管理・運用を行う義務がある。

(ハ)資本金の額

授權株式資本は、1株当たり1スターリング・ポンドの普通スターリング・ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株である。2025年4月末日現在、払込済株式資本は、40万スターリング・ポンド(約7,644万円)および6,250万ユーロ(約101億3,563万円)である。

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)およびユーロの円貨換算は、2025年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=191.09円、1ユーロ=162.17円)による。以下同じ。

(ニ)会社の沿革

1995年4月25日設立。

(ホ)大株主の状況

(2025年4月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ダイワ外貨MMFの設定準拠法は、ユニット・トラスト法である。

準拠法の内容

(イ)ユニット・トラスト法にはユニット・トラストの認可、管理および規則に関する規定がある。

(ロ)アイルランドにおけるユニット・トラストの認可

(a) ユニット・トラスト法第4および5条はアイルランド内のユニット・トラストの認可要件を規定している。

()ユニット・トラストは有価証券またはその他のあらゆる資産の取得、保有、管理または処分により生じる利益および収益をトラストに基づき受益者である一般公衆が享受するために、可能な仕組みを提供する場合、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行から認可を受けることを要する。

()ユニット・トラスト法に従わないユニット・トラストは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。許可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該ユニット・トラストは解散される。

(b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、ユニット・トラスト法に定められ、同規則第4、5および6条によりユニット・トラストの監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。

(c) ユニット・トラスト法によるその他の要件

()公募または売出しの申請

ユニット・トラスト法第9条は、ユニット・トラストはアイルランドで活動を行うためにはアイルランド中央銀行の認可を受けなければならない旨規定している。

() 信託証書の事前承認

ユニット・トラスト法第4条は、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行が信託証書を承認した場合にのみ許可される旨規定している。

() 信託証書の変更

ユニット・トラスト法第7条は、ユニット・トラストの信託証書の変更またはユニット・トラストの名称の変更は、アイルランド中央銀行の承認なくして変更できない旨規定している。

() 目論見書の記載内容

管理会社により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともAIFルールブックに記載される情報を含まなければならない。

() 財務状況の報告および監査

AIFルールブックは、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授權された一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がユニット・トラストの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人はアイルランド中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についてのアイルランド中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。

() 財務報告書の提出

AIFルールブックは、ダイワ外貨MMFに対し、後述のとおり、年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に公表し、提出することを義務付けている。

() 罰則規定

ユニット・トラスト法第18条に基づき、ユニット・トラスト法に基づく違反により有罪となった場合、12か月以下の禁固刑もしくは1,270ユーロ以下の罰金刑またはその両方の略式判決および5年以下の禁固刑もしくは12,700ユーロ以下の罰金刑またはその両方で処断される。

(d) AIFルールブックは、ダイワ外貨MMFに対し、各会計年度に関する年次報告書の公表を義務付けている。

(i) ダイワ外貨MMFは、関連する会計年度末から6か月以内に年次報告書を公表し、アイルランド中央銀行に提出するものとする。ダイワ外貨MMFは、AIFM規則およびAIFルールブックに特定される情報を年次報告書に含めなければならない。

() ダイワ外貨MMFは、会計年度の上半期を対象とする半期報告書を公表しなければならない。ダイワ外貨MMFは、関連する報告期間の終了から2か月以内に半期報告書を公表し、アイルランド中央銀行に提出しなければならない。ダイワ外貨MMFは、AIFルールブックに特定される情報を半期報告書に含めなければならない。

() ダイワ外貨MMFは、要求に応じて、年次報告書および半期報告書の写しを無料で受益者に提供しなければならない。

- () 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければならない。
- () 年次報告書および半期報告書は、要求に応じて、無料で受益者に提供されるものとする。
- () ダイワ外貨MMFは、個別のポートフォリオに関して個別の定期報告書を作成することができる。この場合、各ポートフォリオの報告書には、他のポートフォリオの名称を記載し、当該ポートフォリオの報告書が要求に応じて管理会社から無料で入手可能である旨を記載しなければならない。

(5) 【開示制度の概要】

アイルランドにおける開示

(イ) アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランドにおいてまたはアイルランドから公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が要求される。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された監査人により監査されなければならない。ダイワ外貨MMFの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)のダブリン事務所である。ダイワ外貨MMFは、AIFルールブックに基づき、アイルランド中央銀行に対して、月次報告書を提出することが要求されている。

(ロ) 受益者に対する開示

受託会社および管理会社の間における信託証書の全文(改訂を含む。)およびAIFルールブックは受託会社の営業上の住所においてこれを閲覧することができる。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は受益者に対しそれぞれ会計年度末後4か月以内および半期末後2か月以内に無料で郵送され、管理会社の営業上の住所(アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5)で閲覧に供され、管理会社から交付される。ダイワ外貨MMFに関する主要な契約は、AIFM法令、AIFルールブックおよび信託証書の写しと共に管理会社の営業上の住所において閲覧に供される。

年次および半期報告書には、ポートフォリオの監査済みおよび未監査の会計報告書が記載される。ダイワ外貨MMFの連結報告書は作成されない。

信託証書のコピーは、書面による要求があれば、手数料50米ドルで受託会社が受益者に送付する。

管理会社またはその受任者は、AIFMDで定める頻度による受益者への報告書またはAIFMDに基づき認められたその他の手段により、以下の情報を記載する。

- (1) ポートフォリオの資産のうち、その非流動的な性質に起因して特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- (2) ポートフォリオの流動性の管理に関する新たな取決め

(3) ポートフォリオの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム

(4) ファンドの預託機関が契約により自らを免責するために締結した取決め

通知は受益者に対して交付され、以下のように受領されたものとみなされる。

交付方法	受領されたとみなされる時
手渡し	交付の日
郵送	郵送後 7 営業日
テレックス	テレックスの終了時にアンサー・バックを受領した時
ファックス	交信確認書を受領した時
電子的通信	電子的送信が受益者の指定する電子情報システムに送付された日

受益者に対する定期開示

管理会社は、明確かつ公表可能な方法により、ポートフォリオの受益者に対し、以下の事項を定期的に開示する。

- (a) ポートフォリオの資産のうち、その非流動的な性質により特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- (b) ポートフォリオの流動性の管理に関する新たな重要な取決め
- (c) ポートフォリオの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム
- (d) ポートフォリオの過去のパフォーマンス

かかる開示は、年次報告書の開示と同時に受益者に開示される。場合により、管理会社は、一または複数の受益者に対し、かかる者の法律上、規制上または構造上の要件により、特定の様式または特定のフォーマットによる情報の開示を要求されることがある。かかる場合において、管理会社および取締役は、受益者全員に対して同水準の情報が提供されることを確保するよう、あらゆる合理的な努力を尽くす。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における 1 億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、財務書類等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、ダイワ外貨MMFにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ダイワ外貨MMFの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ダイワ外貨MMFの資産について、ダイワ外貨MMFの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ダイワ外貨MMFの信託証書を変更しようとする場合であって、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のダイワ外貨MMFの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ダイワ外貨MMFはアイルランド中央銀行の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

認可の届出の受理

ユニット・トラスト法の下でアイルランドにおいて設立された投資信託(以下「認可投資信託」という。)(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の投資会社の登記上の事務所がアイルランドに所在する場合は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければならない。

認可の拒否または取消

投資信託の管理会社の役員が義務の履行に必要な信用を十分に有しない場合または義務の履行に必要な経験を欠く場合は、投資信託の認可申請が拒否される。ダイワ外貨MMFまたはその受任者により任命される投資会社は、アイルランドの認可投資信託の投資運用会社として行為することをアイルランド中央銀行により許可されなければならない。ダイワ外貨MMFまたはその受任者により任命される受託会社は、受託会社として行為することをアイルランド中央銀行により承認されなければならない、アイルランド中央銀行の要件を満たさなければならない。

アイルランド中央銀行が、（ ）認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、（ ）投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または（ ）(前記（ ）に反することなく)認可投資信託の管理会社、投資会社もしくは受託会社がユニット・トラスト法の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはユニット・トラスト法により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可は取り消されることがある。アイルランド中央銀行は管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取消することができるが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができる。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所(高等法院)に訴える権利がある。

目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行に提出および了解されなければならない。

ダイワ外貨MMFの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人および受託会社は、ユニット・トラスト法に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければならない。同様にして監査人は、アイルランド中央銀行が要求するいかなる情報もアイルランド中央銀行に提供しなければならない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ポートフォリオの特定の投資目的および投資方針は、後記別紙に記載され、ポートフォリオの設定時に管理会社が策定する。

ポートフォリオの投資目的は変更することができず、適式に招集され開催されるポートフォリオの受益者集会における受益者の過半数の承認なくしてポートフォリオの投資方針の重大な変更を行うことができない。重大な変更とは、ポートフォリオの資産の種類、信用度、借入限度額またはリスク・プロファイルを大幅に変更することをいう。ポートフォリオの投資目的および／または方針を変更する場合、ポートフォリオの受益者は、当該変更が実施される前に保有する受益証券を買い戻すことができるよう、当該変更について合理的な通知を受ける。

効率的なポートフォリオ運用

管理会社は、別紙Cに定めるアイルランド中央銀行による規定および制限に従い、ポートフォリオのリスク・プロファイルを考慮したうえ、ポートフォリオのために、効率的なポートフォリオ運用(コストおよびリスクの削減、適切なリスクレベルでのポートフォリオの元本もしくは収益の増加を含む。)を行うための技法および手段を採用することができる。かかる技法および手段には、先物、オプション、スワップ、先渡し、レポ、リバースレポ契約および株貸付契約を含むがこれらに限られない。

ポートフォリオに関して利用されるポートフォリオの効率的運用の技法について、取引コストが発生することがある。ポートフォリオの効率的運用の技法によるすべての収益から直接的および間接的な運用コストを差し引いた額が、当該ポートフォリオに返還される。ポートフォリオの効率的運用の技法に起因する直接的および間接的な運用コスト／費用は、含み収益を含むものではなく、ファンドの年次報告書に概要が記載される事業体に支払われ、かかる年次報告書には、当該事業体が管理会社または受託会社に関係しているか否かが明記される。

ポートフォリオの効率的運用および／または為替リスクを回避するために金融派生商品が利用されるため、かかる利用により、追加の資本または収益が生み出されることがある。

投資家は、ポートフォリオの効率的運用に関連するリスクに関するさらなる情報について、後記「3 投資リスク リスク要因 - 「利益相反」、同「取引相手のリスク」および「第三部 特別情報 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。

効率的なポートフォリオ運用および／または為替リスク対策に用いられる主な技法および手段の概要は、以下のとおりである。

先物

ポートフォリオは、収益をロックインすることによるリスク管理にかかる効率的、流動的かつ有効な対策および／または先物価格の下落対策として通貨または金利の先物を売却することができる。また、ポートフォリオは、証券のポジションを獲得するため費用面で効率的かつ効果的な手法として通貨または金利の先物を購入することもできる。

オプション

ポートフォリオは、（専ら効率的なポートフォリオ運用目的として）自らが保有するかまたは投資を行うことができる証券および通貨のカバー・コール・オプションおよびプット・オプションを売却することにより、当期リターンを増加するためにオプションを活用することができる。

先渡し

通貨先渡しは、ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての証券の通貨エクスポージャーをヘッジし、ポートフォリオに影響を及ぼす可能性のある金利および為替レートをヘッジするために利用することができる。

スワップ

トータル・リターン・スワップ契約は、原証券または先物契約を通じてエクスポージャーを得ることが不可能であるかまたは実利的でない場合、特定の証券または市場に対するエクスポージャーを得るために利用することができる。

レポ／リバースレポ契約および株貸付契約

A I F ルールブックに定める規定および制限に従い、ポートフォリオはレポ契約、リバースレポ契約および／または株貸付契約を利用し、ポートフォリオの収益を増加することができる。レポ契約は、一方の当事者が他方当事者に対して証券を売却すると同時に買戻契約を締結し、当該証券のクーポン率と連動しない市場金利を反映する価格を定めて将来の一定の日にこれを買戻す取引である。リバースレポ契約は、ポートフォリオが証券を購入し、同時に当該証券を互いに合意した日に合意した価格で当該証券の売主に売却することを約束する取引である。株貸付契約は、借主が貸主から証券を借入れ、予め決められた期間を経た後、借入証券と同等の証券を貸主に返還する契約をいう。

投資家は、後記「3 投資リスク リスク要因」の項ならびに「為替変動リスク」および「デリバティブならびに技法および手段のリスク」の項のリスクに関する記述を熟読すべきである。

管理会社は現時点では、ポートフォリオのために金融派生商品に投資することを意図していないが、将来において金融派生商品に投資しようとする場合、アイルランド中央銀行に対してリスク管理プロセスが提出されるまでは、そのような金融派生商品の使用は行われない。

ヘッジされたクラス

管理会社は、効率的にポートフォリオを運用する目的で、特定のクラスに帰属するポートフォリオの資産の為替エクスポージャーを当該クラスの通貨にヘッジするために一定の通貨に関連する取引を行うことができる（ただし、義務ではない。）。一または複数のクラスにつき当該戦略を実行するために用いられる金融商品は、ポートフォリオ全体の資産／負債であるが、関連クラスに帰属し、かつ当該金融商品の損益および費用は、専ら当該クラスに計上される。各クラスの為替エクスポージャーは、ポートフォリオの他クラスと統合または相殺することができない。各クラスに帰属する資産の為替エクスポージャーは、その他のクラスに配分することができない。各クラスは為替ヘッジ取引の結果としてレバレッジがかけられない。

管理会社の意図ではないものの、ダイワ外貨MMFの支配できない事由によりオーバーヘッジまたはアンダーヘッジ・ポジションが生じる場合がある。オーバーヘッジ・ポジションは、関連するクラスの純資産価額の105%を上回らないものとする。ヘッジされたポジションは、オーバーヘッジ・ポジションが関連するクラスの純資産価額の105%を上回らないように監視される。かかる監視はまた、関連するクラスの純資産価額の100%を大幅に上回るポジションが毎月繰り越されないことを確保する手続にもなる。

流動性管理方針および買戻権

管理会社は、流動性管理方針を策定しており、かかる方針により、管理会社は、ファンドおよびポートフォリオの流動性リスクの特定、監視および管理、ならびにファンドの投資対象の流動性特性がファンドの対象債務の履行を促進することの確保が可能になる。管理会社の流動性方針は、ファンドおよびそのポートフォリオの投資方針、流動性特性、買戻方針およびその他の対象債務を考慮に入れたものになっている。流動性管理システムおよび手続には、ファンドおよびそのポートフォリオについて予想されるもしくは実際の流動性不足またはその他の破綻状況に対処するための適切なエスカレーション措置が定められている。

要約すると、流動性管理方針は、ポートフォリオが保有する投資対象の特性を監視するとともに、当該投資対象が英文目論見書またはポートフォリオの英文目論見書補遺に記載される買戻方針に適合していることを確保し、ファンドの対象債務の履行を促進する。さらに、流動性管理方針には、ストレス変化が広範に及ぶポートフォリオの流動性リスクを管理するために投資運用会社が実施する定期的なストレステストについての詳細が定められている。

ファンドは、ポートフォリオの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努める。投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ファンドの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされる。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、買戻しが原資産価格またはポートフォリオの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとする。

受益者の買戻権（通常および例外的な状況における受益者の買戻権を含む。）および既存の買戻取決めについての詳細は、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」の項に記載されている。

主要な悪影響

関連する別紙に別段の記載のある場合を除き、投資運用会社は、金融業セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（EU）2019/2088（以下「SFDR」という。）第7条に規定される意味における金融商品レベルでのポートフォリオの持続可能性要因に対する主要な悪影響を考慮しない。これは、ポートフォリオが、中央政府、地方政府および公共団体の債務に投資する公債コンスタントNAV MMFに分類され、投資運用会社が、現金を持続可能性要因に対する主要な悪影響を考慮する資産クラスとみなしていないことから、投資運用会社はそうすることが適切であるとは考えていないということに基づく。

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」を参照のこと。

(3)【運用体制】

投資運用体制

ダイワ外貨MMFの運用体制は、以下のとおりである。

投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーがダイワ外貨MMFを運用する。マネージング・ディレクターとコンプライアンス・オフィサーは、ダイワ外貨MMFの運用業務を監視する。投資顧問会社は、ダイワ外貨MMFを監視し、組入証券に関する助言を投資運用会社に提供する。

投資運用方針の意思決定プロセス

ポートフォリオの投資運用方針は以下のプロセスにより決定される。

投資運用会社は、投資ポートフォリオについて定期的に議論を行い、月次の会議に向けた月間戦略を策定する。投資運用会社は、必要があれば投資制限の範囲内で短期戦略をいつでも変更することができる。投資運用会社は、かかる戦略を投資顧問会社に提示し、投資顧問会社との月次定例会議において意見を交換する。投資顧問会社は、リスク管理部門を加えて、ポートフォリオの組入証券とリスクを監視し、ポートフォリオの組入証券に関するコメントと提案を行う。投資運用会社は、これらのプロセスを経て、最終的な投資決定を行う。

職務および権限

ポートフォリオ・マネジャーがほとんどの投資決定を行う。ポートフォリオ・マネジャーは債券利回りと市場動向を調査する。ポートフォリオ・マネジャーは、ブローカーに対し証券に関わる預託を行い、売買注文を発し、また管理会社に対し取引の報告を行う。ポートフォリオ・マネジャーはまた、年次報告書と半期報告書を作成する。

会議

投資運用会社は、ポートフォリオ・マネジャーとマネージング・ディレクターが参加する月次戦略会議を開催する。同会議では、議論の上でポートフォリオの月間戦略が設定される。ダイワ外貨MMFのリスクと運用成績は定期的な監視を受ける。ポートフォリオ・マネジャーは、市場の変動を理由に必要があれば、月次戦略会議で決定された短期投資戦略を是正することができる。また投資運用会社は、コンプライアンス問題の監視のための定例会議を開催する。

エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド

ダイワ外貨MMFに関して管理会社の職務を監視する各機関について以下に述べる。

管理会社は、ダイワ外貨MMFに関する一任運用機能の執行を投資運用会社に対し、または受益証券の販売を日本における販売会社に対し全面的に委託している。

下記の各機関がダイワ外貨MMFの管理事務に関わる機能を監視する。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスク・マネジメントは、管理会社の特別プロセスの管理と運用リスク委員会との協調に責任を負う。オペレーショナル・リスク・マネジメントはビジネス・コンティニュイティとの協調にも責任を負う。

内部監査

監査・コンプライアンス委員会の指示するところに応じて、内部監査は管理会社のすべての事業運営機能に及ぶ監査上の精査を計画し実行する。

内部監査は、内部監査報告書を通じて提案を行い、監査・コンプライアンス委員会はかかる提案の妥当性を査定し、提起された問題に対応して管理事務担当幹部が適時に措置を講じることを確保する。

コンプライアンスおよびAML

コンプライアンス部門は、管理会社がすべての適用法令を遵守していることを確保し、特に、ダイワ外貨MMFに参加する全投資家のすべての身元がマネーロンダリング禁止の目的上確認済みであることを確保する。本事項は、関係するマネーロンダリング禁止の検査を実行する規制対象の主体によってダイワ外貨MMFを購入した全投資家が紹介されていること、または管理会社がかかる検査を社内的に実行することを確保することにより成し遂げられる。

ファンド・コンプライアンス

ファンド・コンプライアンス部門の主たる機能は、ファンド文書および欧州連合とアイルランド政府の発する法令に規定される投資制限／方針のダイワ外貨MMFによる堅守を監視することである。ダイワ外貨MMFがその投資制限と方針制限に違反していないことを確保することについての主たる責任は、投資運用会社に委託されている。

(4)【分配方針】

管理会社は、ポートフォリオの取引日にポートフォリオの分配を宣言する。分配は、ポートフォリオの1口当たり純資産価格が取引日におけるポートフォリオの基準価格を超えた場合に限り宣言される。分配可能な額は、各取引日に管理会社により計算される1口当たり純資産価格により決定される。ポートフォリオの1口当たり分配額は、分配により、分配日の1口当たり純資産価格がポートフォリオの基準価格となるような金額である。分配は、当該取引日の評価基準時(各取引日においてポートフォリオの投資対象の価額が決定される時刻を意味し、ポートフォリオにつき、アイルランド時間午後4時または管理会社が随時決定する時点である。)の直前に宣言されたものとみなされる。

1口当たりの分配額は、小数以下第10位を切り捨て第9位まで計算される。受益者に支払われる合計額は関係通貨のセントの単位に切り捨てられる。すべての調整額は、ポートフォリオに帰属する。

分配は、ポートフォリオの純収益(すなわち、利息または分配金から生じる収益、純実現・純未実現売買益から発生費用を差引いた額)から支払われる。ポートフォリオの受益証券の各受益者は、そのポートフォリオの分配可能総額に対し、その受益者が保有するポートフォリオ受益証券口数に応じて分配を受ける権利を有する。

分配は、投資者から申込金の支払があった日から日々発生する。したがって、投資者は、決済日に宣言された分配に対する権利を有する。管理会社が受益者から書面をもってこれと異なる指示を受けない限り、ポートフォリオの各暦月の最終取引日の直前の取引日(以下「分配再投資日」という。)に、分配再投資日まで(当日を含む。)に宣言され、発生済みで未払いのすべての分配金は、(アイルランドおよび受益者が居住するその他の国において支払が要求される源泉税およびその他の税金(もしあれば)を控除後)自動的に再投資され、分配再投資日に決定される1口当たり純資産価格で受益証券が発行される。再投資のための申込金の決済は、翌取引日に効力を生じる。分配金の再投資においては、手数料は支払われない。受益証券の端数は発行されない。

分配再投資日以前に受益証券の買戻しを請求した受益者に対しては、買戻しの対象となった受益証券に関し、受益証券が買い戻された日まで(当日を含む。)に宣言された分配金が、現金で買戻代金と共に支払われる。暦月の最終取引日に買戻しを請求した受益者に関しては、受益証券(受益者の請求により買い戻された受益証券に関する分配金によって直前の分配再投資日に発行された受益証券の部分を含む。)が買い戻され、買戻代金と共に当該取引日に宣言された分配金が支払われる。支払日から6年間未請求の分配金は失効し、ポートフォリオに帰属するものとする。

(注) 前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

(5)【投資制限】

ポートフォリオ資産の投資は、アイルランド中央銀行の要件ならびにAIFM法令およびAIFルールブックに規定される投資制限を遵守することを要する。管理会社は、ポートフォリオに対して更なる規制を課することができる。信用格付を得ているポートフォリオは、かかる格付を維持するために関連する格付機関の要求にも従う。ダイワ外貨MMFおよびポートフォリオは、以下の投資制限に拘束される。

1 適格資産

ポートフォリオは、以下の一または複数のカテゴリーの金融資産に限り、MMF規則に明記される条件に従ってのみ投資するものとする。

1.1 短期金融商品

1.2 適格な証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパー（以下「ABCP」という。）

1.3 金融機関の預金

1.4 金融派生商品

1.5 MMF規則第14条に定める条件を満たすレポ契約

1.6 MMF規則第15条に定める条件を満たすリバースレポ契約

1.7 その他のMMFの受益証券または投資証券

2 投資制限

2.1 ポートフォリオは、

- (a) その資産の5%を超えて、同一の機関により発行される短期金融商品、証券化商品およびA B C Pに投資してはならない。
- (b) その資産の10%を超えて、同一の金融機関の預金に投資してはならない。ただし、MMFが所在するEU加盟国の銀行セクターの構造上、当該分散要件を満たすのに十分な金融機関が存在せず、かつ、他のEU加盟国で預金することが経済的に実行可能ではない場合、ポートフォリオの資産の15%までを同一の金融機関に預金することができる。

2.2 第2.1項(a)の適用除外として、変動NAV MMFは、その資産の5%を超えて投資する各発行体において、当該変動NAV MMFが保有する短期金融商品、証券化商品およびA B C Pの合計がその資産の価値の40%を超えないことを条件として、同一発行体により発行された短期金融商品、証券化商品およびA B C Pにその資産の10%を上限として投資することができる。

2.3 証券化商品およびA B C Pに対するポートフォリオのすべてのエクスポージャーの合計は、MMFの資産の15%を超えてはならない。

MMF規則第11条(4)に言及される委任された行為適用日以降、証券化商品およびA B C Pに対するMMFのすべてのエクスポージャーの合計は、MMFの資産の20%を超えてはならないが、この場合、シンプルで透明性があり標準化された（STS）証券化商品およびA B C Pの基準を満たさない証券化商品およびA B C PにMMFの資産の15%を上限として投資することができる。

2.4 MMF規則第13条に定める条件を満たす店頭デリバティブ取引の同一の取引相手方に対するポートフォリオのリスク・エクスポージャーの合計は、ポートフォリオの資産の5%を超えてはならない。

2.5 レポ契約の一部としてポートフォリオが受領する現金は、その資産の10%を超えないものとする。

2.6 リバースレポ契約においてポートフォリオの同一の取引相手方に対して提供される現金総額は、ポートフォリオの資産の15%を超えてはならない。

2.7 上記第2.1項および第2.4項にかかわらず、合算した場合MMFの資産の15%を超えて単一の機関に投資されることになる場合、MMFは以下のいずれも合算してはならない。

- (a) 当該機関により発行される短期金融商品、証券化商品およびA B C Pへの投資
- (b) 当該機関の預金

(c) 当該機関に対する取引相手方リスクのエクスポージャーを提供する店頭金融派生商品

- 2.8 第2.7項に定める分散要件の適用除外として、MMFが所在するEU加盟国の金融市場の構造上、当該分散要件を満たすのに十分な金融機関が存在せず、かつ、ポートフォリオが他のEU加盟国の金融機関を使用することが経済的に実行可能ではない場合、ポートフォリオは、単一の機関へのポートフォリオの資産の20%の最大投資額を上限として、(a)から(c)に言及される種類の投資を合算することができる。
- 2.9 EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品に対し、ポートフォリオはその資産の100%を上限として投資することができる。
- 2.10 第2.9項は、以下の要件のすべてが満たされる場合にのみ適用されるものとする。
- (a) MMFが、当該発行体により発行される少なくとも6つの異なる銘柄の短期金融商品を保有すること。
 - (b) MMFが、同一の銘柄の短期金融商品への投資を、その資産の30%を上限とすること。
 - (c) MMFがその資産の5%を超えて投資しようとする短期金融商品を個別にまたは共同で発行または保証する第2.9項に言及されるすべての行政機関、機関または組織をそのファンド規則または設立文書に明記すること。
 - (d) MMFが、適用除外の利用について注意を喚起し、かつ、MMFがその資産の5%を超えて投資しようとする短期金融商品を個別にまたは共同で発行または保証する第2.9項に言及されるすべての行政機関、機関または組織を示す目につく記述をその目論見書および販売資料に含めること。
- 2.11 第2.1項に定める個々の制限にかかわらず、ポートフォリオは、EU加盟国にその登録上の事務所を有し、債券保有者を保護することを目的とした特別な公的監督に法律により服する単一の金融機関により発行される債券に、その資産の10%までを投資することができる。特に、当該債券の発行代金は、法律に従い、当該債券の存続期間にわたり当該債券に帰属する請求権を弁済することができ、かつ、発行体が債務不履行に陥った場合に、元本の返済および既発生利息の支払に優先的に使用される資産に投資されるものとする。

- 2.12 ポートフォリオが単一の発行体により発行される第2.11項に定める債券にその資産の5%を超えて投資する場合、当該投資の総額は、ポートフォリオの資産価値の40%を超えてはならない。
- 2.13 第2.1項に定める個々の制限にかかわらず、委任規則（EU）2015/61の第10条(1)(f)または第11条(1)(c)に定める要件が満たされる場合、ポートフォリオは、第2.11項に言及される資産への投資の可能性を含め、同一の金融機関により発行される債券に、その資産の20%までを投資することができる。
- 2.14 ポートフォリオが単一の発行体により発行される第2.13項に言及される債券にその資産の5%を超えて投資する場合、当該投資の総額は、第2.11項に言及される資産への投資の可能性を含め、同項に定める制限を遵守して、ポートフォリオの資産価値の60%を超えてはならない。
- 2.15 欧州議会および理事会指令2013/34/EUに基づく連結決算の関係において、または認知された国際的な会計規則に基づき同一のグループに含まれる会社は、第2.1項から第2.8項に言及される制限の計算の目的上、単一の機関とみなされるものとする。
- 3 適格なMMFの受益証券または投資証券
- 3.1 ポートフォリオは、他のMMF（以下「対象MMF」という。）の受益証券または投資証券を取得することができる。ただし、以下のすべての条件を満たすことを条件とする。
- (a) ファンド規則または設立文書上、合計で対象MMFの資産の10%を超えてその他のMMFの受益証券または投資証券に投資しないものとされていること。
- (b) 対象MMFが、取得側のMMFの受益証券または投資証券を保有していないこと。
- 3.2 その受益証券または投資証券が取得されているポートフォリオは、取得者であるMMFがその受益証券または投資証券を保有している間、取得側のMMFに投資してはならない。
- 3.3 ポートフォリオは、その資産の5%を超えて単一のMMFの受益証券または投資証券に投資されないことを条件として、その他のMMFの受益証券または投資証券を取得することができる。
- 3.4 MMFは、合計で、その資産の17.5%までをその他のMMFの受益証券または投資証券に投資することができる。

- 3.5 その他のMMFの受益証券または投資証券は、以下のすべての条件を満たすことを条件として、ポートフォリオによる投資に適格であるものとする。
- (a) 対象MMFが、MMF規則に基づき認可されていること。
 - (b) 対象MMFが、直接または再委託を通じて、取得側のMMFと同一の管理会社により運用されているか、または、取得側のMMFと同一のマネジメントもしくはコントロールにより、または直接的もしくは間接的な実質保有により関係を有するその他の会社によって運用されている場合、対象MMFの管理会社またはかかるその他の会社が、取得側のMMFによる対象MMFの受益証券または投資証券への投資に関する申込手数料または買戻手数料を課することを禁止されること。

- 3.6 短期MMFは、その他の短期MMFの受益証券または投資証券にのみ投資することができる。

集中

ポートフォリオは、同一機関の短期金融商品、証券化商品およびABC Pを10%を超えて保有してはならない。

前項に定める制限は、EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって発行または保証される短期金融商品の保有に関しては適用されないものとする。

ポートフォリオ規則

管理会社は、以下のポートフォリオ要件のすべてを継続的に遵守するものとする。

- (a) ポートフォリオは、60日以内の加重平均満期（以下「WAM」といい、MMF規則に定義される。）を有するものとする。
- (b) ポートフォリオは、120日以内の加重平均期間（以下「WAL」といい、MMF規則に定義される。）を有するものとする。
- (c) ポートフォリオの資産の少なくとも10%は、1日満期の資産、1営業日前の事前通知により終了可能なリバースレポ契約または1営業日前の事前通知より引き出し可能な現金により構成されるものとする。ポートフォリオは、かかる取得により、1日満期の資産への当該ポートフォリオによる投資がそのポートフォリオの10%未満となる場合、1日満期の資産以外のいかなる資産も取得してはならない。

(d) ポートフォリオの資産の少なくとも30%は、1週間満期の資産、5営業日前の事前通知により終了可能なりバースレポ契約または5営業日前の事前通知により引き出し可能な現金により構成されるものとする。ポートフォリオは、かかる取得により、1週間満期の資産への当該ポートフォリオによる投資がそのポートフォリオの30%未満となる場合、1週間満期の資産以外のいかなる資産も取得してはならない。

(e) (d)に言及される計算の目的上、上記第2.9項に言及される資産で、流動性が高く、1営業日以内に買戻しおよび決済が可能であり、かつ、残存期間が190日以内の資産もまた、ポートフォリオの資産の17.5%を上限として、ポートフォリオの1週間満期の資産に含むことができる。

上記(b)の目的上、仕組金融商品を含む証券のWALを計算する際、ポートフォリオは、当該商品の法定償還までの残存期間を基準として満期の計算を行うものとする。ただし、金融商品にプット・オプションが組み込まれている場合、ポートフォリオは、残存期間の代わりにプット・オプションの行使日を基準として満期の計算を行うことができるが、以下のすべての条件が常に充足されている場合に限られる。()プット・オプションがその行使日にポートフォリオにより自由に行使可能であること。()プット・オプションの行使価格が行使日における当該商品の期待価値に近似したままであること。()ポートフォリオの投資戦略が行使日にオプションが行使される可能性が高いことを意味していること。

証券化商品およびA B C PのWALを計算する際、ポートフォリオは、上記の代わりに、商品を償却する場合、以下のいずれかを基準として満期の計算を行うことができる。()当該商品の契約上の償却の仕組み。()当該商品の償還のキャッシュフローが生じる原資産の償却の仕組み。

ポートフォリオの支配の及ばない事由により、または買付けもしくは買戻し権の行使の結果として本項に言及される制限を超過した場合、当該ポートフォリオは、その受益者の利益を十分に考慮した上で、当該状況を是正することを優先的な目標とするものとする。

A I F ルールブックの変更を利用する能力

ポートフォリオがA I F ルールブックに記載された投資制限の変更を利用する権限を有する

(ただし、アイルランド中央銀行の事前承認を得ること、ならびにかかる変更がポートフォリオの投資目的および投資方針と重要な点において一致することを条件とする。)ことが意図されており、これにより、ポートフォリオがまたはポートフォリオのために、英文目論見書の日付現在A I F ルールブックに基づき投資が制限または禁止されている投資信託、証券、派生商品またはその他の形態の投資対象に投資することが可能になる。

投資制限および借入制限の変更

ダイワ外貨MMFは、(アイルランド中央銀行の事前承認に基づき)ダイワ外貨MMFによりまたはダイワ外貨MMFに代わり、英文目論見書の日付現在、A I F ルールブックにより制限または禁止されている証券、デリバティブ商品、その他の投資対象に投資することを認める中央銀行の要件に記載される投資制限および借入制限の変更を行う権限を有することが企図されている。

3【投資リスク】

リスク要因

ファンドは、保証された投資ではない。ファンドのようなマネー・マーケット・ファンドへの投資は預金への投資とは異なり、マネー・マーケット・ファンドに投資された元本は変動する可能性がある。ファンドは、ファンドの流動性の保証または受益証券1口当たり純資産価格の安定化につき、外部委託業者に依拠していない。元本を失うリスクは、受益者が負担する。

現在管理会社は、PRIIPs規制(EUパッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品規制(EU Regulation on Packaged Retail and Insurance-Based Investment Products)(EU 1286/2014))に基づく、PRIIPs主要投資家資料(PRIIPs KID)を作成する意図はない。

概要

本書に記載するリスクは、ポートフォリオに投資を行う際に投資を行おうとする者が考慮すべきリスクをすべて網羅するものではない。投資を行おうとする者は、ポートフォリオへの投資が随時異なるその他のリスクに晒される可能性があることに留意すべきである。ダイワ外貨MMFへの投資はリスクを伴う。ポートフォリオおよび/またはクラス毎に異なるリスクが存在する。本項に記載されるリスク以外の特定のポートフォリオまたはクラスにかかるリスクについては、それぞれの別紙に詳述される。投資を行おうとする者は、本書の全体を熟読し、受益証券の申込みを行う前に、自らの専門的金融アドバイザーに相談すべきである。受益証券の価額および当該受益証券にかかる収益は上昇または下落する可能性があるため、投資家は、投資元本が取り戻せない可能性があり、かかる損失に耐え得る者のみが投資を行うべきである。ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの過去の実績は、これらの将来の実績を示すものではない。ダイワ外貨MMFへの投資は、中長期的視点で検討されるべきである。投資を行おうとする者は、ダイワ外貨MMFへの投資に関連する税務上のリスクに注意すべきである。後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」の項を参照されたい。ダイワ外貨MMFが投資する証券および商品は、通常の市場変動リスクおよび当該投資対象に内在するその他のリスクを伴い、これらの価値が増加する保証はない。

投資目的および取引リスク

ポートフォリオへの投資には、重大なリスクが伴うことがある。いずれの期間においても、とりわけ短期間において、ポートフォリオの投資目的が達成されたとの保証はない。特に、ポートフォリオへの投資は、投資者が投資した元本の全額を失う可能性を含む投資リスクにさらされる。投資者は、受益証券の価値が上昇することもあることも下落することもあることに留意すべきである。ポートフォリオの投資目的が成功するとの保証または表明は一切行われぬ。

AIFMDリスク

ファンドは、AIFMDに規定される個人投資家向けAIFであり、個人投資家向けAIFとしてアイルランド中央銀行による認可を受けており、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社がいる。その結果として、管理会社は、AIFMD第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ファンドのポートフォリオの受益証券をAIFMDに規定される個人投資家に販売することができる。

さらに、管理会社は、様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することが求められる。かかる制限および/または条件により、ファンドが直接または間接的に負担する継続発生費用が増加する可能性がある。

さらに、A I F Mまたはその受任者は、A I F M Dで定める頻度による受益者への報告書またはA I F M Dに基づき認められたその他の手段により、以下の事項に関する情報を開示することが義務付けられている。

- （１） ポートフォリオの資産のうち、その非流動的な性質に起因して特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- （２） ポートフォリオの流動性の管理に関する新たな取決め
- （３） ポートフォリオの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム
- （４） ファンドの預託機関が契約により自らを免責するために締結した取決め

投資運用会社への依存

管理会社は、ポートフォリオの運用および管理に関する最終的な権限および責任を有するが、ポートフォリオの資産の投資に関連するすべての決定は投資運用会社によって行われるため、投資運用会社が、当該ポートフォリオの資産に対する完全な取引権限を有することになる。よって、ポートフォリオの資産の投資に関する専門知識は、投資運用会社の役員および従業員の業務および技能に大きく依拠する。投資運用会社および/またはそのいずれかの主要な人員から業務の提供を受けられなくなった場合、投資運用会社により開発された独自の投資手法を利用できなくなる可能性があるため、ポートフォリオの資産の価値に重大な悪影響が及ぶことがある。受益者は、ポートフォリオの運用に参加する権利または権能を有しない。

過去の実績

投資運用会社ならびに投資運用会社およびその関連会社により運用され、助言されまたは支援される事業体、ファンド、口座または顧客の投資実績は、ポートフォリオへの投資に関する将来の結果を示唆するものとして理解されるべきではない。

ポートフォリオ選別リスク

特定のセクターもしくは地域、市場セグメント、有価証券に影響する質、相対的利回りおよび相対的価値もしくは市場動向または金利に関する投資運用会社の判断は、一般に、不正確であると判明する可能性がある。

時価総額リスク

（時価総額が）中小規模の企業の有価証券またはかかる有価証券に関連する金融商品は、より大規模な企業の有価証券と比べて市場が限定されている場合がある。よって、かかる有価証券の売却は、時価総額が高かつ広範な取引市場を有する企業の有価証券と比べて、有利な時期にまたは大幅な価格の下落なしに実行することがより困難である可能性がある。また、中小規模の企業の有価証券は、一般に、好ましくない経済報告等の不利な市場要因の影響をより受けやすいため、価格変動が大きくなることがある。

限られた数の価格情報源

ポートフォリオの管理会社および／または投資運用会社は、ポートフォリオの純資産価額の計算に関連するものを含めて、ポートフォリオの投資対象の価格設定において限られた数の情報源または単一の情報源に依拠する場合がある。

マネー・ロンダリング防止

ポートフォリオが、国際的その他のマネー・ロンダリング防止法、規則、規制、条約もしくはその他の制限に違反して、またはテロリストの疑いがある者もしくは機関、麻薬密売容疑者、もしくは海外腐敗行為に関与した疑いのある海外の上級政治家のために、直接的または間接的に行為する者または主体からの出資を受け、またはその他かかる者または主体の資産を保有していると、管理会社または政府機関が考える場合、管理会社またはかかる政府機関は、ポートフォリオに投資されているかかる者もしくは主体の資産を凍結し、またはかかる者もしくは主体の買戻権を停止することがある。管理会社はまた、当該資産を政府機関に送金または移転するよう求められることもある。

仲介取決めおよびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定するにあたり、投資運用会社は、競争入札を行う必要はなく、また、利用可能な最低手数料を追求する義務を負わない。投資運用会社は、調査または業務を提供しまたはその支払を行うブローカーまたはディーラーに対して、同一の取引の実行について別のブローカーもしくはディーラーから請求され得る価格または投資運用会社の関連会社であるブローカーもしくはディーラーに支払われる価格より高額な手数料を支払うことができる。

決済ブローカーの支払不能リスク

投資運用会社は、ポートフォリオに関して、証券取引の清算および決済を行うために複数のブローカーのサービスを利用することができる。適用ある規則および規制により、顧客資産にはある程度の保護が提供されることがあるが、かかるポートフォリオのブローカーのいずれかが支払不能に陥った場合、かかるブローカーに保管される当該ポートフォリオの資産は、リスクにさらされる可能性がある。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場は形成されないものと予想される。したがって、受益者は、英文目論見書および関連するポートフォリオの別紙に明記される買戻しの方法によってのみ自己の受益証券を処分することができる。受益証券の買戻しを請求した受益者が保有する受益証券の1口当たり純資産価格が、関連する買戻し請求の日付から関連する取引日までの期間に下落するリスクは、買戻しを請求した受益者が負担する。

保管リスク

保管人またはブローカーとの取引にはリスクが伴う。保管人またはブローカーに証拠金として預託されるすべての有価証券およびその他の資産は、ポートフォリオの資産であることが明確に特定されるため、ポートフォリオは、かかる当事者に関しては信用リスクにさらされないことが見込まれる。しかしながら、このような分別管理の実施が常に可能であるとは限らず、また、かかるいずれかの当事者が支払不能に陥った場合は、証拠金として保管される自己の資産に対するポートフォリオの権利執行において、実務上または時間的な問題が生じる場合がある。

ポートフォリオの資産は、支払不能に陥った保管人およびブローカーにおいて保管される場合がある。かかる資産が分別管理されてない場合、ポートフォリオは、無担保債権者の地位に置かれ、資産を全額回収することができない可能性がある。

ボラティリティ

ポートフォリオにより企図される性質の取引には、多くのリスクが内在する。価格の変動が激しく、また、幅広い要因（需給関係の変化、信用スプレッドの変動、金利および為替レートの変動、投資対象のインプライド相関およびインプライド・ボラティリティの正確性、国際的事件ならびに経済、為替管理、取引、金融、軍事およびその他の問題に関する政府の方針および措置を含む。）の影響を受ける。これらの価格変動は、ポートフォリオに重大な損失をもたらす可能性がある。反対に、ボラティリティの欠如または低水準は、高い収益性が見込まれる取引の機会を減少させ、ポートフォリオのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

サービス提供者

ファンドは従業員を有しないため、その執行機能については第三者サービス提供者のパフォーマンスに依拠する。ファンドの投資運用会社および管理会社ならびにそれぞれの代理人（もしあれば）は、ファンドの運営に不可欠な業務を履行することになる。いずれかのサービス提供者が、その任命条件に従ってまたは相当の注意および技能をもってファンドに対する義務を履行しない場合は、ファンドの運営に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドといずれかの第三者サービス提供者との関係が終了し、かかるサービス提供者の後任の任命が遅延した場合、ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響が及ぶことがある。

店頭市場リスク

ポートフォリオが店頭市場で証券を取得する場合、当該証券の流動性が限定されており、比較的激しい値動きをする傾向があるため、ポートフォリオが当該証券の公正価格で換金できるとの保証はない。

インフレ・リスク

ポートフォリオの資産またはポートフォリオ投資から生じる収益は、将来、インフレにより貨幣価値が低下した場合に、実質的価値が下落する可能性がある。インフレ率が上昇した場合、ポートフォリオの組入証券の実質的価値は、インフレ率を超える比率で成長しない限り下落することになる。

取引の停止

証券取引所は、通常、当該取引所で取引される商品の取引を停止しまたは制限する権利を有する。かかる停止により、投資運用会社または投資先ファンドの運用者は、ポジションを清算することができなくなることがあり、その結果、ポートフォリオが損失を被る可能性がある。

市場リスク

市場リスクは、市場が短期間においてまたは長期間にわたってマイナスのリターンとなる可能性をいう。現金投資は、市場リスクが最も低い。債券、不動産証券およびエクイティの市場リスク水準は、累進的に上昇する。いずれの資産クラスにおいても、個別の有価証券のリターンは、広範な市場リターンおよび各有価証券に特有のリターンの組み合わせである。

決済リスク

ポートフォリオが投資する一部の公認取引所における取引および決済慣行は、より発展した市場の慣行とは異なる場合がある。これにより、決済リスクが増大し、および／または、関連ポートフォリオによる投資対象の換金が遅延する可能性がある。

政治および／または規制リスク

ポートフォリオの資産の価額は、国際政治の展開、政府方針の変更、税制の変更、外国投資および本国への送金に対する制限、通貨変動、および投資先の各国の法律および規制のその他の発達等の不確実な要因に影響されることがある。さらに、投資先の一定の諸国の法的インフラならびに会計、監査および報告基準が、主要な証券市場で一般に適用されるのと同程度の投資家保護または投資家向け情報を提供するとは限らない。一部のポートフォリオが、保管および／または決済システムが十分に発達していない市場に投資することがあるため、そのような市場において取引され、副保管人（かかる副保管人の利用が必要である場合）に委託されている当該ポートフォリオの資産は、受託会社が責任を負わない状況でリスクにさらされることがある。

買戻しまたは報酬の目的における純資産価額の修正の不要

純資産価額または１口当たり純資産価格が、（例えば、管理会社が後に流動性の低い投資対象の価値を調整した結果として）いずれかの評価日後に調整された場合、管理会社は、以前に受諾された受益証券の買戻しの基準となった純資産価額もしくは１口当たり純資産価格の修正もしくは再計算、または、ファンドが支払ういずれかの報酬の計算もしくは支払に使用された純資産価額もしくは１口当たり純資産価格の修正もしくは再計算を行う必要はない。

ビジネス・リスク

ポートフォリオが、その投資目的を達成するとの保証はない。将来のパフォーマンスの予想を評価する基盤となる運用歴は存在しない。ポートフォリオの投資結果は、投資運用会社の成功に依拠することになる。

流動性リスク

ポートフォリオにより投資される組入証券のすべてが上場されまたは格付を付与されるわけではなく、その結果、流動性が低いことがある。さらに、一部の投資対象の買集めおよび保有の処分は、時間がかかる可能性があり、望ましくない価格で行われなければならないことがある。ポートフォリオはまた、流動性不足を招く低調な市況により、公正価格で資産を処分することが困難になることもある。新興市場国の金融市場は、全般的に、先進国に比べて流動性が低い。投資対象の売買は、先進国株式市場において想定される時間より長くかかる場合があり、また、望ましくない価格で取引を行わなければならない可能性がある。

ポートフォリオが流動性の低い有価証券に投資した場合、流動性の低い有価証券は有利な時期または価格で売却できない可能性があるため、ポートフォリオのリターンが減少することがある。ポートフォリオの主要な投資戦略に、重大な市場および／または信用リスクを抱える外国証券、デリバティブまたは有価証券が伴う場合、かかるポートフォリオは、最大の流動性リスクにさらされる傾向にある。また、小規模発行の債券は、通常の市況下および不利な市況下において、流動性リスクへのエクスポージャーを有することがある。

ポートフォリオは、（時価総額が）小規模な企業の有価証券またはかかる有価証券に関連する金融商品に投資することがあるため、より大規模な企業の有価証券と比べて市場が制限される場合があり、また、より大規模な企業への投資と比べてリスクおよびボラティリティが増大する可能性がある。

よって、かかる有価証券の売却は、時価総額が高くかつ広範な取引市場を有する企業の有価証券と比べて、有利な時期にまたは大幅な価格の下落なしに実行することがより困難である可能性がある。小規模企業は、通常の市況下および不利な市況下において、流動資本が少なくまた全般的に時価総額が低いことがあり、これが流動性の問題を引き起こす可能性がある。

資本減少リスク

受益者は、ポートフォリオがその運用報酬ならびにその他の報酬および費用の一部または全部について、収益ではなく資本から支払う場合、その資本を減少させることになる可能性があること、および、収益の最大化が将来の資本成長の可能性を切り捨てることにより達成されることに留意すべきである。受益者は、保有する受益証券の買戻しにおいて、投資額の全額を取り戻すことができない場合がある。

利益相反

「第三部 特別情報 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項に定めるとおり、利益相反が生じる可能性があり、いずれの利益相反についても公正な解決を確保することが意図されるが、常に実現可能であるとは限らない。

経済状況

経済状況（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治上および外交上の事由および動向、税法ならびにその他の様々な要因を含む。）の変化は、ファンドのリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。このような状況はいずれも、投資運用会社の管理の及ぶものではない。ポートフォリオが直接または間接にポジションを保有する市場の予期せぬボラティリティまたは流動性は、ポートフォリオの資産の投資および再投資を運用する投資運用会社の能力を損ない、ポートフォリオを損失にさらす可能性がある。

潜在的な市場ボラティリティ

ポートフォリオの勘定において投資が行われることのある市場は、近年、極端な価格変動に直面した。かかるボラティリティが今後発生しないとの保証はない。このようなボラティリティは、純資産価額、ひいては受益証券の実現価格に悪影響を及ぼす場合がある。

訴訟および規制上の措置

ファンドまたはポートフォリオは、自らの活動および投資運用会社の活動に起因する訴訟または規制上の措置の対象となる場合があり、防御費用を被りまた不首尾に終わるリスクにさらされる可能性がある。

担保取決め

ファンドは、一定の担保取決めを実施することを要求されることがある(ファンドまたはファンドが取引を行う取引相手が服する適用ある法律および規制に従った場合を含む。)。

取引相手がファンドの勘定に現金担保を差し入れた場合、当該現金担保は、副保管者に開設された分別担保勘定、または当該担保取決めの当事者の間で合意されたその他の銀行勘定(以下「担保勘定」という。)に預託され、再投資目的には使用されない。担保勘定の受取利息(もしあれば)では、クレジット・サポート・アネックスに従い取引相手が要求する利息を支払うのに足りないことがある。利息の差額は、純資産価額に影響を及ぼす。現金以外の受領担保は売却、再投資または担保差し入れされない。

また、ファンドは、取引相手の利益のために担保差し入れを要求されることもある。かかる場合、ポートフォリオの投資目的のために利用可能なポートフォリオが限定され、それにより、ポートフォリオの全体のリターンが、担保取決めにより減少する可能性がある。

担保の管理を支援するために担保管理代行者が任命されることがあり、かかる任命がなされた場合、当該代行者の報酬は、ポートフォリオの資産から支払われるか、または別段合意されるところに従って支払われる。

担保取決めに関するリスク

担保リスク

取引相手からの担保の受け入れおよび実施されている担保管理システムは、取引相手の債務不履行または支払不能に対するポートフォリオの潜在的なエクスポージャーの軽減を目的としているが、かかるリスクを完全に取り除くことはできない。提供される担保は、様々な理由により、当該取引相手の債務を履行するのに十分でない場合がある。また、取引相手が提供する担保は独立して毎日評価されるが、担保として提供される一部の確定利付証券および/または持分証券の価値に、常に有効な相場価格があるとは限らない。

担保が正確かつ的確に評価される保証はない。担保が正確に評価されない場合、ポートフォリオは、損失を被る可能性がある。担保が正確に評価された場合であっても、取引相手が債務不履行または支払不能に陥った時点から当該担保が換金される時点までの間に当該担保の価値が減少することがある。非流動資産の場合、当該資産の換金に要する時間を理由として担保の価値が減少するリスクがより大きくなる可能性があり、かかる資産が提供される担保の全部または大部分を占めることがある。

担保のオペレーショナル・リスク

取引相手の支払債務および取引相手が差し入れる担保は、各営業日に独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすよう調整される。担保に関する方針は投資運用会社により監視されるが、当該方針が正確に遵守され、かつ、実施されない場合、ポートフォリオは、取引相手が債務不履行または支払不能に陥った場合に損失を被る可能性がある。

先行投資

投資運用会社は、管理会社がポートフォリオの受益証券の買付申込みを受領した場合、申込金が受領される前に、かかる金銭で決済がなされることを見越して、ポートフォリオの勘定で投資を行うことがあることに、受益者は留意すべきである(以下「先行投資」という。)。かかる先行投資は、ポートフォリオの利益になることが期待されているが、決済がなされなかった場合、ポートフォリオは、損失(取引の手仕舞い費用(その時までに市場が好ましくない方向に動いている可能性もある。))および先行投資の資金の調達先であるポートフォリオの銀行預金勘定または関連するファシリティ契約が借越しとなった場合の遅延利息の支払を含むがこれらに限定されない。)にさらされる可能性がある。その結果、先行投資により生じるポートフォリオの損失は、受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。管理会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合に責任を負わないものとする。

買戻しおよび申込みがもたらしうる影響

投資運用会社が、ある取引日に関して買付申込みが受領された旨の管理会社からの通知に応じて、当該取引日に受益証券が発行される前に、ポートフォリオの勘定で投資を行う場合、当該投資により生じた利益(または損失)は、既存の受益者が保有する受益証券に割当てられ、当該割当により、当該取引日における受益証券1口当たり純資産価格が増減する可能性がある。

また、受益者の請求に応じて多数の受益証券を買戻すことにより、投資運用会社は、買戻しに必要な現金を調達するため、望ましいとされる時期よりも早期に、より不利な価格で、ポートフォリオの投資対象の清算を迫られる可能性がある。

例外的な場合として、例えば、ある一日に多数の受益者が買戻しを請求した場合、買戻しの日程上、すべての投資者への支払いに遅延が生じる可能性がある。

キャッシュ・マネジメント・スウィープ(CMS)に関するリスク要因

副保管者において保有されるオーバーナイトの現金残高をキャッシュ・スウィープ・プログラム(以下「キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。)の対象とすることができる。キャッシュ・スウィープ・プログラムには、第三者であるカウンターパーティ(以下「キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティ」という。)が保有する一または複数の共同顧客勘定への資金の預託が含まれる。投資者は、キャッシュ・スウィープ・プログラムにより、ポートフォリオがキャッシュ・スウィープ・カウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーを有することになることに留意すべきである。取引相手のリスクに関する説明は、下記「取引相手のリスク」に記載されている。

取引相手のリスク

ポートフォリオは、契約条件に関する紛争(善意のものであるかを問わない。)または信用もしくは流動性に関する問題を理由として取引相手が契約条項に従った取引の決済または義務の履行をしないリスクにさらされ、それによって関連するポートフォリオが損失を被る場合がある。決済を妨げる事由がある場合や取引が単一もしくは少数の相手方と行われる場合に長期間の契約を締結すると、かかる「取引相手のリスク」が増幅される。

管理会社および投資運用会社は、特定の取引相手と取引を行うことまたは取引の一部もしくは全部を単一の取引相手との間に集中させることを制限されていない。管理会社および投資運用会社が任意の数の取引相手との間で取引を行うことができること、ならびにかかる取引相手の財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ポートフォリオが損失を被る可能性が高まる可能性がある。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、管理会社または投資運用会社がポートフォリオに関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる可能性があるが、これは、かかる取引には、組織化された取引所でかかる商品を取引する参加者に適用される保護(取引所決済機関の履行保証等)と同様の保護が与えられないためである。非上場デリバティブ取引の取引相手は、公認の取引所ではなく、当該取引に関与する特定の会社または企業であり、したがって、管理会社または投資運用会社がポートフォリオに関して取引を行う取引相手が支払不能、破産または債務不履行に陥った場合、かかる商品は、ポートフォリオに多額の損失をもたらす可能性がある。管理会社または投資運用会社は、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、債務不履行があった場合には契約上の救済を受けることができる。ただし、かかる救済は、利用可能な担保またはその他の資産が不足する場合には不十分となる可能性がある。

この10年間、いくつかの大手金融市場参加者(店頭取引およびディーラー間取引の取引相手を含む。)が期限到来時に契約上の債務につき不履行となるかそれに近い状態に陥り、金融市場における不確実性を高めた結果、過去に類を見ない信用と流動性の収縮、取引および資金供与の早期終了、ならびに支払いおよび受渡しの停止または不履行が発生した。管理会社、ポートフォリオに関する管理会社の受任者、ポートフォリオに関する投資運用会社が取引する取引相手が不履行に陥らないという保証およびポートフォリオが結果的に取引で損失を被らないという保証はない。

投資者は、回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連して、後記「申込手続」と題する項において定義される回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティの取引相手のリスクにさらされる可能性がある。また、ポートフォリオは、キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連して、キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティによる取引相手のリスクにもさらされる可能性がある。

信用および債務不履行リスク

ポートフォリオが投資する証券またはその他の証書の発行体が、当該証券または証書に投資された金額または当該証券または証書について期限の到来している支払の一部または全部の損失となる信用困難にさらされないことは保証できない。ポートフォリオはまた、ポートフォリオが取引を行いまたはF D Iにおける取引に関してマージンもしくは担保を設定している取引相手方に関する信用リスクにもさらされ、取引相手方の不履行のリスクを負う場合がある。

投資者は、通常、引き受けるリスクに応じた対価を受けることを期待している。そのため、信用の見通しが悪い発行体の債券は、通常、より安定した信用力を有する発行体の債券より高い利回りを提供する。高格付けの投資対象は、一般に、信用リスクが低い、必ずしも金利リスクも低いとは限らない。高格付けの投資対象の場合においても、その価値は金利の動向に応じて変動する。

為替変動リスク

ポートフォリオの資産が基準通貨以外の通貨建ての場合があり、基準通貨と資産の表示通貨との間の為替レートの変動が、基準通貨により表示されるポートフォリオの資産の価額を低下させることがある。そのような為替レート・リスクをヘッジすることはできないかまたは実際的でないことがある。ポートフォリオの投資運用会社は、金融商品を活用してかかるリスクを緩和することができる（ただし、義務ではない。）。

ポートフォリオは、随時、現物決済でも為替先渡契約を買うことによって、為替取引を締結することができる。現物取引も先渡為替契約もポートフォリオの組入証券の価格もしくは外国為替レートにおける変動を排除するものではなく、また、このような組入証券の価格が下落した場合に損失を防ぐものでもない。ポートフォリオの運用実績は、ポートフォリオが保有する通貨ポジションが保有組入証券ポジションと必ずしも対応していないため、外国為替レートの変動により強く影響を受けることがある。

ポートフォリオは、特定の証券取引または予定された証券取引の取引日と決済日の間の為替レートまたは金利の変化に起因するポートフォリオ・ポジションの相対価値の変動に対する保護を追求するため、為替取引を締結しならびに／または技法および手段を使うことができる。このような取引は、ヘッジ対象通貨の価額下落による損失のリスクを最小限化することを意図しているが、それらはまた、ヘッジ対象通貨の価額が増加すれば実現すると思われる潜在的な利益も制限する。関連する契約金額と関係する組入証券の価額の正確な適合は、当該証券の将来の価額が、関連する契約が締結される日と満期になる日の間の当該証券の価額の市場変動の結果変化するので、一般的には不可能である。投資対象の内容に厳密に適合するヘッジ戦略の実行の成功は保証できない。一般に予想される為替または金利の変動に対して、当該変動に起因するポートフォリオ・ポジションの価額の予想された値下がりから資産を保護するのに十分な価格でヘッジすることが可能とは限らない。

預託リスク

受託会社およびその受任者（もしあれば）は、ポートフォリオの証券、ファンドの証券口座に発生する現金、分配金および権利を保管する。受託会社または受任者がポートフォリオのために現金を保有している場合、ファンドは、受託会社または受任者が支払不能に陥った場合に無担保債権者となることがある。また、ポートフォリオの資産の一部が、受託会社およびその受任者以外の事業体により保有されることがある。一例を挙げると、ポートフォリオは、先物、スワップ、先渡しおよび一部のオプション等の派生商品契約に関連して、その資産の一部を担保として取引相手またはブローカーに差し入れることがある。ファンドは、担保を過大に徴求された派生商品契約を締結した場合、かかる取引相手またはブローカーが支払不能に陥った場合に当該ブローカーの無担保債権者となる可能性がある。

ポートフォリオは、保管および／または決済システムが十分に発達していない市場（新興市場国を含む。）に投資することがある。かかる市場で取引されているポートフォリオの資産のうち、受任者の使用が必要な状況においてかかる受任者に預託された資産は、受託会社が何ら責任を負わない場合においてリスクにさらされることがある。

早期終了

ポートフォリオが早期に終了する場合、管理会社は、受益者に対し、受益者がファンド資産に対して有する持分を按分して分配しなければならない。証券およびその他の投資対象は、ポートフォリオにより売却されるか、または受益者に分配されなければならない。かかる売却時または分配時において、ポートフォリオが保有する特定の投資対象の価値が当該投資対象の当初投資額を下回ることがあり、その結果として、ポートフォリオおよびその受益者が損失を被ることがある。さらに、設立費用が全額償却される前にファンドまたはポートフォリオが終了した場合、かかる費用の未償却部分は、期限の利益を喪失し、本来であれば受益者に分配可能であった金額から差し引かれる（これによりかかる分配可能金額が減額される。）。

欧州市場インフラ規則

ポートフォリオは、店頭デリバティブ契約を締結する場合がある。店頭（OTC）デリバティブ、中央清算機関（CCP）および取引情報蓄積機関（TR）に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会規則（EU）No 648/2012（随時改訂される。）（以下「EMIR」という。）では、店頭デリバティブ契約に関して、強制清算義務、相対のリスク管理要件および報告要件を含む一定の要件が定められている。EMIRの発効に必要な、リスク管理手続（担保の水準および種類ならびに分別保管に係る取決めを含む。）について定めた規制上の技術基準のすべてが最終決定されたわけではなく、よって、確定的なものでない可能性があるが、投資家は、EMIRの特定の規定により、ポートフォリオが店頭デリバティブ契約の取引に関する義務を負うことになることに留意すべきである。

ファンドに関してEMIRが及ぼす可能性のある影響は、以下を含むが、それらに限られない。

- (a) 清算集中義務：一定の標準化された店頭デリバティブ取引は、中央清算機関（以下「CCP」という。）を通じた強制清算の対象となる。CCPを通じたデリバティブの清算により追加のコストが生じる場合があり、また、かかる清算が、当該デリバティブの集中清算が義務付けられなかった場合よりも不利な条件で実行されることもある。
- (b) リスク軽減手法：ファンドは、集中清算の対象外であるその店頭デリバティブの要件について、リスク軽減要件（すべての店頭デリバティブの担保化を含む。）を整備することが義務付けられる。かかるリスク軽減要件により、ポートフォリオがその投資方針を遂行する（またはその投資方針から生じるリスクをヘッジする）ためのコストが増加する場合がある。
- (c) 報告義務：ポートフォリオによる各店頭デリバティブ取引は、取引情報機関または欧州証券市場監督局に報告されなければならない。かかる報告義務により、ポートフォリオが店頭デリバティブを活用するためのコストが増加する場合がある。

受益証券の通貨指定リスク

ポートフォリオの受益証券のクラスは、ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建てに指定されることがある。基準通貨とかかる指定通貨間の為替レート変動の結果、指定通貨建ての当該受益証券の価額が下落することがある。ポートフォリオの投資運用会社は、前記「為替変動リスク」の項に記載される金融商品を利用してかかるリスクを軽減することを試みることができるが、これは義務ではない。また、いかなる場合も、かかる金融商品はポートフォリオの受益証券の当該クラスに帰属する純資産価額の105%を上回らないものとする。投資家は、かかる戦略により指定通貨が基準通貨および／またはポートフォリオ資産の表示通貨に対して下落した場合、当該クラスの受益者の利益が著しく制限される可能性があることに留意すべきである。かかる状況において、ポートフォリオの受益証券の当該クラスの受益者は、関連する金融商品の損益および費用を反映する受益証券1口当たり純資産価格の変動に晒されることがある。かかる戦略を実施するために用いられる金融商品は、ポートフォリオ全体の資産／負債である。ただし、当該金融商品の損益および費用は、専ら該当するポートフォリオの受益証券のクラスに計上される。

オルタナティブ資産投資における競争の激化

従来とは異なる投資業界またはオルタナティブ投資業界は、極めて競争が激しい。2008年の初めまでは、オルタナティブ資産投資戦略（ポートフォリオのために実施される戦略を含む。）を実施する目的で設立された投資ビークルの数およびかかる投資ビークルへの資本流入が著しく増加した。正確な影響を判断することはできないが、かかる増加により、投資機会を得るための競争がより激しくなるか、または一定の状況下において、特定のポジションに関して価格変動の増大もしくは流動性の低下を招くことがある。

債券投資

債券への投資は、金利、セクター、証券、および信用のリスクにさらされる。このような証券に伴う低い信用力および高い不履行リスクを補うため、格付の低い組入証券は、通常、格付の高い組入証券よりも高い利回りを提示する。格付の低い証券は一般に、先ず金利の一般水準に反応する格付の高い証券よりも大きく、短期の会社および市場の発展具合を反映する傾向がある。格付の低い証券に対する投資家は少数であり、そのような証券を最適な時期に売買するのはより難しいことがある。

一定の国際債券市場において遂行される取引量は、米国等の世界的に最大規模の市場よりもかなり少ないことがある。それにより、そのような市場におけるポートフォリオの投資対象は流動性が低く、それらの価格は、取引量のより多い市場での証券取引における同程度の投資対象よりも変動し易いことがある。さらに、一定の市場における決済期間は、他のものよりも長い場合があり、そのことがポートフォリオの流動性に影響することがある。

アイルランドを拠点とする主体

ファンド、管理会社および受託会社はそれぞれ、アイルランドを拠点とし、集団投資スキーム、管理会社および受託会社に適用あるアイルランドおよびEUの規制枠組みに服する。それ故、政府の規制、政治体制、現地の経済および税法の変化が、ファンド、管理会社および受託会社の一部または全部に悪影響を及ぼすことがある。アイルランド当局は、ファンドまたはポートフォリオのいずれかに対する投資の利点について判断を行っていない。アイルランド中央銀行によるファンドの承認は、アイルランド中央銀行によるファンドの保証ではなく、またアイルランド中央銀行が英文目論見書の内容に責任を負うものでもない。

将来の見通しに関する記述

本書には、将来の見通しに関する記述が含まれている。かかる将来の見通しに関する記述は、将来の事象に関する管理会社または投資運用会社の見解を反映している。管理会社または投資運用会社の支配の及ばない要因により、実績が将来の見通しに関する記述にあるものと大幅に異なる可能性がある。申込者は、かかる記述に依拠しないよう注意すべきである。

運用リスクおよびオペレーショナル・リスク

ポートフォリオは、その投資目的を達成する投資運用会社の能力に依拠しているため、運用リスクにさらされる。ポートフォリオに関し投資運用会社は、ファンドについて投資判断を行う際に独自の投資手法を用いるが、これは、投資運用会社が望ましい成果を達成することを保証するものではなく、ポートフォリオは、多額の損失を被ることがある。一例を挙げると、投資運用会社は、派生商品を有効に活用することができず、不利な時期にポジションのヘッジを行うことまたはヘッジを行わないことを選択することがある。投資運用会社は、定量分析および／またはモデルを用いることがある。かかる分析および／またはモデルの欠陥または限界により、戦略を実行するポートフォリオ・マネジャーの能力が影響を受ける可能性がある。これらの分析およびモデルは、必要に迫られ、単純化された仮定を置き、それらの有効性が限定的なものとなることがある。過去の市場データを解釈しているように思われるモデルは、将来の市場事象を予測することができない可能性がある。さらに、モデルで使用されるデータは、正確でない場合があり、および／または会社もしくは銘柄に関する最新の情報を含んでいないことがある。また、投資運用会社の社員全員が、期間の長短にかかわらず、継続して投資運用会社と関係するとの保証もない。投資運用会社の一または複数の従業員による業務上の損失により、ポートフォリオの投資目的を達成するポートフォリオの能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

また、ポートフォリオは、管理会社およびその他の業務提供会社によるファンドへの投資運用業務、管理事務代行業務、保管業務、会計業務、税務、法務、株主対応業務およびその他の業務の提供により、オペレーショナル・リスクによる損失および業務障害のリスクにもさらされる。オペレーショナル・リスクは、業務提供会社による不適切な手続および管理、人為的過誤ならびにシステム障害によっても生じる可能性がある。一例を挙げると、取引の遅延または誤り（人為的およびシステム上の両方を含む。）により、ファンドが、価値が上昇または下落すると投資運用会社が予想する銘柄を購入または売却すること（場合による。）が妨げられ、それ故、ファンドが当該銘柄について潜在的な投資利益を得ることまたは損失を回避することが妨げられる可能性がある。投資運用会社は、その職務の遂行および義務の履行において自らの過失または故意の不履行がない場合には、オペレーショナル・リスクに関連する損失について、ファンドに対し契約上の責任を負うものではない。また、その他のファンド業務提供会社も、自らの誤りに起因する損失について、ファンドに対する責任が限定される。

投資全額の喪失可能性および受益者に対する補償

受益者は、申込書に記入する際、ポートフォリオへの投資の利点およびリスクを評価するために十分な取引および金融に関する知識および経験を有していること、ならびに提案された投資に伴うリスクおよびかかる投資には投資額の全額を喪失する可能性が内在するという事実を認識していることを証明するよう要求される。

受益者の責任は、原則として、申込書および（各受益者が拘束される）信託証書に基づき、申込みを行った（全額払込みベースでのみ発行される）受益証券の発行価格のうちの未払込金額に限定されるが、受益者は、ファンド、ポートフォリオ、管理会社、販売会社、投資運用会社、受託会社および／または他の受益者に対し、以下を含む一定の事項について補償する義務を負う。

- （ ）信託証書に基づく適格保有者以外の者が受益証券を保有または取得したことにより発生した損失
- （ ）ファンドがある投資者のために計上することが義務付けられている税金により生じる債務（違約金およびその利息を含む。）
- （ ）申込人が必要な情報を提供しなかったことにより受益証券の申込みの処理を行うことができず、その結果として生じた損失
- （ ）申込書もしくは投資者が管理会社もしくはその受任者に交付した書類における不実表示、かかる申込書もしくは書類に記載された保証、条件、誓約もしくは合意の違反、または投資者による適用ある法律、規則および規制の違反の結果として生じた損失

金利の変動

受益証券の価額は、金利のかなり不利な変動に影響されることがある。短期金利が下降している期間において、受益証券の継続発行からのポートフォリオに対するネットの新規資金の流入額は、ポートフォリオの組入証券の残額よりも低い利回りを生じる投資対象に投資される可能性が高く、それにより、ポートフォリオの現在の利回りが減少することがある。金利が上昇している期間は、その逆があてはまる。

償却原価法

ポートフォリオの投資対象の一部または全部は、償却原価で評価されることがある。詳細は後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 純資産価格の計算」を参照のこと。

投資対象の評価

管理会社は、ポートフォリオが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手から、当該ポートフォリオの勘定において締結された取引および保有される現金または有価証券の照合を行うのに十分な時間内に、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しない場合がある。このような場合、純資産価額が不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づき計算されることになり、純資産価額の計算が不正確なものとなる可能性がある。ポートフォリオの受託会社、管理会社または投資運用会社のいずれも、その結果として生じたいかなる損失についても責任を負わないものとする。

評価リスク

ポートフォリオは、資産の一部を非流動的かつ／もしくは非上場の証券または商品に投資することができる。かかる投資対象は、管理会社またはその代行会社により、見込換金価額について投資運用会社と協議の上誠実に評価される。かかる投資対象は、元来評価が難しく、相当程度の不確実性を免れない。評価プロセスから生じた見積りが当該証券の実際の販売価格または「手仕舞い」価格を反映するという保証はない。

会計、監査および財務報告基準

ポートフォリオの投資先である各国の多くの会計、監査および財務報告が米国および欧州連合諸国に適用されているものほど広範でないことがある。

マネー・マーケット・ファンドについてのリスク要因

ポートフォリオに対する投資は、保険で保護されておらず、また、政府、下部機関もしくは機構または銀行保証ファンドにより保証されてもいない。ポートフォリオの受益証券は、銀行の預金もしくは債務ではなく、または銀行により保証もしくは承認されておらず、受益証券に投資された金額は、上昇することも下降することもある。管理会社は、一定の受益証券1口当たり純資産価格の維持に努めるが、一定の純資産価格の維持は保証されていない。ポートフォリオへの投資は、元本損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴う。

スタートアップ期間

ポートフォリオは、新規に拠出された資産の初期投資に関する一定のリスクを被るスタートアップ期間に直面することがある。また、スタートアップ期間には、ポートフォリオの組入証券の分散水準が、全額コミットされたポートフォリオより低くなる可能性のある特有のリスクも存在する。投資運用会社は、全額コミットされたポートフォリオに移行するために様々な手続を採用することがある。これらの手続の一部は、市場判断に基づき行われる。これらの手続が成功するとの保証はない。

デリバティブならびに技法および手段のリスク

概要

先物およびオプション価格を含むデリバティブ商品の価格は変動性が高くなっている。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、特に、金利、変化する需給関係、政府の貿易、会計、金融ならびに為替管理のプログラムおよび方針、ならびに国内外の政治的・経済的事由および政策の影響を受ける。さらに、政府は、随時、直接および規制により、一定の市場、特に通貨および金利関連先物およびオプションの市場に介入する。かかる介入は、しばしば、価格に影響を与えることを直接意図しており、他の要因と相俟って、特に金利変動により、かかる市場全体を同じ方向に急速に変動させる。技法および手段の使用もまた、以下を含む一定の特別なリスクを伴う。（ ）ヘッジされている証券の価格の変動および金利の変動を予測する能力への依存、（ ）ヘッジ手段とヘッジされている証券または市場セクターの間の不完全な相関関係、（ ）このような手段を使うのに必要とされる技能がポートフォリオの組入証券を選択するのに必要とされるものと異なるという事実、（ ）特定の時期に特定の手段のための流動性のある市場が存在しない可能性、ならびに（ ）効率的なポートフォリオ運用または買戻しに応じる能力に対する障害の可能性。

ポートフォリオは、義務ならびに権利および資産の引受けを伴うことのある一定のデリバティブ商品に投資されることがある。証拠金としてブローカーに預託される資産は、ブローカーにより分別勘定で保管されないことがあるため、当該ブローカーが支払不能または破産に陥った場合、その債権者の引き当てになる可能性がある。ポートフォリオは、随時、その投資方針の一環として、また、ヘッジ目的において、取引所で取引される信用デリバティブおよび店頭信用デリバティブ（クレジット・デフォルト・スワップ等）の双方を利用することができる。これらの商品は、変動性が高く、一定の特別なリスクを伴い、また、投資者を高い損失リスクにさらす可能性がある。

先物契約の流動性

一定の商品取引所は、「一日の値幅制限」または「値幅制限」と呼ばれる規制により、一定の先物契約の一日における価格変動を制限するため、先物のポジションは、流動性が低いことがある。かかる値幅制限に基づき、一取引日に値幅制限を超える価格で取引を行うことはできない。特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する金額分につき増減すると、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、当該先物のポジションは、取得されることも清算されることもできない。これにより、ポートフォリオは、不利なポジションを清算することを妨げられる可能性がある。

先物およびオプション・リスク

管理会社／投資運用会社は、ポートフォリオを代理して、先物およびオプションの利用を通じて様々なポートフォリオ戦略を実行することができる。先物の性質上、証拠金を満たすための現金は、各ポートフォリオがオープン・ポジションを有するブローカーにより保管される。ブローカーが支払不能または破産に陥った場合、かかる金銭が各ポートフォリオに返還される保証はない。オプションの行使において、ポートフォリオは、取引相手にプレミアムを支払う場合がある。取引相手が支払不能または破産に陥った場合、オプション・プレミアムは、契約がイン・ザ・マネーである場合は未実現利益と併せて失われる可能性がある。

外国為替取引

ポートフォリオが、その保有する譲渡可能な有価証券の通貨エクスポージャーの特性を変化させるデリバティブを利用する場合、ポートフォリオの保有する通貨ポジションは、保有する有価証券ポジションと一致しない場合があるため、ポートフォリオのパフォーマンスは、外国為替レートの変動に大きく影響される。

店頭市場リスク

ポートフォリオが店頭（OTC）市場における有価証券を取得する場合、このような有価証券は流動性が制限され、また、価格変動性が比較的高い傾向にあるため、ポートフォリオがその公正価値を実現することができる保証はない。

一般に、（通貨、スポットおよびオプション契約、一定の通貨オプションおよびスワップ・オプションが通常取引される）店頭市場の取引に対する政府の規制および監督は、公認取引所で実行される取引と比べて緩やかである。また、一部の公認取引所の参加者に提供される保護（取引所の決済機関の履行保証等）の多くは、店頭取引に関しては提供されない可能性がある。店頭オプションは、規制の対象外である。店頭オプションは、個別の投資者のニーズに合わせて特別に設計された、取引所で取引されないオプション契約である。このようなオプションにより、ユーザーは、所定のポジションの日付、市場水準および金額を精密に組み立てることができる。これらの契約の取引相手は、公認取引所ではなく、取引に関与する特定の企業であるため、ポートフォリオが店頭オプションの取引を行う取引相手が破産または債務不履行に陥った場合、ポートフォリオは多額の損失を被る可能性がある。また、取引相手が、契約が法的に執行可能ではないこと、当事者の意図を正確に反映していないこと、契約条件に関する紛争（善意か否かを問わない。）または信用もしくは流動性の問題を理由に、契約条件に従って取引を決済しない場合があり、これによりポートフォリオが損失を被る可能性がある。取引相手がその義務を履行せず、また、ポートフォリオによるその組入証券への投資に関する権利行使が遅延または妨げられる範囲において、ポートフォリオは、そのポジションの価値の下落に見舞われ、収益を失い、また、自らの権利の主張に伴うコストを負担することがある。カウンターパーティ・エクスポージャーは、ポートフォリオの投資制限に従う。ただし、ポートフォリオが取引相手の信用リスクを軽減するために講じる措置にかかわらず、取引相手が債務不履行に陥らず、または、ポートフォリオがその結果として取引の損失を被らないとの保証はない。

取引相手のリスク

ポートフォリオは、スワップ、オプション、レポ取引、先渡為替レート契約およびポートフォリオが保有するその他の契約におけるポジションにより、取引相手に対する信用エクスポージャーを有することになる。取引相手がその義務を履行せず、また、ポートフォリオによるその組入証券への投資に関する権利行使が遅延または妨げられる範囲において、ポートフォリオは、そのポジションの価値の下落に見舞われ、収益を失い、また、自らの権利の主張に伴うコストを負担することがある。また、ポートフォリオがクレジット・デフォルト・スワップの基礎となる企業の信用力を正確に評価しない場合、クレジット・デフォルト・スワップは、損失をもたらす可能性がある。

店頭通貨市場の参加者は、通常、取引相手が証拠金、担保、信用状またはその他の信用補完を提供しない限り、信用力が十分に高いと自らが確信する取引相手とのみ取引を行う。管理会社／投資運用会社は、ポートフォリオによる店頭通貨市場およびその他の取引相手市場（スワップ市場を含む。）における取引の実行を可能にするのに必要な取引相手との取引関係を確立できると確信しているが、それが実現可能であるとの保証はない。かかる関係を確立することができない場合、ポートフォリオの活動が制限され、また、ポートフォリオは当該活動のより重要な部分を先物市場で行わなければならない可能性がある。さらに、ポートフォリオがそのような関係を確立する予定である取引相手は、ポートフォリオに供与する信用枠を維持する義務を負わず、またその裁量においてかかる与信枠の引下げまたは終了を決定することができる。

エクスポージャー・リスク

一定の取引は、一種のエクスポージャーを創出することがある。このような取引は、特に、逆レボ契約ならびに発行時取引、繰延受渡取引または先渡約定取引の利用を含みうる。デリバティブの利用はエクスポージャー・リスクを生み出す可能性があるが、デリバティブの利用に起因するいかなるエクスポージャーも、関連するポートフォリオの純資産価額を超えることはない。

法的リスク

デリバティブ投資に伴う法的リスクは、法律もしくは規制の予想外の適用または契約が法的に執行不能でありもしくは適切に文書化されていないことに起因することがある。

先渡取引

先渡契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されず、規格化されていない。むしろ、銀行およびディーラーが、このような市場で本人として行動し、個別に各取引を交渉している。先渡しおよび「現金」取引は、実質的な規制がない。1日当たりの価格変動について制限はなく、投機的なポジション制限は適用されない。先渡市場で取引を行う本人は、自己が取引する通貨または商品について市場を形成し続けることを要求されず、このような市場は非流動的な期間（時には相当の期間となる。）を生じる可能性がある。市場の非流動性または途絶は、ポートフォリオにとって多大な損失となるおそれがある。

証券貸付リスク

いかなる与信活動においても、遅延および回収のリスクがある。組入証券の借主が財政的に破綻し、または証券貸付取引に基づくいずれかの債務を履行しなかった場合、当該取引に関連して提供された担保は実行される。担保の価値は、譲渡された証券の価額につき同額か上回るよう維持される。しかし、担保が譲渡証券の価額を下回ることがあるというリスクがある。さらに、ポートフォリオは、アイルランド中央銀行により定められた条件に従いかつ制限以内に、受領した現金担保を投資できるため、かかる担保は、関連する証券の発行体の倒産またはデフォルトなど、当該投資対象に伴うリスクにさらされる。

債務証券一般

債務証券は、発行体が債務についての元金支払に対応できないリスク(信用リスク)にさらされ、また、金利への感応度、発行体の信用度についての市場認識、および一般的な市場の流動性(市場リスク)などの要因にもさらされることがある。投資運用会社は、ポートフォリオのための投資決定を行う際には、信用リスクと市場リスクの双方を考慮する。

仕組債に関しては、より単純な証券よりも変動性が高く、流動性が低く、および正確に価格付けすることがさらに困難である。債務証券における売買取引のタイミングは、債務証券の価額が一般に現行金利と逆に変化するため、元本の増減を招くことがある。

モーゲージ・バックおよびアセット・バック証券

ポートフォリオは、モーゲージのプールの持分を表章する証券(「モーゲージ・バック証券」)、および、適用法に従い、クレジット・カード債権またはその他の種類のローンのプールの持分を表章する証券(「アセット・バック証券」)に投資することができる。対象ローンについての元金支払は、証券の存続期間を通じて当該証券の保有者にパススルーされる。大部分のモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券は、元本の期限前返済(金利が下がっている期間中は加速されると予測される。)に左右される。かかる期限前支払は、通常、市場でその時点で現行の低い利回りでのみ再投資が可能である。したがって、金利の下降期間中、かかる証券は、他の確定利付債務と比べて価額が上がる可能性は低く、かつ、特定の利回りを固定するのにあまり効果的ではない。他方で、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券は、他の確定利付証券と同様に、金利の上昇期間中の値下がりリスクを相当に伴う。

アセット・バック証券は、モーゲージ・バック証券には該当しない一定の信用リスクを示す。なぜなら、アセット・バック証券は一般に、モーゲージ資産に匹敵するほどの担保権への利益を有していないからである。場合によっては、取戻担保についての回収額が、このような証券についての支払をまかなうことができないことがある。

預金保護と同等の投資保証はない

ポートフォリオに対する投資は、性質上、銀行口座への預金ではなく、政府、下部機関または銀行預金口座の保有者を保護するために利用可能なその他の保証の仕組みにより保護されていない。

その他

ポートフォリオは、発行日取引ベース、固定ベース、またはスタンバイ・コミットメント・ベースにより証券を購入できる。発行日取引ベース、固定ベースまたはスタンバイ・コミットメント・ベースにより購入された証券が、交付前に時価が下落または上昇することがある。

ポートフォリオは、信用リスクおよび流動性リスクを含む一定のリスクを伴うローン・パーティシペーションに投資することができる。

課税

アイルランドまたはその他の地域における税制の変更は、（ ）ファンドまたはいずれかのポートフォリオがその投資目的を達成する能力、（ ）ファンドまたはいずれかのポートフォリオの投資の価値、または（ ）受益者に対してリターンを支払いまたはかかるリターンを変更する能力に影響を及ぼす可能性がある。かかる変更は、遡及することもできるが、現在の税法および税慣行に基づき本書に記載されている情報の有効性に影響を及ぼす可能性がある。投資予定者および受益者は、本書および英文目論見書に記載されている課税に関する記述が英文目論見書の日付現在の関連する法域において有効な法律および慣行に関して管理会社から受領した助言に基づくものであることに留意すべきである。あらゆる投資と同様に、ファンドへの投資が行われる時点における税務ポジションまたは予定される税務ポジションが無期限に持続するという保証はない。

受益者である地位の結果、ファンドまたはポートフォリオがいずれかの法域において、それに係る利子や罰則を含め、納税義務を負う場合、ファンドまたはポートフォリオは、かかる金額を当該受益者に関して生じた支払いから控除するかまたはかかる義務を免除するために十分な金銭を得るために、受益者もしくは受益証券の実質的所有者が保有する受益証券口数を強制的に買い戻すかもしくは消却する権利を有するものとする。当該受益者は、かかる控除、割当または消却が行われていない場合を含め、租税債務を生じる事由の発生によりファンドまたはポートフォリオが税金およびこれに関する利息または罰金の申告義務を負ったことを理由としてファンドまたはポートフォリオに生じるあらゆる損失につきファンドまたはポートフォリオを補償するものとする。

受益者および投資予定者は、ファンドへの投資に関連する課税リスクに留意すべきである。後記「課税上の取扱い」と題する項を参照のこと。

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）

特定の支払に適用される2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定（以下「FATCA」という。）は、原則的に、特定米国人による非米国口座および非米国事業体の直接的および間接的な所有について米国内国歳入庁への報告を義務付けることが意図されており、要求される情報を提供しない場合は、直接米国投資（および場合によっては間接米国投資）に対し30%の米国源泉徴収税が課税される。米国源泉徴収税の課税対象となることを回避するためには、米国人投資家および非米国人投資家はともに、自己および自己の投資家に関する情報の提供を義務付けられる可能性がある。この点について、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日、FATCAの導入に関する政府間協定（以下「アイルランドIGA」という。）（さらなる詳細については、「米国の報告および源泉徴収要件の遵守」の項を参照のこと。）を締結した。

アイルランドIGA（ならびにこれを実施するアイルランドの関連規則および法律）の下では、（ファンドなどの）外国金融機関は、原則として、30%の源泉徴収税を適用する義務を負わない。ただし、FATCAによりファンドがその投資に対して米国源泉徴収税を課税されるかまたはFATCAの要件を遵守する立場にない限りにおいて、ファンドを代理して行為する管理会社は、受益者によるファンドへの投資に関して、かかる不遵守を是正し、かつ/または、当該受益者が保有するポートフォリオの受益証券の一部または全部の強制的な買戻しを含め、必要な情報を提供しないことまたは参加外国金融機関にならないことまたはその他の作為もしくは不作為により源泉徴収または不遵守が発生した当該受益者によりかかる源泉徴収が経済的に負担されることを確保するための措置を講じることができる。

受益者および投資予定者は、ファンドへの投資に関連する米国連邦、州、地方および米国以外の税務報告および証明要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

共通報告基準

OECDは、FATCAを実施するための政府間アプローチを広範囲にわたって利用することにより、世界的な海外の脱税の問題に対処するための共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。また、欧州連合は、課税分野における情報の強制的自動交換に関する指令2011/16/EUを改正するEU理事会指令2014/107/EU（以下「DAC2」という。）を採択した。

CRSおよびDAC2は、金融口座情報のデューデリジェンス、報告および交換に関する共通の基準を提供する。CRSおよびDAC2に基づき、参加国およびEU加盟国は、共通のデューデリジェンスおよび報告手続きに基づき金融機関により特定されたすべての報告対象口座に関する財務情報を、報告金融機関から取得し、年に一度交換パートナーとの間で自動的に交換する。

ファンドは、アイルランドにより採択されたCRSおよびDAC2のデューデリジェンスおよび報告の要件を遵守することを要求されている。受益者は、ファンドがCRSおよびDAC2に基づく義務を遵守することができるよう、ファンドに対して追加の情報を提供することを要求される場合がある。要求された情報を提供しない場合、投資家は、結果として生じる罰金またはその他の課徴金の支払義務を課され、かつ/または、ポートフォリオの受益証券を強制的に買い戻される可能性がある。

受益者および投資予定者は、ファンドへの投資に関連する証明要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

サイバーセキュリティ・リスク

ファンド、管理会社およびそれらのサービス提供者（投資運用会社、受託会社および販売会社を含む。）（以下「当事者」という。）は、サイバーセキュリティ・インシデントによるオペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよび関連するリスクの影響を受けやすい。通常、サイバー・インシデントは、故意の攻撃または故意でない事象により生じる可能性がある。サイバーセキュリティ攻撃は、資産もしくは機密情報を悪用し、データを破壊し、または業務を妨害する目的で（例えば「ハッキング」または悪質なソフトウェアの暗号化により）デジタル・システムに不正アクセスすることを含むが、これに限られない。サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃（すなわち意図するユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み）を引き起こすなど、不正アクセスすることを要しない形で行われる場合もある。当事者に影響を及ぼすサイバーセキュリティ・インシデントは、混乱を生じ、事業に影響を及ぼす力があり、純資産価額を計算するポートフォリオの能力の妨害、ファンドのポートフォリオの取引の妨害、受益者がファンドと取引を実行できないこと、適用あるプライバシー、データ・セキュリティまたはその他の法律の違反、規制上の罰金および違約金、風評被害、払戻しもしくはその他の補償または是正費用、弁護士費用、追加のコンプライアンス費用などによる財務損失を生じる可能性がある。ポートフォリオが投資する証券の発行体、ポートフォリオが取引を行う取引相手方、政府当局およびその他規制当局、取引所およびその他金融市場オペレーター、銀行、ブローカー、ディーラー、保険会社およびその他金融機関ならびにその他の者に影響を及ぼすサイバーセキュリティ・インシデントによっても同様の悪影響が生じる可能性がある。サイバーセキュリティに関連するリスクを軽減することを目的とした情報リスク管理システムおよび事業継続計画が構築されているが、一定のリスクが特定されていない可能性を含め、サイバーセキュリティ・リスク管理システムまたは事業継続計画に固有の限界が存在する。

災害復旧

投資運用会社は、伝達故障等の情報技術の障害が発生した場合にファンドの利益を保護するよう設計された保護措置（並列またはバックアップシステム、予備電力および代替データフィードの使用を含む。）を導入しているが、かかる措置があらゆる状況に対して有効でありまたは適時に実施可能である保証はなく、結果としてファンドが悪影響を被る可能性がある。

E U 租税回避防止指令

その租税回避防止パッケージの一環として、E U 委員会は、2016年1月28日、租税回避防止指令案を公表し、同案は、2016年7月12日、E C 理事会により理事会指令（E U）2016 / 1164（「租税回避防止指令」または「A T A D」）において正式に採択された。租税回避防止指令は、その後、理事会指令（E U）2017 / 952（「A T A D 2」）により改正された。

ハイブリッド防止規定 - A R A D および A T A D 2 の実施の一環として、近年、アイルランド税法にハイブリッド防止規定が導入された。概して、これらの規定は、税制上の優遇措置を生み出すために2以上の法域の税法に服する金融商品または事業体の税務上の取扱いの差異を利用する取決めに防止することが意図されている。かかる新たな法律は、2020年1月1日以降に行われまたは生じる関連の支払に対して有効である（リバーズ・ハイブリッド・ミスマッチに関する規定は、2022年1月1日付で発効している。）。

これらの規定は、通常、関連企業間における特定のクロスボーダー・アレンジメントおよび一定の「ストラクチャード・アレンジメント」に対してのみ適用されることに留意することが重要である。ファンドは、その収益または利益について、いかなるアイルランド税の課税対象にもならないことを考慮すると、アイルランドのハイブリッド防止規定がファンドに影響することは想定されない。

利子損金算入制限規定 - A T A Dのさらなる要件の一環として、アイルランドは、現在、一般に2022年1月1日以降に開始する会計期間について有効である利子損金算入制限規定の導入過程にある。A T A Dの要件に基づき、これらの規定は、課税利益の計算時に借入費用を控除する能力を制限することが企図されている。同規定は、課税期間における「超過借入費用」（概して、純利息費用）について許容される課税控除を、利払前・税引前・償却前利益（E B I T D A）の30%に制限することにより適用する。

上記のハイブリッド防止規定の場合と同様に、ファンドは、その収益または利益について、いかなるアイルランド税の課税対象にもならないことを考慮すると、利子損金算入制限規定がファンドに影響することは想定されない。

買戻しリスク

ポートフォリオにおける受益証券の大量の買戻しが行われた場合、ポートフォリオは、通常は当該資産の処分に好ましくない時点および価格で資産を売却することを余儀なくされる可能性がある。

G D P R

G D P Rは、2018年5月25日からすべてのE U加盟国において直接の効力を生じ、以前のE Uのデータプライバシーに関する法律に取って代わった。G D P Rに基づき、データ管理者は、とりわけ、説明責任および透明性要件を含む追加の義務を負い、それに基づきデータ処理に関するG D P Rに定める規則の遵守につき責任を負い、かつそれを立証できなければならない。また、データ対象者に対し、個人データの処理に関してより詳細な情報を提供しなければならない。データ管理者に課されるその他の義務には、より強化されたデータ同意の要件および個人データに関する違反を遅滞なく関係監督当局に報告する義務が含まれる。G D P Rに基づき、データ対象者には、不正確な個人情報情報を修正する権利、データ管理者が保有する個人データを一定の状況において消去させる権利および様々な状況においてデータ処理を制限しまたはこれに反対する権利を含む追加の権利が付与される。

G D P Rの施行により、ファンドが直接的または間接的に負担するオペレーションおよび法令遵守に関する費用が増加する可能性がある。さらに、ファンドまたはそのサービス提供者により必要な措置が適切に実施されないリスクがある。ファンドまたはそのサービス提供者によりかかる措置の違反があった場合、ファンドまたはそのサービス提供者は、多額の課徴金を科され、かつ/または、違反の結果、重大なもしくは重大ではない損害を被ったデータ対象者への補償を要求される可能性があり、また、ファンドのオペレーションおよび財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があるレピテーションの毀損が生じることがある。

市場の混乱

ポートフォリオは、従来の価格設定の関係と一致しない形で市場に影響を及ぼすおそれのある市場の混乱およびその他の異常な事態が発生した場合に、重大な損失を被る可能性がある。かかる分離による損失のリスクは、混乱した市場では多くのポジションの流動性が低下する事実により増幅され、その結果、市場の動きに反するポジションの手仕舞いが困難または不可能になる。

一つのセクターにおける市場の混乱および損失がその他のセクターにも影響を及ぼす可能性があることから、このような混乱は、ポートフォリオにも多額の損失をもたらすおそれがある。例えば、2007年から2009年にかけての「信用収縮」においては、多くの投資ビークルが、必ずしもクレジット関連商品に多額の投資を行っていなかった場合でも、深刻な損失を被った。

また、予期せぬ政治、軍事、テロリスト、医療もしくは健康関連またはその他の事由により引き起こされた市場の混乱は、随時、ポートフォリオに劇的な損失をもたらす可能性があり、このような事由が生じた結果、前例のないボラティリティおよびリスクのなかで歴史的な低リスク戦略が講じられる可能性がある。金融取引所は、随時、取引を停止または制限することがある。かかる取引停止により、ポートフォリオが影響を受けたポジションを清算することが困難または不可能になり、損失を被る可能性がある。また、取引所で取引されない投資対象が、ポートフォリオがポジションを手仕舞いするのに十分な流動性を維持するとの保証もない。

パンデミック

パンデミックは、長期間に及ぶ市場変動ボラティリティや景気後退期を全世界的に招くことがあるほか、ポートフォリオの投資対象の価値、投資運用会社による市場へのアクセスや予定された方法でポートフォリオの投資方針を実施する能力に重大な悪影響を及ぼすこともある。大幅な市場ボラティリティを踏まえた一時的な措置として導入される政府介入または規制当局および取引所による制限・禁止措置により、ポートフォリオの投資方針を実施する投資運用会社の能力に悪影響が生じることがある。買戻請求に応じるための流動性の必要性が著しく高まる状況では、ポートフォリオによる流動性へのアクセスも損なわれる可能性がある。純資産価額の決定、受益証券の発行、転換および買戻しなどのファンドの運営に必要な役務は、状況によって、パンデミック影響を受けることがある。それらの役務をファンドに提供するために管理会社により選任された主要な役務提供者は、管理会社から、ファンドに対して中断なく役務の提供を継続するために、パンデミック状況下で適用される詳細な事業継続計画の提供を要請されている。

ブレグジット（イギリスEU離脱）

ポートフォリオは、2016年6月23日に行われた、イギリスのEU加盟継続に関する住民投票およびイギリスのEU離脱というその投票結果に関連する潜在的なリスクに直面する可能性がある。EU離脱という投票結果は、外国為替相場に大きなボラティリティをもたらし、イギリスがEU離脱の条件について交渉する中で、長期間にわたり不確実性を生じさせる可能性がある。また、EUの他の27の加盟国の一部または全部および/またはユーロ圏を不安定化させる可能性もある。ポートフォリオの投資対象の価値、取引を行う能力、投資対象を評価し換価する能力、または、投資方針を実行するその他の能力に、不利な影響を与えることがある。これは、とりわけ、イギリス、EUおよびその他の金融市場における不確実性およびボラティリティの増加、資産価値の変動、為替レートの変動、イギリス、EUまたはその他の場所に所在し、取引もしくは上場されている投資の非流動性の増加、金融機関その他の取引相手の取引意欲もしくは取引可能性、または取引を行うことができる価格および条件の変化、ならびに/または、ファンドおよび/もしくはポートフォリオのために行う行為するAIFMに適用される法律上および規制上の制度の変更によるものである。

さらに、イギリスのEU離脱は、イギリスの経済およびイギリスの経済成長に重大な影響を及ぼし、ひいてはポートフォリオによるイギリスへの投資に悪影響を及ぼす可能性がある。また、イギリス経済の先行き不透明感が長期化し、取引先や投資家の信頼を損なう可能性がある。これらの事象のほか、イギリス以外のEU加盟国がEUを離脱しまたは除名された場合も同様に、ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

制裁

ポートフォリオを代理する受託会社および管理会社は、適用ある制裁制度の対象である事業体、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服する。そのため、管理会社は、投資者に対して、当該投資者およびこれが了知しかつ確信する限りにおいてその実質的所有者、支配者または被授權者（以下「関係者」という。）（もしあれば）が、(i)米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」という。）の管理する、または、欧州連合（以下「EU」という。）および/もしくは連合王国（以下「英国」という。）の規制に基づき管理される制裁の対象となる事業体または個人のリストに記名されること、()国際連合、OFAC、EUおよび/または英国が課す制裁が適用される国家または領土に事業上の拠点または所在地を有すること、または()その他国際連合、OFAC、EUまたは英国が課す制裁の対象であること（以下、総称して「制裁対象」という。）に該当しないことを継続的に表明し、保証することを要求することができる。

投資者または関係者が制裁対象でありまたは制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちに、かつ、申込人に通知することなく、投資者が制裁対象でなくなるか、または、適用ある法に基づき当該取引を継続する許可を取得するまで、申込人とのさらなる取引および/または当該ポートフォリオにおける申込人の持分のさらなる取引を停止することを要求される可能性がある（以下「制裁対象者事由」という。）。受託会社および管理会社は、制裁対象者事由により投資者が被ったいかなる債務、コスト、費用、損害および/または損失（直接的損失、間接的損失もしくは派生的損失、利益の喪失、収益の喪失、評判の喪失、すべての利益、違約金および法務費用ならびにすべてのその他の専門家経費および費用を含むが、これらに限られない。）についても、一切の責任を負わないものとする。

また、ポートフォリオを代理して行ったいずれかの投資が、その後、適用ある制裁の対象になった場合、受託会社および管理会社は、直ちに、かつ、申込人に通知することなく、適用ある制裁が解除されるか、または、適用ある法に基づき当該取引を継続する許可が取得されるまで、かかる投資のさらなる取引を停止することができる。

リスク要因の不完全性

上記は、投資を行おうとする者がポートフォリオに投資する前に考慮すべきリスクを完全に網羅するものではない。投資を行おうとする者は、ポートフォリオへの投資が、随時例外的な性質のその他のリスクに晒されることがあることを認識すべきである。

リスクに対する管理体制

ファンドのリスクは、投資運用会社であるダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド、投資顧問会社である大和アセットマネジメント株式会社、およびオルタナティブ投資運用会社であるエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドにより管理され監視されている。投資運用会社は、組入証券の信用格付、ポートフォリオ全体のリスク(金利感応度、格付および残存期間の分散、キャッシュフローなど)を日々モニタリングしている。また、投資運用会社は、ポートフォリオの投資方針や投資制限に沿った運用が行われているか、投資家に不利益を与えないような運用が行われているかについて審査している。投資顧問会社もポートフォリオのリスク審査を行っている。また、管理会社においても、ポートフォリオがその投資方針や投資制限に沿って運用が行われているかについて審査している。

ファンドはデリバティブ取引等を行っていない。

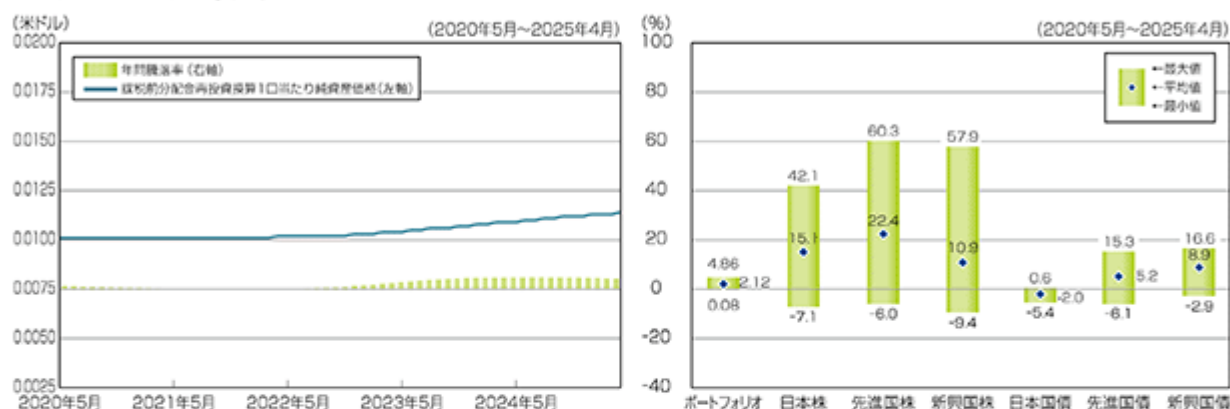
リスクに関する参考情報

下記のグラフは、ポートフォリオと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ポートフォリオおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフは、ポートフォリオの過去5年間に於ける分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の推移を表示しています。分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2019年5月末の1口当たり純資産価格を起点として、分配金（税引前）を分配時にポートフォリオへ再投資したものとみなして計算したものです。

ポートフォリオの課税前分配金再投資換算
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

USドル・ポートフォリオ



出所：投資運用会社、Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所
外国法共同事業が作成

※各資産クラスは、ポートフォリオの投資対象を表しているものではありません。

※ポートフォリオの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にポートフォリオへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ポートフォリオの年間騰落率は、受益証券の基準通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

○各資産クラスの指数

日本株…TOPIX（配当込み）

先進国株…FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株…S&P 新興国総合指数

日本国債…ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債…FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債…FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。

日本における申込手数料

日本国内における申込手数料は徴収されない。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

(3)【管理報酬等】

純資産価額の年率1%に付加価値税（もしあれば）を加えた料率を上限とする。

管理会社の報酬

管理会社は、別紙Bに明記されるとおり、ファンドから、ファンドに対する（ ）運用業務および（ ）管理事務業務の対価として、各ポートフォリオに関する報酬を受け取る権利を有する。

受託会社の報酬

受託会社の報酬は、関連ポートフォリオの資産から支払われ、その詳細は別紙Bに定められる。

副保管会社の報酬

副保管会社の報酬は、関連ポートフォリオの資産から支払われ、その詳細は別紙Bに定められる。

投資運用会社の報酬

投資運用会社は、別紙Bに開示されるとおり、関連ポートフォリオの資産から報酬を受け取る権利を有する。投資運用会社が請求する成功報酬の詳細は、関連する別紙に記載される。

投資運用会社は、ポートフォリオから受け取る報酬から、投資顧問会社の報酬を支払う。

日本における販売会社の報酬

日本における販売会社は、別紙Bに開示されるとおり、関連ポートフォリオの資産から報酬を受け取る権利を有する。

日本における代行協会員の報酬

日本における代行協会員は、別紙Bに開示されるとおり、ポートフォリオの資産から報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の報酬および投資運用会社の報酬の増額に必要な受益者の承認

ポートフォリオの受益者集会における出席者の過半数の投票に基づくポートフォリオの受益者による承認なしには、管理会社および投資運用会社の年次管理報酬は引き上げられない。受益者集会における出席者の過半数の投票により、管理会社または投資運用会社の年次報酬が引き上げられる場合は、受益者は、当該変更の実施前に受益証券を買い戻すことができるよう、合理的な通知を受けるものとする。

(4) 【その他の手数料等】

訴訟関連費用

ポートフォリオは、訴訟に関してポートフォリオに発生した費用またはダイワ外貨MMFに発生した費用のうち、ポートフォリオの割合に比例した費用について責任を負う。信託証書の規定に従い、ダイワ外貨MMFによる、またはダイワ外貨MMFのための訴訟に関して発生した支出および費用の発生を含む一定の場合、ダイワ外貨MMFは受託会社に対しこれを補償する。管理会社はダイワ外貨MMFもしくはポートフォリオによる、またはダイワ外貨MMFもしくはポートフォリオのための訴訟に関して管理会社に発生した支出および費用をダイワ外貨MMFもしくはポートフォリオから回収する権限を有する。

ファンド運営費用

管理会社が負担する諸経費以外のすべてのダイワ外貨MMFの諸費用、またはすべての諸費用のうち、場合に依りて、特定のポートフォリオに帰属しない費用のうちポートフォリオの純資産価額の割合に比例した費用がポートフォリオにより支払われ、したがって、投資者が間接的に負担することとなる。ポートフォリオが支払う費用(またはその割合に比例した費用)には以下のものが含まれる。

(イ)監査人および会計士の報酬

(ロ)弁護士報酬

(ハ)ポートフォリオ証券の販売代理人または販売人に支払われる報酬

(ニ)商業銀行、ストック・ブローカーまたは企業財務手数料(借入金利息を含む。)

(ホ)関係当局が課す公租公課その他の課徴金

(ヘ)ポートフォリオ証券に係る一切の報告書、証明書、購入確認書およびファンド証券の受益者に対する通知書の作成、翻訳および配布のための費用

(ト)ポートフォリオ証券の公認の証券取引所への上場認可または認可の申請および上場規制の遵守に関して生じる手数料および費用

(チ)他の地域でのポートフォリオの認可の取得または登録に関して生じる手数料および費用

(リ)保管および譲渡のための費用

(ヌ)受益者集会の費用

(ル)保険料

(ヲ)ポートフォリオ証券の発行または買戻しに伴う事務的費用を含むその他の費用

- (ワ)ポートフォリオまたはポートフォリオ証券の募集を管轄する一切の関係当局(各地の証券業協会を含む。)
に対する信託証書ならびに届出書、目論見書、説明書、年次報告書、半期報告書および臨時報告書等ダイワ
外貨MMFに関するその他の書類を必要とされる言語により作成、印刷しまたは届け出るための費用、および
ファンド証券の受益者に対する上記文書の配布費用
- (カ)ポートフォリオ証券の販売に関する広告費用
- (コ)関連する地域における地方紙による通知の公告費用
- (ク)規制上の要件から生じるすべての費用（規制上の報告およびA I F Mが指定する者の任命の費用を含むが
これらに限定されない。）
- (ケ)ファンド/ポートフォリオの償還に係る費用

上記にはいずれも付加価値税が加算される。上記の費用はすべて、ポートフォリオがポートフォリオ証券の
募集を管轄するアイルランド、日本その他の国においてこれを支払う。

かかる費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができな
い。

上記の手数料等の合計額については、投資者が受益証券を保有する期間等に応じて異なるので、表示するこ
とができない。

管理会社の報酬方針

管理会社は、A I F M規則の別紙2およびE S M A報酬ガイドライン（ESMA/2013/201）（以下「報酬ガイド
ライン」という。）の要件を満たし、かつ、これらに定める原則に従った報酬方針を策定および実施し、これを
維持している。管理会社の報酬方針の要約は、以下に記載される。管理会社は、当該方針の実施について最終的
な責任を負う。

管理会社は、その方針を実施するにあたり、良好なコーポレート・ガバナンスを確保するとともに、健全かつ
効果的なリスク管理を推進する。管理会社は、ファンドおよびそのポートフォリオのリスク特性、信託証書また
は英文目論見書に整合しない形でリスクを取ることを奨励しない。管理会社は、いかなる決定も管理会社の全般的
な事業戦略、目的、価値および利益に合致するよう確保するとともに、生じうるいかなる利益相反も回避する
よう努める。

管理会社の報酬方針は、ファンドのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる専門的業務に従事する社員に適用さ
れ、よって、経営陣、リスク負担者、内部統制担当者を対象とするとともに、経営陣およびリスク負担者と同じ
報酬区分に属する報酬総額を受領し、かつ、ファンドのリスク特性に重大な影響を及ぼす専門的業務に従事する
従業員も対象とする。よって、管理会社の報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理に整合し、かかるリスク管
理を推進するものであるとともに、ポートフォリオのリスク特性に整合しない形でリスクを取ることを奨励しな
い。

管理会社は、健全かつ慎重な報酬方針が存続し、回避されないことを確保する。かかる目的のために、管理会社は、特定の選定基準を参照して、その報酬方針および手続が適用される社員の種類を選定した。報酬ガイドラインのパート に記載される均衡の原則に従い、報酬ガイドラインの支払プロセス要件は、管理会社の報酬方針において適用除外となった。かかる適用除外は、管理会社が各支払プロセス要件を評価した上でなされたものであり、管理会社に当てはまる具体的な事実が考慮され、管理会社の規模、内部組織ならびにその業務の性質、範囲および複雑性にとって適切なものとなっている。

ポートフォリオ運用業務またはリスク管理業務の一部の委任に関して、管理会社は、以下の事項のうちいずれかを要求する。

- (a) 当該業務の特定の一部分が委任された投資運用会社またはその受任者が、報酬に関するE S M Aガイドライン/A I F M指令の別紙 に基づき適用されるものと同等の効力を有する報酬に関する規制上の要件に従うこと。
- (b) 報酬に関するE S M Aガイドライン/A I F M指令の別紙IIに定める報酬規則が回避されないことを確保するために、当該業務の特定の一部分が委任された投資運用会社またはその受任者との間で適切な契約上の取決めが締結されること。

管理会社は、リスク管理の遂行に従事している者の報酬が、当該者が従事している事業分野の業績とは関係なく、リスク管理業務に関連する目的の達成度を反映することを確保する。管理会社は、報酬方針が社内および社外において毎年精査されることを確保する。

(5)【課税上の取扱い】

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(二)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。))または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

(ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額))をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ)受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(二)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

(ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

アイルランド

管理会社は、ファンドが課税目的上アイルランドの居住者であることにより、ファンドおよび受益者の税務上の地位が以下のとおりであると知らされている。

(イ)ファンド

ファンドの受託会社が税務上アイルランドの居住者とみなされる場合、ファンドは税務目的上アイルランドの居住者とみなされる。管理会社は、ファンドの業務が税務目的上アイルランドの居住者であることを確保する方式で遂行されることを意図している。

ファンドが、租税法第739条B(1)に規定する投資会社としての資格を有する旨管理会社は助言を受けている。現行のアイルランドの法律および実務の下で、ファンドは、その所得や利益に対するアイルランドの税金を課されない。

ただし、ファンドに「課税事由」が発生した際には税金が生じる可能性がある。課税事由には、受益者への分配金の支払または受益証券の換金、償還、消却、譲渡もしくはみなし処分（みなし処分は関係期間の満了時に発生する。）もしくは受益証券の換金、償還、消却、譲渡または譲渡から生じる利益への未払税金の金額に充当する目的でのファンドによる受益者の受益証券の割当または消却を含む。課税事由の発生時にアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者でない受益者に関しては、課税事由についてファンドに税金は生じない。ただし、関係宣誓書が具備され、かつ同書に含まれる情報もはや実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報をファンドが有していないことを条件とする。

関係宣誓書がなく、また、ファンドが同等措置（下記「同等措置」の項を参照のこと。）を履行および利用しない場合には、当該投資家は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者と推定される。課税事由には以下の事項は含まれない。

- ・独立当事者間取引の方法により受益者への支払がなされない、ファンドの受益証券とファンドの他の受益証券との受益者による交換
- ・アイルランド歳入庁の命令により指定された公認決済機関に保有される受益証券に係る（別途課税事由となりうる）取引
- ・一定の条件における配偶者と前配偶者との間の受益者による受益証券の権利の譲渡
- ・ファンドと別の投資信託との（租税法第739条Hに規定された）適格な合併または再編に際し生じる受益証券の交換

課税事由が発生し、ファンドが税務処理を行う責任を負う場合、ファンドは課税事由の原因となった支払から関係する租税に相当する金額を控除し、また該当する場合は、税額をまかなうために必要に応じて受益証券の受益者または実質的所有者が保有する口数の受益証券を充て、または解約する権利を有するものとする。関係する受益者は、課税事由が発生し、ファンドが税務処理を行う責任を負ったことを理由にファンドが被った損失について、たとえ上記の控除、充当または解約が行われなかったとしても、ファンドを補償するものとする。

ファンドがアイルランド株式への投資により受領する配当金は、25%の税率（かかる金額は、所得税に相当する。）によるアイルランドの配当源泉徴収税の課税対象となる場合がある。ただし、ファンドは、支払人に対し、ファンドがアイルランドの配当源泉徴収税を控除されることなく配当金を受領できるという配当金について優遇される集団投資事業である旨を宣誓することができる。

(ロ) 印紙税

ファンドの受益証券の発行、譲渡、買戻しまたは償還に関してはアイルランド国内では印紙税の支払義務はない。受益証券の申込みまたは買戻しが有価証券、財産またはその他の種類の資産の現物譲渡により支払われる場合は、かかる資産の譲渡にアイルランドの印紙税が生じることがある。

株式または市場性のある証券の移転または譲渡によりファンドが支払わなければならないアイルランドの印紙税はない。ただし、当該株式または市場性のある証券がアイルランドで登記された会社によって発行されたものでない場合、および、かかる移転または譲渡がアイルランドに所在する不動産もしくは当該不動産に対する権利もしくは持分またはアイルランドで登記された会社（租税法第739条B(1)の定義に該当する投資事業（I R E Fではないもの）、または租税法第110条の定義に該当する「適格会社」を除く。）の株式または市場性のある証券に関係しない場合に限る。

(ハ) 受益者への税金

公認決済機関で保管される受益証券

受益者に対する支払または公認決済機関で保管される受益証券の換金、買戻し、消却もしくは譲渡は、ファンドに課税事由を生じない（ただし、公認決済機関で保管される受益証券に関して本段落に概説される規則が、みなし処分により発生する課税事由に適用されるか否かについては法律上不明確であるため、上記で勧めたとおり、受益者は、この点について、自己に対する税務助言を得ることが必要である。）。このため、受益証券がアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者により保有されているか否かまたは非居住受益者が関係宣誓書を作成したか否かにかかわらず、ファンドは、当該支払についてアイルランド税を控除する必要はない。ただし、アイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者ではないが、その受益証券がアイルランドの支店もしくは代理機関に帰属する受益者はそれでも、分配または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡に対するアイルランド税を計上するべき義務を負うことがある。

受益証券が課税事由の発生時に公認決済機関で保管されていない場合（かつ、みなし処分により発生する課税事由に関して上記の段落に記載される事項を前提として）、課税事由について概して下記の税効果が発生する。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者

(a) 受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもなく、(b) 当該受益者が受益証券を申し込みまたは取得した時点またはその頃において、当該受益者が関係宣誓書を提出しており、しかも(c) 当該関係宣誓書に記載される情報がもはや実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、ファンドは、当該受益者に関し課税事由の発生に応じた税金を控除することを要しない。かかる関係宣誓書の（適時の提出が）ない場合、またはファンドが同等措置（下記「同等措置」の項を参照のこと。）を履行および利用しない場合、受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないとの事実にかかわらず、課税事由の発生に応じファンドに申告が課される。控除されることになる適用税については以下に記載されている。

受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない者のために仲介機関として行っている限りにおいて、ファンドは課税事由の発生に応じ税金を控除する必要はない。ただし、（ ）ファンドが同等措置を履行および利用したこと、または（ ）当該仲介機関が、かかる者のために行っている旨の関係宣誓書を提出しており、また当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していないことを条件とする。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者であって、（ ）ファンドが同等措置を履行および利用した場合、または（ ）当該受益者が関係宣誓書を提出し、当該関係宣誓書に関し当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、その受益証券からの所得およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金の負担義務はない。ただし、アイルランド居住者ではなく、アイルランド国内の取引支店もしくは機関により直接または間接的に受益証券を保有している法人受益者は、その受益証券からの所得およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金を課されることになる。

受益者からファンドに対し関係宣誓書が提出されていないとの根拠によりファンドによって税金が源泉徴収される場合、アイルランド法は、アイルランド法人税の課税対象内の会社、一定の不適格者に対しておよびその他一定の限定的状況においてのみ税金の還付を定めている。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者

受益者がアイルランド免税投資家であって、その旨の関係宣誓書を提出し、当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合（または受益証券が司法機関により買い戻されない場合）を除き、41%（当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%）の税率の税金が、受益者に対する一切の分配金または受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡もしくはみなし処分（下記参照）の際に受益者に生じる一切の利益から、ファンドにより控除されなければならない。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者（アイルランド免税投資家ではない者）が関係期間の終了時に保有しているファンドの受益証券について、かかる受益者に対する自動移住税が適用される。当該受益者（会社および個人）は、当該関係期間の終了時にその受益証券を処分したとみなされ（以下「みなし処分」という。）、購入または先の移住税の適用のいずれか遅い方の時点以後の受益証券の増加額（もしあれば）に基づき受益証券に生じるみなし利益（物価スライドによる軽減利益を受けずに計算される。）に対し41%（当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%）の税率の税金を課される。

事後の課税事由に対し追加の税金が発生した場合の計算において、事前のみなし処分により支払われた税金が、控除される。事後の課税事由により発生する税金が、事前のみなし処分により発生した税金より多い場合、ファンドは、差額を控除しなければならない。事後の課税事由により発生する税金が、事前のみなし処分により発生した税金より少ない場合、ファンドは受益者に超過額を還付する（ただし、下記「15%基準」の項に従うものとする。）。

10%基準

ファンド（またはアンブレラ・スキームのポートフォリオ）の課税対象の受益証券（すなわち、宣誓手続が適用されない受益者により保有される受益証券）の価額がファンド（またはポートフォリオ）の総受益証券の価額の10%未満であり、かつ、ファンドが、毎年アイルランド歳入庁に対し影響を受ける各受益者（以下「影響を受ける受益者」という。）について僅少（de minimus）制限が適用される旨の一定の詳細事項を報告することを選択した場合、ファンドは、かかるみなし処分について税金（以下「移住税」という。）を控除する必要はない。かかる状況において、みなし処分により発生する利益について税金を計上する義務は、ファンドまたはポートフォリオ（またはこれらのサービス提供者）ではなく、自己申告に基づく受益者（以下「自己申告者」という。）の責任となる。ファンドは、ファンドが必要な報告を行う旨を書面により影響を受ける受益者に通知した場合には、報告することを選択したものとみなされる。

15%基準

前述のとおり、（例えば、実際の処分により事後に損失が発生したことにより）事後の課税事由により発生する税金が事前のみなし処分により発生した税金より少ない場合、ファンドは、受益者に超過額を還付する。ただし、事後の課税事由の発生直前において、ファンド（またはアンブレラ・スキームのポートフォリオ）の課税対象の受益証券の価額が総受益証券の価額の15%を超えない場合には、ファンドは、発生した超過税額をアイルランド歳入庁により直接受益者に還付させることを選択することができる。ファンドは、受益者による請求を受領すればアイルランド歳入庁が直接還付を行う旨を書面により受益者に通知した場合には、かかる選択を行ったものとみなされる。

その他

複数の受益証券に対する複数のみなし処分事由を回避する目的で、ファンドは、第739条D(5B)に基づき、みなし処分の発生前に各年の6月30日または12月31日時点で保有されている受益証券を評価する旨の取消不能の選択を行うことができる。法律の規定があいまいだが、その趣旨は、ファンドに対し受益証券を6ヶ月ごとにグループ化することを認めることにより、年間の様々な日に評価を実施しなければならないために行政の大きな負担となることを回避して移住税の計算をより容易にすることであると一般に理解されている。

アイルランド歳入庁は、上記の計算／目的の達成方法についての実務上の側面に関する最新の投資信託ガイダンス・ノートを提供した。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者（自己の個人の税務上の地位に依拠する。）は、分配金または受益証券の換金、償還、消却、譲渡もしくはみなし処分の際に生じる利益に対し税金または追加の税金を支払うことをさらに要求されることがある。代わりに、かかる受益者は、課税事由に応じファンドにより控除された税金の全部または一部の還付を受けることができる。

同等措置

従前の項に記載されるとおり、関係宣誓書が提出されており、かつ、当該関係宣誓書に記載された情報がもはや実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報を投資信託が保有していないことを条件として、課税事由が発生した時点でアイルランド居住者およびアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない受益者に関しては、課税事由について当該投資信託はアイルランド税を課税されない。かかる関係宣誓書がない場合、受益者は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者と推定される。

上記の関係宣誓書を受益者から取得する要件に代わり、アイルランド税法は「同等措置」に関する規定を含んでいる。手短かに説明すると、かかる規定は、投資信託がアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者に対して積極的に販売されておらず、当該投資信託がかかる受益者がアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者ではないことを確保するための適切な同等措置を講じ、かつ、当該投資信託がこの点についてアイルランド歳入庁から承認を得た場合には、投資信託が、関係宣誓書を受益者から取得する要件はありません。

個人ポートフォリオ投資信託

投資信託の受益証券を保有する個人のアイルランド居住者または個人のアイルランド通常居住者の租税に特別な規制が適用される。かかる規制において、投資信託の受益証券は、特定の投資家に関する個人ポートフォリオ投資信託（以下「PPIU」という。）とみなされる。本来、投資信託は、特定投資家が投資信託の保有する財産の一部または全部の選定に、直接であれ投資家に代わりまたは関係して行為する者を通じてであれ影響を及ぼし得る場合に当該投資家についてPPIUとみなされる。個々の状況に応じて、投資信託は、一部もしくは全部の個人投資家についてPPIUとみなされるか、またはいずれの個人投資家についてもPPIUとはみなされないことがある（すなわち、投資信託は、選定に「影響を及ぼすこと」が可能な個人についてのみPPIUとなる。）。個人についてPPIUである投資信託について課税事由により生じる利益は、60%の税率の税金を課される。投資資産が市場で広く販売され、公衆に対しまたは投資信託が実行した非財産投資と引換えに提供されている場合、特別免除が適用される。土地に対する投資または土地により評価される未公開投資証券に対する投資の場合、さらなる制限が要求される。

（二）報告

租税法第891条Cおよび2013年価額申告（投資信託）規則に基づき、ファンドは、アイルランド歳入庁に対し、毎年、投資家が保有する受益証券に関する一定の詳細事項を報告する義務を負う。報告事項には、受益者の氏名、住所、生年月日（記録ある場合）および保有受益証券の価額が含まれる。2014年1月1日以後に取得された受益証券については、報告事項に受益者の税務参照番号（アイルランドの税務参照番号もしくはVAT登録番号または、個人の場合には、個人の社会保障番号）も含まれ、税務参照番号が存在しない場合には、当該番号が提供されなかったことを示す印（マーカー）が含まれる。以下に該当する受益者に関しては、詳細事項の報告は不要である。

- ・ アイルランド免税投資家（前記に定義される。）
- ・ アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者（関係宣誓書が提供されている場合に限る。）
- ・ その受益証券が公認決済機関で保管されている受益者

（ホ）資本取得税

受益証券の処分はアイルランドの贈与税または相続税（資本取得税）の課税対象となることがある。ただし、ファンドが（租税法第739条B(1)に規定する）投資会社の定義に該当する場合、受益者による受益証券の処分について、(a)贈与日または相続日現在、受贈者または相続人はアイルランド国内に所在せず、通常居住もしておらず、(b)当該処分日現在、受益証券を処分する受益者（「処分者」）はアイルランド国内に所在せず、通常居住もしておらず、かつ(c)当該受益証券は、当該贈与日または相続日および評価日現在当該贈与または相続に包含されている場合、資本取得税は課されない。

資本取得税の目的でアイルランドの税務上の居住国に関して、アイルランド以外に居住する者には、特別な規制が適用される。以下の場合を除いて、アイルランド以外に居住する受贈者または処分者は、関連する日においてアイルランドの居住者または通常居住者とはみなされない。

- ）かかる者が、当該日の属する評価年の直前に5年以上継続してアイルランドに居住している場合、および
- ）かかる者が、当該日においてアイルランドの居住者または通常居住者である場合。

（ヘ）米国の報告および源泉徴収要件の遵守

F A T C Aは、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）外の金融資産を有する特定米国人が正確な金額の米国税を支払うことの確保を目的として米国が制定した包括的な情報報告制度である。F A T C Aは、原則として、外国金融機関（以下「F F I」という。）に支払われる一定の米国源泉所得（配当および利子を含む。）および米国源泉利子または配当を生み出す可能性のある財産の売却その他処分による総手取金に関して、当該F F Iが米国内国歳入庁（以下「I R S」という。）との間で直接契約（以下「F F I 契約」という。）を締結するか、あるいは、当該F F IがI G A締結国（下記を参照のこと。）に所在していない限り、最高30%の源泉徴収税を課税する。F F I 契約により、F F Iは、米国投資家に關する一定の情報をI R Sに直接開示すること、およびF A T C Aを遵守しない投資家に源泉徴収税を課税することを含む義務が課される。かかる目的上、ファンドは、F A T C Aの目的におけるF F Iの定義の範囲内に該当することになる。

F A T C Aの公表された制度上の目的が（単に源泉徴収税を徴収することではなく）報告を実現することであるという事実と、特定の法域においてF F IによるF A T C Aの遵守に関して生じうる問題点の両方に鑑みて、米国は、F A T C Aの導入に対する政府間アプローチを策定した。この点に関して、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日に政府間協定（以下「アイルランドI G A」という。）を締結し、2013年財政法に、アイルランドI G Aの実施について、アイルランドI G Aにより生じる登録および報告要件に関する規則をアイルランド歳入庁も策定可能とする規定が定められた。アイルランド歳入庁は（財務省と共同で）2014年7月1日から効力を生じる規則（2014年S.I. No.292）を公布した。アイルランド歳入庁は、補足ガイダンス・ノートを発行し、かかるガイダンス・ノートは、必要に応じて更新されている。

アイルランドI G Aは、コンプライアンス手続を簡素化するとともに、源泉徴収税リスクを最小限に抑えることにより、アイルランドF F IがF A T C Aを遵守する際の負担を軽減することが意図されている。アイルランドI G Aに基づき、関連する米国投資家に關する情報は、毎年、各アイルランドF F Iにより、（当該F F IがF A T C A要件を免除されない限り、）直接アイルランド歳入庁に提供される。アイルランド歳入庁は、その後、当該F F IがI R Sとの間でF F I 契約を締結する必要なく、（翌年9月30日までに）当該情報をI R Sに提供する。上記にかかわらず、当該F F Iは、原則として、一般にG I I Nと称されるグローバル仲介人識別番号を取得するためにI R Sに登録する義務を負う。

アイルランドI G Aの下では、F F Iは、原則として、30%の源泉徴収税を適用する義務を負わない。F A T C Aによりファンドがその投資に対して米国源泉徴収税を課税される場合、管理会社の取締役会は、投資家によるファンドへの投資に關して、必要な情報を提供しないことまたは参加F F Iとならないことにより源泉徴収税が発生した当該投資家によりかかる源泉徴収税が経済的に負担されることを確保するための措置を講じることができる。

各投資予定者は、自己の状況に關して、F A T C Aに基づく要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

（ト）共通報告基準

2014年7月14日、OECDは、共通報告基準（以下「CRS」という。）をその中に含む金融口座情報の自動的交換に関する基準（以下「本基準」という。）を発行した。これは、関連する国際的な法的枠組みおよびアイルランドの税法によってアイルランドで適用されている。さらに、2014年12月9日に、欧州連合は、課税分野における自動的な情報交換の義務化に関して、指令2011/16/EUを改正するEU理事会指令2014/107/EU（以下「DAC2」という。）を採択し、これは、アイルランドにおいて関連するアイルランドの税法によって適用されている。

CRSおよびDAC2の主な目的は、参加国またはEU加盟国の関係する税務当局間における一定の金融口座情報の年に一度の自動的交換について規定することである。

CRSおよびDAC2は、FATCAを実施する目的で使用された政府間アプローチを広範囲にわたって利用しているため、これらの報告制度の間にはかなりの類似性がある。ただし、FATCAが基本的に特定米国人に関する特定の情報をIRSに報告することを要求するのみに対し、CRSおよびDAC2は、複数の法域が当該制度に参加しているため範囲が大幅に広がっている。

大まかに言えば、CRSおよびDAC2は、他の参加国またはEU加盟国に居住する口座保有者（および特別な状況において、当該口座保有者の支配者）を特定し、当該口座保有者に関する特定の情報（および特別な状況において、特定された支配者に関する特定の情報）をアイルランド歳入庁に年に一度報告することをアイルランド金融機関に要求する（次いで、アイルランド歳入庁は、当該情報を口座保有者が居住する関係する税務当局に提供する。）。これに関して、ファンドはCRSおよびDAC2の目的におけるアイルランド金融機関とみなされることに留意すべきである。

ファンドのCRS要件およびDAC2要件に関する詳細は、下記の「CRS/DAC2データ保護情報通知」を参照のこと。

受益者および投資予定者は、自己の状況に関して、CRS/DAC2に基づく要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

CRS/DAC2データ保護情報通知

ファンドは、2016年1月1日以降、CRSおよびDAC2の遵守またはみなし遵守（場合に応じて）を確保するために、（ ）本基準および関連する国際的な法的枠組みおよびアイルランド税法によってアイルランドで適用され、とりわけこれに含まれるCRS、ならびに（ ）アイルランドにおいて関連するアイルランドの税法によって適用されるDAC2により課される義務を遵守するために要求される措置を講じる意向であることを確認している。

これに関して、ファンドは、租税法の第891条Fおよび第891条Gならびに同条に基づき策定される規則に基づき、各受益者の課税方式に関する一定の情報を収集（および特定の受益者の関連する支配者に関連する情報を収集）することを義務付けられている。

一定の状況において、ファンドは、この情報およびファンドに対する受益者の持分に関するその他の財務情報をアイルランド歳入庁と共有（および特別な状況において、特定の受益者の関連する支配者に関連する情報を共有）することを法律により義務付けられる場合がある。次いで、当該口座が報告対象口座であると特定されている限りにおいて、アイルランド歳入庁は、当該情報を当該報告対象口座に係る報告対象者の居住国と交換する。

特に、受益者（および該当する場合、関連する支配者）に関して報告される情報には、氏名、住所、生年月日、出生地、口座番号、口座残高または年度末における価額（または、当該年度の途中で当該口座が閉鎖された場合は当該口座の閉鎖日における口座残高または価額）、当該暦年において口座に関して行われた支払（買戻しおよび配当／利子の支払を含む）、税務上の居住国および納税者番号が含まれる。

受益者（および関連する支配者）は、ファンドの税金申告義務に関するより詳細な情報をアイルランド歳入庁のウェブサイト（<http://www.revenue.ie/en/business/aeoi/index.html>）またはC R S のみの場合は以下のリンク（<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/>）から入手することができる。

上記のすべての定義語は、上記において別途定義される場合を除き、本基準またはD A C 2（該当する方）において定められる意味を有するものとする。

（チ）第二の柱規則

O E C DおよびE Uの要件に従い、アイルランドは、最近第二の柱規則を導入した。第二の柱は、大規模グループが、かかる大規模グループが事業を行うそれぞれの法域において、その利益について少なくとも15%の実効税率を負担することの確保に努める。

第二の柱規則は、以下のいずれかに対してのみ適用されることに留意することが重要である。

- a) 現在の会計期間の直前の4年度のうち少なくとも2年度の連結収入金額が7億5,000万ユーロ以上である、多国籍企業グループ（以下「M N Eグループ」という。）および大規模な国内グループの一員、または
- b) 上記(a)に該当しないが、単体ベースで現在の会計期間の直前の4年度のうち少なくとも2年度の収入金額が7億5,000万ユーロを超える事業体

また、アイルランドの規制対象ファンドが上記の基準を満たした場合においても、投資ファンドについては規則から幅広く除外される。これに関して、大半のアイルランドの規制対象ファンドは、かかる目的において投資ファンドとみなされる対象となる。

したがって、第二の柱規則が、ファンドに何らかの重大な影響を及ぼすことは想定されない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

USドル・ポートフォリオ

(2025年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	462,599,219.03	18.02
	フランス	343,040,163.65	13.37
	国際機関	258,520,854.84	10.07
	オランダ	198,693,324.96	7.74
	スウェーデン	196,890,265.77	7.67
	イギリス	114,349,230.11	4.46
	フィンランド	84,854,619.45	3.31
	ルクセンブルグ	84,189,337.35	3.28
	ニュージーランド	79,839,375.72	3.11
	オーストリア	64,873,742.25	2.53
	オーストラリア	29,945,886.87	1.17
定期預金	アメリカ合衆国	648,386,068.69	25.26
現金およびその他の資産 (負債控除後)		353,017.50	0.01
合計(純資産総額)		2,566,535,106.19 (約365,911百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

USドル・ポートフォリオ

(2025年4月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	ACOSS (AGENCE CENTRAL) 4.35YLD CP 07MAY25	コマーシャル・ ペーパー	フランス	-	2025年5月7日	80,000,000	1.00	79,932,343.92	1.00	79,942,009.07	3.11
2	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK 4.32YLD CP 09JUN25	コマーシャル・ ペーパー	オランダ	-	2025年6月9日	50,000,000	0.99	49,625,267.20	1.00	49,768,022.56	1.94
3	KOMMUNIVEST IN SVERIG 4.32YLD CP 23JUN25	コマーシャル・ ペーパー	スウェーデン	-	2025年6月23日	50,000,000	0.98	49,104,336.90	0.99	49,687,696.38	1.94
4	CITY OF GOTHENBURG 4.35YLD CP 23JUN25	コマーシャル・ ペーパー	スウェーデン	-	2025年6月23日	50,000,000	0.99	49,438,461.50	0.99	49,683,387.71	1.94
5	BANQUE ET CAISSE EPAR 4.36YLD CP 16JUL25	コマーシャル・ ペーパー	ルクセンブルグ	-	2025年7月16日	50,000,000	0.99	49,455,569.75	0.99	49,545,311.00	1.93
6	CAISSE DES DEPOS ET C 4.36YLD CP 24JUL25	コマーシャル・ ペーパー	フランス	-	2025年7月24日	50,000,000	0.99	49,271,979.15	0.99	49,498,739.59	1.93
7	NEW ZEALAND GOVERNMENT 4.39YLD CP 16MAY25	コマーシャル・ ペーパー	ニュージーランド	-	2025年5月16日	45,000,000	0.99	44,350,997.09	1.00	44,918,874.89	1.75
8	ERSTE ABWICKLUNGSANST 4.35YLD CP 18JUN25	コマーシャル・ ペーパー	ドイツ	-	2025年6月18日	45,000,000	0.99	44,505,249.98	0.99	44,741,869.66	1.74
9	EUROFIMA 4.40YLD CP 21MAY25	コマーシャル・ ペーパー	国際機関	-	2025年5月21日	40,000,000	0.99	39,569,571.00	1.00	39,903,274.32	1.55
10	SNCF SA 4.34YLD CP 16JUN25	コマーシャル・ ペーパー	フランス	-	2025年6月16日	40,000,000	0.99	39,551,892.44	0.99	39,780,713.24	1.55
11	SNCF SA 4.34YLD CP 01JUL25	コマーシャル・ ペーパー	フランス	-	2025年7月1日	40,000,000	0.99	39,561,222.08	0.99	39,709,071.31	1.55
12	AUSTRIA REPUBLIC OF 4.34YLD CP 02MAY25	コマーシャル・ ペーパー	オーストリア	-	2025年5月2日	35,000,000	1.00	34,865,496.64	1.00	34,995,796.77	1.36
13	MUNICIPALTY FINANCE PLC 4.32YLD CP 07MAY25	コマーシャル・ ペーパー	フィンランド	-	2025年5月7日	35,000,000	0.99	34,503,154.56	1.00	34,975,157.88	1.36
14	ERSTE ABWICKLUNGSANST 4.35YLD CP 08MAY25	コマーシャル・ ペーパー	ドイツ	-	2025年5月8日	35,000,000	0.99	34,623,469.76	1.00	34,970,714.37	1.36
15	NEW ZEALAND GOVERNMENT 4.35YLD CP 20MAY25	コマーシャル・ ペーパー	ニュージーランド	-	2025年5月20日	35,000,000	0.99	34,627,608.93	1.00	34,920,500.83	1.36
16	SNCF SA 4.38YLD CP 27MAY25	コマーシャル・ ペーパー	フランス	-	2025年5月27日	35,000,000	1.00	34,876,942.52	1.00	34,889,672.60	1.36
17	ERSTE ABWICKLUNGSANST 4.35YLD CP 03JUN25	コマーシャル・ ペーパー	ドイツ	-	2025年6月3日	35,000,000	0.99	34,614,757.00	1.00	34,861,814.78	1.36
18	CAISSE DES DEPOS ET C 4.41YLD CP 18JUN25	コマーシャル・ ペーパー	フランス	-	2025年6月18日	35,000,000	0.99	34,492,953.57	0.99	34,797,181.65	1.36
19	BANK OF ENGLAND 4.36YLD CP 23JUN25	コマーシャル・ ペーパー	イギリス	-	2025年6月23日	35,000,000	0.99	34,739,147.59	0.99	34,777,013.29	1.36
20	ACOSS (AGENCE CENTRAL) 4.33YLD CP 08JUL25	コマーシャル・ ペーパー	フランス	-	2025年7月8日	35,000,000	0.99	34,621,279.28	0.99	34,716,999.99	1.35
21	SWEDEN KINGDOM OF 4.39YLD CP 17JUL25	コマーシャル・ ペーパー	スウェーデン	-	2025年7月17日	35,000,000	0.99	34,615,436.91	0.99	34,674,600.49	1.35
22	BANQUE ET CAISSE EPAR 4.36YLD CP 25JUL25	コマーシャル・ ペーパー	ルクセンブルグ	-	2025年7月25日	35,000,000	0.99	34,618,898.83	0.99	34,644,026.35	1.35
23	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK 4.36YLD CP 28JUL25	コマーシャル・ ペーパー	オランダ	-	2025年7月28日	35,000,000	0.99	34,618,898.83	0.99	34,631,462.59	1.35
24	BANK OF ENGLAND 4.34YLD CP 12MAY25	コマーシャル・ ペーパー	イギリス	-	2025年5月12日	30,000,000	0.99	29,561,649.99	1.00	29,960,797.83	1.17
25	SAXONY-ANHALT 4.37YLD CP 12MAY25	コマーシャル・ ペーパー	ドイツ	-	2025年5月12日	30,000,000	0.99	29,672,229.03	1.00	29,960,379.43	1.17
26	SAXONY-ANHALT 4.36YLD CP 13MAY25	コマーシャル・ ペーパー	ドイツ	-	2025年5月13日	30,000,000	0.99	29,680,081.71	1.00	29,956,865.14	1.17
27	EXPORT FINANCE AND INSURANCE CORP 4.36YLD CP 16MAY25	コマーシャル・ ペーパー	オーストラリア	-	2025年5月16日	30,000,000	0.99	29,787,154.23	1.00	29,945,886.87	1.17
28	BK NEDERLANDSE GEMEEN 4.33YLD CP 19MAY25	コマーシャル・ ペーパー	オランダ	-	2025年5月19日	30,000,000	0.99	29,565,655.89	1.00	29,935,916.69	1.17
29	MUNICIPALTY FINANCE PLC 4.33YLD CP 27MAY25	コマーシャル・ ペーパー	フィンランド	-	2025年5月27日	30,000,000	0.99	29,770,830.75	1.00	29,906,900.01	1.17
30	NRW BANK 4.36YLD CP 27MAY25	コマーシャル・ ペーパー	ドイツ	-	2025年5月27日	30,000,000	0.99	29,673,341.85	1.00	29,906,669.10	1.17

【投資不動産物件】

該当事項なし(2025年4月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2025年4月末日現在)。

(3) 【運用実績】

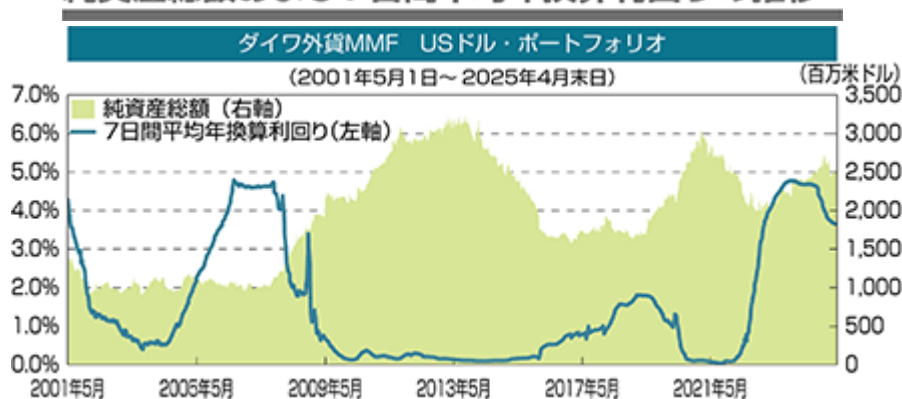
【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2025年4月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

USドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第19会計年度末 (2015年12月31日)	1,741,744	248,320	0.01	1
第20会計年度末 (2016年12月31日)	1,588,200	226,430	0.01	1
第21会計年度末 (2017年12月31日)	1,811,602	258,280	0.01	1
第22会計年度末 (2018年12月31日)	1,667,742	237,770	0.01	1
第23会計年度末 (2019年12月31日)	2,188,850	312,064	0.01	1
第24会計年度末 (2020年12月31日)	2,852,799	406,724	0.01	1
第25会計年度末 (2021年12月31日)	2,468,582	351,946	0.01	1
第26会計年度末 (2022年12月31日)	2,046,971	291,837	0.01	1
第27会計年度末 (2023年12月31日)	2,396,910	341,727	0.01	1
第28会計年度末 (2024年12月31日)	2,600,889	370,809	0.01	1
2024年5月末日	2,414,279	344,204	0.01	1
6月末日	2,422,316	345,350	0.01	1
7月末日	2,493,896	355,555	0.01	1
8月末日	2,502,926	356,842	0.01	1
9月末日	2,539,613	362,073	0.01	1
10月末日	2,563,149	365,428	0.01	1
11月末日	2,673,819	381,206	0.01	1
12月末日	2,600,889	370,809	0.01	1
2025年1月末日	2,561,280	365,162	0.01	1
2月末日	2,478,955	353,425	0.01	1
3月末日	2,481,970	353,854	0.01	1
4月末日	2,566,535	365,911	0.01	1

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移



(注) 7日間平均年換算利回りとは、課税前の7日間平均利回りを年率換算したものである。

【分配の推移】

下記会計年度における分配の推移は、以下のとおりである。

(10,000口当たり)

計算期間	USドル・ポートフォリオ (米ドル)
第19会計年度	0.17285
第20会計年度	0.58090
第21会計年度	0.83928
第22会計年度	1.40265
第23会計年度	1.59791
第24会計年度	0.52801
第25会計年度	0.07807
第26会計年度	1.22601
第27会計年度	4.37009
第28会計年度	4.55621

ファンド証券の1口当たり純資産価格が1米セント(ポートフォリオの基準価格)となるような額の分配が日々、行われている。分配は各暦月の最終取引日の直前の取引日(分配再投資日)に宣言され、発生済未払いのすべての分配金は税金を控除後、自動的に再投資されている。下記は2025年4月までの1年間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金の額(10,000口当たりの累計額)を表示した。

月次分配金(10,000口当たり)

最終営業日	USドル・ポートフォリオ (米ドル)
2024年5月31日	0.39745
2024年6月28日	0.35934
2024年7月31日	0.42215
2024年8月30日	0.38187
2024年9月30日	0.38561
2024年10月31日	0.36599
2024年11月29日	0.32559
2024年12月30日	0.33214
2025年1月31日	0.33251
2025年2月28日	0.28630
2025年3月31日	0.31235
2025年4月30日	0.30041

以下は上記保有期間における平均利回りを示したものである。

最終営業日	USドル・ポートフォリオ (%)
2024年 5 月31日	4.67963
2024年 6 月28日	4.68423
2024年 7 月31日	4.66922
2024年 8 月30日	4.64606
2024年 9 月30日	4.54022
2024年10月31日	4.30921
2024年11月29日	4.09791
2024年12月30日	3.91065
2025年 1 月31日	3.79268
2025年 2 月28日	3.73211
2025年 3 月31日	3.67764
2025年 4 月30日	3.65497

【収益率の推移】

下記会計年度における10,000口当たりの収益率は、以下のとおりである。

計算期間	収益率(%) ^(注)
	USドル・ポートフォリオ
第19会計年度	0.17285
第20会計年度	0.58090
第21会計年度	0.83928
第22会計年度	1.40265
第23会計年度	1.59791
第24会計年度	0.52801
第25会計年度	0.07807
第26会計年度	1.22601
第27会計年度	4.37009
第28会計年度	4.55621

(注) ポートフォリオは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率(10,000口当たり)は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率(％)} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末の発行済口数は、以下のとおりである。

USドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第19会計年度	318,103,998,495 (318,103,998,495)	402,100,286,776 (402,100,286,776)	174,174,416,352 (174,174,416,352)
第20会計年度	132,979,002,930 (132,979,002,930)	148,333,387,572 (148,333,387,572)	158,820,031,710 (158,820,031,710)
第21会計年度	175,376,572,597 (175,376,572,597)	153,036,389,603 (153,036,389,603)	181,160,214,704 (181,160,214,704)
第22会計年度	170,010,772,511 (170,010,772,511)	184,396,781,348 (184,396,781,348)	166,774,205,867 (166,774,205,867)
第23会計年度	208,704,137,353 (208,704,137,353)	156,593,358,524 (156,593,358,524)	218,884,984,696 (218,884,984,696)
第24会計年度	315,991,326,167 (315,991,326,167)	249,596,378,887 (249,596,378,887)	285,279,931,976 (285,279,931,976)
第25会計年度	286,706,037,920 (286,706,037,920)	325,127,803,782 (325,127,803,782)	246,858,166,114 (246,858,166,114)
第26会計年度	238,775,648,860 (238,775,648,860)	280,936,726,431 (280,936,726,431)	204,697,088,543 (204,697,088,543)
第27会計年度	269,024,480,057 (269,024,480,057)	234,030,621,840 (234,030,621,840)	239,690,946,760 (239,690,946,760)
第28会計年度	247,502,594,945 (247,502,594,945)	227,104,602,172 (227,104,602,172)	260,088,939,533 (260,088,939,533)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売手続等

ポートフォリオの受益証券は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)および米国人に対する場合を除き、すべて自由に譲渡可能である。同一のポートフォリオの各受益証券は、当該同一のポートフォリオのその他の受益証券と共に、ポートフォリオの利益および分配ならびに終了の場合にはポートフォリオの資産に同等に参加することができる。ポートフォリオの受益証券は、無額面であり、かつ発行時に全額払込が行われなければならない、優先権または新株引受権が一切付されていない。

受益証券の端数は発行されない。

当初最低申込口数は、受益証券100口とする。

申込手続

ポートフォリオの受益証券の申込人は、ファンドの受益証券の申込みに関して、申込人が使用するための投資者口座を管理会社が開設できるようにするために、ファクシミリまたは電子メール（署名済PDFの形式）により、関連する申込人の身元を証明するための補足情報および補足資料、また、管理会社による要求があった場合は、申込金の資金源の詳細とともに、記入済の口座開設依頼書を送付しなければならない。これらの要件のさらなる詳細は、後記「マネーロンダリングおよびテロリスト資金供与の防止」の項に記載されている。

管理会社が投資者口座を開設した旨の確認書を申込人に交付した後において、申込人は、関連する申込用紙を用いてポートフォリオの受益証券の申込みを行うことができる。申込用紙が管理会社によって取引日の正午12時（ダブリン時間）（以下「取引期限」という。）より前に受領されていない場合、当該申込用紙は、当該申込用紙が受領された後の次の取引日まで持ち越され、その後、受益証券は、当該取引日に適用される関連する買付代金で発行される。ただし、管理会社は、その裁量により、かつ、投資運用会社に対して事前に通知を行うことにより、取引期限後（ただし、当該取引日に関連する評価日の評価時点よりも前）に受領した当該申込用紙を受理することがある。

受益証券の申込人は、管理会社が申込人の投資者口座を開設した旨の確認書の受領前に管理会社によって受領された申込用紙は、処理されない点に留意すべきである。当該状況において、申込人は、管理会社が申込人の投資者口座を開設した旨の確認書を申込人が受領した後において、新たな申込用紙に記入し、これを提出するよう要求される。投資者口座が開設された旨の確認が行われる前にファンドの回収勘定宛てに支払われた申込金は、受領を拒否されることがあり、申込人は、自己の費用負担により、追加の銀行手数料を支払うことになることがある。

投資者口座が開設された旨の確認書を受領し、申込用紙が管理会社に提出された後において、受益証券の申込みのための決済資金は、申込みが成立した取引日の翌取引日（以下「申込決済期限」という。）までにファンドの回収勘定に払い込まなければならない。記入済の申込用紙および/または受益証券の申込みのための決済資金が関連する申込決済期限までに受領されていない場合、受益証券の申込みは、記入済の申込用紙および受益証券の申込みに係る決済資金が受領された後の次の申込み可能な取引日まで持ち越され、その後、受益証券は、当該取引日に適用される関連する買付代金で発行される。

各申込用紙には、申込みの数量（金額または受益証券の口数）を明記しなければならない。関連する申込金は、関連するポートフォリオの表示通貨により、現金で支払われなければならない。

管理会社が一度受領した記入済申込用紙は、撤回不能である。受益証券の発行をもって、管理会社は、所有権確認書を発行する。受益証券の発行を確認する契約書は、通常、申込みが成立した申込人またはその指名する代理人に対して電子的手段により送付される。受益証券は記名式でのみ発行される。

受益証券は、買付の申込書が管理会社により受領されかつ受理された取引日の営業終了時に発行される。申込金の支払の懈怠または支払の遅延によりポートフォリオが被る損失、経費または費用は、申込人が負担する。

ファンドの受益者は、ファクシミリ、電子メール（署名済PDFの形式）または管理会社と事前に合意したその他の電磁的手段により、管理会社が要求する他の情報および文書とともに、受益証券の記入済申込用紙を管理会社が取引期限までに受領するよう送付することとする。受益証券の当初申込みまたは継続申込みを請求する場合、受益者は、申込用紙の代わりに、申込・買戻注文書（管理会社が同意する様式の、申込みおよび買戻しを行うための取引注文書）を管理会社より取得し、管理会社に提出することができる。

ファンドの受益証券の申込みが受諾された場合、当該受益証券の買付者は関連する取引日が経過するまで受益者名簿に記載されないことがあるが、当該受益証券は、関連する取引日の営業終了時点から有効に発行されたものとして取り扱われる。したがって、買付者が受益証券について支払った申込金は、関連する取引日からファンドの投資リスクの影響を受けることになる。

管理会社は、投資運用会社と協議の上、特定の期間中またはその他同社が決定する時期まで受益証券を発行しないことを随時決定することができる。かかる期間中、受益証券を申し込むことはできない。

管理会社は、自らの裁量によりいつでも、一定の国または領域に居住しまたは設立される個人または法人に対するポートフォリオの受益証券の発行の一時的な中断、完全な中止または制限をすることができる。また、管理会社は、ポートフォリオまたはダイワ外貨MMFの受益者の保護のために必要または望ましい場合、一定の個人または法人による受益証券の取得を禁じることができる。

さらに、管理会社は、

- (a) 自らの裁量により、何らかの理由によりまたは理由なしに（また、かかる理由を開示する義務を負わず）、受益証券の全部または一部の申込みを拒絶し（その場合、申込みの際に支払われた金額またはその残額（場合に応じる。）は、実行可能な限り速やかに、かつ、申込人がリスクおよび費用を負担した上で、（利息を付さずに）返金される。）、また、
- (b) いつでも、受益証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有する受益証券を買い戻すことができる。

非適格申込人

口座開設依頼書は、受益証券の各申込予定者（該当する場合は、各共同保有者を含む。）に対して、特に、自らが適格投資家であり、適用法に違反することなく受益証券を取得し、保有することができる旨表明し、保証することを必要とする。受益証券は、ポートフォリオが本来負担することのない納税義務を負うか、またはその他の金銭上の不利益を被ることとなる可能性があるとして管理会社が判断する状況において、いかなる者に対しても募集、発行または譲渡されることはできない。受益証券の申込人は、口座開設依頼書において、とりわけ、ポートフォリオへの投資リスクを評価するための金融事項に関する知見、専門知識および経験を有していること、ポートフォリオが投資する資産への投資に内在するリスクおよび当該資産の保有および／または取引の方法を認識していることならびにポートフォリオへの投資全額を失うことに耐えられることを負担することができることを証明しなければならない。受益証券の譲受人は、譲渡の登録前に同様の条件で表明および保証を行う必要がある。

米国人およびアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)は、ポートフォリオの受益証券の購入を行うことができず、また、申込人は、直接的または間接的に、米国人またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)のために受益証券の取得を行っているものではないことを証明することを要求される。単独でまたは他の者と共同で受益証券を保有することのできない者が受益証券の実質的所有者となっていると管理会社がみなす場合、受託会社は、当該受益証券をすべて強制的に買い戻すことができる。

受益証券の様式

すべての受益証券は登録受益証券であり、受益者の資格は、受益者名簿への記載により証明され、受益証券の券面によって証明されるものではない。受益証券は、単独名義または4名を上限とする共同名義で登録することができる。受益証券が共同名義で登録される場合、すべての共同保有者は、取引（かかる受益証券の全部または一部の譲渡または買戻しを含むが、これらに限られない。）に関して、管理会社が共同保有者のうちいずれかの者による単独の書面による指図に基づき行為する権限を与える必要がある。

回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラム

回収勘定に保有されるオーバーナイトの現金残高は、ポートフォリオに投資される前、または受益証券の買戻しに関連して投資者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スウィープ・プログラム(以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。)の対象となることがある。回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムは、S & P、ムーディーズまたはフィッチによる「A」以上の信用格付けを有する第三者であるカウンターパーティ(以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティ」という。)において保有される一または複数の共同顧客口座に当該資金を保管することを含む。投資者は、回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果、回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーをとることになる点に留意するべきである。カウンターパーティ・リスクの内容は、リスク要因の「取引相手のリスク」と題する項に記載されている。

実質的所有権規則

管理会社はまた、実質的所有権規則に従って、ファンドの実質的所有者名簿の作成および維持に必要な情報を要求することができる。すべての実質的所有者(実質的所有権規則に定義される。)の詳細は、ファンドの実質的所有者名簿上で管理され、最終的に第4次マネー・ロンダリング防止指令(E U 2025 / 849)に従って作成され、維持される一般に入手可能な実質的所有者の中央名簿に送信される。

マネーロンダリングおよびテロリスト資金供与の防止

2010年(マネーロンダリングおよびテロリスト資金供与に関する)刑事処罰法(改正済)(以下「刑事処罰法」という。)により、管理会社は、マネーロンダリングおよびテロリスト資金供与を防止しかつ摘発するためリスク・ベースの適切な措置を実行することを義務づけられており、かかる措置には、すべての受益者および場合により受益者がその代理人として受益証券を保有する際の実質的所有者の身元および住所を確認するための措置が含まれる。管理会社は、各受益者の身元を確認できる必要書類を取得することが義務付けられている。かかるリスク・ベース手法の適用により、一定の状況において、管理会社は、特定の投資者(例えば、重要な公的地位を有する者またはハイリスク区分に該当すると評価されたその他の投資者)に高度な顧客デュー・デリジェンスを適用することを要求される。管理会社は、顧客または顧客を代理する者および実質的所有者の身元を特定し確認するという点において、刑事処罰法第33条から39条の規定を遵守しなければならない。

マネーロンダリングおよびテロリスト資金供与の防止に効果的に対処するために、刑事処罰法第33条(1)に従い、管理会社は顧客および関係する最終的な実質的所有者を特定し確認しなければならない。

- ・ 受益者およびファンドの間の取引関係成立前
- ・ 日々の取引またはサービス提供の開始前
- ・ 受益者において重要な変更がおこったとき

管理会社は、管理するファンドの受益者の身元を特定し確認する必要がある。受益者は、取引開始の事前にマネーロンダリング防止関連書類を提供することが要求される。

刑事処罰法第35条(3)により、管理会社は受益者との取引関係を監視することが要求され、これに従い、管理会社は、受益者、受益証券の実質的所有者の身元の確認に必要な情報、または受益証券購入の資金源および資産に関する詳細を随時請求する権利を留保することができる。

管理会社は、申込人の身元および住所の確認のために必要とみなされる情報および文書を要求する。規制された仲介者を通じて申込みが行われ、当該仲介者が適用法上アイルランドと同等のマネーロンダリング防止規則を有すると認められる国において業務を行う場合、管理会社は、当該投資者に対し簡単な顧客についてのデュー・デリジェンスを適用するかまたは潜在的な投資予定者に関する規制された仲介者からの表明書に依拠することができるが、同時にマネーロンダリング防止の目的上投資者を継続して監視しなければならない。

管理会社は、投資予定者に対し、必要となる、身元証明書の種類について通知する。一例として、個人の場合には、パスポートまたは身分証明書の写しを、住所を示す証拠(公共料金請求書または銀行明細書等)と共に提出することを要求されることがある。法人の申込人の場合には、その設立証明書(社名変更証明書を含む。)ならびに基本定款および通常定款(またはそれに相当するもの)の写し、ならびにすべての取締役および刑事処罰法が定める実質的所有者の氏名および居住住所の提出を要求されることがある。

上記に記載された内容は一例にすぎず、管理会社は、各申込人の身元および住所を確認するために必要とみなす情報および文書を要求する。申込人が自己の身元を証明するため管理会社から要求された情報の提出を遅滞した場合またはかかる情報を提出しなかった場合、管理会社は、申込みの受諾を拒否し、受領した申込資金を利息を付さずに、申込人の費用負担において、当該資金が当初引き落とされた口座に返金することができる。上記に記載の通り、第三者の身元を特定し確認する関連書類を管理会社に提供しない限り、投資予定者は、買戻代金が当該第三者の口座に支払われないことに留意する必要がある。管理会社は、マネーロンダリング防止の関連要件が満たされるまでは選択されたファンドに投資者の資金を送金する立場にない。管理会社が申込者の身元確認ができた時点で、申込者は次の取引日における純資産価格で取引することが可能になる。

各申込人は、管理会社が要求した情報および文書が当該申込人により提供されなかった場合、ファンド、ポートフォリオおよび管理会社は、当該申込人の買付申込みの処理を拒否したことまたは買戻代金の支払を遅滞したことに起因する損失につき免責されることを認識し、かつこれに同意する。

データ保護

投資予定者は、申込書に記入することにより、GDPR上の個人データに該当する可能性のある情報を管理会社に提供することに留意すべきである。このデータは、顧客の身元確認および申込み手続き、保有するファンドにおける持分の管理および事務管理ならびに適用ある法律上、課税上または規制上の要件の遵守の目的のために、ファンドによりまたはファンドのために使用される。当該データは、特定の目的のために、規制機関、税務当局、ファンドの代行者、アドバイザーおよびサービス提供者ならびにこれらのまたはファンドの適法に授權された代理人ならびにこれらの各関連会社、関係会社または系列会社を含む第三者(所在地を問わない(アイルランドと同様のデータ保護法を有しない可能性のあるEEA外の国々を含む。))に開示および/または移転される可能性がある。

受益者は、ファンドのために保管される自己の個人データの写しを取得する権利、ファンドのために保有される個人データの誤りを修正する権利ならびに様々な状況において消去される権利およびデータ処理を制限しまたはこれに反対する権利を有する。一定の限られた状況において、データの移転に対する権利が適用される可能性がある。

ファンドを代理する管理会社およびその任命されたサービス提供者は、アイルランドの法律上および規制上の要件により要求される期間(ただし、投資期間が終了してからまたは受益者がファンドとの最後の取引を行った日から少なくとも7年間)にわたり、受益者によるファンドへの投資に関して受益者が提供したすべての文書を保持する。

管理会社の個人情報保護方針の写しは、請求することによって管理会社から入手可能である。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、申込期間中の取引日に、ファンド証券の募集が行われる。申込締切時間の照会先は、日本における各販売会社である。日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社と積立投資約款に基づく積立投資契約を締結する。投資者に対する販売の単位は、1口以上1口単位である。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者は、販売取扱会社から買付代金の支払と引換えに取引報告書を受領する。申込金額は円貨またはポートフォリオの基準通貨で支払うものとする。円貨での支払における米ドルと円貨との換算は、各申込みについての申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

受益証券の申込みにあたって申込手数料は請求されない。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ダイワ外貨MMFの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

ポートフォリオの毎取引日に、買戻し申込書を記入後、受益者は管理会社に対し、その保有するファンド証券の全部または一部につき、当該取引日に決定されるポートフォリオの1口当たりの純資産価格に相当する価格をもって買戻しを請求することができる。

買戻し手続

ファンドの受益者は、ファクシミリ、電子メール（署名済PDFの形式）または管理会社と事前に合意したその他の電磁的手段により、管理会社が要求する他の情報および文書とともに、記入済買戻し申込書を管理事務代行会社が買戻し期限までに受領するよう送付することとする。受益証券の買戻しを請求する場合、受益者は、買戻し請求書の代わりに、申込・買戻し注文書（管理事務代行会社が同意する様式の、申込みおよび買戻しを行うための取引注文書）を管理事務代行会社より取得し、管理事務代行会社に提出することができる。

適切な買戻し申込書は、買戻しが効力を生じる取引日の正午12時(ダブリン時間)までに管理会社の事務所に於いて、管理会社が受領しなければならない（以下「買戻し期限」という。）。かかる買戻し申込書が取引日の正午12時(ダブリン時間)後に受領された場合は、管理会社の裁量により翌取引日に繰越すことができる。買戻し請求が管理会社により受領された取引日に受益証券の買戻しが行われる。

ファンドの受益証券の買戻し申込書が受諾された場合、当該受益証券は、かかる買戻しを請求する受益者が受益者名簿から抹消されたか、または買戻し価格が決定されたか、もしくは送金されたかにかかわらず、関連する取引日の営業終了時点から効力を有するよう買い戻されたものとして取り扱われる。したがって、関連する取引日以降、受益者は、受益者としての資格において、買戻しの対象となった受益証券に関して信託証書に基づいて生じるあらゆる権利（ファンドまたは関連するポートフォリオのいずれかの集会の通知を受領し、集会に出席し、または集会で投票する一切の権利を含むが、買い戻された受益証券に関して買戻し価格および関連する取引日より前に宣言されたが未払いの一切の分配を受領する権利を除く。）を有しないか、または行使することができない。かかる買戻しを行う受益者は、買戻し価格に関してファンドの債権者となる。支払不能による清算において、買戻しを行う受益者は、通常の債権者に劣後し、受益者に優先する。受益者は、当初購入に関して支払いが受領された、決済済の受益証券に関する買戻し請求のみを提出することができる。

一旦提出された買戻し請求は、管理会社が全般的にまたは特定の場合において決定しない限り、撤回不能とする。

決済

買戻し金の支払いは原則として、可能な限り、該当する買戻し決済期限までに、または投資運用会社との協議により管理会社が決定するこれより後の日までに実行される。

支払いは、管理会社が独自の裁量で別段の合意をしない限り、関連する受益証券クラスの表示通貨で、最も近い最小通貨単位（該当する場合）に自動的に概算され、当該受益証券の申込金を買戻しを請求した受益者によって当初送金されたのと同じ口座へ、直接送金により、受益者のリスクと費用で行われる。

管理会社および投資運用会社は、ファンドが関連する受益証券の買戻しに資金を提供するためにその投資から関連する金額を受領するまで、買戻金を受益者に送金する義務を負わないものとする。関連する取引日から実際の支払いまでの期間に関して、買戻金に利息が発生することはない。

買い戻される受益証券に関連して宣言され、発生したすべての分配金のうち、未払いのものは、買戻金と共に支払われる。かかる分配金および買戻金は、通常、買戻しが有効となる取引日の翌取引日にポートフォリオの基準通貨をもって受益者の口座に銀行電信送金で支払われる（以下「買戻決済期限」という。）。買戻金支払の費用は全てポートフォリオが負担する。

買戻価格

受益証券１口当たりの買戻価格は、関連する取引日に該当する評価日または当該日が評価日でない場合は直前の評価日の評価時点における該当する受益証券クラスの受益証券１口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）である。受益証券１口の買戻価格を計算する目的において、管理会社は、受益証券１口当たり純資産価格から、買戻請求を履行する資金を賄うために資産を換金し、またはポジションを手仕舞う際にファンドの勘定で負担する財務費用および販売手数料を反映した、適切な引当であると管理会社が考える金額を差し引くことができる。

受益者は、ポートフォリオ資産の評価の一時的停止の場合を除き、管理会社の事前の書面による合意なしに、買戻請求を取り下げることが出来ず、この場合取り下げは、管理会社が評価の停止期間終了前に書面による通知を受領した場合に限り、有効となる。買戻請求の取下げがなされない場合、買戻しは、評価停止終了後の翌取引日に行われる。

管理会社は、１取引日に買い戻される受益証券の口数を、ポートフォリオの発行済受益証券合計の10%に制限する権限を有する。この場合かかる制限は、かかる取引日に受益証券の買戻しを希望する受益者全員に一律に適用され、すべての受益者の受益証券が、一律の割合で買戻され、その日に買い戻されない受益証券は翌取引日に繰越して買い戻される。繰り越された買戻請求は、その後の請求に優先して処理される。買戻要求がこのように繰越される場合、管理会社は影響を受ける受益者に通知する。

(2) 日本における買戻し手続等

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対しファンド証券の買戻しを請求することができる。買戻請求の締切時間の照会先は、日本における各販売会社である。かかる買戻請求は、販売取扱会社により、ポートフォリオの取引日に管理会社に取り次がれる。

買戻価格は、関連する取引日に決定されるポートフォリオの１口当たり純資産価格に相当する。

買戻しを請求した受益者は、ファンド証券の買戻代金に加え、発生済未払いの分配金を受領する。買戻代金の支払は、口座約款および積立投資約款に従い販売取扱会社を通じて、円貨またはポートフォリオの基準通貨で行われる。買戻しは１口以上１口単位とする。買戻手数料は請求されない。買戻代金は、原則として、買戻請求が行われた取引日の翌取引日に支払われる。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

ポートフォリオの純資産価格は、ポートフォリオの基準通貨で表示され、取引日に当該取引日のポートフォリオの資産の額からポートフォリオの債務(管理会社の裁量により諸経費の引当額を含む。)を控除し計算される。

1口当たりの純資産価格は、ポートフォリオの純資産額を、当該取引日のポートフォリオの発行済であるかまたは発行済とみなされる受益証券口数で除し、ポートフォリオの基準価格で、小数点以下第1位を切り捨てた額とする(ただし、1口当たりの純資産価格が分配の目的で決定される場合には、小数点以下第9位まで計算される。)。

ポートフォリオの資産は、当初、ポートフォリオの受益証券の当初発行による手取金により構成される。その後、ポートフォリオの資産は、当該手取金から生じた投資証券および現金およびその他の財産、ならびにその後発行されたポートフォリオの受益証券の手取金から宣言済の分配額を差し引いた額により構成される。

下記の規定が、ポートフォリオの管理に適用される。

- ()ポートフォリオの記録および会計書類は、管理会社および受託会社が随時決定する通貨で維持される。
- ()ポートフォリオの受益証券の発行手取金は、ポートフォリオに関するダイワ外貨MMFの記録および会計書類に記帳され、これらに帰属する資産および債務ならびに収益および支出は、ポートフォリオに充当される。
- ()ある資産がいずれかの資産(現金その他を問わない。)から派生した場合、当該派生資産は、ダイワ外貨MMFの記録および会計書類上、その発生源である資産と同一のポートフォリオに充当され、投資資産の再評価のつど、価値の増減がポートフォリオに充当される。
- ()受託会社が特定ポートフォリオに帰属させることができないと判断するダイワ外貨MMFの資産について、受託会社は、管理会社および監査人の承認を得て、当該資産のポートフォリオ間における配分基準を決定することができ、さらに常時および随時、管理会社および監査人の承認を得て、当該配分基準を変更する権限を有する。

ただし、全ポートフォリオ間の資産の配分が割当時におけるそれぞれの純資産価格に応じてなされる場合は、管理会社および監査人の承認を要しない。

- ()受託会社は、管理会社および監査人の承認を得て、債務のポートフォリオ間における配分基準(状況が許す場合、その後になされる再配分に関する条件を含む。)を決定することができ、さらに常時および随時、当該基準を変更する権限を有する。ただし、債務が関連していると受託会社が判断するポートフォリオに対し、債務の配分が割当時におけるそれらの純資産価格に応じてなされている場合、または債務が特定ポートフォリオに関連していないと受託会社が判断する場合にすべてのポートフォリオ間で債務の配分が割当時におけるそれぞれの純資産価格に応じてなされている場合には、管理会社および監査人の承認を要しない。

()ポートフォリオ資産は、当該ポートフォリオのみに帰属するものであり、他のポートフォリオから分離され、他のいかなるポートフォリオの債務または他のポートフォリオに対する請求を直接もしくは間接的に履行するために利用することはできず、かかる目的に供することはできない。

ポートフォリオ資産の評価は、次のように行われる。

- ()残存満期が397日以内で投資標準のある債務証券は、減価償却後の取得原価基準(つまりプレミアムの償却または値引きの額を調整した取得価額)で評価される。この点において管理会社は継続して評価の減価償却後の取得原価基準と投資対象の時価評価を査定し、必要な場合は、管理会社が誠実に決定する公正な市場価格をもってポートフォリオの投資が評価されることを確保するため、変更を提言する。市場価値に対する減価償却後の価格に対する管理会社の精査は、A I F ルールブックに従い行われる。もし受益証券1口当たりの償却費用が受益証券1口当たりの真の純資産価格から逸脱し、これが実質的な希薄化あるいはその他の不当な結果が特定のポートフォリオの受益者に生じると管理会社が考える場合(特に逸脱が純資産価額の0.3%を超える場合は、管理会社はかかる希薄化あるいは不当な結果を実行可能な範囲において除去または減少するために管理会社が適切とみなす是正措置を講じる。
- ()規制市場において上場または取引されている証券は、評価時点現在の公認の証券取引所における最終の取引価格を用いて評価される。市場価格が適切に表示されないかまたは入手可能ではない場合および未上場の証券は、(a)個人投資家向けA I Fのために行為する管理会社または(b)個人投資家向けA I Fにより任命され、かつ、当該目的のために受託会社が承認する適切な者により慎重かつ誠実に見積もられた推定実現価値で評価される。
- ()証券が複数の公認の証券取引所において上場されている場合は、受託会社の承認を得て管理会社の判断する当該証券の主要な市場である公認の証券取引所における知れている最終の市場価格で評価される。
- ()上記()に従って評価されず、公認の証券取引所に上場されていない証券は、世界のある地域において満足できる相場を提供している適切な者または法人により慎重かつ誠実に推定されているか、または受託会社の承認する株式ブローカーまたはその他の専門家により証明された実現可能な近似値により、または、投資費用と発生収益を考慮に入れて慎重かつ誠実に推定された受託会社の承認する推定実現価値であると管理会社が具体的な状況下で判断する価格により評価される。
- ()現金その他の流動資産は、額面価額に当該日の終了までの経過利息(適用ある場合)を付して評価される。
- ()集団投資スキームの受益証券または株式は、関連する集団投資スキームの入手可能な直近の純資産額に基づき評価される。
- ()関係する取引所外または店頭市場においてプレミアム付でまたは値引きされて取得または取引されている投資対象(証券取引所に上場されているか否かを問わない。)の価額は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の評価日の当該プレミアムまたは値引きの程度を考慮に入れて評価される。

管理会社は、通貨、市場性、取引費用および／またはその他関連ありと認められる判断要素に関し、公正な価額を反映させるのに調整が必要と判断する場合を除き、当該有価証券の価額を調整することができない。価格調整の理由および方法は、管理会社により明確に文書化され、受託会社に承認されなければならない。店頭デリバティブ商品は取引相手によって毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した、評価時点直前の関連する市場における営業終了時現在の決済価格で各取引日に評価される価格とする。管理会社は、取引相手の価格または管理会社もしくは独立した価格提供者により計算された価格などの代替的な価格のいずれかをを用いて、店頭デリバティブを評価することができる。ただし、管理会社またはその他の者が評価を遂行するための十分な人的および技術的手段を有していることを条件とする。

管理会社は、(a)取引相手方が合理的正確性をもって、かつ、信頼性のある根拠に基づき店頭デリバティブを評価し、(b)店頭デリバティブが、常時管理会社の主導に応じて、公正価格での相殺取引によって売却され、清算され、または手仕舞いされる可能性があると確信していなければならない。上記(a)および(b)の条件が満たされるまで店頭取引は締結されないものとする。評価は、当該目的のために受託会社が承認し、かつ、取引相手から独立した者により承認または確認されなければならない。

- ()スワップ契約以外の、市場で取り扱われている金融デリバティブ商品の評価は、かかる市場におけるかかる商品の決済価格と考えられる価格を用いて決定される。かかる金融デリバティブ商品が市場で扱われていない場合は、受託会社が承認する基準に基づき、管理会社またはその受任者が慎重かつ誠実に推定した価格とする。
- ()スワップ契約の価格は、スワップ契約の相手方による買値基準で値付けされる市場価格で表示される。スワップ契約の価格は、かかるスワップ契約の市場を形成する、受託会社により承認された者、法人または組織により毎月証明される。
- ()取引所または市場において取引されている上場デリバティブ商品は、当該取引所または市場において入手可能な最終の決済価格で評価される。一部のオプションの場合のように決済価格がない場合、最終取引価格を用いることができる。最終取引価格がない場合、中値または取引相手の価格を用いることができる。かかる価格が入手できない場合、当該投資対象の価格は、当該目的のために受託会社が任命する適切な者(管理会社を含む場合がある。)により慎重かつ誠実に見積もられた推定実現価値とする。

()外国為替予約契約は、関連する評価時点において同一の規模および満期の新規の予約契約を引き受けることができる価格を参照して、または、店頭デリバティブの評価に関する規定に従って評価される。手元現金、預金、前払費用、宣言されたかまたは発生済みであるが評価時点において未払いとなっている現金配当および利息の価格は、通常、その額面価格に評価時点において発生済みの利息(該当する場合)を加えた価格で評価される(ただし、受託会社または管理会社の意見において、これが支払われるかまたは全額受領される可能性が低い場合は除く。この場合、その価格は、評価時点におけるその真正な価値を反映するためにかかる場合において管理会社が適切と考える割引を行った後に決定されるものとする。)。

上記()から()までの評価規則による投資対象の評価が不可能もしくは不正確である場合または当該評価が証券の公正な市場価格を反映していない場合、管理会社は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の適正な評価を行うために他の一般に認められている評価原則を用いることができる。

ファンドの資産は、各評価基準時に評価されるものとする。

ポートフォリオの評価の計算および発行済もしくは発行済とみなされるファンド証券数の決定は以下のとおりとする。

()管理会社が発行に同意したポートフォリオ受益証券は申込みが管理会社により受領され受諾された取引日の終了時に発行済のものとしてみなされる。

()投資対象の購入または売却が合意されたが、当該購入または売却が完了していない場合、購入または売却が適法に完了したものとして、当該投資対象が加算または減額され、かつ総購入額または純売却額が加算または減額される。

()ポートフォリオ受益証券の消却の通知が、管理会社により受託会社に付与されたが、かかる消却が完了していない場合、消却対象の受益証券は発行済のものとしてみなされず、ポートフォリオの評価額は当該消却により管理会社に支払われる金額だけ減少する。

()ポートフォリオの基準通貨以外の通貨で表示された評価額(投資対象であるか現金であるかを問わない。)およびポートフォリオの基準通貨以外の借入金は、管理会社が(とりわけ)交換費用に関連するプレミアムまたは割引料に配慮して、受託会社と協議し、またはその承認する方法により、事情に応じ適切とみなす換算率(公定のものかどうかを問わない。)により、ポートフォリオの基準通貨に換算される。

()ポートフォリオ資産から、発生基準時までのポートフォリオの資本の中から適切に支払われる現実の、または推定の債務(借入残高(もしあれば)を含むが、上記()の債務を除く。)の総額が控除される。

()投資対象のコール・オプションが売却された場合、当該投資対象の価額の中から、公認の証券取引所で値決めされた最低市場取引価格を参考にして計算されるオプション価格(上記の市場価格がない場合には、受託会社が承認する株式ブローカーその他が証明する価格、または管理会社が状況に応じて合理的と考え、かつ受託会社が承認する価格。)が控除される。

()ポートフォリオ資産に対して、発生基準時までの発生済の未受領の利息または配当の金額を加算する。

- ()ポートフォリオ資産に対して、所得に課される公租公課の還付請求額(管理会社および受託会社に支払われる手数料および二重課税の救済に係る請求を含む。)の総額(現実に発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。)を加算する。
- ()ポートフォリオ資産から、評価基準時以前に宣言され、または宣言されたとみなされる分配金額を減額する。
- ()ポートフォリオ資産から、発生基準時まで生じた管理会社および受託会社に支払われる手数料およびポートフォリオの通常管理のために管理会社および受託会社が支出した発生済未払いの費用、ならびにこれに課される付加価値税(もしあれば)相当額が控除される。
- ()ポートフォリオ資産から、発生基準時まで生じた租税債務の総額(現実に発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。)が控除される。
- ()ポートフォリオ資産から、発生基準時まで生じた借入金の発生利息(もしあれば)を含む、収益の中から適切に支払われるその他一切の債務の総額(発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。)が控除される。

信用度評価手続

MMF規則により要求される限りにおいて、管理会社は、ポートフォリオが保有する一定の資産の信用度を決定するための慎重な内部信用度評価手続(以下「信用度評価手続」という。)を制定し、実施しかつ常時適用するものとする。信用度評価手続は、当該資産の発行体の信用度および資産の信用度に影響を及ぼす要因の分析を含む慎重、体系的かつ継続的な評価方法に基づくものとする。MMF規則により要求される限りにおいて、当該方法は、妥当性を確保するために、ポートフォリオに関し、管理会社により少なくとも年に一度見直されるものとする。

流動性管理手続

MMF規則により要求される限りにおいて、管理会社は、ポートフォリオに適用される週次の流動性基準値の遵守を確保するための慎重かつ厳格な流動性管理手続を制定し、実施しかつ常時適用するものとする。週次の流動性基準値の遵守を確保するために、1週間満期の資産が、()ポートフォリオの純資産価額の30%を下回り、かつ、1取引日における一日の純買戻し額が10%を超える場合、または、()ファンドの純資産価額の10%を下回る場合、管理会社は直ちに通知を受け、MMF規則に基づき許容される一または複数の措置を適用するかを決定するために、ポートフォリオの受益者の利益に関して適切な措置を決定するための文書化された評価を実施するものとする。

管理会社がポートフォリオの買戻しの停止を決定し、停止期間の合計が90営業日のうち15営業日を超える場合、ポートフォリオは自動的にCNAV MMFではなくなるものとし、ポートフォリオの各受益者は、当該事由について書面により直ちに通知を受けるものとする。

一定事由の発生時の税金

投資者は、アイルランドの居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者による受益証券の現金化、買戻しもしくは譲渡またはアイルランドの居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者に対する分配金の支払等の一定の事由の発生時に生じる納税義務について留意すべきである。また、納税義務を生じる事由が発生し、ダイワ外貨MMFがいずれかの法域で税金(その利息またはペナルティーを含む。)を負担する責任を負うこととなった場合、ダイワ外貨MMFは、当該金額を当該事由の発生時の支払金額から控除し、または受益者もしくは受益証券の実質的所有者により保有される、当該義務を履行するための十分な価格(買戻し手数料の控除後)を有する受益証券の口数を強制的に買戻し、もしくは消却する権利を有する。関連する受益者は、ダイワ外貨MMFに納税義務を生じる事由が発生した場合、かかる控除、充当または消却が行われなかった場合を含め、ダイワ外貨MMFが税金およびその利息またはペナルティーを負担する責任を負うことにより被った損失を補償し、かつ当該損失についてダイワ外貨MMFが補償されるようにする。

受益証券の価格の公表

以下に記載される事由によりポートフォリオの純資産価格の決定が停止された場合を除き、ポートフォリオ受益証券の最新の1口当たり純資産価格はウェブサイト（www.sumitrustgas.com）で日々公表され、また各取引日の翌営業日に管理会社の登記上の事務所において入手可能となる。

日本においては、取引日につづく日本における金融商品取引業者の営業日に、代行協会員の事務所において公表される。

ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の停止

管理会社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、一時的に純資産価格の計算を停止し、ポートフォリオの受益証券の発行および買戻しを停止することができる。

(イ)ポートフォリオの組入証券の相当部分が随時取引されている主要な市場または証券取引所が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止されている期間

(ロ)政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由、もしくは管理会社の管理、責任および権限の及ばない何らかの状況が生じたため、ポートフォリオの受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ポートフォリオの資産の重要な部分の処分もしくは評価が合理的に実行できない期間、または管理会社の判断によれば売買価格を公正に計算できない期間

(ハ)ポートフォリオの組入証券の相当部分の価格決定または市場もしくは証券取引所における現在の価格の決定を行うため通常使用されている通信機能が故障している期間

(ニ)ポートフォリオがポートフォリオの受益証券の受益者からの買戻しに際し支払をするために資金を送金できない期間、または、管理会社の判断によれば、組入証券の相当部分の売却もしくは購入のための資金の送金、もしくはポートフォリオ受益証券の買戻代金の支払が通常の為替レートでは実行できない期間

(ホ)受託会社にポートフォリオに含まれる資産の相当な割合(受託会社の絶対的な裁量により決定される。)を清算させるかまたはポートフォリオを終了させる事由が発生している期間

かかる停止は、直ちに(いかなる場合にも停止事由が発生した営業日内に)アイルランド中央銀行ならびに受託会社へ通知され、かかる停止が14日を超えるものと管理会社が判断する場合、ポートフォリオ受益証券の受益者が居住する国の新聞に公告し、または直接受益者に通知する。ポートフォリオの受益証券の発行または買戻しを請求する投資者に対しては、その申込時または買戻しに係る書面による撤回不能の請求が提出された時に、管理会社が通知する。可能な場合、速やかに停止期間を終了するためのすべての適切な手段がとられる。

アイルランド中央銀行はまた、管理会社が公衆および受益者の利益に資すると判断した場合、純資産価格の決定ならびにポートフォリオの受益証券の申込みおよび買戻しを停止できる。

いずれかのポートフォリオの純資産価格の計算の停止が、他のポートフォリオの純資産価格の計算に影響を及ぼすことはない。

(2)【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券の券面または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、日本における各販売会社の名義で保管される。ただし、日本の受益者が自己の責任でファンド証券を保管する場合は、この限りでない。

管理会社は登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務を負わない。

(3)【信託期間】

以下に記載される方法に従い早期に解散されない限り、ダイワ外貨MMFの存続期間は無期限である。

ただし、下記の場合いつでもダイワ外貨MMFを解散させることができる。

以下の場合、受託会社は、ダイワ外貨MMFを解散させることができる。

(イ)管理会社が清算手続(組織変更または合併を目的として行われる受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除く。)に入り、営業を中止し、または(受託会社の合理的判断により)

受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することになった場合

(ロ)受託会社の合理的な意見に従えば、管理会社が能力を喪失し、義務を十分に履行することができず、または受託会社の判断により、ダイワ外貨MMFの評価を下げるような、もしくは受益者の利益を害するような措置を講じた場合

(ハ)ダイワ外貨MMFの存続を不適法、または受託会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合

(ニ)受託会社が管理会社に対して書面により辞任の申し出をした後6か月以内に、管理会社が新任の受託会社を任命しなかった場合

以下の場合、管理会社は、ダイワ外貨MMFを解散させることができる。

(イ)ダイワ外貨MMFが認可投資信託としての資格を喪失した場合

(ロ)ダイワ外貨MMFの存続を不適法、または管理会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合

(ハ)管理会社が辞任の申し出をした後３か月以内に、受託会社が新任の管理会社を任命しなかった場合

(ニ)ポートフォリオの純資産総額の合計が５億円相当額を下回った場合

ダイワ外貨MMFは受益者集会の特別決議により解散させることができる。

かかる解散は、前記決議が可決された日の３か月後または決議によって定められるそれ以後の日に効力が生じる。ダイワ外貨MMFの解散前２か月以上前に管理会社は受益者に対して予定される解散と資産の分配を通知する。

下記のいずれかに該当する事由が生じた場合、管理会社は書面により通知を行い、その裁量によりポートフォリオを解散させることができる。

()ポートフォリオがアイルランド中央銀行の承認を喪失した場合

()ポートフォリオの存続を不適法または管理会社の合理的な判断に照らし非現実的もしくは不適切にする法律が制定された場合

()投資運用会社が辞任の申し出をした後３か月以内に、管理会社がポートフォリオについて新任の投資運用会社を任命しなかった場合

()受託会社の承諾を得て管理会社がポートフォリオの終了が望ましいと判断する状況の場合

ポートフォリオは、信託証書の付属書類の条項に従い、適法に招集、開催されたポートフォリオの受益者集会の特別決議により、いつでも解散させることができる。かかる終了は、上記の決議が採択された日から３か月後または上記の決議により定めるその後の日(もしあれば)に効力が生じる。

ダイワ外貨MMFまたは１つのポートフォリオの解散の後、受託会社は、各ポートフォリオ(ダイワ外貨MMFの解散の場合)または当該ポートフォリオ(１つのポートフォリオのみの解散の場合)の資産の売却を行い、解散後合理的な期間内に各当該ポートフォリオの受益者に対し保有ポートフォリオ証券の口数に比例して当該ポートフォリオ資産の売却から生じた純現金収益総額を分配する。受託会社は、ダイワ外貨MMFの解散に関して自らに生じたすべての費用も控除することができる。

(4)【計算期間】

ダイワ外貨MMFの会計年度は毎年12月31日をもって終了する。

(5)【その他】

ファンド証券発行限度額

ファンド証券の発行額には制限がなく、随時発行することができる。

信託証書の変更

管理会社および受託会社は、補足証書の形式によりアイルランド中央銀行の事前の承認を得て、ダイワ外貨MMFが認可投資信託としての資格を喪失させる目的以外の目的に資するとそれらが考慮する方法で、またその範囲で、いつでも信託証書の条項を変更することができる。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社または受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、かかる訂正、変更、追加がアイルランド中央銀行の規則により要求されるものである場合、またはかかる訂正、変更、追加が公認の証券取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とする。いかなる変更も、受益者に対しその受益証券に関してさらに支払いを行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではない。

信託証書の重要事項の変更は、公告され、受益者に通知される。

ワラント、新株引受権またはオプションの発行

ワラント、新株引受権またはオプションの発行に基づいてファンド証券を買い付ける権利は受益者に付与されない。

関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が相手当事者に対し90日前の書面による通知を付与することにより本契約を解除しない限り、有効に存続する。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一当事者が他方当事者に対し同法の規定に従い90日前までに書面で通知を行い終了させるまで、効力が継続する。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

副保管契約

副保管契約は、一当事者が他方当事者に対し同法の規定に従い90日前までに書面で通知を行い終了させるまで、効力が継続する。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し書面により解約を通知するまで有効に存続する。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および／または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。

分配請求権

受益者は、合意されたポートフォリオの分配金を、持分に応じて請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証書の規定に従って請求することができる。

残余財産分配請求権

ダイワ外貨MMFが清算される場合、受益者は、保有するポートフォリオ受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。発行済受益証券の合計50%以上を保有する受益者からの要求があった場合、受託会社は、かかる受益者集会を招集しなければならない。各受益者集会の14日以上前までに、受益者に対して通知が行われなければならない。

異なるポートフォリオの受益証券の受益者の個々の権利および利益については、以下のとおりとする。

- () 1つのポートフォリオのみに影響すると受託会社の判断する決議は、当該ポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。
- () 複数のポートフォリオに影響するが各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずることはない受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。
- () 複数のポートフォリオに影響し、かつ各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずるまたは生ずる可能性がある受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会ではなく、これらのポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合に限り、適式に可決されたとみなされる。

すべての受益者集会における出席、定足数および多数決の要件ならびに受益者の議決権については、信託証券に定めたとおりである。受益者は、ダイワ外貨MMFに保有する受益証券１口につき１議決権を有する。

(注) 上記 および につき、一般的に、かかる分配請求権の時効期間は、 については６年間、 については１２か月間である。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはダイワ外貨MMFに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

同 大 西 信 治

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

東京地方裁判所

確定した判決の執行手続きは、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

- a. ダイワ外貨MMFの直近2会計年度の日本文の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ダイワ外貨MMFの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるブライスウォーターハウスクーパース アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ダイワ外貨MMFの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、以下の2025年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。

1米ドル = 142.57円

なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ
 財政状態計算書
 2024年12月31日現在

		2024年		2023年	
	注記	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
定期預金を含む現預金	5	593,014,178	84,546,031	639,509,915	91,174,929
未収債権	6	33,032,865	4,709,496	9,758,294	1,391,240
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,3,4	1,994,174,959	284,309,524	1,780,088,007	253,787,147
資産合計		2,620,222,002	373,565,051	2,429,356,216	346,353,316
資本					
資本金		2,600,889,462	370,808,811	2,396,909,612	341,727,403
資本合計		2,600,889,462	370,808,811	2,396,909,612	341,727,403
負債					
未払債務	7	19,332,540	2,756,240	32,446,604	4,625,912
負債合計		19,332,540	2,756,240	32,446,604	4,625,912
資本および負債合計		2,620,222,002	373,565,051	2,429,356,216	346,353,316

添付の注記は、当財務書類の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドを代表して署名。

ピーター・キャラハン 高野 裕之

日付：2025年4月24日

(2)【損益計算書】

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ
 包括利益計算書
 2024年12月31日に終了した年度

	注記	2024年		2023年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2	130,249,849	18,569,721	112,198,063	15,996,078
収益合計		130,249,849	18,569,721	112,198,063	15,996,078
費用					
投資運用報酬	9	2,671,227	380,837	2,442,678	348,253
管理事務報酬	9	808,977	115,336	711,829	101,485
管理報酬	9	243,471	34,712	—	—
副保管報酬	9	872,049	124,328	766,550	109,287
受託会社報酬	9	435,603	62,104	383,292	54,646
販売会社報酬および代行協会員報酬	9	12,367,652	1,763,256	10,936,657	1,559,239
監査報酬		27,723	3,952	29,958	4,271
その他の報酬および費用		368,091	52,479	283,090	40,360
費用合計		17,794,793	2,537,004	15,554,054	2,217,541
当期包括利益合計		112,455,056	16,032,717	96,644,009	13,778,536

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF

USドル・ポートフォリオ

資本変動計算書

2024年12月31日に終了した年度

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	資本合計
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
2024年1月1日現在	2,396,909,612	—	—	2,396,909,612
当期包括利益合計	—	—	112,455,056	112,455,056
分配金	—	—	(112,455,056)	(112,455,056)
受益証券の発行	2,475,025,949	—	—	2,475,025,949
受益証券の買戻	(2,271,046,099)	—	—	(2,271,046,099)
2024年12月31日現在	2,600,889,462	—	—	2,600,889,462
2023年1月1日現在	2,046,971,033	—	—	2,046,971,033
当期包括利益合計	—	—	96,644,009	96,644,009
分配金	—	—	(96,644,009)	(96,644,009)
受益証券の発行	2,690,244,801	—	—	2,690,244,801
受益証券の買戻	(2,340,306,222)	—	—	(2,340,306,222)
2023年12月31日現在	2,396,909,612	—	—	2,396,909,612

添付の注記は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ダイワ外貨MMF

財務書類に対する注記
2024年12月31日

1. 一般的情報

ダイワ外貨MMFは、1996年7月5日付の信託証書（1996年7月17日付の第一補足信託証書で改正済、2019年1月21日付で改正および改訂済）により、アイルランドに所在するユニット・トラストとして設定された。2006年6月23日付で、ダイワ外貨MMFの存続期限は無期限に延長された。ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法の下でその規定に従って設定されたアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、2015年6月18日付で、個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドとしてアイルランド中央銀行（「中央銀行」）により認可された。ダイワ外貨MMFに対するEU MMF規制（「MMFR」）の効力が2019年1月21日付で発生した。これに伴い、サブ・ファンドは、中央銀行により、2019年1月21日付で公債コンスタントNAV MMFに認可された。ダイワ外貨MMFは、2019年1月21日付で個人投資家向けオルタナティブ投資ファンド公債コンスタントNAV MMFとして中央銀行により認可された。新目論見書は、2024年9月30日付で中央銀行により認可された。

欧州連合（「EU」）におけるタクソノミー規則の導入を反映するための2021年3月8日付のファンドの英文目論見書の補遺が中央銀行に提出された。タクソノミー規則の目的上、本金融商品の投資対象は環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮するものではないことに注意すべきである。

2022年12月23日付でファンドの英文目論見書の第二補遺が発行され、投資運用会社は、金融サービスセクターにおける持続可能性関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（EU）2019/2088（「SFDR」）第7条に規定される金融商品レベルでのポートフォリオの持続可能性要因に関する投資判断の主たる悪影響を考慮していないことを明確にした。

ダイワ外貨MMFはアンブレラ型ファンドであり、複数の資産ポートフォリオを構成することができる。各ポートフォリオにおいて、当該ポートフォリオ資産における一つの不可分の持分を表章する受益証券が発行される。ファンドおよび各ポートフォリオは、特定の受益証券に帰属し異なる特性を有する「クラス」に分割されることがある。現在発行されている唯一のポートフォリオは、USドル・ポートフォリオ（以下「サブ・ファンド」という。）である。本財務書類は、サブ・ファンドのみに関するものである。

ダイワ外貨MMFのオルタナティブ投資ファンド運用会社は、エスエムティー・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッド（「管理会社」）である。

サブ・ファンドの主要な活動は、信託証書に列挙される公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。

2. 会計方針

サブ・ファンドが採用している会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

ダイワ外貨MMFの財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融商品の再評価額を計上して修正される取得原価主義に従い、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行（財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」（「FRS102」）を含む英国財務報告評議会が発行した会計基準およびアイルランドの法律）に従って適正に作成されている。

財務書類は継続企業を前提として作成されている。FRS102に準拠した財務書類の作成は、経営者が、方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを要求している。

見積りおよび関連する仮定は、状況において適切と考えられる過去の経験およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、その他の情報源からは容易に明らかにならない資産および負債の帳簿価額に関する判断を下す基礎を形成する。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、修正が当該事業年度だけに影響を与える場合は、見積りが修正される事業年度においてまとめられ、修正が当事業年度および将来事業年度に影響を与える場合は、修正事業年度および将来事業年度においてまとめられる。

投資有価証券

当カテゴリーは、取引用に保有される金融資産および負債と、当初に経営陣により損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産および負債の2つのサブ・カテゴリーに分けられる。

サブ・ファンドは、損益を通じて公正価値で測定する金融資産として債務証券への投資を分類する。投資有価証券は、公正価値の最良推定値として償却原価技法を用いた公正価額（つまりプレミアムの償却またはディスカウントの付加を調整した取得価額）で評価される、短期債務証券から構成される。投資有価証券が公正価値で表示されることを確保するため、管理会社は継続して評価の償却原価法を査定する。

現金およびその他の流動資産は、額面価額に（適用ある場合）当該日の終了時までのクーポン未収利息を付して評価される。

FRS102の公正価値の測定に基づいて、ダイワ外貨MMFは、国際会計基準第39号の金融商品の認識および測定に関する規定を採用する。

認識／承認取消

投資有価証券の通常の購入および売却は、取引日（ダイワ外貨MMFが投資有価証券の購入または売却を行う日）に認識される。投資有価証券からキャッシュ・フローを受け取る権利が終了した時、またはダイワ外貨MMFが所有権のリスクおよび利益を実質上すべて譲渡した時に、投資有価証券の承認が取り消される。

外貨

資産および負債は、サブ・ファンドが運用する、主要な経済環境の通貨（機能通貨）である米ドル（「USD」）を用いて計算される。外貨建ての資産および負債は、年度末日の為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上される非貨幣性の外貨建て資産および負債は、公正価値が測定される日に基準通貨に転換される。取引活動から生じる外貨損益は、当年度の包括利益計算書に計上される。

外貨換算

サブ・ファンドは、日本の受益者から、米ドル建ての受益証券の買付けおよび買戻しを受理する。サブ・ファンドの運用実績は、米ドルで測定され受益者に報告される。管理会社は、当該通貨がサブ・ファンドの対象取引、事象および状況の経済的影響を最も忠実に表示する通貨と考えている。本財務書類は、サブ・ファンドの機能通貨および表示通貨である、米ドルで表示される。

収益

受取利息は、実効利回り基準で会計処理される。有価証券に係るディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の期間にわたり実効利回り基準で償却され取得される。これらは、包括利益計算書に「損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益」として表示される。

費用

費用は、発生基準で会計処理される。

参加受益証券

サブ・ファンドは、受益者の選択により買戻可能であり、FRS102セクション22に従って資本として分類される受益証券を発行する。受益証券1口当たりの純資産価格は、分配宣言により0.01米ドルで維持される。

受益証券の条項または条件が、FRS102セクション22の厳格な基準に適合しなくなった場合、当該受益証券は、当該証券が基準を満たさなくなった日から金融負債に再分類される。金融負債は、再分類された日の当該証券の公正価値で測定される。再分類された日における資本性金融資産の帳簿価額と負債の公正価値との差額は、資本に認識される。

受益証券は、サブ・ファンドの純資産額の比例的部分に相当する現金によりいつでもサブ・ファンドに入れ戻すことができる。受益者がサブ・ファンドに受益証券を戻す旨の権利行使を表明した場合、受益証券は、年度末日現在の買戻金額で計上される。

分配方針

管理会社は、各取引日にサブ・ファンドに関して分配を宣言する。サブ・ファンドから分配される1口当たりの金額は、サブ・ファンドの通貨の100分の1の単位に各取引日のそれぞれの1口当たり純資産価格を維持するために要求される金額に相当する。

キャッシュ・フロー計算書

ダイワ外貨MMFは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS102セクション7.1に従うオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

3. 金融商品の公正価値

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・ 同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル1）、
- ・ （価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含む（レベル2）、および
- ・ 観測可能な市場データ（観測できないインプット）に基づかない資産または負債に関するインプット（レベル3）。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
債務証券	1,990,232,228	1,776,370,687
クーポン未収利息	3,942,731	3,717,320
	<u>1,994,174,959</u>	<u>1,780,088,007</u>

サブ・ファンドが保有する全証券は、レベル2に分類される。2024年12月31日に終了した年度および2023年12月31日に終了した年度に、レベル間での重要な資産譲渡はなかった。

公正価値で測定されない金融資産および金融負債

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産および金融負債は、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融資産および金融負債である。定期預金を含む現預金は、公正価値ヒエラルキ - のレベル1に分類され、損益を通じて公正価値で測定されないその他のすべての金融資産および負債は、レベル2に分類される。

4. 投資有価証券

サブ・ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、以下のように要約される。

市場リスク

市場リスクは、保有金融商品の将来の価格の不確実性から生じる。それは、サブ・ファンドが価格変動に直面した際に保有するマーケット・ポジションを通して被る潜在的損失を表す。市場リスクは、3種類のリスク（すなわち、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスク）から構成されている。

価格リスク

価格リスクは、サブ・ファンドの金融商品の公正価値が金利または為替の動向以外の要因によって引き起こされる市場価格の変動の結果として変動するというリスクである。サブ・ファンドの金融商品は、直接的には価格リスクにさらされていない。

通貨リスク

通貨リスクは、機能通貨以外の通貨のエクスポージャーの不利な値動きによりサブ・ファンドが被る潜在的損失を表す。各クラスの投資有価証券はすべて、当該クラスの機能通貨建てであり、財政状態計算書および包括利益計算書が為替変動の重大な影響を受けることはない。

金利リスク

かかるリスクは、金融商品の公正価値が市場の金利動向に起因して変動するリスクとして定義される。リスクは、公正価値が金利環境の変化によって影響を受ける金融商品に生じる。

以下の表は、年度末現在の金利リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーの概要である。契約上の価格改定日または満期日のいずれか早い時期によって分類された、公正価値でのサブ・ファンドの資産および取引負債が含まれている。

2024年

	1か月未満 米ドル	1～3か月 米ドル	4～6か月 米ドル	無利息 米ドル	合計 米ドル
資産					
定期預金を含む現預金	593,014,178	-	-	-	593,014,178
未収債権	-	-	-	33,032,865	33,032,865
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	718,042,833	1,040,229,603	235,902,523	-	1,994,174,959
資産合計	<u>1,311,057,011</u>	<u>1,040,229,603</u>	<u>235,902,523</u>	<u>33,032,865</u>	<u>2,620,222,002</u>
負債					
未払債務	-	-	-	19,332,540	19,332,540
負債合計	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>19,332,540</u>	<u>19,332,540</u>
金利感度ギャップ合計	<u>1,311,057,011</u>	<u>1,040,229,603</u>	<u>235,902,523</u>	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>

(N/A : 該当なし)

2023年

	1か月未満 米ドル	1～3か月 米ドル	4～6か月 米ドル	無利息 米ドル	合計 米ドル
資産					
定期預金を含む現預金	639,509,915	-	-	-	639,509,915
未収債権	-	-	-	9,758,294	9,758,294
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	600,449,567	995,277,203	184,361,237	-	1,780,088,007
資産合計	<u>1,239,959,482</u>	<u>995,277,203</u>	<u>184,361,237</u>	<u>9,758,294</u>	<u>2,429,356,216</u>
負債					
未払債務	-	-	-	32,446,604	32,446,604
負債合計	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>32,446,604</u>	<u>32,446,604</u>
金利感度ギャップ合計	<u>1,239,959,482</u>	<u>995,277,203</u>	<u>184,361,237</u>	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>

(N/A : 該当なし)

変動利付投資有価証券に関する受取金利を決定するためのベンチマーク・レートは、サブ・ファンドについてはSOFR（2023年：LIBOR）に、特定のベースス・ポイント（bps：100分の1%）を加えるか差引いたものに基づいている。

毎週の値洗い評価は、投資運用会社によって行われる。このテストとは別に、投資運用会社は、少なくとも週一回値洗い評価を独自に行う。これには、イールド・カーブの変化に対して働く負荷テストが含まれる（現在投資運用会社は、並列利益曲線の上昇を50および100ベースス・ポイントに設定している。）。

以下の表は、金利がマイナス50ベース・ポイントからプラス100ベース・ポイントの間で変動するユニット価格に影響を及ぼす比率を表示している。

2024年

	+100bps	+50bps	-25bps	-50bps
USドル・ポートフォリオ	-0.11%	-0.05%	0.03%	0.05%

2023年

	+100bps	+50bps	-25bps	-50bps
USドル・ポートフォリオ	-0.11%	-0.06%	0.03%	0.06%

流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高い金融市場の混乱時に、サブ・ファンドがその投資の規模を合理的価格で早急に調整できない可能性を表す。サブ・ファンドの資金は容易に換金可能な資産に投資され、オーバーナイトの現金残高として約15%が留保されるが、その数値は資金流出が判明している場合および市場混乱の場合には増加される。投資顧問会社は、大量買戻しの潜在性について情報を入手するために頻繁に販売会社と連絡を取る。市場の混乱時には、資産の現金化はさらに困難になり、これが観察され監視され、必要な場合には、満期が短縮され、オーバーナイト・キャッシュが増加される。

管理会社は、サブ・ファンドに適用される週次の流動性基準値の遵守を確保するための慎重かつ厳格な流動性管理手続を制定し、実施しかつ常時適用するものとする。週次の流動性基準値の遵守を確保するために、1週間満期の資産が、（ ）当該ポートフォリオの純資産価額の30%を下回り、かつ、1取引日における一日の純買戻し額が10%を超える場合、または、（ ）サブ・ファンドの純資産価額の10%を下回る場合、管理会社は直ちに通知を受け、MMF規則に基づき許容される一または複数の措置を適用するかを決定するために、当該サブ・ファンドの受益者の利益に関して適切な措置を決定するための文書化された評価を実施するものとする。

以下の流動性リスクの表は、年度末日現在の約定満期日までの残存期間に基づいてグループ分けをしたサブ・ファンドの金融資産の分析である。

	2024年*	2023年
現金	22.95%	26.47%
2 - 7日	5.03%	2.90%
8 - 30日	21.06%	18.50%
31 - 90日	41.81%	44.50%
91 - 180日	9.15%	7.63%
181 - 365日	0.00%	0.00%
365日超	0.00%	0.00%

すべての金融負債は、1か月以内に期限到来する。

*流動性バケットの割合は、当年度の最終営業日である2024年12月30日から起算した日数に基づいている。

信用リスク

信用リスクは、取引相手方がサブ・ファンドに対し債務をその条件どおりに履行しなかった場合にサブ・ファンドが負うこととなる損失によって測られる。サブ・ファンドは、取引相手方の信用リスクにさらされ、また決済不履行のリスクも負っている。サブ・ファンドは、十分な経験、知識および信用度を有する有力な取引相手方のみを選別する。上場有価証券の全取引は、承認されたブローカーを介して引渡し時に決済され/支払われる。売却有価証券の引渡しは、ブローカーが支払を受領した時点でのみ行われるので、デフォルト・リスクは非常に少ないと考えられる。買付代金の支払は、ブローカーが有価証券を受領した時点で行われる。オーバーナイト・デポジットに預託される現金はすべて、慎重に選定されたリストの銀行に預けられる。銀行の倒産または破産により、預金に関するサブ・ファンドの権利が妨げられるか制限されることがある。投資運用会社は、S & Pグローバル社およびムーディーズ社により報告される、当該銀行の信用格付を監視する。

サブ・ファンドはまた、借り手が契約上の義務を履行しなかったことに起因する信用リスクにさらされている。サブ・ファンドが投資する有価証券やその他の商品の発行者の信用が悪化し、当該有価証券や商品に対する投資金額または当該有価証券や商品に対する支払い金額の一部またはすべてが損失につながらないという保証はない。

受託会社のエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、そのサブ・カストディアン（以下「副保管会社」という。）として三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店を任命している。副保管会社は、年度末現在A -（2023年：A -）のフィッチ社信用格付を得ている三井住友信託銀行株式会社のロンドン支店である。三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、次にグローバル・サブ・カストディアン（以下「グローバル副保管会社」という。）としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「BBH」）を任命している。BBHは、年度末現在A+（2023年：A+）のフィッチ社信用格付を得ている。サブ・ファンドの投資および現金は、キャッシュ・マネジメント・スウィープ（「CMS」）に現金が保管されていた場合を除き、年度末現在、グローバル副保管会社に保有されていた。副保管会社またはグローバル副保管会社の倒産または破産により、副保管会社またはグローバル副保管会社に保管されている投資債務証券に関するサブ・ファンドの権利が妨げられるか制限される可能性があった。サブ・ファンドの組入証券は、グローバル副保管会社により別口座で保管された。したがって、グローバル副保管会社が破産または倒産した場合、サブ・ファンドの資産は分別管理された。しかし、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金に関し、グローバル副保管会社、CMS取引相手方または（副保管会社が利用する）預託会社の信用リスクにさらされていた。グローバル副保管会社、CMS取引相手方または（副保管会社が利用する）預託会社が破産または倒産した場合、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金保有高に関し、これらの事業体の一般債権者とみなされる可能性があった。

回収勘定に保有されるオーバーナイトの現金残高は、ポートフォリオに投資される前、または受益証券の買戻しに関連して受益者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。）の対象となる可能性があった。回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムは、S & Pグローバル社、ムーディーズ社またはフィッチによる「A」以上の信用格付けを有する第三者であるカウンターパーティ（以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティ」という。）において保有される1つまたは複数の共同顧客口座に当該資金を保管することが含まれていた。受益者は、回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果、回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーをとることになる点に留意すべきであった。「回収勘定」とは、（ ）投資者からサブ・ファンドに支払われる申込金の受領、ならびに（ ）受益者への買戻金および／または分配金の払戻しのために使用された管理会社が運用する勘定をいう。

サブ・ファンドが取引している格付適格証券をすべて記載した投資ユニバースについては、記録がなされ、ムーディーズ社またはS & Pグローバル社による格付の変更を記録するために監視される。

	2024年	2023年
Aaa	33.77%	41.80%
Aa1	13.62%	11.08%
Aa2	5.98%	13.39%
Aa3	20.99%	9.24%
A1	25.64%	24.49%

すべての投資有価証券は、購入時に、S & Pグローバル・レーティング社によるA1およびA2ならびにムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるP1およびP2を含む、ひとつの格付け機関による最上位二つの短期格付けカテゴリー（サブ・カテゴリーまたは相対的な順位を示す補整が存在する可能性がある。）のいずれかひとつに分類される。

以下の表は、サブ・ファンドが保有する有価証券の種類別百分率を表している。

	2024年	2023年
現金	22.95%	26.47%
コマーシャル・ペーパー	76.13%	72.58%
債券	0.92%	0.95%

2024年12月31日に終了した年度および2023年12月31日に終了した年度の投資有価証券取引からの（損）益はすべて包括利益計算書に計上されている。

5. 定期預金を含む現預金

現預金残高は、CMSまたは別の金融機関に現金が保管されている場合を除き、グローバル副保管会社に保有されている。CMSは、第三者取引相手方が保有する一つまたは複数の共同顧客口座に現金を保管することが含まれる。CMSの結果、ポートフォリオはCMS取引相手方に対して取引相手方エクスポージャーを有する。現預金残高および定期預金は、上記の注記4に詳述されている。

サブ・ファンドは、未使用の米ドル建の要求払預金残高および未確定外貨建て要求払預金残高を、承認された金融商品の一つである無制限のオーバーナイト・デポジット商品に投資するためにグローバル副保管会社のキャッシュ・マネジメント・サービスに申込むことを一定の限定された状況下で同意している。資金は、投資家からサブ・ファンドに拠出のため電信為替送金される場合、買戻資金がサブ・ファンドから電信為替送金される場合、または手数料がサブ・ファンドから公認の第三者ベンダーに支払われる場合、一時的に、また短期間のみその口座に保有される。

かかる預金は、預託機関の管轄地域における国内行為および当該通貨の管轄地域における国内行為を服することがあり、凍結、押収もしくは減縮されることも含むが、それらに限定されるものではない。いかなる場合でも、預金が最終的に預託される機関によってかかる商品に係る元利金支払に伴うリスクは、サブ・ファンドの勘定に専ら関するものである。すべての現金は、CMSに現金が保管されている場合を除き、年度末現在グローバル副保管会社に保有されていた。

6. 未収債権

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
ファンド受益証券売却未収金	33,032,865	9,758,294
	33,032,865	9,758,294

7. 未払債務

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
ファンド受益証券買戻未払金	12,450,348	1,861,552
未払報酬（注9）	4,982,312	4,221,521
未払分配金	1,899,880	1,866,536
投資有価証券購入未払金	-	24,496,995
	19,332,540	32,446,604

8. 年度中の受益証券の発行および買戻し

	2024年 (口数)	2023年 (口数)
期首発行済受益証券	239,690,946,760	204,697,088,543
発行受益証券	247,502,594,945	269,024,480,057
買戻受益証券	(227,104,602,172)	(234,030,621,840)
期末発行済受益証券	260,088,939,533	239,690,946,760

9. 報酬および費用

2024年6月30日まで、サブ・ファンドは、管理会社および受託会社に対して、合計してサブ・ファンドの純資産額の年率1%を超えない額の報酬を支払った。かかる報酬は日々発生し、各四半期末に後払いされた。管理報酬の中から投資運用会社に支払われた報酬は、日々発生し四半期につき2回支払われた。投資運用会社は、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会および販売会社は、直接当該ポートフォリオの管理事務費用から現金支出費の払戻しを受ける。サブ・ファンドはまた、管理会社に対して一切の管理事務費用の払戻しをした。

2024年7月1日以降、管理会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに対する運用業務の提供の対価として、純資産価額の年率0.0185%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる報酬を受け取る権利を有する。

2024年7月1日以降、管理会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに対する管理事務業務の提供の対価として、純資産価額の年率0.0325%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる報酬を受け取る権利を有する。かかる報酬に加え、管理会社は、サブ・ファンドの資産から、管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

2024年6月30日まで、受託会社は、サブ・ファンドからグローバル副保管会社の報酬および立替金を含む支出経費の払戻しを受けた。

2024年7月1日以降、受託会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの資産の受託業務の対価として、純資産価額の年率0.0175%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる受託報酬（適用ある場合、消費税を含む。）を受け取る権利を有する。受託会社は、サブ・ファンドの資産から支払金の返済を受領する権利を有する。

2024年7月1日以降、副保管会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの資産の副保管業務の対価として、純資産価額の年率0.035%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる副保管報酬を受け取る権利を有する。副保管会社は、サブ・ファンドの資産から支払金の返済を受領する権利を有する。また、すべての合理的な立替費用（銀行口座維持手数料および銀行間振込手数料、副保管会社手数料ならびに電話、郵送、クーリエ、ファクシミリおよび印刷に係る経費および費用を含むが、これらに限られない。）がサブ・ファンドから支払われる。

2024年7月1日以降、受託会社、管理会社および副保管会社は、追加業務の要請、英文目論見書もしくは定款の修正、サブ・ファンドのその他のサービス提供者の変更、管理会社／受託会社／副保管会社のインフラの変更を要するサブ・ファンドのその他のサービス提供者のAIFMの変更、管理会社／受託会社／副保管会社の書類もしくは事業の変更を要するサブ・ファンドの構造の変更、またはサブ・ファンドの終了を含むが、これらに限られない状況において、当事者間で合意される追加の報酬を受け取る権利を有する。

2024年6月30日まで、管理会社は、サブ・ファンドから受領した報酬から、投資運用会社、販売会社および代行協会の報酬を支払った。

2024年7月1日以降、投資運用会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに対する投資運用業務の対価として、純資産価額の年率0.15%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる投資運用報酬を受け取る権利を有する。投資運用会社は、サブ・ファンドの管理費用から、自らの合理的な立替費用の払戻しを直接受ける。投資運用会社は、サブ・ファンドから受領した報酬から、投資運用会社に対する投資顧問業務の対価として、投資顧問会社の報酬を支払う。

2024年7月1日以降、日本における販売会社は、サブ・ファンドの資産から、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのサブ・ファンドの管理、購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として、純資産価額の年率0.4000%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる販売報酬を受け取る権利を有する。日本における販売会社は、サブ・ファンドの管理費用から、自らの合理的な立替費用の払戻しを直接受ける。

2024年7月1日以降、日本における代行協会員は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの受益証券の（1口当たりの）純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売取扱会社への交付業務およびこれらに付随する業務の対価として、純資産価額の年率0.1000%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる代行協会員報酬を受け取る権利を有する。日本における代行協会員は、サブ・ファンドの管理費用から、自らの合理的な立替費用の払戻しを直接受ける。

年度末現在の未払報酬は、以下のとおりである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
投資運用報酬	730,057	653,160
管理事務報酬	224,482	192,808
管理報酬	127,782	-
副保管報酬	242,558	207,604
受託会社報酬	120,875	103,819
販売会社報酬および代行協会員報酬	3,276,407	2,867,266
監査報酬	27,423	28,104
その他の報酬および費用	232,728	168,760
	4,982,312	4,221,521

10. 利害関係者間取引

通常の取引で生じた以外に利害関係者とのいかなる取引も存在しなかった。管理事務代行会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社および販売会社／代行協会員は、FRS102の下で利害関係者であるとみなされる。当年度中に利害関係者に支払われた報酬は、包括利益計算書上に開示されている。年度末現在の利害関係者への未払金額は、注記9に開示されている。

中央銀行のAIFルールブックの要件に準拠して、管理会社、受託会社、投資運用会社、または代理人もしくはグループ会社（「関係会社」）によってダイワ外貨MMFと行われる取引はすべて、対等当事者間取引のように遂行され、受益者の最善の利益に適うものでなければならない。管理会社は、上記に示した責務が関係会社とのすべての取引に適用されることが確保されるために（文書化された手順で証明される）取決めが存在し、当年度中に締結された関係会社との取引がその責務を遵守していることに満足している。

2024年12月31日に終了した年度末のダイワ外貨MMFの取引評価日現在の受益証券に帰属する純資産の20%以上を保有する投資家の数は2名（2023年：2名）である。この数字には、大和証券株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が含まれている。大和証券株式会社は、日本における販売会社である。

11. 純資産の推移

	2024年	2023年	2022年
USドル・ポートフォリオ			
純資産額（米ドル）	2,600,889,462	2,396,909,612	2,046,971,033
受益証券数（口）	260,088,939,533	239,690,946,760	204,697,088,543
1口当たり純資産価格（米ドル）	0.01	0.01	0.01

12. 税金

現行法および慣行に従って、ダイワ外貨MMFは、1997年租税統合法（改正済）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。ダイワ外貨MMFは、その収益またはキャピタル・ゲインに対してアイルランドの税金を課せられることがない。しかし、ダイワ外貨MMFに「課税対象事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課せられる。課税対象事由には、受益者への分配金の支払または受益証券の換金、償還、消却、譲渡もしくは受益証券の購入から8年経過した時点で受益証券を保有していたために生じるアイルランド税の目的によるみなし処分が含まれる。アイルランド免税投資家（1997年租税統合法（改正済）の第739条Dに概説される。）、またはアイルランド非居住者で課税対象事由発生時に税法上アイルランドに通常居住していない受益者に関しては、課税対象事由についてダイワ外貨MMFに税金は生じない。ただし、それぞれの場合に、1997年租税統合法（改正済）のスケジュール2Bに基づき必要な署名入り法定申告書が、ダイワ外貨MMFによって保持されなければならない。ダイワ外貨MMFが受領するキャピタル・ゲイン、配当金およびクーポン利息には、投資国が徴税する源泉税が課せられることがあり、かかる税金はダイワ外貨MMFまたは受益者に還付されない。

13. ソフト・コミッション協定

サブ・ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

14. 当年度中の重要な事象

中央銀行によって2024年6月28日付で承認された英文目論見書（改訂済）は、下記が更新された。

- ・ 2024年7月1日付で効力が発生するダイワ外貨MMFの報酬および手数料に関するより詳細な情報
- ・ 以前承認された追補条項の組み込み
- ・ 償還されたポートフォリオに関する参考情報と別紙の削除

サブ・ファンドの新たな日本における販売会社としてリテラ・クレア証券株式会社を任命するために改訂された英文目論見書は、中央銀行によって2024年9月30日付で承認された。

15. 後発事象

2024年12月31日後2025年4月24日までの間に、サブ・ファンドにおいて890,269,880米ドルの受益証券が発行され、916,344,269米ドルの受益証券が買い戻された。

当年度末後から本財務書類が承認された日までに、財務書類上で開示を要求されるその他の事象は発生しなかった。

16. 財務書類の承認

財務書類は、管理会社の取締役会により、2025年4月24日に承認された。

(3)【投資有価証券明細表等】

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ投資有価証券明細表
2024年12月31日

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
債務証券			
オーストラリア (2023年：4.13%)			
Export Finance and Insurance Corp 4.62% 17-Jan-25	40,000,000	39,943,965	1.54
Export Finance and Insurance Corp 4.70% 03-Feb-25	30,000,000	29,891,607	1.15
Export Finance and Insurance Corp 4.48% 11-Mar-25	17,000,000	16,866,104	0.65
		86,701,676	3.34
オーストリア (2023年：3.54%)			
Republic of Austria 4.59% 27-Jan-25	50,000,000	49,867,192	1.92
		49,867,192	1.92
ベルギー (2023年：0.00%)			
Kingdom of Belgium 4.65% 18-Feb-25	50,000,000	49,726,669	1.91
		49,726,669	1.91
カナダ(2023年：4.64%)			
	-	-	0.00
フィンランド (2023年：3.28%)			
Municipality Finance Plc 5.01% 07-Jan-25	35,000,000	34,995,211	1.34
Municipality Finance Plc 4.55% 12-Feb-25	25,000,000	24,884,434	0.96
Municipality Finance Plc 4.57% 20-Feb-25	30,000,000	29,830,603	1.15
Municipality Finance Plc 4.41% 24-Mar-25	30,000,000	29,720,145	1.14
		119,430,393	4.59
フランス (2023年：11.17%)			
Acoss (Agence Central) 4.83% 06-Jan-25	100,000,000	100,000,000	3.84
Acoss (Agence Central) 4.56% 13-Feb-25	20,000,000	19,904,351	0.77
Caisse Des Depos Et Consignations 4.70% 31-Jan-25	40,000,000	39,871,011	1.53
Caisse Des Depos Et Consignations 4.60% 07-Feb-25	30,000,000	29,878,758	1.15
Caisse Des Depos Et Consignations 4.70% 18-Feb-25	25,000,000	24,861,906	0.96
Caisse Des Depos Et Consignations 4.59% 24-Mar-25	30,000,000	29,709,986	1.14
SNCF SA 4.69% 22-Jan-25	50,000,000	49,896,958	1.92
SNCF SA 4.46% 14-Feb-25	50,000,000	49,760,170	1.91
		343,883,140	13.22
ドイツ (2023年：16.55%)			
Erste Abwicklungsanst 4.55% 03-Feb-25	20,000,000	19,930,239	0.77
Erste Abwicklungsanst 4.59% 07-Feb-25	40,000,000	39,838,692	1.53
Erste Abwicklungsanst 4.61% 03-Mar-25	30,000,000	29,787,345	1.15
Erste Abwicklungsanst 4.43% 18-Mar-25	40,000,000	39,654,392	1.52
KFW 4.99% 07-Jan-25	30,000,000	29,995,909	1.15
KFW 4.64% 24-Jan-25	30,000,000	29,931,521	1.15
KFW 4.59% 25-Feb-25	30,000,000	29,811,039	1.15
KFW 4.62% 25-Feb-25	30,000,000	29,810,337	1.15
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 4.65% 24-Jan-25	30,000,000	29,931,332	1.15
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 4.53% 03-Mar-25	40,000,000	39,721,290	1.53
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 4.43% 28-Mar-25	30,000,000	29,704,178	1.14
Landwirtschaft Rentenbank 4.57% 06-Jan-25	30,000,000	30,000,000	1.15

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
債務証券（続き）			
ドイツ (2023年：16.55%)（続き）			
Landwirtschaft Rentenbank 4.44% 12-Feb-25	30,000,000	29,863,987	1.15
NRW Bank 4.45% 07-Apr-25	30,000,000	29,667,963	1.14
Nordrhein-Westfalen (Land) 4.60% 16-Apr-25	23,600,000	23,443,775	0.90
		461,091,999	17.73
ルクセンブルグ (2023年：1.23%)			
Banque Et Caisse D'Epargne de L'et 4.58% 19-Mar-25	30,000,000	29,729,333	1.14
Banque Et Caisse D'Epargne de L'et 4.45% 14-Apr-25	50,000,000	49,403,304	1.90
Banque Et Caisse D'Epargne de L'et 4.41% 16-Apr-25	50,000,000	49,396,446	1.90
		128,529,083	4.94
オランダ (2023年：1.03%)			
Bank Nederlandse Gemeenten 4.55% 21-Mar-25	30,000,000	29,723,643	1.14
Nederlandse Waterschapsbank 4.56% 07-Apr-25	50,000,000	49,434,624	1.90
		79,158,267	3.04
ニュージーランド：(2023年：2.89%)			
New Zealand Government 4.75% 15-Jan-25	45,000,000	44,947,203	1.73
New Zealand Government 4.59% 19-Feb-25	40,000,000	39,778,202	1.53
New Zealand Government 4.58% 05-Mar-25	35,000,000	34,744,663	1.34
		119,470,068	4.60
フィリピン：(2023年：2.06%)			
Asian Development Bank 4.63% 08-Jan-25	50,000,000	49,987,290	1.92
		49,987,290	1.92
国際機関 (2023年：13.71%)			
Eurofima 4.60% 08-Jan-25	10,000,000	9,997,454	0.38
Eurofima 4.67% 29-Jan-25	30,000,000	29,911,547	1.15
Eurofima 4.59% 21-Feb-25	30,000,000	29,826,090	1.15
Eurofima 4.61% 27-Feb-25	25,000,000	24,835,466	0.96
Eurofima 4.54% 12-Mar-25	30,000,000	29,757,749	1.14
European Investment Bank 4.58% 24-Mar-25	25,000,000	24,759,272	0.95
European Investment Bank 4.60% 17-Apr-25	35,000,000	34,556,411	1.33
International Development Association 4.69% 03-Feb-25	30,000,000	29,891,891	1.15
International Development Association 4.66% 10-Feb-25	30,000,000	29,865,717	1.15
International Development Association 4.67% 13-Feb-25	10,000,000	9,951,274	0.38
International Development Association 4.61% 26-Feb-25	30,000,000	29,806,356	1.15
		283,159,227	10.89
スウェーデン (2023年：6.13%)			
City of Gothenburg 4.55% 21-Mar-25	50,000,000	49,538,313	1.90
Kingdom of Sweden 4.50% 16-Jan-25	50,000,000	49,937,733	1.92
		99,476,046	3.82
イギリス (2023年：3.75%)			
Bank of England 4.69% 09-Jan-25	30,000,000	29,988,413	1.15
Bank of England 4.73% 15-Jan-25	30,000,000	29,964,949	1.15
Bank of England 4.69% 21-Jan-25	35,000,000	34,932,414	1.34
Bank of England 4.56% 18-Feb-25	25,000,000	24,865,402	0.96
		119,751,178	4.60
債務証券		1,990,232,228	76.52
クーポン未収利息 (2023年：0.16%)		3,942,731	0.15
債務証券合計 (2023年：74.27%)		1,994,174,959	76.67

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ

組入証券変動明細表（無監査）

2024年12月31日

	名目取得高	名目売却高
Acoss (Agence Central) 5.28% 11-Apr-24	115,000,000	—
Acoss (Agence Central) 5.28% 18-Apr-24	115,000,000	—
Acoss (Agence Central) 5.29% 28-May-24	115,000,000	—
Acoss (Agence Central) 5.28% 11-Jun-24	115,000,000	—
Acoss (Agence Central) 5.29% 18-Jun-24	115,000,000	—
Acoss (Agence Central) 5.27% 02-Jul-24	115,000,000	—
Acoss (Agence Central) 5.29% 05-Sep-24	115,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.96% 26-Sep-24	115,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.84% 03-Oct-24	115,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.82% 10-Oct-24	115,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.82% 17-Oct-24	115,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.81% 24-Oct-24	120,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.82% 31-Oct-24	120,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.60% 07-Nov-24	120,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.62% 14-Nov-24	120,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.58% 21-Nov-24	120,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.56% 29-Nov-24	120,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.59% 09-Dec-24	120,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.53% 16-Dec-24	120,000,000	—
Acoss (Agence Central) 4.43% 23-Dec-24	120,000,000	—

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当年度中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当年度中における取得有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

注：当年度において投資有価証券の売却は行われなかった。すべての投資有価証券は通常の商取引において満期を迎える。

[次へ](#)

U.S. DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Financial Position**As at 31st December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
Assets			
Cash including fixed deposits	5	593,014,178	639,509,915
Debtors	6	33,032,865	9,758,294
Financial assets at fair value through profit or loss	2,3,4	1,994,174,959	1,780,088,007
Total assets		2,620,222,002	2,429,356,216
Equity			
Unit Capital		2,600,889,462	2,396,909,612
Total equity		2,600,889,462	2,396,909,612
Liabilities			
Creditors	7	19,332,540	32,446,604
Total liabilities		19,332,540	32,446,604
Total equity and liabilities		2,620,222,002	2,429,356,216

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

On behalf of SMT Fund Services (Ireland) Limited

Peter Callaghan

Hiroyuki Takano

Date: 24th April 2025

U.S. DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Comprehensive Income**For the year ended 31st December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
Income			
Net gain on financial instruments at fair value through profit or loss	2	130,249,849	112,198,063
Total income		130,249,849	112,198,063
Expenses			
Investment Manager fees	9	2,671,227	2,442,678
Administration fees	9	808,977	711,829
AIFM fees	9	243,471	-
Sub-Custodian fees	9	872,049	766,550
Depositary fees	9	435,603	383,292
Distributors' fees and Agent Security fees	9	12,367,652	10,936,657
Audit fees		27,723	29,958
Other fees and expenses		368,091	283,090
Total expenses		17,794,793	15,554,054
Total comprehensive income for year		112,455,056	96,644,009

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Comprehensive Income.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

U.S. DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Changes in Equity**For the year ended 31st December 2024

	Unit Capital US\$	Unit Premium US\$	Retained Earnings US\$	Total Equity US\$
At 1st January 2024	2,396,909,612	-	-	2,396,909,612
Total comprehensive income for year	-	-	112,455,056	112,455,056
Distribution	-	-	(112,455,056)	(112,455,056)
Equity Units issued	2,475,025,949	-	-	2,475,025,949
Equity Units redeemed	(2,271,046,099)	-	-	(2,271,046,099)
At 31st December 2024	2,600,889,462	-	-	2,600,889,462
At 1st January 2023	2,046,971,033	-	-	2,046,971,033
Total comprehensive income for year	-	-	96,644,009	96,644,009
Distribution	-	-	(96,644,009)	(96,644,009)
Equity Units issued	2,690,244,801	-	-	2,690,244,801
Equity Units redeemed	(2,340,306,222)	-	-	(2,340,306,222)
At 31st December 2023	2,396,909,612	-	-	2,396,909,612

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

1. GENERAL INFORMATION

Daiwa Gaika MMF (the “Fund”) was constituted as an Irish domiciled unit trust, by a trust deed dated 5th July 1996 as amended by supplemental dated 17th July 1996 and as amended and restated on 21st January 2019. Effective 23rd June 2006, the duration of the Fund was extended for an indefinite period. The Fund is an umbrella unit trust organised under and complying with the Unit Trusts Act, 1990. The Fund was approved by the Central Bank of Ireland (the “Central Bank”) as a Retail Investor Alternative Investment Fund on 18th June 2015. On 21st January 2019, the requirements of the European Union Money Market Fund Regulation (“MMFR”) came into force for the Fund. Accordingly, on 21st January 2019, the sub-funds of the Fund were authorised by the Central Bank as Public Debt Constant Net Asset Value Money Market Funds. The Fund was approved by the Central Bank as a Retail Investor AIF CNAV MMF on 21st January 2019. A new Prospectus was approved by the Central Bank dated 30th September 2024.

An addendum to the Fund’s prospectus dated 8th March 2021 was noted by the Central Bank to reflect the introduction of the Taxonomy Regulation in the European Union (“EU”). For the purpose of the Taxonomy Regulation, it should be noted that the investments underlying this financial product do not take into account the EU criteria for environmentally sustainable economic activities.

On 23rd December 2022, a second addendum to the Prospectus was issued to clarify that the Investment Manager does not consider the principal adverse impacts of investment decisions on sustainability factors for the Portfolios at financial product level within the meaning of Article 7 of Regulation (EU) 2019/2088 of the European Parliament and of the Council of 27 November 2019 on sustainability - related disclosures in the financial services sector (“SFDR”).

The Fund is an umbrella fund and may comprise several portfolios of assets, each a “Portfolio”, in which Units representing one undivided share in the assets of a Portfolio are issued. The Fund and each Portfolio may also be divided, to denote differing characteristics attributable to particular Units, into “Classes”. The sole Portfolio in issue is the U.S. Dollar Portfolio (the “Sub-Fund”). These financial statements relate solely to the Sub-Fund.

The Alternative Investment Fund Manager of the Fund is SMT Fund Services (Ireland) Limited (the “AIFM”).

The primary activity of the Sub-Fund is to preserve principal value and maintain a high degree of liquidity while providing current income by investing in high quality fixed and floating rate debt instruments traded on a recognised exchange listed in the Trust Deed.

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

(Continued)

2. ACCOUNTING POLICIES

The accounting policies adopted by the Sub-Fund are as follows:

Basis of Preparation

The financial statements of the Fund have been prepared in accordance with the historical cost convention, as adjusted for the revaluation of financial instruments held at fair value through profit or loss and in compliance with Irish Generally Accepted Accounting Practice (accounting standards issued by the UK Financial Reporting Council, including Financial Reporting Standard 102 “The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland” and Irish law) (“FRS 102”). The financial statements have been prepared on a going concern basis of accounting.

The preparation of financial statements in conformity with FRS 102 requires management to make judgements, estimates and assumptions that effect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities and income and expenses.

The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are summarised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Investments

This category has two sub-categories; financial assets and liabilities held for trading, and those designated by management at fair value through profit or loss at inception.

The Sub-Fund classifies its investments in debt securities as financial assets at fair value through profit or loss. Investments consist of short term debt obligations, which are valued at fair value using an amortised cost technique (i.e. at their acquisition cost as adjusted for the amortisation of premium or accretion of discount) as the best estimate of fair value. The AIFM continuously reviews the amortised cost method to ensure that investments are stated at their fair value.

Cash and other liquid assets are valued at their face value with coupon interest receivable accrued, where applicable, to the end of the relevant day.

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

(Continued)

2. ACCOUNTING POLICIES (continued)

Investments (continued)

Under FRS 102, Fair Value Measurement, the Fund uses the recognition and measurement provisions of International Accounting Standards 39, “Financial Instruments”.

Recognition/derecognition

Regular-way purchases and sales of investments are recognised on the trade date – the date on which the Fund commits to purchase or sell the investment. Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

Foreign Currencies

Assets and Liabilities are measured using the currency (the functional currency) of the primary economic environment, in which the Sub-Fund operates, this is U.S. Dollar (“USD”). Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD at the exchange rates ruling at the year end date. Non-monetary foreign currency denominated assets and liabilities that are carried at fair value are converted into the base currency at the date the fair values are determined. Foreign currency gains or losses arising from trading activities are included in the Statement of Comprehensive Income for the year.

Foreign Currency Translation

The Sub-Fund’s unitholders are from Japan, with the subscriptions and redemptions of the equity Units denominated in USD. The performance of the Sub-Fund is measured and reported to the unitholders in USD. The AIFM considers the currency as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions of the Sub-Fund. The financial statements are presented in USD which is the Sub-Fund’s functional and presentation currency.

Income

Interest income is accounted for on an effective yield basis. Discounts and premiums on securities are amortised and accreted on the effective yield basis over the life of the respective securities. These are presented as net gain on financial instruments at fair value through profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis.

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

(Continued)

2. ACCOUNTING POLICIES (continued)

Participating Units

The Sub-Fund issues equity Units, which are redeemable at the unitholders option and are classified as equity in accordance with FRS 102 Section 22. The Net Asset Value (“NAV”) per Unit is maintained at USD0.01 through the declaration of distributions.

Should the equity units’ terms or conditions change such that they do not comply with the strict criteria of FRS 102 Section 22, the equity Units would be reclassified to a financial liability from the date the instrument ceases to meet the criteria. The financial liability would be measured at the instrument’s fair value at the date of reclassification. Any difference between the carrying value of the equity instrument and fair value of the liability on the date of reclassification would be recognised in equity.

Equity Units can be put back into the Sub-Fund at any time for cash equal to a proportional share of the Sub-Fund’s NAV. The equity Unit is carried at the redemption amount which is payable at the year end date if the unitholder expressed the right to put the unit back in the Sub-Fund.

Dividend Policy

The AIFM declares distributions in respect of the Sub-Fund on each dealing day. The amount per unit distributed from the Sub-Fund is a sum equal to the amount required to maintain the relevant NAV per unit on each dealing day to 0.01 units of the currency of the Sub-Fund.

Cash Flow Statement

The Fund has availed of the exemption available to open ended investment funds under FRS 102 Section 7.1 not to prepare a cash flow statement.

3. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS

The table below shows financial instruments recognised at fair value, analysed between those whose fair value is based on:

- quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1);
- those involving inputs other than quoted prices included in Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (as prices) or indirectly (derived from prices) (Level 2); and
- those with inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs) (Level 3).

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

(Continued)

3. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS(continued)

	2024 USD	2023 USD
Financial assets at fair value through profit or loss		
Debt obligations	1,990,232,228	1,776,370,687
Coupon interest receivable	3,942,731	3,717,320
	<u>1,994,174,959</u>	<u>1,780,088,007</u>

All securities held by the Sub-Fund are classified as Level 2. There were no significant transfers of assets between levels for the years ended 31st December 2024 and 2023.

Financial Assets and Liabilities not measured at Fair Value

The financial assets and liabilities not measured at fair value through profit or loss are short-term financial assets and financial liabilities whose carrying amounts approximate fair value. Cash including fixed deposits are categorised as Level 1 and all other financial assets and liabilities not measured at fair value through profit or loss are categorised as Level 2 in the fair value hierarchy.

4. INVESTMENTS

The main risks arising from the Sub-Fund's financial instruments can be summarised as follows:

Market Risk

Market risk arises from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Sub-Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. Market risk comprises three types of risk: price risk, currency risk and interest rate risk.

Price Risk

Price risk is the risk that the fair value of the Sub-Fund's financial instruments will fluctuate as a result of changes in market prices caused by factors other than interest rates or foreign currency movement. The financial instruments of the Sub-Fund are not exposed directly to price risk.

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

(Continued)

4. INVESTMENTS (continued)

Market Risk (continued)

Currency Risk

Currency risk represents the potential losses that the Sub-Fund might suffer due to adverse movements in non-functional currency exposures. All the investments of each Class are denominated in the functional currency of the relevant Class with the effect that the Statement of Financial Position and Statement of Comprehensive Income will not be significantly affected by currency movements.

Interest Rate Risk

The risk is defined as the risk that the fair value of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates. The risk arises on financial instruments whose fair value is affected by changes in interest rates.

The tables below and overleaf summarise the Sub-Fund's exposure to interest rate risks at the end of the year. They include the Sub-Fund's assets and trading liabilities at fair value, categorised by the earlier of contractual repricing or maturity dates:

2024	Less than 1 Month USD	1 - 3 Months USD	4 - 6 Months USD	Non - interest bearing USD	Total USD
Assets					
Cash including fixed deposits	593,014,178	-	-	-	593,014,178
Debtors	-	-	-	33,032,865	33,032,865
Financial assets at fair value through profit or loss	718,042,833	1,040,229,603	235,902,523	-	1,994,174,959
Total assets	1,311,057,011	1,040,229,603	235,902,523	33,032,865	2,620,222,002
Liabilities					
Creditors	-	-	-	19,332,540	19,332,540
Total liabilities	-	-	-	19,332,540	19,332,540
Total Interest Sensitivity Gap	1,311,057,011	1,040,229,603	235,902,523	N/A	N/A

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

(Continued)

4. INVESTMENTS (continued)

Market Risk (continued)

Interest Rate Risk (continued)

2023	Less than 1 Month USD	1 - 3 Months USD	4 - 6 Months USD	Non - interest bearing USD	Total USD
Assets					
Cash including fixed deposits	639,509,915	-	-	-	639,509,915
Debtors	-	-	-	9,758,294	9,758,294
Financial assets at fair value through profit or loss	600,449,567	995,277,203	184,361,237	-	1,780,088,007
Total assets	1,239,959,482	995,277,203	184,361,237	9,758,294	2,429,356,216
Liabilities					
Creditors	-	-	-	32,446,604	32,446,604
Total liabilities	-	-	-	32,446,604	32,446,604
Total Interest Sensitivity Gap	1,239,959,482	995,277,203	184,361,237	N/A	N/A

The benchmark rate for determining interest receipts for the floating rate investments is based on SOFR (2023: LIBOR) for the Sub-Fund plus or minus specified basis points.

A weekly mark to market evaluation is carried out by the Investment Manager. Separately from this test, the Investment Manager independently runs at least weekly mark to market evaluations; this includes a stress test worked out against a yield curve change (currently the Investment Manager sets a 50 and 100 basis points parallel interest curve rise).

The tables below show the percentage effect to the unit price where market rates move between minus 50 basis points and plus 100 basis points:

2024	+100bps	+50bps	-25bps	-50bps
USD Portfolio	-0.11%	-0.05%	0.03%	0.05%
2023	+100bps	+50bps	-25bps	-50bps
USD Portfolio	-0.11%	-0.06%	0.03%	0.06%

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

(Continued)

4. INVESTMENTS (continued)

Liquidity Risk

Liquidity risk represents the possibility that the Sub-Fund may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price. The Sub-Fund is invested in assets, which are realisable and overnight cash balances of around 15% are normally retained, which are increased for known outflows and during market disruption. The Investment Adviser contacts distributors on a frequent basis in order to obtain information on potential sizable redemptions. In times of market disruption realising assets may become more difficult, when this is observed it is monitored and where necessary maturities are shortened and overnight cash is increased.

The AIFM shall establish, implement and consistently apply prudent and rigorous liquidity management procedures for ensuring compliance with the weekly liquidity thresholds applicable to the Sub-Fund. In ensuring compliance with the weekly liquidity thresholds, where weekly maturing assets fall below (i) 30% of the NAV of the relevant Sub-Fund and the net daily redemptions on a single dealing day exceed 10% or (ii) 10% of the Sub-Fund's NAV, the AIFM shall be immediately informed and the AIFM shall undertake a documented assessment to determine the appropriate course of action with regard to the interests of the unitholders of that Sub-Fund to decide whether to apply one or more of the measures permitted under the MMFR.

The liquidity risk table below analyses the Sub-Fund's financial assets into relevant maturity groupings based on the remaining period at the year end date to the contractual maturity date:

	2024*	2023
Cash	22.95%	26.47%
2-7 days	5.03%	2.90%
8-30 days	21.06%	18.50%
31-90 days	41.81%	44.50%
91-180 days	9.15%	7.63%
181-365 days	0.00%	0.00%
Over 365 days	0.00%	0.00%

All financial liabilities are due within 1 month.

* Liquidity bucket percentages are based on number of days from the last fund business day of the year, 30th December 2024.

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

(Continued)

4. INVESTMENTS (continued)

Credit Risk

Credit risk is measured by the loss the Sub-Fund would incur if its counterparties failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Sub-Fund. The Sub-Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Sub-Fund selects only established counterparties that have sufficient experience, knowledge and creditworthiness. All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. All of the cash held on overnight deposit is held with a carefully selected list of banks. Bankruptcy or insolvency by a bank may cause the Sub-Fund's rights with respect to the cash held on deposit to be delayed or limited. The Investment Manager monitors the credit rating of these banks, as reported by S&P Global and Moody's.

The Sub-Fund is also exposed to credit risk from term issuance invested in, resulting from a borrower's failure to meet their contractual obligations. There can be no assurance that issuers of the securities or other instruments in which the Sub-Fund invests will not be subject to credit difficulties leading to the loss of some or all of the sums invested in such securities or instruments or payments due on such securities or instruments.

SMT Trustees (Ireland) Limited as Depositary has appointed Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) as its sub-custodian (the "Sub-Custodian"). The Sub-Custodian is the London branch of Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited which has a Fitch credit rating of A- at the year end (2023: A-). Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) have, in turn, appointed Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH & Co."), as their global sub-custodian (the "Global Sub-Custodian"). BBH & Co. has a Fitch credit rating of A+ at the year end (2023: A+). The investments and cash of the Sub-Fund were held by the Global Sub-Custodian at the year end, except where cash was placed in the Cash Management Sweep ("CMS"). Bankruptcy or insolvency of the Sub-Custodian or Global Sub-Custodian may have caused the Sub-Fund's rights with respect to its investments in debt securities held by the Sub-Custodian or Global Sub-Custodian to be delayed or limited. The Sub-Fund's securities were maintained by the Global Sub-Custodian in segregated accounts. Thus in the event of insolvency or bankruptcy of the Global Sub-Custodian, the Sub-Fund's assets were segregated. The Sub-Fund would, however, been exposed to the credit risk of the Global Sub-Custodian, the CMS counterparties, or any depository used by the Sub-Custodian, in relation to the Sub-Fund's cash. In the event of the insolvency or bankruptcy of the Global Sub-Custodian, any of the CMS counterparties, or any depository used by the Sub-Custodian, the Sub-Fund would have been treated as a general creditor of such entity in relation to cash holdings of the Sub-Fund.

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

(Continued)

4. INVESTMENTS (continued)

Credit Risk (continued)

Any overnight cash balances held in the Collection Account (“Collection Account”), including prior to being invested in a Portfolio or being paid out to unitholders in relation to repurchases of units, may have been the subject of a cash sweep program (the “Collection Account Cash Sweep Program”). The Collection Account Cash Sweep Program involved placing such monies into one or more omnibus client accounts held with third party counterparties which have a credit rating of ‘A’ or above at least by S&P Global, Moody’s or Fitch (“Collection Account Cash Sweep Counterparties”). Unitholders should note that, as a result of the Collection Account Cash Sweep Program, unitholders would have counterparty exposure to the Collection Account Cash Sweep Counterparties. “Collection Account” means the account operated by the AIFM which was used for (i) the receipt of subscription monies from investors to the Sub-Fund, and (ii) repayment of redemption and/or distribution proceeds to unitholders.

An investment universe which lists all the rating eligible securities that the Sub-Fund has traded in is maintained and monitored to record ratings changes by Moody’s or S&P Global:

	2024	2023
Aaa	33.77%	41.80%
Aa1	13.62%	11.08%
Aa2	5.98%	13.39%
Aa3	20.99%	9.24%
A1	25.64%	24.49%

At the time of purchase, all investments will be one of the two highest short-term rating categories (within which there may be sub-categories or graduations indicating relative standing) by one recognised rating agency, including A1 and A2 for S&P Global Ratings, P1 and P2 for Moody’s Investor Services.

The table below shows the percentages of security type held by the Sub-Fund:

	2024	2023
Cash	22.95%	26.47%
Commercial Paper	76.13%	72.58%
Bonds	0.92%	0.95%

All gains/(losses) from trading in investment for the years ended 31st December 2024 and 2023 are included in the Statement of Comprehensive Income.

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

(Continued)

5. CASH INCLUDING FIXED DEPOSITS

Cash balances are held with the Global Sub-Custodian except when placed in the CMS or when placed on deposit with a separate credit institution. The CMS involves placing monies into one or more omnibus client accounts held with third party counterparties. As a result of the CMS a portfolio will have counterparty exposure to the CMS Counterparties. Cash balances and fixed deposits are detailed in Note 4.

The Sub-Fund has agreed in certain limited circumstances to subscribe to the Global Sub-Custodian's Cash Management Service to invest available USD demand deposit balances and uncommitted foreign currency denominated demand deposit balances in unrestricted overnight deposit instruments in one of the approved financial institutions. Money is held in these accounts temporarily and only for short periods when money is being wired from investors to the Sub-Fund for contributions, when money for redemptions is being wired from the Sub-Fund or when fees are being paid out of the Sub-Fund to recognised third party vendors.

Such deposits may be subject to both sovereign actions in the jurisdiction of the deposit institution and sovereign actions in the jurisdiction of the currency, including but not limited to freeze, seizure, or diminution. In any case, the risk associated with the repayment of principal and payment of interest on such instruments by the institution with whom the deposit is ultimately placed will be exclusively for the Sub-Fund's accounts. All cash was held by the Global Sub-Custodian at the year end, except if placed in the CMS.

6. DEBTORS

	2024	2023
	USD	USD
Receivable for fund Units sold	33,032,865	9,758,294
	<u>33,032,865</u>	<u>9,758,294</u>

7. CREDITORS

	2024	2023
	USD	USD
Payable for fund Units repurchased	12,450,348	1,861,552
Fees payable (Note 9)	4,982,312	4,221,521
Distribution payable	1,899,880	1,866,536
Payable for investments purchased	-	24,496,995
	<u>19,332,540</u>	<u>32,446,604</u>

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

(Continued)

8. UNITS ISSUED AND REDEEMED DURING THE YEAR

	2024	2023
Opening Outstanding Units	239,690,946,760	204,697,088,543
Number of Units issued	247,502,594,945	269,024,480,057
Number of Units redeemed	(227,104,602,172)	(234,030,621,840)
Closing Outstanding Units	<u>260,088,939,533</u>	<u>239,690,946,760</u>

9. FEES AND EXPENSES

Up to 30th June 2024, the Sub-Fund paid a fee to the AIFM and the Depositary, the aggregate of which was less than 1% per annum of the NAV of the Sub-Fund. This fee was payable quarterly in arrears and was accrued on a daily basis, save in respect of that portion of the AIFM's fee which is payable to the Investment Manager, which portion of the fee accrued daily and was payable twice per quarter. The Investment Manager remunerates the Investment Adviser. The Agent Securities Company as well as the Distributors are reimbursed their out-of-pocket expenses directly out of the administration expenses of the relevant Portfolio. The Sub-Fund also reimbursed the AIFM all of its administration expenses.

Effective 1st July 2024, the AIFM receives a fee in consideration of providing management services to the Sub-Fund, payable out of the assets of the Sub-Fund at a maximum annual rate of 0.0185% per annum of the NAV accrued and calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears.

Effective 1st July 2024, the AIFM receives a fee in consideration of providing administration services to the Sub-Fund, payable out of the assets of the Sub-fund at a maximum annual rate of 0.0325% per annum of the NAV accrued and calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears. In addition to its remuneration, the AIFM is paid all of its administration expenses which is paid out of the assets of the Sub-Fund.

Up to 30th June 2024, the Depositary was repaid its disbursements out of the Sub-Fund, which included the fees and disbursements of the global sub-custodian.

Effective 1st July 2024, the Depositary receives a depositary fee, in consideration of trustee services of the assets of the Sub-Fund (plus VAT if applicable), payable out of the assets of the Sub-Fund, at a maximum annual rate of 0.0175% per annum of the NAV accrued and calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears. The Depositary is repaid its disbursements out of the assets of the Sub-Fund.

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

(Continued)

9. FEES AND EXPENSES (continued)

Effective 1st July 2024, the Sub-Custodian receives a sub-custody fee, in consideration of sub-custody services of the assets of the Sub-Fund, payable out of the assets of the Sub-Fund, at a maximum annual rate of 0.035% per annum of the NAV accrued and calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears. The Sub-Custodian is to be repaid its disbursements out of the assets of the Sub-Fund. In addition, all reasonable out of pocket expenses is payable by the Sub-Fund, including but not limited to banking maintenance fees and interbank transfer fees, Sub-Custodian charges and telephone, letter, courier, facsimile and printing costs and expenses.

Effective 1st July 2024, the Depositary, AIFM and Sub-Custodian receive additional fees to be agreed between the parties in circumstances including, but not limited to the following: additional work required, amendments to the Prospectus or the Trust Deed; changes of other service providers to the Sub-Fund, changes to the AIFM or other service providers to the Sub-Fund which necessitate changes to the infrastructure of the AIFM/Depositary/Sub-Custodian; changes to the structure of the Sub-Fund which necessitate changes to documents or the operations of the AIFM/ Depositary/Sub-Custodian; and termination of the Sub-Fund.

Up to 30th June 2024, the AIFM paid out of the fees received by it from the Sub-Fund, the fees of the Investment Manager, the Distributor and the Agent Company.

Effective 1st July 2024, the Investment Manager receives an investment management fee, in consideration of investment management services to the Sub-Fund, payable out of the assets of the Sub-Fund, at an annual maximum rate of 0.15% per annum of the NAV accrued and calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears. The Investment Manager is reimbursed their reasonable out-of-pocket expenses directly out of the administration expenses of the Sub-Fund. The Investment Manager pays out of the fees received by it from the Sub-Fund the fees of the Investment Adviser, in consideration of the investment advisory services to the Investment Manager.

Effective 1st July 2024, the Distributors in Japan receive a distribution fee, payable out of the assets of the Sub-Fund, at an annual maximum rate of 0.4000% per annum of the NAV accrued and calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears, in consideration of delivery of performance report and other documents, safe keeping of Units in each investor's account, provision of investment information and any other incident services. The Distributors in Japan are reimbursed their reasonable out-of-pocket expenses directly out of the administration expenses of the Sub-Fund.

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

(Continued)

9. FEES AND EXPENSES (continued)

Effective 1st July 2024, the Agent Company in Japan is entitled to an agent company fee, payable out of the assets of the Sub-Fund, at an annual maximum rate of 0.1000% per annum of the NAV accrued and calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears, in consideration of publishing the NAV per Unit of the Sub-Fund, distributing the prospectus and the financial reports to sales handling companies and any incidental services thereto. The Agent Company in Japan will be reimbursed their reasonable out-of-pocket expenses directly out of the administration expenses of the Sub-Fund.

Fees payable at the year end are as follows:

	2024	2023
	USD	USD
Investment Manager fees	730,057	653,160
Administration fees	224,482	192,808
AIFM fees	127,782	-
Sub-Custodian fees	242,558	207,604
Depository fees	120,875	103,819
Distributors' fees and Agent Securities fees	3,276,407	2,867,266
Audit fees	27,423	28,104
Other fees and expenses	232,728	168,760
	<u>4,982,312</u>	<u>4,221,521</u>

10. RELATED PARTY TRANSACTIONS

There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. The Administrator, Depository, Investment Manager, Investment Adviser and Distributor/Agent Company are deemed to be related parties under FRS 102. Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Comprehensive Income. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in Note 9.

In accordance with the requirements of the Central Bank AIF Rulebook, all transactions carried out with the Fund by the AIFM, Depository and Investment Manager or by delegates or group companies ("connected parties") must be carried out as if negotiated at arm's length and be in the best interests of unitholders. The AIFM is satisfied that there are arrangements in place (evidenced by written procedures) to ensure that the obligations set out above are applied to all transactions with connected parties and transactions with connected parties entered into during the year complied with the obligations.

The number of investors that held more than 20% of the Net Assets attributable to equity Units at trading valuation of the Fund at the year ended 31st December 2024 is 2 (2023: 2). Included in this number is Daiwa Securities Co. Limited and Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd. Daiwa Securities Co. Limited is the Fund's Distributor in Japan.

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

(Continued)

11. NAV HISTORY

	2024	2023	2022
USD Portfolio			
NAV	USD2,600,889,462	USD2,396,909,612	USD2,046,971,033
Number of Units	260,088,939,533	239,690,946,760	204,697,088,543
NAV per Unit	USD0.01	USD0.01	USD0.01

12. TAXATION

Under current law and practice, the Fund qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. The Fund is not chargeable to Irish tax on its income or capital gains. However, Irish tax can arise on the happening of a “chargeable event” in the Fund. A chargeable event includes any distribution payments to unitholders or any encashment, redemption, cancellation or transfer of units and any deemed disposal of units for Irish tax purposes arising as a result of the holding of the units at the end of each eight year period beginning with the acquisition of such units. No tax will arise in respect of chargeable events in respect of a unitholder who is an exempt Irish investor (as outlined in Section 739D of the Taxes Consolidation Act, 1997, (as amended) or who is neither Irish resident nor ordinarily resident in Ireland for tax purposes at the time of the chargeable event, provided, in each case, that an appropriate valid declaration in accordance with Schedule 2B of the Taxes Consolidation Act, 1997 (as amended) is held by the Fund. Capital gains, dividends and coupon interest received by the Fund may be subject to withholding taxes imposed by the country of origin and such taxes may not be recoverable by the Fund or its unitholders.

13. SOFT COMMISSION ARRANGEMENTS

The Sub-Fund does not have any soft commission arrangements.

14. SIGNIFICANT EVENTS DURING THE YEAR

An updated Prospectus was approved by the Central Bank on 28th June 2024 to;

- provide more granular detail on the fees and expenses of the Fund effective 1st July 2024;
- incorporate the previously approved addendums into the Prospectus; and
- remove references and appendices related to terminated portfolios.

An updated Prospectus was approved by the Central Bank on 30th September 2024 to facilitate the appointment of a new Distributor, Retela Crea Securities Co., Ltd, to the Sub-Fund.

Notes to the Financial Statements

31st December 2024

(Continued)

15. SUBSEQUENT EVENTS

Subsequent to 31st December 2024 and up to 24th April 2025 there were subscriptions of USD890,269,880 into the Sub-Fund and redemptions of USD916,344,269 from the Sub-Fund.

There were no other events subsequent to the year end to the date the financial statements were approved, which require disclosure in the financial statements.

16. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved by the Board of the AIFM on 24th April 2025.

U.S. DOLLAR PORTFOLIO

Schedule of Investments

31st December 2024

	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
Debt Obligations			
Australia (2023: 4.13%)			
Export Finance and Insurance Corp 4.62% 17-Jan-25	40,000,000	39,943,965	1.54
Export Finance and Insurance Corp 4.70% 03-Feb-25	30,000,000	29,891,607	1.15
Export Finance and Insurance Corp 4.48% 11-Mar-25	17,000,000	16,866,104	0.65
		<u>86,701,676</u>	<u>3.34</u>
Austria (2023: 3.54%)			
Republic of Austria 4.59% 27-Jan-25	50,000,000	49,867,192	1.92
		<u>49,867,192</u>	<u>1.92</u>
Belgium (2023: 0.00%)			
Kingdom of Belgium 4.65% 18-Feb-25	50,000,000	49,726,669	1.91
		<u>49,726,669</u>	<u>1.91</u>
Canada (2023: 4.64%)	-	-	0.00
Finland (2023: 3.28%)			
Municipality Finance Plc 5.01% 07-Jan-25	35,000,000	34,995,211	1.34
Municipality Finance Plc 4.55% 12-Feb-25	25,000,000	24,884,434	0.96
Municipality Finance Plc 4.57% 20-Feb-25	30,000,000	29,830,603	1.15
Municipality Finance Plc 4.41% 24-Mar-25	30,000,000	29,720,145	1.14
		<u>119,430,393</u>	<u>4.59</u>
France (2023: 11.17%)			
Acoss (Agence Central) 4.83% 06-Jan-25	100,000,000	100,000,000	3.84
Acoss (Agence Central) 4.56% 13-Feb-25	20,000,000	19,904,351	0.77
Caisse Des Depos Et Consignations 4.70% 31-Jan-25	40,000,000	39,871,011	1.53
Caisse Des Depos Et Consignations 4.60% 07-Feb-25	30,000,000	29,878,758	1.15
Caisse Des Depos Et Consignations 4.70% 18-Feb-25	25,000,000	24,861,906	0.96
Caisse Des Depos Et Consignations 4.59% 24-Mar-25	30,000,000	29,709,986	1.14
SNCF SA 4.69% 22-Jan-25	50,000,000	49,896,958	1.92
SNCF SA 4.46% 14-Feb-25	50,000,000	49,760,170	1.91
		<u>343,883,140</u>	<u>13.22</u>
Germany (2023: 16.55%)			
Erste Abwicklungsanst 4.55% 03-Feb-25	20,000,000	19,930,239	0.77
Erste Abwicklungsanst 4.59% 07-Feb-25	40,000,000	39,838,692	1.53
Erste Abwicklungsanst 4.61% 03-Mar-25	30,000,000	29,787,345	1.15
Erste Abwicklungsanst 4.43% 18-Mar-25	40,000,000	39,654,392	1.52
KFW 4.99% 07-Jan-25	30,000,000	29,995,909	1.15
KFW 4.64% 24-Jan-25	30,000,000	29,931,521	1.15
KFW 4.59% 25-Feb-25	30,000,000	29,811,039	1.15
KFW 4.62% 25-Feb-25	30,000,000	29,810,337	1.15

U.S. DOLLAR PORTFOLIO**Schedule of Investments****31st December 2024**

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
Debt Obligations (continued)			
Germany (2023: 16.55%) (continued)			
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 4.65% 24-Jan-25	30,000,000	29,931,332	1.15
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 4.53% 03-Mar-25	40,000,000	39,721,290	1.53
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 4.43% 28-Mar-25	30,000,000	29,704,178	1.14
Landwirtschaft Rentenbank 4.57% 06-Jan-25	30,000,000	30,000,000	1.15
Landwirtschaft Rentenbank 4.44% 12-Feb-25	30,000,000	29,863,987	1.15
NRW Bank 4.45% 07-Apr-25	30,000,000	29,667,963	1.14
Nordrhein-Westfalen (Land) 4.60% 16-Apr-25	23,600,000	23,443,775	0.90
		<u>461,091,999</u>	<u>17.73</u>
Luxembourg (2023: 1.23%)			
Banque Et Caisse D'Epargne de L'et 4.58% 19-Mar-25	30,000,000	29,729,333	1.14
Banque Et Caisse D'Epargne de L'et 4.45% 14-Apr-25	50,000,000	49,403,304	1.90
Banque Et Caisse D'Epargne de L'et 4.41% 16-Apr-25	50,000,000	49,396,446	1.90
		<u>128,529,083</u>	<u>4.94</u>
Netherlands (2023: 1.03%)			
Bank Nederlandse Gemeenten 4.55% 21-Mar-25	30,000,000	29,723,643	1.14
Nederlandse Waterschapsbank 4.56% 07-Apr-25	50,000,000	49,434,624	1.90
		<u>79,158,267</u>	<u>3.04</u>
New Zealand (2023: 2.89%)			
New Zealand Government 4.75% 15-Jan-25	45,000,000	44,947,203	1.73
New Zealand Government 4.59% 19-Feb-25	40,000,000	39,778,202	1.53
New Zealand Government 4.58% 05-Mar-25	35,000,000	34,744,663	1.34
		<u>119,470,068</u>	<u>4.60</u>
Philippines (2023: 2.06%)			
Asian Development Bank 4.63% 08-Jan-25	50,000,000	49,987,290	1.92
		<u>49,987,290</u>	<u>1.92</u>
Supranational (2023: 13.71%)			
Eurofima 4.60% 08-Jan-25	10,000,000	9,997,454	0.38
Eurofima 4.67% 29-Jan-25	30,000,000	29,911,547	1.15
Eurofima 4.59% 21-Feb-25	30,000,000	29,826,090	1.15
Eurofima 4.61% 27-Feb-25	25,000,000	24,835,466	0.96
Eurofima 4.54% 12-Mar-25	30,000,000	29,757,749	1.14
European Investment Bank 4.58% 24-Mar-25	25,000,000	24,759,272	0.95
European Investment Bank 4.60% 17-Apr-25	35,000,000	34,556,411	1.33
International Development Association 4.69% 03-Feb-25	30,000,000	29,891,891	1.15
International Development Association 4.66% 10-Feb-25	30,000,000	29,865,717	1.15
International Development Association 4.67% 13-Feb-25	10,000,000	9,951,274	0.38

U.S. DOLLAR PORTFOLIO**Schedule of Investments****31st December 2024****(Continued)**

	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
Debt Obligations (continued)			
Supranational (2023: 13.71%) (continued)			
International Development Association 4.61% 26-Feb-25	30,000,000	29,806,356	1.15
		<u>283,159,227</u>	<u>10.89</u>
Sweden (2023: 6.13%)			
City of Gothenburg 4.55% 21-Mar-25	50,000,000	49,538,313	1.90
Kingdom of Sweden 4.50% 16-Jan-25	50,000,000	49,937,733	1.92
		<u>99,476,046</u>	<u>3.82</u>
United Kingdom (2023: 3.75%)			
Bank of England 4.69% 09-Jan-25	30,000,000	29,988,413	1.15
Bank of England 4.73% 15-Jan-25	30,000,000	29,964,949	1.15
Bank of England 4.69% 21-Jan-25	35,000,000	34,932,414	1.34
Bank of England 4.56% 18-Feb-25	25,000,000	24,865,402	0.96
		<u>119,751,178</u>	<u>4.60</u>
Debt Obligations		1,990,232,228	76.52
Coupon interest receivable (2023: 0.16%)		<u>3,942,731</u>	<u>0.15</u>
Total Debt Obligations (2023: 74.27%)		<u>1,994,174,959</u>	<u>76.67</u>

U.S. DOLLAR PORTFOLIO**Schedule of Portfolio Movements (Unaudited)**31st December 2024

	Acquisitions	Disposals
	Nominal	Nominal
Acoss (Agence Central) 5.28% 11-Apr-24	115,000,000	-
Acoss (Agence Central) 5.28% 18-Apr-24	115,000,000	-
Acoss (Agence Central) 5.29% 28-May-24	115,000,000	-
Acoss (Agence Central) 5.28% 11-Jun-24	115,000,000	-
Acoss (Agence Central) 5.29% 18-Jun-24	115,000,000	-
Acoss (Agence Central) 5.27% 02-Jul-24	115,000,000	-
Acoss (Agence Central) 5.29% 05-Sep-24	115,000,000	-
Acoss (Agence Central) 4.96% 26-Sep-24	115,000,000	-
Acoss (Agence Central) 4.84% 03-Oct-24	115,000,000	-
Acoss (Agence Central) 4.82% 10-Oct-24	115,000,000	-
Acoss (Agence Central) 4.82% 17-Oct-24	115,000,000	-
Acoss (Agence Central) 4.81% 24-Oct-24	120,000,000	-
Acoss (Agence Central) 4.82% 31-Oct-24	120,000,000	-
Acoss (Agence Central) 4.60% 07-Nov-24	120,000,000	-
Acoss (Agence Central) 4.62% 14-Nov-24	120,000,000	-
Acoss (Agence Central) 4.58% 21-Nov-24	120,000,000	-
Acoss (Agence Central) 4.56% 29-Nov-24	120,000,000	-
Acoss (Agence Central) 4.59% 09-Dec-24	120,000,000	-
Acoss (Agence Central) 4.53% 16-Dec-24	120,000,000	-
Acoss (Agence Central) 4.43% 23-Dec-24	120,000,000	-

The above represents the statement of changes in the composition of the portfolio during the year, as required by the Central Bank of Ireland. This shows the largest 20 acquisitions in the year. It is not intended to provide a reconciliation between holdings at the beginning of the year and holdings at the end of the year.

Note: There were no disposals of investments in the year. All investments mature in the normal course of business.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

USドル・ポートフォリオ

(2025年4月末日現在)

	米ドル	千円(および は除く。)
資産総額	2,568,598,781.90	366,205,128
負債総額	2,063,675.71	294,218
純資産総額(-)	2,566,535,106.19	365,910,910
発行済口数	256,653,493,410口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、
ブロック5

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。発行済受益証券の合計50%以上を保有する受益者からの要求があった場合、受託会社は、かかる受益者集会を招集しなければならない。各受益者集会の14日以上前までに、受益者に対して通知が行われなければならない。

異なるポートフォリオの受益証券の受益者の個々の権利および利益については、以下のとおりとする。

() 1つのポートフォリオのみに影響すると受託会社の判断する決議は、当該ポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。

() 複数のポートフォリオに影響するが各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずることはない受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。

() 複数のポートフォリオに影響し、かつ各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずるまたは生ずる可能性がある受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会ではなく、これらのポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合に限り、適式に可決されたとみなされる。

すべての受益者集会における出席、定足数および多数決の要件ならびに受益者の議決権については、信託証書に定めたとおりである。受益者は、ダイワ外貨MMFに保有する受益証券1口につき1議決権を有する。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部 【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

授權株式資本は、1株当たり1英ポンドの普通英ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株である。2025年4月末日現在、払込済株式資本は、40万英ポンド(約7,644万円)および6,250万ユーロ(約101億3,563万円)である。

過去5年間の資本の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は特別な資格を要しない。取締役は年次株主総会において株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選される。取締役に特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半の承認を得て代行取締役を指名して、自己の不在時には取締役会に自己の代わりに、代理出席させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。自ら取締役であり同時に代行取締役である者は2個の議決権を有するが、定足数の上では2名とは計算されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とする。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。ダイワ外貨MMFおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにダイワ外貨MMFの資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。管理会社は、ポートフォリオの資産の投資について管理会社に運用業務を提供する投資運用会社としてダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドを任命している。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとするが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有する。()管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または()十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または()受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、()の場合には直ちに、()および()の場合は3か月経過後、(アイルランド中央銀行の承認に基づき)後任の管理会社を任命するが、信託証書を終了し、ダイワ外貨MMFを解散することもできる。アイルランド中央銀行は、管理会社を、退任させるかまたは交替させることができる。管理会社は、自己の故意による違法行為または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ダイワ外貨MMFまたは受益者に対し責任を負わない。特に、管理会社は、投資運用会社またはその投資顧問会社の助言により善意により行うことについて責任を負わない。管理会社は、管理会社がその職務の適切な遂行において、(管理会社の過失または故意による違法行為を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてダイワ外貨MMFに対し、賠償責任を負わない。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負う。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていない(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払う。)。取締役はこれに従った責任を負う。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社は、日本における販売会社をダイワ外貨MMFの販売会社として任命している。

また、管理会社はファンドの管理事務の業務および機能も担う。管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの投資目的および投資方針を考慮した上で、ファンドの一般的な管理運用業務および随時改訂されるAIFM規則の確実な遵守(投資対象および投資方針を考慮しながら、ポートフォリオの資産の投資および再投資を含む。)につき責任を負う。管理会社は、投資運用契約に従い、ポートフォリオに関するポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能の一部を、投資運用会社に委託した。

管理会社は、法律上および営業上、投資運用会社から独立しており、かかる委託を受けた者らと管理会社の間にはいかなる関係も存在しない。

管理会社は、その意思決定手続および組織構造がファンドの受益者を確実に公平に取り扱うよう確保する。

受益者の公平な取扱い

管理会社は、その全ての決定において、ファンドの受益者を公平に取り扱うよう確保し、また、管理会社が一または複数の受益者を優先的に取り扱うことが、他の受益者に全体的に重大な不利益を生じさせないように確保するものとする。

管理会社は、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努める。ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ファンドの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされる。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、かかる買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとする。

2025年4月末日現在、管理会社は、アイルランド籍およびルクセンブルグ籍の契約型投資信託および投資法人6本（サブ・ファンド7本）（純資産総額：2,663,973,783.64米ドル、319,332,922,076円、1,370,041,714.83ノルウェー・クローネおよび16,376,475.46ユーロ）の管理および運用を行っている。

設立国	基本的性格	サブ・ファンドの本数	純資産総額
アイルランド	契約型投資信託 (MMF)	1	2,566,535,106.19米ドル
アイルランド	契約型投資信託	4	97,438,677.45米ドル
			319,332,922,076円
			1,370,041,714.83ノルウェー・クローネ
ルクセンブルグ	投資法人	2	16,376,475.46ユーロ

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー（アイルランド事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝162.17円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

財政状態計算書

2024年9月30日現在

	注記	2024年 9 月30日		2023年 9 月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産					
無形資産	7	8,063,857	1,307,716	6,581,908	1,067,388
有形固定資産	8	339,772	55,101	607,807	98,568
		8,403,629	1,362,817	7,189,715	1,165,956
流動資産					
債権	9	14,676,533	2,380,093	14,591,653	2,366,328
現金および預金	10	15,853,150	2,570,905	15,007,966	2,433,842
流動資産投資	10	22,983,209	3,727,187	22,200,200	3,600,206
		53,512,892	8,678,186	51,799,819	8,400,377
債務： 1 年以内支払期限到来金額	11	(6,002,036)	(973,350)	(5,006,094)	(811,838)
正味流動資産		47,510,856	7,704,836	46,793,725	7,588,538
純資産		55,914,485	9,067,652	53,983,440	8,754,494
資本金および準備金					
払込請求済株式資本	12	62,992,338	10,215,467	62,992,338	10,215,467
資本剰余金	13	4,050,000	656,789	4,050,000	656,789
キャッシュ・フロー・ヘッジ 準備金		(112,689)	(18,275)	212,328	34,433
損益勘定		(11,015,164)	(1,786,329)	(13,271,226)	(2,152,195)
株主持分合計		55,914,485	9,067,652	53,983,440	8,754,494

添付の注記は当財政状態計算書の一部である。

取締役会を代表して署名。

中村佳史

ピーター・キャラハン

2025年1月29日

取締役

取締役

(2)【損益計算書】

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

損益計算書

2024年9月30日終了年度

	注記	2024年9月30日		2023年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
取引高	3	40,556,166	6,576,993	38,906,748	6,309,507
管理事務費	4	(37,897,411)	(6,145,823)	(36,887,230)	(5,982,002)
利息および税金加減前経常利益		2,658,755	431,170	2,019,518	327,505
受取利息		1,186,138	192,356	584,573	94,800
税引前経常利益	5	3,844,893	623,526	2,604,091	422,305
経常活動に係る税金	6	(1,588,831)	(257,661)	(300,029)	(48,656)
当期利益		2,256,062	365,866	2,304,062	373,650

すべての損益は、継続営業から生じている。

添付の注記は当損益計算書の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

その他の包括利益計算書

2024年9月30日終了年度

	注記	2024年9月30日		2023年9月30日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
当期利益		2,256,062	365,866	2,304,062	373,650
その他の包括利益					
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動の有効部分	19	(371,448)	(60,238)	274,862	44,574
その他の包括利益に係る所得税	6	46,431	7,530	(34,358)	(5,572)
当期におけるその他の包括利益、 所得税控除後		(325,017)	(52,708)	240,504	39,003
当期包括利益合計		1,931,045	313,158	2,544,566	412,652

添付の注記は当その他の包括利益計算書の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

資本変動計算書

2024年9月30日終了年度

	払込請求済 株式資本	資本剰余金	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ準備金	損益勘定	資本合計
	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)
2023年10月1日現在の残高	62,992,338	4,050,000	212,328	(13,271,226)	53,983,440
当期包括利益合計					
当期利益	-	-	-	2,256,062	2,256,062
当期におけるその他の包括利益	-	-	(325,017)	-	(325,017)
当期包括利益合計	-	-	(325,017)	2,256,062	1,931,045
資本に直接計上された所有者 との取引					
株式発行	-	-	-	-	-
所有者による拠出および 所有者への分配合計	-	-	-	-	-
2024年9月30日現在の残高	62,992,338	4,050,000	(112,689)	(11,015,164)	55,914,485
2022年10月1日現在の残高	62,992,338	4,050,000	(28,176)	(15,575,288)	51,438,874
当期包括利益合計					
当期利益	-	-	-	2,304,062	2,304,062
当期におけるその他の包括利益	-	-	240,504	-	240,504
当期包括利益合計	-	-	240,504	2,304,062	2,544,566
資本に直接計上された所有者 との取引					
株式発行	-	-	-	-	-
所有者による拠出および 所有者への分配合計	-	-	-	-	-
2023年9月30日現在の残高	62,992,338	4,050,000	212,328	(13,271,226)	53,983,440

[次へ](#)

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

注記

（2024年9月30日終了年度の財務書類の一部を形成する。）

1 会計方針

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「当社」）は、登記上の事務所をダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5に持つ非公開有限責任会社であり、アイルランドにおいて設立されアイルランドに本拠を置く。

当財務書類の機能通貨および表示通貨はユーロである。

当社の直接的親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドは連結財務書類に当社を含む。スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの連結財務書類は、公けに入手可能であり、アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5から入手できる。

当財務書類では、当社は（本F R Sの目的上）適格事業体とみなされ、下記の開示についてF R S第102号に基づき適用される免除規定の適用を受ける。

- ・期首から期末までの発行済株式数の調整、
- ・キャッシュ・フロー計算書および関連する注記、ならびに
- ・主要経営陣報酬。

当社の最終親会社である三井住友トラストグループ株式会社の連結財務書類が同等の開示を含んでいるため、当社はまた、下記の開示についてF R S第102号に基づき適用される免除規定の適用を受ける。

- ・F R S第102号セクション26株式報酬により要求される一定の開示、ならびに
- ・2014年会社法第39条附則3の公正価値の会計規則に含まれない金融商品に関する、F R S第102号セクション11基礎的金融商品およびF R S第102号セクション12その他の金融商品に関する事項により要求される開示。

以下に記載の会計方針は、別途記載されない限り、当財務書類に表章されるすべての期間に一貫して適用される。

当社が採用している主要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

当財務書類は、財務報告評議会により発行され、アイルランド勅許会計士により公布された英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準である財務報告基準第102号（「F R S第102号」）に基づいて作成されている。当社はまた、2014年会社法の要件の対象である。

財務書類は、以下の会計方針で定められている特定の金融商品についての公正価値基準への修正を除き、取得原価主義に従って作成されている。

財務書類の作成は、方針の採用ならびに資産・負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを経営陣に要求する（例：経済的耐用年数）。最も重要な見積および判断は、取締役が毎年評価する繰延税金資産の回収可能性（注記9参照）、取締役が毎年評価する無形資産の減価償却期間（注記1「無形資産」参照）、および当社の機能通貨の決定（注記1「機能通貨」参照）に関するものである。

見積および関連する仮定は、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると確信される多様なその他の要素に基づいており、その結果、その他の原因から容易に明白ではない資産・負債の簿価について判断を行う基準を形成する。実際の結果は、見積額とは異なる。

見積および対象となる仮定は、継続ベースで再検討される。会計上の見積の改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合は見積が見直される期間に認識されるか、または改訂が当期および将来の期間の両方に影響を及ぼす場合は改訂の期間と将来期間に認識される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義で損益計算書に計上される。

取引高および管理事務費

取引高は、管理事務および管理運用業務による受取報酬から構成されており、発生基準で会計処理される。また、他のグループ会社に対するサービスの再請求から稼得された収益を含む。取引高および管理事務費は、サービス・プロバイダーに支払われた金額を除いて表示されている。すべての金額は、通常の商業レートで請求される。

外貨

財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨である、ユーロ（€）で表示されている。

「機能通貨」とは、当社が事業を行う主要な経済環境における主要な通貨である。主要な経済環境の指標が混在する場合、経営陣は、基礎となる取引、事象および状況の経済的影響を最も適切に反映する機能通貨を決定する。当社の取引高は、ユーロ、米ドル(USD)、英ポンド(GBP)および日本円(JPY)で計上されている。当社の資本金は英ポンドで発行され、決済されている。費用の大部分はユーロで占められ、主にユーロで支払われている。したがって、経営陣は当社の機能通貨をユーロに決定した。

外貨建の貨幣資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートをを用いて換算される。外貨建取引は、当該取引日における実勢為替レートに近似するレートで換算される。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定される日にユーロに換算される。

株式資本は、その発行日の実勢為替レートで換算される。

通貨換算から生じる損益ならびに外貨建未収金および未払金の清算で生じる損益は、損益計算書に計上される。

基礎的金融商品

売掛金およびその他の債権／買掛金およびその他の債務

売掛金およびその他の債権は、当初、帰属する取引費用を取引価格に加えた額として認識される。買掛金およびその他の債務は、当初、帰属する取引費用を取引価格から減じた額として認識される。当初の認識後、それらは、実効金利法を用い、売掛金については減損を控除して測定される。

現金および流動資産投資

現金は、銀行預金および手許預金から成り、償却原価で計上されている。コーラブル預金および定期預金は償却原価で計上されている。

オペレーティング・リース

オペレーティング・リースに基づく支払いは、リース期間にわたり定額法によって損益計算書の勘定科目として認識される。

その他の金融商品

基礎的金融商品とみなされない金融商品（その他の金融商品）

基礎的金融商品の定義を満たさないその他の金融商品は、当初、公正価値で認識される。当初の認識後、その他の金融商品は、公正価値で測定され、その公正価値の変動は、下記を除き損益として認識される。

- 公的な取引が行われておらず、公正価値が容易に測定できない資本性金融商品に対する投資は減損を控除した取得原価で測定され、

- 指定されたヘッジ関係におけるヘッジ商品は、下記の通り認識される。

デリバティブ金融商品およびヘッジ

デリバティブ金融商品は、公正価値で認識される。公正価値への再測定における利益または損失は直ちに損益として認識される。ただし、デリバティブがヘッジ会計の要件を満たす場合、生じた利益または損失の認識はヘッジ項目の性質による（以下を参照のこと。）。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジは、認識されている資産もしくは負債、または収益もしくは費用に影響を与えうる確定約定に関連する特定のリスクに帰属するキャッシュ・フローの変動性に対する当社のエクスポージャーをカバーするために使用される。デリバティブ金融商品が、認識されている資産もしくは負債のキャッシュ・フローの変動性、または可能性の非常に高い予定取引のヘッジとして指定されている場合、デリバティブ金融商品に係る利益または損失の有効部分は、その他の包括利益（「OCI」）に直接認識される。ヘッジの非有効部分は直ちに損益として認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジについて、予定取引が非金融資産または非金融負債に認識された場合は、OCIに認識されたヘッジ利益またはヘッジ損失は、資産もしくは負債の当初の原価またはその他の帳簿価額に含まれる。あるいは、ヘッジ項目が損益として認識される場合は、ヘッジ利益またはヘッジ損失は損益に再分類される。

ヘッジ商品が失効、売却、終了もしくは行使された、または事業体がヘッジ関係の指定を取り消したが、ヘッジ対象とされた予定取引が依然として発生が予想される場合、その時点での累積利益または累積損失は資本に残り、取引が発生した時に、上記の方針に従って認識される。ヘッジ対象の取引の発生が見込まれなくなった場合には、資本に認識されていた累積未実現利益または累積未実現損失は、直ちに損益計算書に認識される。

税制

当年度の損益に係る税金は、現行税および繰延税により構成される。税金は、損益計算書において認識されるが、資本またはその他の包括利益に直接認識される項目に関連する税金は除外され、資本またはその他の包括利益に直接認識される。

現行税は、財政状態計算書日において施行されている、または実質的に施行されている税率を用いて当年度に発生が予想される課税所得もしくは課税損失に係る未払税または未収税および前年度の未払税への調整である。

繰延税は、財務書類の認識対象とは異なる期間における収益または費用が税金の査定に含まれることから生じる一時差異によって生じる。次の一時差異については計上されない。予見できる将来において解消する可能性が低く、一時差異の解消を報告事業体が管理できる範囲において、税額控除を留保するすべての条件が満たされた場合の固定資産の原価の減価償却累計額と税額控除の差異。繰延税は、収益または費用の特定のタイプが非課税であるためか、一定の課税金または引当金に対応する収益または費用より多額または少額であるために生じる永久差異には認識されない。

繰延税は、貸借対照表日において施行されている、または実質的に施行されている税率を用いて、関連する差異の解消に適用されると予測される税率で測定される。繰延税の残高は割引されない。

控除の対象とならない税損失およびその他の繰延税金資産は、繰延税金負債またはその他の将来の課税対象所得の戻入れに対して回収できる可能性が高い範囲でのみ認識される。

繰延税金資産は、還付されないと見込まれる場合に記帳される。繰延税金資産の回収可能性は、取締役によって毎年査定される。

無形資産

研究および開発

研究活動に係る支出は、発生時に損益計算書において費用として認識される。

開発活動に係る支出は、製品または工程が技術的、商業的に実現可能であり、当社が開発を完結する意思、技術力および十分な資産を持ち、将来の経済的便益が見込まれる場合、ならびに当社が開発中の無形資産に帰属する支出を確実に測定できる場合は、資産に計上される。開発活動は新規のまたは大幅に改良された製品・工程の設計、建設もしくは生産テストを含む。資産に計上される支出は、原材料費、直接労務費および間接費と資産化された借入費用の適正部分を含む。その他の開発費用は、発生時に損益計算書において費用として認識される。資産に計上される開発費用は、償却累計額および減損損失累計額を控除後の取得原価で計上される。

無形固定資産は、償却累計額および減損損失累計額を控除後の原価で計上される。償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求され、管理事務費用に含まれる。

	耐用年数
ソフトウェア	7年

資産価値は、厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。開発の過程で資産は、使用されるまで減価償却されない。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却後の原価で表示される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求され、管理事務費に含まれる。

	耐用年数
什器・備品	5年
ソフトウェア	3年
メインフレーム機器	3年
パーソナル・コンピュータ	2年
コンピューター端末	3年
ファンド管理事務システム	3年

資産価値は厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。

従業員手当

当社は、従業員のために確定拠出年金制度を運営している。確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、発生時に損益計算書上の費用として認識される。

資本剰余金

無利息であり、当社の裁量で弁済可能な、当社の親会社から以前に受領した405万ユーロの劣後ローンは、契約条件が見直され、また、当該金額が当社の意思においてのみ払い戻され、当社の親会社は当該金額の払戻しを要求しない旨の確認を2013年度中に親会社から得た後に、2013年度中に資本金として再分類された。

2 所有および営業活動

当社は、各種ファンドに対する管理事務および管理運用業務の提供に従事しており、アイルランド共和国で設立された法人であるスミットモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの完全所有子会社である。最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラストグループ株式会社である。

財務書類は継続企業を前提として作成され、取締役会は、その中間親会社と協議の上、当社の事業を発展し続ける意向である。三井住友信託銀行株式会社は、当社の事業発展を直接支援している。

当社は、サービスを提供するために多数の者と契約を締結している。これらの契約に従って、当社は合意した報酬を得て管理事務および管理会社サービスを提供することを引き受けている。

3 取引高

取引高は、様々なファンドに対する管理および運営に関するサービスの提供から生じ、すべての報酬はアイルランドで発生している。

4 管理事務費

	2024年 9月30日 ユーロ	2023年 9月30日 ユーロ
人件費	22,903,985	21,544,914
その他の管理事務費	14,993,426	15,342,316
	<u>37,897,411</u>	<u>36,887,230</u>
	2024年 9月30日 ユーロ	2023年 9月30日 ユーロ
人件費の内訳：		
賃金給料	17,398,883	15,965,434
社会福祉費	2,033,659	1,821,982
年金費用	1,280,653	1,130,512
その他の費用	2,190,790	2,626,986
	<u>22,903,985</u>	<u>21,544,914</u>

当年度中に当社が採用した従業員（取締役を含む）の平均人数は、223人であった（2023年9月：218人）。当社は、当年度中エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド（「SMTTIL」）と事務設備の使用を共有した。関連費用は、サービス内容合意書に明記されているとおり、合意した基準で割当てられ再請求された。

5 税引前経常利益

税引前経常利益は、以下を控除後に算定されている。

	2024年 9月30日 ユーロ	2023年 9月30日 ユーロ
取締役報酬：		
報酬	172,000	128,000
その他の報酬	1,222,154	925,808
確定拠出型年金制度	29,345	62,404
監査人報酬：		
監査	47,430	46,500
税務顧問業務	24,473	6,155
その他の保証業務	218,670	162,913
その他の非監査業務	-	-
減価償却費	359,293	436,762
無形資産の償却	1,138,535	1,001,381
オペレーティング・リース賃借料：		
土地・建物	976,811	957,257
その他の資産	19,167	17,731

6 経常活動に係る税金

(a) 損益計算書に認識された税金合計

	2024年 9月30日 ユーロ	2023年 9月30日 ユーロ
現行税		
当期の所得に係る現行税	208,675	40,951
前年度に関する不足 / (過剰) 引当金	-	-
繰延税金		
前年度の不足 / (過剰) 引当金	-	-
一時差異の発生および取消	1,380,156	259,078
税金費用合計	<u>1,588,831</u>	<u>300,029</u>

(b) O C I に認識された税金合計

	2024年 9 月30日 ユーロ	2023年 9 月30日 ユーロ
繰延税金（資産） / 費用	(46,431)	34,358

(c) 税金の調整

	2024年 9 月30日 ユーロ	2023年 9 月30日 ユーロ
税引前経常利益	3,844,893	2,604,091
12.5 % の標準税率に基づく法人税（2023年 9 月： 12.5 %）	480,612	325,511
資本引当金を（超える） / 超えない減価償却費	-	-
税務上控除されない費用	(4,392)	(45,957)
高税率から生じる差額	104,337	20,475
損失控除 / 繰越欠損金	-	-
過年度修正	-	-
繰延税金資産の減損	1,008,274	-
税金費用合計	1,588,831	300,029
健康保険料に係る所得税	75,302	74,190

健康保険料に係る所得税は、上記の注記 4 におけるその他の費用に含まれている。

BEPS第2の柱

BEPS第2の柱に関連する税務負担の今後の調整については、親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドが検討中である。その影響はグループ会社レベルで評価されており、定性的な開示の詳細は、公開されるグループ財務書類に記載される予定である。当年度は、定量的な開示は不要である。

7 無形固定資産

2024年 9 月30日現在

	ソフトウェア ユーロ	合計 ユーロ
原価		
2023年 9 月30日現在	16,181,169	16,181,169
期中付加	2,620,484	2,620,484
期中除却	-	-
2024年 9 月30日現在	18,801,653	18,801,653
減価償却費		
2023年 9 月30日現在	9,599,261	9,599,261
期中償却額	1,138,535	1,138,535
期中除却	-	-
2024年 9 月30日現在	10,737,796	10,737,796
2024年 9 月30日現在正味簿価	8,063,857	8,063,857

2023年9月30日現在

	ソフトウェア ユーロ	合計 ユーロ
原価		
2022年9月30日現在	14,377,174	14,377,174
期中付加	1,803,995	1,803,995
期中除却	-	-
2023年9月30日現在	16,181,169	16,181,169
減価償却費		
2022年9月30日現在	8,597,880	8,597,880
期中償却額	1,001,381	1,001,381
期中除却	-	-
2023年9月30日現在	9,599,261	9,599,261
2023年9月30日現在正味簿価	6,581,908	6,581,908

Advent Geneva and Paladyneをファンド管理事務システムのコアとする開発に関連する無形資産は、全額償却されている。

当期中に付加された金額は、現在最終的な移行段階にある管理事務システムのコアをより一層開発するための費用である。

8 有形固定資産

2024年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2023年9月30日現在	1,645,437	787,514	3,142,720	5,575,671
期中付加	14,330	-	76,928	91,258
期中除却	3,019	(610,543)	(1,164,523)	(1,772,047)
2024年9月30日現在	1,662,786	176,971	2,055,125	3,894,882
減価償却費				
2023年9月30日現在	1,413,747	772,457	2,781,660	4,967,864
期中償却額	68,406	14,331	276,556	359,293
期中除却	3,019	(610,543)	(1,164,523)	(1,772,047)
2024年9月30日現在	1,485,172	176,245	1,893,693	3,555,110
2024年9月30日現在正味簿価	177,614	726	161,432	339,772

2023年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2022年9月30日現在	1,498,550	775,783	3,055,128	5,329,461
期中付加	146,887	11,731	87,592	246,210
期中除却	-	-	-	-
2023年9月30日現在	1,645,437	787,514	3,142,720	5,575,671
減価償却費				
2022年9月30日現在	1,336,543	736,628	2,457,931	4,531,102
期中償却額	77,204	35,829	323,729	436,762
期中除却	-	-	-	-
2023年9月30日現在	1,413,747	772,457	2,781,660	4,967,864
2023年9月30日現在正味簿価	231,690	15,057	361,060	607,807

9 債権：1年以内に期限到来の金額

	2024年9月30日 ユーロ	2023年9月30日 ユーロ
報酬未収金	5,752,062	5,166,913
前払金および付加価値税の払戻し	3,594,441	3,015,665
その他の債権	121,212	86,360
デリバティブに係る短期資産	113,447	352,810
関連会社に対する債権	3,452,572	3,063,540
繰延税金	1,180,975	2,514,700
未収利息	461,824	391,665
	14,676,533	14,591,653

上記の繰延税金資産の金額には、当社の将来の利益の見通しが減少したことにより発生した減損損失1,008,274ユーロが含まれている。認識された繰延税金資産の金額は1,250,000ユーロ（2023年9月：2,576,349ユーロ）であり、これは未使用の税務上の欠損金の認識に関連するものである。当社の継続的な収益性により、次の報告期間に発生する繰延税金資産の戻入純額は436,922ユーロと予想される。

当社はさらに1,008,274ユーロ（2023年9月：ゼロ）の未認識の繰延税金資産を有しており、これはその回収時期に関する不確実性が高いため認識されていないものである。

関連会社に対する債権の金額には、運用サービス契約に規定された業務に関する残高が含まれている。当該残高は未担保、無利息および要求払いである。

10 現金および預金ならびに流動資産投資

	2024年9月30日 ユーロ	2023年9月30日 ユーロ
現金および預金		
当座預金	4,926,343	4,411,799
コーラブル預金	10,926,807	10,596,167
	15,853,150	15,007,966
流動資産投資		
金融機関への定期預金	22,983,209	22,200,200
	22,983,209	22,200,200

コーラブル預金は要求に応じて払戻される。金融機関の預金には、満期が1年未満の定期預金が含まれる。

11 債務：１年以内に支払期限到来の金額

	2024年 9 月30日 ユーロ	2023年 9 月30日 ユーロ
未払費用	3,492,103	3,512,942
法人税	168,836	40,123
買掛金	916,413	139,011
デリバティブに係る短期負債	214,980	82,895
親会社に対する債務	821,174	821,593
関連会社に対する債務	388,530	409,530
	<u>6,002,036</u>	<u>5,006,094</u>

未払費用には、335,237ユーロの源泉課税（PAYE）（2023年：340,313ユーロ）、220,056ユーロの賃金関連社会保険料（PRSI）（2023年：216,706ユーロ）および62,736ユーロのその他の税金（2023年：64,994ユーロ）に関連する債務が含まれている。

親会社に対する債務は、無担保、無利子および要求払いである。

関連会社に対する債務には、業務契約に概要されているように業務に関した残高が含まれている。当該残高は、無担保、無利子および要求払いである。

12 払込請求済株式資本

	2024年 9 月30日 ユーロ	2023年 9 月30日 ユーロ
授權資本：		
額面 1 英ポンドの普通株式400,000株		
額面 1 ユーロの普通株式100,000,000株		
割当済、請求済かつ全額払込済：		
額面 1 英ポンドの普通株式400,000株	492,338	492,338
額面 1 ユーロの普通株式62,500,000株	62,500,000	62,500,000
	<u>62,992,338</u>	<u>62,992,338</u>

13 資本剰余金

	2024年 9 月30日 ユーロ	2023年 9 月30日 ユーロ
資本剰余金	4,050,000	4,050,000
	<u>4,050,000</u>	<u>4,050,000</u>

劣後ローン契約の条件に従って当社が無利息の貸付金として現在までに受領した総額405万ユーロに関して、取締役は、2013年9月にスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッド（「親会社」）が当該貸付金の返済を請求せず、また当該貸付金が当社の意思においてのみ返済されることとする旨の決議を行ったことを確認した。したがって、これらの金額は、返済されず、無利息であり、その他の経済的義務を負わないと現在確認されているため、取引の主要な性質をより反映させるために、財政状態計算書の長期負債から資本金へ再分類された。

14 契約債務

取消不能オペレーティング・リース契約に基づく年間手数料は、以下のとおりである。

	2024年 9月30日		2023年 9月30日	
	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ
オペレーティング・リース：				
1年以内に満期	708,891	19,167	708,891	18,480
2年～5年で満期	614,898	18,480	1,323,789	36,960
5年超に満期	-	-	-	-
	<u>1,323,789</u>	<u>37,647</u>	<u>2,032,680</u>	<u>55,440</u>

契約に基づき、当社はエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドおよび英国を拠点とする三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店に対し業務代行および一般管理サービスを提供または調達する義務を負っている。これに対し、両者は提供されたサービスに対して報酬を支払うことに同意している。

15 年金費用

	2024年 9月30日 ユーロ	2023年 9月30日 ユーロ
当年度年金費用	<u>1,280,653</u>	<u>1,130,512</u>
期末現在未払年金費用	<u>84,284</u>	<u>72,760</u>

当社は、取締役および従業員のために、確定拠出型年金制度を運営している。前年度中、定年が60歳から65歳に引き上げられた。

16 利害関係者

当社は、三井住友トラストグループ株式会社の完全子会社であり、同社の連結財務書類は公けに入手可能である。当社は、F R S 第102号セクション33「関連当事者に係る開示」に基づく免除規定を適用し、連結財務書類において連結消去される他のグループ企業との取引を開示しないものとする。

17 最終的親会社

当社の直接的親会社は、アイルランドにおいて設立されたスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドである。当社の最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラストグループ株式会社である。財務書類が連結される最大グループは、三井住友トラストグループ株式会社が筆頭となっている。三井住友トラストグループ株式会社の財務書類の写しは、公けに入手可能であり、〒100 - 8233日本国東京都千代田区丸の内1丁目4 - 1から入手できる。

当社の実績が連結される最小グループは、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドが筆頭となっている。スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの財務書類の写しは、公けに入手可能であり、アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5から入手できる。

18 後発事象

2024年10月1日付で、最終親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社は、社名を三井住友トラストグループ株式会社に変更した。財務書類上で修正または開示を要求されるその他の後発事象はなかった。

19 金融商品 - ヘッジ会計

以下の先渡為替契約が、2024年9月30日現在未決済であった。

	購入：ユーロ	未実現利益	未実現（損失）	未実現（損）益 合計
売却：米ドル				
\$ 2,400,000	€2,160,667	€30,262	(€1,571)	€28,691
売却：日本円				
¥ 1,180,000,000	€7,485,686	€83,185	(€118,437)	(€35,252)
売却：英ポンド				
£2,900,000	€3,353,170	-	(€94,972)	(€94,972)
		€113,447	(€214,980)	(€101,533)

これらのキャッシュ・フロー・ヘッジは、三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店と締結され、2024年12月1日から2025年9月30日までの期間にわたり四半期毎に決済される。三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、当社に対し2億米ドルの外国為替証拠金取引枠を提供する。未決済契約に係る公正価値は、WM / ロイターの先物為替レートを用いて計算された。当年度中の575,088ユーロの利益（2023年：466,236ユーロの利益）は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、以前はその他の包括利益計算書に計上されていたが損益計算書に再分類された。デリバティブ契約のための担保は存在しない。

	レベル1 ユーロ	レベル2 ユーロ	レベル3 ユーロ	合計 ユーロ
資産				
先渡為替契約		€113,447		€113,447
合計	-	€113,447	-	€113,447
負債				
先渡為替契約		€214,980		€214,980
合計	-	€214,980	-	€214,980

これらの先渡契約に係る将来的な未実現利益および損失は、当社のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、財政状態計算書およびその他の包括利益計算書において直接認識されている。

以下の先渡為替契約が、2023年9月30日現在未決済であった。

	購入：ユーロ	未実現利益	未実現（損失）	未実現（損）益 合計
売却：米ドル				
\$ 2,400,000	€2,197,941	€1,598	(€45,934)	(€44,336)
売却：日本円				
¥ 955,000,000	€6,564,328	€349,889	-	€349,889
売却：英ポンド				
£2,900,000	€3,275,396	€1,323	(€36,961)	(€35,638)
		€352,810	(€82,895)	€269,915

これらのキャッシュ・フロー・ヘッジは、三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店と締結され、2023年12月1日から2024年9月30日までの期間にわたり四半期毎に決済された。未決済契約に係る公正価値は、WM / ロイターの先物為替レートを用いて計算された。2023年9月30日に終了した年度の466,236ユーロの利益（2022年：61,420ユーロの損失）は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、以前はその他の包括利益計算書に計上されていたが損益計算書に再分類された。デリバティブ契約のための担保は存在しなかった。

	レベル1 ユーロ	レベル2 ユーロ	レベル3 ユーロ	合計 ユーロ
資産				
先渡為替契約		€352,810		€352,810
合計	-	€352,810	-	€352,810
負債				
先渡為替契約		€82,895		€82,895
合計	-	€82,895	-	€82,895

これらの先渡契約に係る将来的な未実現利益および損失は、当社のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、財政状態計算書およびその他の包括利益計算書において直接認識されている。

20 2014年アイルランド会社法による保証

2014年アイルランド会社法の第357条第1項（b）に準拠して、アイルランドに登録されている会社は、個別の財務書類を提出することを免除される。ただし、その負債が、欧州連合のメンバー国の登録会社であることが要求されている親会社によって取消不能で保証されている場合である。親会社は、そのグループ会社の財務書類の中に子会社の実績を加えなければならない。当社の実績は、直接的親会社の実績に連結されており、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドは、同法の第357条に準拠して、2024年9月30日現在の当社の負債を取消不能で保証することに同意している。

21 財務書類の承認

当財務書類は、2025年1月29日に取締役会によって承認された。

[次へ](#)

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of financial position

as at 30 September 2024

	Note	30 September 2024 €	30 September 2023 €
Fixed assets			
Intangible assets	7	8,063,857	6,581,908
Tangible fixed assets	8	339,772	607,807
		<u>8,403,629</u>	<u>7,189,715</u>
Current assets			
Debtors	9	14,676,533	14,591,653
Cash at bank and in hand	10	15,853,150	15,007,966
Current asset investments	10	22,983,209	22,200,200
		<u>53,512,892</u>	<u>51,799,819</u>
Creditors: amounts falling due within one year	11	<u>(6,002,036)</u>	<u>(5,006,094)</u>
Net current assets		<u>47,510,856</u>	<u>46,793,725</u>
Net assets		<u>55,914,485</u>	<u>53,983,440</u>
Capital and reserves			
Called up share capital	12	62,992,338	62,992,338
Additional paid in capital	13	4,050,000	4,050,000
Cash flow hedge reserve		(112,689)	212,328
Profit and loss account		<u>(11,015,164)</u>	<u>(13,271,226)</u>
Total shareholders' funds		<u>55,914,485</u>	<u>53,983,440</u>

The accompanying notes form an integral part of this statement of financial position.

On behalf of the board

DocuSigned by:
Keiji Nakamura
7845AASE08E9490...
Director
Keiji Nakamura

DocuSigned by:
Peter Callaghan
F575EF13E07646E...
Director
Peter Callaghan

29 January 2025

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Income statement

for the year ended 30 September 2024

	<i>Note</i>	30 September 2024 €	30 September 2023 €
Turnover	3	40,556,166	38,906,748
Administrative expenses	4	(37,897,411)	(36,887,230)
Profit on ordinary activities before interest and taxation		2,658,755	2,019,518
Interest income		1,186,138	584,573
Profit on ordinary activities before taxation	5	3,844,893	2,604,091
Taxation on ordinary activities	6	(1,588,831)	(300,029)
Profit for the year		2,256,062	2,304,062

All results have been generated by continuing operations.

The accompanying notes form an integral part of this income statement.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of other comprehensive income
for the year ended 30 September 2024

	<i>Note</i>	30 September 2024 €	30 September 2023 €
Profit for the year		2,256,062	2,304,062
Other comprehensive income			
Effective portion of changes in fair value of cash flow hedges	19	(371,448)	274,862
Income tax on other comprehensive income	6	46,431	(34,358)
Other comprehensive income for the year, net of income tax		(325,017)	240,504
Total comprehensive income for the year		1,931,045	2,544,566

The accompanying notes form an integral part of this statement of other comprehensive income.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of changes in equity

for the year ended 30 September 2024

	Called up share capital €	Additional paid in Capital €	Cash flow hedging reserve €	Profit and loss account €	Total equity €
Balance at 1 October 2023	62,992,338	4,050,000	212,328	(13,271,226)	53,983,440
Total comprehensive income for the period					
Profit for the year	-	-	-	2,256,062	2,256,062
Other comprehensive income for the period	-	-	(325,017)	-	(325,017)
Total comprehensive income for the period	-	-	(325,017)	2,256,062	1,931,045
Transactions with owners, recorded directly in equity					
Issuance of Shares	-	-	-	-	-
Total contributions by and distributions to owners	-	-	-	-	-
Balance at 30 September 2024	62,992,338	4,050,000	(112,689)	(11,015,164)	55,914,485

	Called up share capital €	Additional paid in Capital €	Cash flow hedging reserve €	Profit and loss account €	Total equity €
Balance at 1 October 2022	62,992,338	4,050,000	(28,176)	(15,575,288)	51,438,874
Total comprehensive income for the period					
Profit for the year	-	-	-	2,304,062	2,304,062
Other comprehensive income for the period	-	-	240,504	-	240,504
Total comprehensive income for the period	-	-	240,504	2,304,062	2,544,566
Transactions with owners, recorded directly in equity					
Issuance of Shares	-	-	-	-	-
Total contributions by and distributions to owners	-	-	-	-	-
Balance at 30 September 2023	62,992,338	4,050,000	212,328	(13,271,226)	53,983,440

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024

1 Accounting Policies

SMT Fund Services (Ireland) Limited (the “Company”) with a registered office at Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, is a private company limited by shares and incorporated and domiciled in Ireland.

The functional and presentation currency of these financial statements is Euro.

The Company’s immediate parent undertaking, Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited includes the Company in its consolidated financial statements. The consolidated financial statements of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited are available to the public and may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

In these financial statements, the Company is considered to be a qualifying entity (for the purposes of this FRS) and has applied the exemptions available under FRS 102 in respect of the following disclosures:

- Reconciliation of the number of shares outstanding from the beginning to end of the period;
- Cash Flow Statement and related notes; and
- Key Management Personnel compensation.

As the consolidated financial statements of the Company’s ultimate parent, Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. include the equivalent disclosures, the Company has also taken the exemptions under FRS 102 available in respect of the following disclosures:

- Certain disclosures required by FRS 102.26 *Share Based Payments*; and,
- The disclosures required by FRS 102.11 *Basic Financial Instruments* and FRS 102.12 *Other Financial Instrument Issues* in respect of financial instruments not falling within the fair value accounting rules of Schedule 3, paragraph 39 of the Companies Act 2014.

The accounting policies set out below have, unless otherwise stated, been applied consistently to all periods presented in these financial statements.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

The principal accounting policies adopted by the Company are as follows:

Basis of Preparation

These financial statements are prepared in accordance with Financial Reporting Standard 102 ("FRS 102") The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland and issued by the Financial Reporting Council, and promulgated for use in Ireland by Chartered Accountants Ireland. The Company is also subject to the requirements of the Companies Act 2014.

The financial statements are prepared under the historical cost basis except for the modification to a fair value basis for certain financial instruments as specified in the accounting policies below.

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expense (e.g. useful economic life). The most significant estimates and judgements relate to the recoverability of deferred tax asset which is assessed on an annual basis by directors (see note 9), the amortisation period for intangible assets which is assessed on an annual basis by directors (see note 1 "Intangible assets") and the determination of the functional currency of the Company (see note 1 "Functional currencies").

The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the periods in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Interest income and interest expense

Interest income and income expense are recognised in the income statement on an accruals basis.

Turnover and Administration Expenses

Turnover comprises fee income from administration and management services, which is accounted for on an accruals basis. It also includes income earned from the recharge of services to other group companies. Turnover and administration expenses are shown exclusive of amounts paid to other service providers. All amounts are charged at normal commercial rates.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

Foreign Currencies

The financial statements are expressed in Euro (€), which is the functional and presentation currency of the Company.

"Functional currency" is the currency of the primary economic environment in which the Company operates. If indicators of the primary economic environment are mixed, then management uses its judgement to determine the functional currency that most faithfully represents the economic effect of the underlying transactions, events and conditions. The Company's turnover is earned in EUR, US dollars (USD), sterling (GBP) and Japanese Yen (JPY). The share capital of the Company was issued and settled in GBP. The expenses are dominated and paid mostly in EUR. Accordingly, management has determined that the functional currency of the Company is EUR.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated using the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Transactions denominated in foreign currencies are translated at rates which approximate the rates prevailing at the dates of the transactions.

Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies which are measured at fair value, are translated into euro at the date the fair value was determined.

Share capital is translated at the exchange rate prevailing at the date of its issue.

Profits and losses arising from currency translation and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currencies are dealt with in the income statement.

Basic Financial Instruments

Trade and other debtors / creditors

Trade and other debtors are recognised initially at transaction price plus attributable transaction costs. Trade and other creditors are recognised initially at transaction price less attributable transaction costs. Subsequent to initial recognition they are measured at amortised cost using the effective interest method, less any impairment losses in the case of trade debtors.

Cash and current asset investments

Cash comprises cash at bank and in hand and are recorded at amortised cost. Callable deposits and term deposits are recorded at amortised cost.

Operating Leases

Payments made under operating leases are recognised in the income statement account on a straight line basis over the term of the lease.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

Other financial instruments

Financial instruments not considered to be Basic financial instruments (Other financial instruments)

Other financial instruments not meeting the definition of Basic Financial Instruments are recognised initially at fair value. Subsequent to initial recognition other financial instruments are measured at fair value with changes recognised in the income statement except as follows:

- investments in equity instruments that are not publicly traded and whose fair value cannot otherwise be measured reliably shall be measured at cost less impairment; and
- hedging instruments in a designated hedging relationship shall be recognised as set out below.

Derivative financial instruments and hedging

Derivative financial instruments are recognised at fair value. The gain or loss on remeasurement to fair value is recognised immediately in the income statement. However, where derivatives qualify for hedge accounting, recognition of any resultant gain or loss depends on the nature of the item being hedged (see below).

Cash flow hedges

Cash flow hedges are used to cover the Company's exposure to variability in cash flows that is attributable to particular risk associated with a recognised asset or liability or a firm commitment which could affect income or expenses. Where a derivative financial instrument is designated as a hedge of the variability in cash flows of a recognised asset or liability, or a highly probable forecast transaction, the effective part of any gain or loss on the derivative financial instrument is recognised directly in Other comprehensive income ("OCI"). Any ineffective portion of the hedge is recognised immediately in the income statement.

For cash flow hedges, where the forecast transactions resulted in the recognition of a non-financial asset or non-financial liability, the hedging gain or loss recognised in OCI is included in the initial cost or other carrying amount of the asset or liability. Alternatively when the hedged item is recognised in the income statement the hedging gain or loss is reclassified to the income statement.

When a hedging instrument expires or is sold, terminated or exercised, or the entity discontinues designation of the hedge relationship but the hedged forecast transaction is still expected to occur, the cumulative gain or loss at that point remains in equity and is recognised in accordance with the above policy when the transaction occurs. If the hedged transaction is no longer expected to take place, the cumulative unrealised gain or loss recognised in equity is recognised in the income statement immediately.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

Taxation

Tax on the income statement for the year comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the income statement except to the extent that it relates to items recognised directly in equity or other comprehensive income, in which case it is recognised directly in equity or other comprehensive income.

Current tax is the expected tax payable or receivable on the taxable income or loss for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the statement of financial position date, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax is provided on timing differences which arise from the inclusion of income and expenses in tax assessments in periods different from those in which they are recognised in the financial statements. The following timing differences are not provided for: differences between accumulated depreciation and tax allowances for the cost of a fixed asset if and when all conditions for retaining the tax allowances have been met, to the extent that it is not probable that they will reverse in the foreseeable future and the reporting entity is able to control the reversal of the timing difference. Deferred tax is not recognised on permanent differences arising because certain types of income or expense are non-taxable or are disallowable for tax or because certain tax charges or allowances are greater or smaller than the corresponding income or expense.

Deferred tax is measured at the tax rate that is expected to apply to the reversal of the related difference, using tax rates enacted or substantively enacted at the balance sheet date. Deferred tax balances are not discounted.

Unrelieved tax losses and other deferred tax assets are recognised only to the extent that it is probable that they will be recovered against the reversal of deferred tax liabilities or other future taxable profits.

A deferred tax asset is recorded where it is more likely than not to be recoverable. The recoverability of deferred tax assets is assessed annually by the directors.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

Intangible assets

Research and development

Expenditure on research activities is recognised in the income statement as an expense as incurred.

Expenditure on development activities may be capitalised if the product or process is technically and commercially feasible and the Company intends and has the technical ability and sufficient resources to complete development, future economic benefits are probable and if the Company can measure reliably the expenditure attributable to the intangible asset during its development. Development activities involve the design, construction or testing of the production of new or substantially improved products or processes. The expenditure capitalised includes the cost of materials, direct labour and an appropriate proportion of overheads and capitalised borrowing costs. Other development expenditure is recognised in the income statement as an expense as incurred. Capitalised development expenditure is stated at cost less accumulated amortisation and less accumulated impairment losses.

Intangible fixed assets are stated at cost less accumulated amortisation and accumulated impairment losses. Amortisation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives and is included within administration costs.

	Useful life
Software	7 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary. Assets in the course of development are not amortised until they are brought into use.

Tangible fixed assets

Tangible fixed assets are stated at cost less depreciation. Depreciation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives and is included within administration costs.

	Useful life
Furniture and equipment	5 years
Software	3 years
Mainframe Equipment	3 years
Personal Computers	2 years
Computer Terminals	3 years
Fund administration system	3 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

Employee benefits

The Company operates a defined contribution pension scheme for employees. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the income statement when they are due.

Additional paid in capital

Subordinated Loans of €4.05 million previously received from the Company's parent, that are non-interest bearing and repayable at the Company's discretion, were reclassified as capital during 2013, after a review of their terms and conditions, and the receipt during 2013 of confirmation from the Company's parent and that these amounts are repayable solely at the volition of the Company and that the Company's parent will not demand repayment of these amounts.

2 Ownership and operations

The Company, which is engaged in the provision of administration and management company services to various funds, is a wholly owned subsidiary of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland. The ultimate parent company is Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. a company incorporated in Japan.

The financial statements are prepared on a going concern basis, and it is the intention of the directors to continue to develop the activities of the Company in consultation with its intermediate parent company. Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited is directly supporting the business development of the Company.

The Company has entered into agreements with various entities to which it provides services. Under these agreements, the Company has undertaken to provide administration and management company services for an agreed fee.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

*Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)***3 Turnover**

Turnover is from the provision of administration and management related services to various funds, and all fee income is earned in Ireland.

4 Administrative expenses

	30 September 2024 €	30 September 2023 €
Staff costs	22,903,985	21,544,914
Other administrative expenses	14,993,426	15,342,316
	37,897,411	36,887,230
	30 September 2024 €	30 September 2023 €
<i>Staff costs comprise:</i>		
Wages and salaries	17,398,883	15,965,434
Social welfare costs	2,033,659	1,821,982
Pension costs	1,280,653	1,130,512
Other costs	2,190,790	2,626,986
	22,903,985	21,544,914

The average number of persons employed by the Company (including directors) during the year was 223 (September 2023: 218). The Company shared the use of facilities with SMT Trustees (Ireland) Limited ("SMTTIL") during the period. The related costs were allocated and recharged on an agreed basis, as set out in service level agreements.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

*Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)***5 Profit on ordinary activities before taxation**

The profit on ordinary activities before taxation has been determined after charging the following:

	30 September 2024 €	30 September 2023 €
<i>Directors' remuneration:</i>		
Fees	172,000	128,000
Other remuneration	1,222,154	925,808
Defined pension contribution scheme	29,345	62,404
 <i>Auditor's remuneration:</i>		
Audit	47,430	46,500
Tax advisory services	24,473	6,155
Other assurance services	218,670	162,913
Other non-audit services	-	-
 Depreciation	359,293	436,762
Amortisation of intangible assets	1,138,535	1,001,381
 <i>Operating lease rentals:</i>		
Land & buildings	976,811	957,257
Other assets	19,167	17,731

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

6	Taxation on ordinary activities	30 September 2024 €	30 September 2023 €
	(a) Total tax recognised in the income statement		
	<i>Current tax</i>		
	Current tax on income for the period	208,675	40,951
	Under /(over) provision in respect of prior year	-	-
	<i>Deferred taxation</i>		
	Under / (Over) provision in prior period	-	-
	Origination and reversal of timing differences	1,380,156	259,078
		<u>1,588,831</u>	<u>300,029</u>
	Total tax expense		
		<u>1,588,831</u>	<u>300,029</u>
		30 September 2024 €	30 September 2023 €
	(b) Total tax recognised in OCI		
	Deferred tax (credit) / charge	(46,431)	34,358
		<u>(46,431)</u>	<u>34,358</u>
	(c) Tax reconciliation		
		30 September 2024 €	30 September 2023 €
	Profit on ordinary activities before taxation	3,844,893	2,604,091
		<u>3,844,893</u>	<u>2,604,091</u>
	Corporation tax based on standard rate at 12.5% (September 2023: 12.5%)	480,612	325,511
	(Excess) / deficiency of depreciation over capital allowances	-	-
	Expenses not deductible for tax purposes	(4,392)	(45,957)
	Differences arising from tax at the higher rate	104,337	20,475
	Loss relief (utilised) / carried forward	-	-
	Prior year adjustments	-	-
	Impairment of Deferred Tax Asset	1,008,274	-
		<u>1,588,831</u>	<u>300,029</u>
	Total tax charge		
		<u>1,588,831</u>	<u>300,029</u>
		75,302	74,190
	Income tax on health insurance premiums	<u>75,302</u>	<u>74,190</u>

The Income tax on health insurance premiums is included in other costs as per note 4 above.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

6 Taxation on ordinary activities (continued)

BEPS Pillar Two

Any future adjustment to tax charges in relation to BEPS Pillar Two is being assessed by the parent company Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. The impact is assessed at group company level and detailed qualitative disclosures will be available in the group financial statements that are publically available. No quantitative disclosures are required for the current year.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

*Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)***7 Intangible Fixed Assets**

As at 30 September 2024	Software €	Total €
Cost		
At 30 September 2023	16,181,169	16,181,169
Additions during the year	2,620,484	2,620,484
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2024	18,801,653	18,801,653
Amortisation		
At 30 September 2023	9,599,261	9,599,261
Amortisation for the year	1,138,535	1,138,535
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2024	10,737,796	10,737,796
Net book value at 30 September 2024	8,063,857	8,063,857
As at 30 September 2023	Software €	Total €
Cost		
At 30 September 2022	14,377,174	14,377,174
Additions during the year	1,803,995	1,803,995
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2023	16,181,169	16,181,169
Amortisation		
At 30 September 2022	8,597,880	8,597,880
Amortisation for the year	1,001,381	1,001,381
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2023	9,599,261	9,599,261
Net book value at 30 September 2023	6,581,908	6,581,908

The intangible asset relating to the development of Advent Geneva and Paladyne as the core fund administration system has been fully amortised.

The additions during the current period are related to the further development of the core administration system, with the final migration phase currently taking place.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

8 Tangible Fixed Assets

As at 30 September 2024	Furniture & Equipment	Software	Computer Equipment	Total
	€	€	€	€
Cost				
At 30 September 2023	1,645,437	787,514	3,142,720	5,575,671
Additions during the year	14,330	-	76,928	91,258
Disposals during the year	3,019	(610,543)	(1,164,523)	(1,772,047)
At 30 September 2024	1,662,786	176,971	2,055,125	3,894,882
Depreciation				
At 30 September 2023	1,413,747	772,457	2,781,660	4,967,864
Depreciation for the year	68,406	14,331	276,556	359,293
Disposals during the year	3,019	(610,543)	(1,164,523)	(1,772,047)
At 30 September 2024	1,485,172	176,245	1,893,693	3,555,110
Net book value at 30 September 2024	177,614	726	161,432	339,772

As at 30 September 2023	Furniture & Equipment	Software	Computer Equipment	Total
	€	€	€	€
Cost				
At 30 September 2022	1,498,550	775,783	3,055,128	5,329,461
Additions during the year	146,887	11,731	87,592	246,210
Disposals during the year	-	-	-	-
At 30 September 2023	1,645,437	787,514	3,142,720	5,575,671
Depreciation				
At 30 September 2022	1,336,543	736,628	2,457,931	4,531,102
Depreciation for the year	77,204	35,829	323,729	436,762
Disposals during the year	-	-	-	-
At 30 September 2023	1,413,747	772,457	2,781,660	4,967,864
Net book value at 30 September 2023	231,690	15,057	361,060	607,807

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

9 Debtors: amounts falling due within one year

	30 September 2024 €	30 September 2023 €
Fee debtors	5,752,062	5,166,913
Prepayments and VAT recoveries	3,594,441	3,015,665
Other debtors	121,212	86,360
Short term asset on derivatives	113,447	352,810
Amount owed by related companies	3,452,572	3,063,540
Deferred tax	1,180,975	2,514,700
Interest Receivable	461,824	391,665
	<u>14,676,533</u>	<u>14,591,653</u>

The deferred tax asset recorded above includes an impairment charge of €1,008,274 due to a reduction in the forecast of future profitability of the company. The deferred tax asset recognised amount is €1,250,000 (September 2023: €2,576,349) that relates to the recognition of unused tax losses. The net reversal of the deferred tax asset expected to occur in the next reporting period is €436,922 due to the on-going profitability of the company. The Company has a further unrecognised deferred tax asset of €1,008,274 (September 2023: Nil) this has not been recognised due to the level of uncertainty over the timing of its recovery.

The amount owed by the related companies includes a balance relating to services as outlined in the management services agreement. The balance is unsecured and interest free and repayable on demand.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

10 Cash at bank and in hand and current asset investments

	30 September 2024 €	30 September 2023 €
<i>Cash at bank and in hand</i>		
Current accounts	4,926,343	4,411,799
Callable deposits	10,926,807	10,596,167
	15,853,150	15,007,966
<i>Current asset investment</i>	22,983,209	22,200,200
Term deposits with credit institution		
	22,983,209	22,200,200

Callable deposits are repayable on demand. Deposits at credit institutions include term deposits with maturities of less than one year.

11 Creditors: amounts falling due within one year

	30 September 2024 €	30 September 2023 €
Accruals	3,492,103	3,512,942
Corporation tax	168,836	40,123
Trade creditors	916,413	139,011
Short term liability on derivatives	214,980	82,895
Amount owed to parent	821,174	821,593
Amount owed to related companies	388,530	409,530
	6,002,036	5,006,094

Accruals include creditors in relation to PAYE of €335,237 (2023: €340,313), PRSI of €220,056 (2023: €216,706) and other taxes of €62,736 (2023: €64,994).

The amount owed to the parent company is unsecured, interest free and repayable on demand.

The amount owed to the related companies includes a balance relating to services as outlined in the services agreement. The balance is unsecured and interest free and repayable on demand.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

12 Called up share capital

	30 September 2024 €	30 September 2023 €
<i>Authorised</i>		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each		
100,000,000 ordinary shares of EUR €1 each		
<i>Allotted, called up and fully paid</i>		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each	492,338	492,338
62,500,000 ordinary shares of EUR €1 each	62,500,000	62,500,000
	62,992,338	62,992,338

13 Additional paid in capital

	30 September 2024 €	30 September 2023 €
Additional paid in capital	4,050,000	4,050,000
	4,050,000	4,050,000

In connection with €4.05 million of the total amounts received to date by the Company under the terms of the subordinated loan arrangements for the non-interest bearing loans, the Directors noted the resolution made in September 2013 by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited (the "Parent Company") that they would not demand repayment of the loans and that they are repayable solely at the volition of the Company. Accordingly, as these amounts have now been confirmed as non-repayable and do not bear interest or carry any other economic obligation they were re-classified on the statement of financial position from long-term liabilities to capital, in order to better reflect the capital nature of the transactions.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

14 Commitments

Annual commitments under non-cancellable operating leases are as follows:

	30 September 2024		30 September 2023	
	Land and buildings	Other	Land and buildings	Other
	€	€	€	€
Operating leases which expire:				
Within one year	708,891	19,167	708,891	18,480
In the second to fifth years inclusive	614,898	18,480	1,323,789	36,960
Over five years	-	-	-	-
	<u>1,323,789</u>	<u>37,647</u>	<u>2,032,680</u>	<u>55,440</u>

Under an agreement, the Company has undertaken to provide or procure company secretarial and general administration and support services to SMT Trustees (Ireland) Limited and Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited (London Branch) a custody company based in the UK. In return, the Companies have agreed that a fee will be paid for the services provided.

15 Pension costs

	30 September 2024	30 September 2023
	€	€
Pension charge for year	<u>1,280,653</u>	<u>1,130,512</u>
Pension charge payable at end of year	<u>84,284</u>	<u>72,760</u>

The Company operates a defined contribution pension scheme for its executive directors and employees. During the prior year the retirement age was raised from 60 to 65 years of age.

16 Related parties

The Company is a wholly owned subsidiary of Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. whose consolidated financial statements are publicly available. The Company is availing of the exemption under Section 33 of FRS 102 'Related Party Disclosures' to not disclose transactions with other group undertakings which would be eliminated on consolidation in the financial statements of the group.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

17 Ultimate parent company

The Company's immediate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited, a company incorporated in Ireland. The Company's ultimate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust Group Inc., a company incorporated in Japan. The largest group in which the financial statements are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. are available to the public and may be obtained from 1-4-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8233, Japan.

The smallest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited are available to the public and may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

18 Post balance sheet events

On the 1st October 2024, the ultimate parent company Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. changed its name to Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. There were no other post balance sheet events which require amendment to or disclosure in the financial statements.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

19 Financial instruments – Hedge accounting

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2024.

	Buy Euro	Unrealised Gain	Unrealised (Loss)	Total Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar				
\$2,400,000	€2,160,667	€30,262	(€1,571)	€28,691
Sell Japanese Yen				
¥1,180,000,000	€7,485,686	€83,185	(€118,437)	(€35,252)
Sell British Pounds				
£2,900,000	€3,353,170	-	(€94,972)	(€94,972)
		€113,447	(€214,980)	(€101,533)

These cash flow hedges are placed with Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) and will settle quarterly over the period 1 December 2024 – 30 September 2025. Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) provide an fx facility of USD \$200 million to the company. The fair value on the open contracts was calculated using WM Reuters forward fx rates. During the year a gain of €575,088 (2023: gain of €466,236) was reclassified to the income statement, having previously been recorded in the statement of other comprehensive income statement in accordance with the cash flow hedging policy. No collateral exists for any derivative contracts.

	Level 1 €	Level 2 €	Level 3 €	Total €
Assets				
Forward currency contracts		€113,447		€113,447
Total	-	€113,447	-	€113,447
Liabilities				
Forward currency contracts		€214,980		€214,980
Total	-	€214,980	-	€214,980

Unrealised future gains and losses on these forward contracts have been recognised directly in the statement of financial position and the statement of other comprehensive income (page 11), in accordance with the Company's cash flow hedge accounting policy.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

19 Financial instruments – Hedge accounting (continued)

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2023.

	Buy Euro	Unrealised Gain	Unrealised (Loss)	Total Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar				
\$2,400,000	€2,197,941	€1,598	(€45,934)	(€44,336)
Sell Japanese Yen				
¥955,000,000	€6,564,328	€349,889	-	€349,889
Sell British Pounds				
£2,900,000	€3,275,396	€1,323	(€36,961)	(€35,638)
		€352,810	(€82,895)	€269,915

These cash flow hedges were placed with Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) and settled quarterly over the period 1 December 2023 – 30 September 2024. The fair value on the open contracts was calculated using WM Reuters forward fx rates. During the year ended 30 September 2023 a gain of €466,236 (2022: loss of €61,420) was reclassified to the income statement, having previously been recorded in the statement of other comprehensive income statement in accordance with the cash flow hedging policy. No collateral existed for any derivative contracts.

	Level 1 €	Level 2 €	Level 3 €	Total €
Assets				
Forward currency contracts		€352,810		€352,810
Total	-	€352,810	-	€353,810
Liabilities				
Forward currency contracts		€82,895		€82,895
Total	-	€82,895	-	€82,895

Unrealised future gains and losses on these forward contracts have been recognised directly in the statement of financial position and the statement of other comprehensive income (page 11), in accordance with the Company's cash flow hedge accounting policy.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2024 (continued)

20 Guarantee under Irish Companies Act, 2014

Under Section 357 (1) (b) of the Irish Companies Act, 2014 companies registered in Ireland may be exempted from filing their individual accounts provided that their liabilities are irrevocably guaranteed by a Parent Company, which is required to be a registered Company of a Member State of the European Union. The Parent Company must incorporate the results of the subsidiaries into its Group accounts. The results of the Company have been consolidated into the results of the immediate Parent Company and Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited has agreed to irrevocably guarantee the liabilities of the Company as at 30 September 2024, in accordance with Section 357 of the Act.

21 Approval of the financial statements

The financial statements were approved by the board of directors on 29 January 2025.

[前へ](#)

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝162.17円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#)[次へ](#)

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

財政状態計算書

中間未監査財務諸表

2025年 3月31日現在

	2025年 3 月31日現在		2024年 9 月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産：				
無形資産	9,507,529	1,541,836	8,063,856	1,307,716
有形固定資産	268,712	43,577	339,772	55,101
	9,776,241	1,585,413	8,403,629	1,362,817
流動資産：				
債権および前払金	8,226,310	1,334,061	9,467,715	1,535,379
債権 - 会社間勘定	3,730,839	605,030	3,452,572	559,904
繰延税金資産	846,093	137,211	1,180,975	191,519
未収利息	415,166	67,327	461,824	74,894
デリバティブに係る短期資産	78,434	12,720	113,447	18,398
現金および預金	40,472,503	6,563,426	38,836,359	6,298,092
	53,769,344	8,719,775	53,512,892	8,678,186
債務：				
1 年以内支払期限到来金額	(3,730,213)	(604,929)	(4,408,516)	(714,929)
法人税	(18,836)	(3,055)	(168,836)	(27,380)
債務 - 会社間勘定	(1,202,204)	(194,961)	(1,209,704)	(196,178)
デリバティブに係る短期負債	(131,943)	(21,397)	(214,980)	(34,863)
純資産	58,462,390	9,480,846	55,914,485	9,067,652
資本金および準備金				
払込請求済株式資本	62,992,338	10,215,467	62,992,338	10,215,467
規制上の自己資本	4,050,000	656,789	4,050,000	656,789
キャッシュ・フロー・ヘッジ 準備金	(64,665)	(10,487)	(112,689)	(18,275)
期首損益勘定	(11,015,164)	(1,786,329)	(13,271,226)	(2,152,195)
当期損益勘定	2,499,880	405,406	2,256,062	365,866
	58,462,390	9,480,846	55,914,485	9,067,652
	高野裕之	ピーター・キャラハン		
	取締役	取締役		
	2025年 5 月26日	2025年 5 月26日		

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

損益計算書

中間未監査財務諸表

2025年3月31日に終了した6か月間

	2025年3月31日 に終了した6か月間		2024年9月30日 に終了した12か月間	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
営業収益	21,469,116	3,481,647	40,556,166	6,576,993
受取利息	536,982	87,082	1,186,138	192,356
収益合計	22,006,098	3,568,729	41,742,304	6,769,349
費用				
管理事務費	(19,171,336)	(3,109,016)	(37,897,411)	(6,145,823)
税引前経常(損)益	2,834,762	459,713	3,844,893	623,526
経常利益に係る税金	0	0	(208,675)	(33,841)
繰延税金資産の償却	(334,882)	(54,308)	(1,380,156)	(223,820)
当期留保(損)益	2,499,880	405,406	2,256,062	365,866
	高野裕之		ピーター・キャラハン	
	取締役		取締役	
	2025年5月26日		2025年5月26日	

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

管理会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社または販売会社またはそれらに關係する者によるポートフォリオ資産の取引は下記の場合を除き禁じられている。

ダイワ外貨MMFは、(a)管理会社、(b)その關係法人、(c)管理会社もしくはその關係法人の取締役、または(d)これらの主要株主(自己または他人名義(ノミニー名義を含む。))であるかを問わず、自己の勘定においてこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券の売買もしくは貸付けまたは金銭の貸借を行ってはならない。ただし、当該取引が対等の立場で交渉される通常の取引条件で行われると同様になされ、かつ、國際的に承認された証券市場または國際的に承認された金融市場における、その時々、()公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または()適正な価格もしくは実勢利率により行われる場合はこの限りでない。

下記、(a)、(b)または(c)に従って行われる取引も行うことができる。

(a) 受託会社（または受託会社が関わる取引の場合は、管理会社）により、資格を有する独立の第三者とみなされる者が、取引の行われる価格が正当であることを証明する場合。

(b) 取引が、組織化された投資証券の取引所において、当該取引所の規制の下で最良の条件で実行される場合。

(c) 上記(a)または(b)に定める条件が現実的でない場合には、受託会社（または受託会社が関わる取引の場合は、管理会社）が承認する条件にて、(a)の原則を遵守して、取引が実行される場合。

この点について、ポートフォリオは、所定の投資方針および投資制限の範囲内で、かつ上記の規定に従い、管理会社の関連法人が発行した債務証券に投資するか、またはかかる関連法人に資金を預託することができるよう企図されている。

投資運用会社または投資運用会社の関連法人は、ダイワ外貨MMFの資産が通常の状況より流動性に欠けるとみなす場合、ダイワ外貨MMFの組入資産からかかる資産を購入する。当該取引はいずれも、上記規定およびアイルランド中央銀行の要件に従い遂行される。

利益相反

管理会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社または販売会社またはそれらの關係会社、役員および株主（「關係者」と総称する。）は、場合によりダイワ外貨MMFおよびいずれかのポートフォリオの管理・運営との利益相反關係を惹起するその他の投資および職業的活動に関与し、または関与しうる。これは他のファンドの管理・運営、証券売買、投資および運営の助言、仲買業務およびいずれかのポートフォリオが投資する会社を含む他の会社またはファンドの取締役、役員、顧問または代理人として業務を行うことが含まれる。特に、投資運用会社および投資顧問会社がダイワ外貨MMFまたはいずれかのポートフォリオと同様または重複する投資対象を持つ他の投資信託への助言に関与しうるということが予想される。各關係者はかかる関与によって各々の義務の履行が損われることがないように確保する。管理会社の取締役は、利益相反が生じた場合、正当にかつ受益者の利益のために解決されるよう努力する。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

信託証書の規定およびアイルランド中央銀行の承認に従って、管理会社は、信託証書に基づく権利および義務を、その目的のために、アイルランド中央銀行によって承認された別のアイルランドの会社に更改および譲渡することができる。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続する。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は9月30日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、()アイルランド高等法院の命令により、または()株主総会の特別決議によって解散される。

第２ 【その他の関係法人の概況】

１ 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）投資運用会社

名称	ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド (Daiwa Asset Management (Europe) Limited)
資本金の額	2025年３月末日現在、50万英ポンド(約9,555万円)
事業の内容	ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドは、英国の法律に基づき、大和アセットマネジメント株式会社の子会社として1987年３月10日に設立された会社である。2025年３月末現在、投資運用会社は3,068,275,748英ポンド(約5,863億円)の投資信託の管理および投資運用業務を提供している。

（２）投資顧問会社

名称	大和アセットマネジメント株式会社
資本金の額	2025年４月１日現在、414億2,454万円
事業の内容	投資顧問会社は、日本における投資信託の管理および機関投資家に対する投資顧問業務およびファンド管理業務を提供する専門業者である。投資顧問会社は、2025年４月末日現在において31兆2,781億円の運用資産を管理している。

（３）受託会社

名称	エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)
資本金の額	2025年４月末日現在、2.50ユーロ(約405円)および12万英ポンド(約2,293万円)
事業の内容	エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド(登記上の住所：アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック５)は、1993年１月14日、アイルランドの法律に基づき設立された有限責任会社である。最終的親会社は東京証券取引所に上場している日本の会社である三井住友トラストグループ株式会社である。受託会社は、1995年投資仲介業者法に基づき、投資対象の安全保管および管理を含む保管業務事業を行う者として、アイルランド中央銀行による認可を受けた。

(4) 副保管会社

名称	三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited, London Branch)
資本金の額	三井住友信託銀行株式会社の資本金の額は、2024年3月末日現在、3,420億円である。
事業の内容	副保管会社は、有限責任会社として日本で設立され、東京法務局に登録番号0100-01-146005で登記されている会社であり、イングランドおよびウェールズの会社登記所に支店番号BR000405で登録され、1974年9月23日に開設された英国支店を通じて行動している。 三井住友信託銀行株式会社は日本の銀行法に基づいて信託および銀行事業を行う認可を受けた日本の銀行であり、その最終持株会社は、東京証券取引所に上場している日本企業である三井住友トラストグループ株式会社である。三井住友信託銀行株式会社は、日本の金融庁の認可および規制を受けている。副保管会社は三井住友信託銀行ロンドン支店であり、健全性監督機構の認可を受け、金融行為規制機構の規制および健全性監督機構の限定的な規制を受けている。副保管会社は金融行為規制機構により、英国で保管業務を行う認可を受けている。

(5) 代行協会員 日本における販売会社

名称	大和証券株式会社
資本金の額	2025年4月1日現在、1,000億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の100%子会社であり、外国投資信託について日本における代行協会員業務および販売・買戻しの取扱いを行っている他、内国投資信託について大和アセットマネジメント株式会社およびその他の投資信託委託業務を行う投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、受益証券の販売・買戻しの取扱いを行なっている。

(6) 日本における販売会社

名称	内藤証券株式会社
資本金の額	2025年4月末日現在、30億248万円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者および第二種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他関連する業務を行っている。

(7) 日本における販売会社

名称	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
資本金の額	2025年4月1日現在、405億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

(8) 日本における販売会社

名称	SMBC日興証券株式会社
資本金の額	2025年3月31日現在、1,350億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

(9) 日本における販売会社

名称	ひろぎん証券株式会社
資本金の額	2025年4月末日現在、50億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

(10) 日本における販売会社

名称	あかつき証券株式会社
資本金の額	2025年4月末日現在、30億6,700万円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

(11) 日本における販売会社

名称	リテラ・クレア証券株式会社
資本金の額	2025年4月末日現在、37億94百万円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2 【関係業務の概要】

(1) 投資運用会社

投資運用会社として管理会社に対してダイワ外貨MMFに関する投資運用業務を提供する。投資運用契約が管理会社と投資運用会社の間で2004年7月30日付で締結され、かかる契約に基づいて、投資運用会社は、管理会社に対する投資運用会社に任命されている。かかる契約は、当事者による90日以上前の事前の通知によって終了させることができる。

(2) 投資顧問会社

投資運用会社および投資顧問会社間で投資顧問会社契約が2004年7月30日付で締結され、これに基づき後者が、投資運用会社に対してポートフォリオの適切な投資に関して一般的な投資助言および調査業務を提供する投資顧問会社として任命された。

(3) 受託会社

受託会社の主たる業務は、集団投資スキームに関する信託、受託および保管サービスの提供である。受託会社は、信託証書の条項に従い、受託会社またはその代理人が受領したダイワ外貨MMFのすべての資産を安全に保管する責任を負う。

(4) 副保管会社

副保管会社の業務は、ポートフォリオの資産の副保管業務を行うことである。

(5) 代行協会員 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、代行協会員としての業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

(6) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

(7) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

(8) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

(9) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

(10) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

(11) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

3 【資本関係】

管理会社、受託会社および副保管会社の最終的親会社は三井住友トラストグループ株式会社である。

第3 【投資信託制度の概要】

1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット連動ファンドが支配的であった。ユニット連動投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

UCITS規則（下記に定義する。）および1989年金融法（同法は、UCITS規則に基づき設立されたアイルランドの登録ユニット・トラストおよびファンドの税法上の取扱いを変更した。）の施行後、UCITS規則に基づき、ユニット・トラストの設定、固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託、アイルランド集団資産運用ピークル（以下「ICAV」という。）および一般契約型投資信託（以下「CCF」という。）の設立が認められている。

2. アイルランドの投資信託の形態

1989年6月1日までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法（1990年ユニット・トラスト法により代替された。）に定められていた。1989年6月1日に、1989年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令1989年第78号）（以下「1989年規則」という。）が、ヨーロッパ共同体理事会（以下「EC」という。）の1985年12月20日付通達（85/611 EEC）（以下「1985年通達」という。）を履行するため、施行された。1985年通達の改正は、2002年2月13日に発効した。同日、欧州通達（2001/107/EC）（以下「管理会社通達」という。）および（2001/108/EC）（以下「商品通達」という。）（以下「UCITS通達」と総称する。）が発効した。2003年5月29日に、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2003年第211号）（以下「UCITS規則」という。）が、1989年規則と差し替えられた。2011年7月1日、2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2011年第352号）が、現行のアイルランドUCITS規則を1つの第二次法に統合することにより発効した（以下「UCITS IV規則」と総称する。）。UCITS V通達（通達2014/91/EU）をアイルランド法に置き換える規則が2016年3月21日に発効した。同規則の名称は、2016年欧州連合（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）（改正）規則（以下「UCITS V規則」という。）である。UCITSファンドはアイルランドにおいては、2019年アイルランド中央銀行（監督および執行）2013年法（第48条(1)）（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則の規制も受けている。2013年7月22日より、オルタナティブ投資ファンドと呼ばれる投資信託が、アイルランドにおいて設立可能となる。欧州連合のオルタナティブ投資ファンド運用指令（2011/61/EU）（以下「AIFMD」という。）は、オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）に関して適用される規則を定めている。AIFMDは、UCITSを除くすべての投資信託をその適用範囲に含む。2015年3月12日に発効した2015年アイルランド集団資産運用ピークル法（改正済）（以下「ICAV法」という。）により、「ICAV」と称する、投資ファンドのために特別に設計された、法人型の新たな形態が構築された。ICAVは、UCITSおよびAIFとしてアイルランド中央銀行により規制され得る。

アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、上記のアイルランド規則および／またはその設立準拠法規によって分類される。

- 1) ユニット・トラスト、固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託、CCFおよびICAVとしての構造を持ち得る、UCITS IV規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）
- 2) ユニット・トラスト、固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託、CCFおよびICAVとしての構造を持ち得るAIF
- 3) 欧州長期投資ファンド（以下「ELTIF」という。）は、AIFの一種である。2024年に改正法が施行されたことにより、いくつかの既存の規制上の障害が取り除かれたことから、このファンド商品は、より活発になっている。ELTIFは、一定の要件に従うことを条件として、個人投資家に対しても販売することができる。ELTIFは、ユニット・トラスト、ICAV、アイルランドの公開有限責任会社、CCFまたはILP（下記に定義する。）としての構造を持ち得る。
- 4) 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト
- 5) 1994年有限責任組合理型投資信託法（2020年有限責任組合理型投資信託（改正）法による改正を含む。）の下に認可される有限責任組合理型投資信託（以下「ILP」という。）
- 6) 2014年会社法パート24により認可される会社型投資信託
- 7) 2005年投資信託、投資会社およびその他規定法（以下「2005年法」という。）により設定されるCCF UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国（以下「EU加盟国」という。）内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、UCITS IV規則が立法化されている範囲内で、かつ同国での販売に関する諸規則に従い、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

UCITS IV規則第4条(3)は、UCITSを以下のように定義しているが、同条(9)に列挙するものは例外としている。

- (a) 公衆から調達した投資元本を以下の一方または両方に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、ならびに
 - (i) 譲渡性のある証券
 - (ii) 規則第68条に記載される、その他の流動性のある金融資産
- (b) 受益証券が、保有者の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻されるかまたは償還される投資信託

UCITS IV規則第3条(1)はさらに、以下のとおり定める。

「譲渡性のある証券」とは、規則第69条(2)(a)に記載される技法および手段を除き以下をいう。

- 企業の株式および企業の株式に相当し、かつこれらに適用される一定の基準を満たすその他の証券（以下「株式」という。）
- 債券およびその他の形態の証券化債務（以下「債務証券」という。）
- 買付けまたは交換により当該譲渡性のある証券を取得する権利を伴うその他の流通証券

「短期金融商品」とは、通常短期金融市場で取引されるもので、流動性がありいつでもその価格が正確に決定され得る証券をいう。

UCITS IV規則第4条(9)は、同条(3)の定義に該当するが、UCITS IV規則の下でUCITSたる適格性を有しない以下の投資信託を列挙している。

- (a) 子会社である媒体を通じて、資産の全部または大部分が譲渡性のある証券以外に投資される会社型投資信託
- (b) クローズド・エンド型の投資信託
- (c) ヨーロッパ共同体またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達する投資信託
- (d) ファンド規則または当該会社型投資信託の設立書類に基づき第三国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうる投資信託

アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

- (i) ユニット・トラスト（Unit Trusts）
- (ii) 変動資本型会社として登録されている固定資本を有する会社型投資信託
- (iii) 変動資本型会社として登録され、定款で以下の事項を定めている変動資本を有する会社型投資信託
 - ・ 当該会社型投資信託の払込済資本金の金額は、いかなる場合においても当該会社型投資信託の純資産価額に等しいこと。
 - ・ 当該会社型投資信託の株式には額面金額がないこと。
- (iv) CCF
- (v) ICAV:
- (vi) ILP
- (vii)（ユニット・トラスト、ICAV、アイルランドの公開有限責任会社、CCFまたはILPとしての構造を持つ）ELTIF

UCITSはユニット・トラスト、会社型投資信託、CCFまたはICAVとして設定しうる。UCITSのユニット・トラストおよびUCITSのCCFは、アイルランド規則に従い、アイルランドのUCITSの会社型投資信託は、アイルランド規則および2014年アイルランド会社法（以下「会社法」という。）に従う。UCITSのICAVは、ICAV法に従う。

AIFのユニット・トラストは、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行したAIFルールブックに従って設定することができ、AIFのCCFは、2005年法に従って設定することができる。UCITS以外の会社型投資信託は、会社法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行したAIFルールブックに基づいてアイルランドで設定される。ILPは、1994年有限責任組合型投資信託法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発した通達に基づいてアイルランドで設定される。AIFのICAVは、ICAV法に従って設定することができる。

- (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法（改正済）に定められている。

- (2) UCITSおよびAIFの認可されたユニット・トラスト、UCITSおよびAIFの認可されたCCFおよびAIFの認可されたILPは、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である持分権者／受益者がいない場合およびこれに関して各持分権者／受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法にはアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない持分権者／受益者が、ある一定の条件では非居住の宣言を行う必要なしに投資信託に投資することを可能にする規定が含まれる。そのため当該投資信託は、当該持分権者／受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確認し、この点についてアイルランド税務当局（歳入委員会）よりの承認を受けるようにする、「代替手続き」を行う義務がある。
- (3) 認可されたUCITSの会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である株主／受益者がいない場合およびこれに関して各株主／受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法の変更については前項を参照のこと。
- (4) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則第121条に従って認可されたUCITSユニット・トラスト、UCITS会社型投資信託およびUCITSのCCFを監督する。1990年ユニット・トラスト法の下で登録されたユニット・トラスト、会社法に基づく変動資本を有する会社型投資信託、1994年有限責任組合型投資信託法に基づくILP、2005年法に基づくAIFのCCFおよびAIFMDに基づき（かつAIFルールブックに記載されている）オルタナティブ投資ファンドについてはアイルランド中央銀行が規制している。

3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、共有資産（以下「ファンド」という。）、管理会社および受託会社の3要素から成り立っている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する受益者の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、UCITSのユニット・トラストの場合はアイルランド規則に従い、またAIFのユニット・トラストの場合は1990年ユニット・トラスト法に従い、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、衡平法上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。

(2) 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、UCITSのユニット・トラストの場合にはUCITS IV規則第104条の規定に従い、買戻請求が停止される。

信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

(3) UCITSのユニット・トラストに関する諸規則

UCITS IV規則第8条(1)により、一定の要件およびアイルランド中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書に従って執行すること。
- (b) UCITSのユニット・トラストの受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1か月に二度は計算されること。
- (c) 信託証書には以下の事項が記載されていなければならない。
 - (i) ファンドの名称および存続期間、管理会社および受託会社の名称
 - (ii) 提案されている特定の目的に従った投資方針
 - (iii) 分配方針
 - (iv) 管理報酬およびファンドに請求すべきその他の諸経費ならびにこれらの計算方法
 - (v) 公告に関する規定
 - (vi) ファンドの会計年度
 - (vii) 信託証書変更手続
 - (viii) 受益証券発行手続
 - (ix) 受益証券買戻しの手続、買戻しの条件および買戻しの停止条件

(4) 投資制限（UCITSの投資制限）

ユニット・トラストに適用される投資制限に関しては、UCITSのユニット・トラストに適用される制限とAIFのユニット・トラストに適用される制限に区別される。

許可されている投資

(1) UCITSの投資対象は、以下の一または複数のみにより構成されるものとする。

- (a) MIFID規則第3条(1)に定められる意味の範囲内の規制された市場で認められまたは取引される譲渡性のある証券および短期金融商品
- (b) EU加盟国の定期的に取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引される譲渡性のある証券および短期金融商品

- (c) 第三国の証券取引所への公式の上場が認められているか、または第三国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引される譲渡性のある証券および短期金融商品。ただし、証券取引所または株式市場の選択は、管轄当局によって承認されているかまたは法律、ファンド規則または会社型投資信託の設立書類に規定されているものとする。
- (d) 最近発行された譲渡性のある証券。ただし、
- (i) 証券取引所への上場申請の約定または、定期的取引が行なわれ、公認かつ公開の他の規定された市場での取引の申請の約定が発行要項の中に含まれているものとする（ただし、証券取引所または市場の選択は、管轄当局によって承認されているかまたは法律、ファンド規則または会社型投資信託の設立書類に規定されているものとする。）。
 - (ii) 発行から1年以内に確実に(i)に記載される許可を得るものとする。
- (e) EU加盟国で設定されると否とに関わらず通達に従い認可されたUCITSまたは規則第4条(3)に該当するその他の投資信託の受益証券。ただし、
- (i) かかる他の投資信託は、共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド中央銀行が認める監督に服すべき旨および当局間の協力が十分に確保されるべき旨を定める法律に基づき認可されているものとし、
 - (ii) 他の投資信託の受益者の保護レベルがUCITSの受益者について規定されたものと同等であること、ならびに特に資産分離、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達の要件と等しいものとし、
 - (iii) 他の投資信託の事業が、報告期間の資産および債務、収益および営業の評価を可能とするため半期報告書および年次報告書に報告されているものとし、
 - (iv) 取得が想定されるUCITSまたはその他の投資信託の資産の合計で10%を超えて、その信託証書、設立証書または定款に基づき、当該UCITSまたはその他の投資信託の受益証券に投資してはならないものとする。
- (f) 要求に基づき払い戻され得るかまたは引き出す権利を付した、満期まで12か月以下の金融機関への預金（ただし、当該金融機関はEU加盟国に登録上の事務所を置いているものとし、または当該金融機関が第三国に登録上の事務所を置いている場合には当該金融機関は共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド中央銀行が認める慎重な規則に服するものとする。）
- (g) 上記(a)、(b)または(c)に記載された規制された市場で取引されている現金決済証券に相当するものを含む金融派生商品ならびに / またはOTC派生商品の形で取引される金融派生商品。ただし、
- (i) 派生商品の裏付け商品は、本項に記載される商品、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨により構成され、UCITSはこれらに対し、UCITSの信託証書、設立証書または定款に記載される投資目的に従い投資することができるものとし、
 - (ii) OTC派生商品取引の相手方は慎重な監督に服する機関であり、アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するものとし、

- (iii) OTC派生商品は毎日、確実かつ実証し得る評価が行われ、UCITSが自発的にいつでもその公正価額で相殺取引により売却、清算または終了することが可能なものとする。
- (h) 規制された市場で取引されるものを除く、短期金融商品（当該証券の発行または発行体自体が投資家保護および貯蓄を目的に規制されている場合。ただし、当該証券は
 - (i) EU加盟国の中央政府、地方政府もしくは地方公共団体もしくは中央銀行、欧州中央銀行、ヨーロッパ共同体もしくは欧州投資銀行、第三国または連邦国家の場合には連邦を構成する一メンバー、または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行または保証されているものとし、
 - (ii) その証券が上記(a)、(b)または(c)に記載された規制された市場で取引されている企業により発行されているものとし、
 - (iii) 共同体法の定めた基準に従い慎重な監督に服する機関または共同体法の定めたものと少なくとも同程度に厳重であるとアイルランド中央銀行の認める慎重な規則に従いこれを遵守する機関により発行または保証されているものとし、または
 - (iv) アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するその他の団体により発行されているものとする

が、当該証券への投資は、上記(i)、(ii)または(iii)に規定されたものに相当する投資家保護に従っており、かつ発行体は、その資本金および準備金が最低1,000万ユーロであるとともに特定の種類の会社の年次財務書類に関する条約第54条(3)(g)に基づく1978年7月25日付第4理事会通達（78/660/EEC）によりその年次決算書を提出および公開している会社であるか、またはグループ企業内に一もしくは複数の上場企業を含み、グループの金融業務に専念している法主体であるか、または銀行の流動性枠から利益を得る証券化手法の金融業務に専念している法主体であるものとする。）

- (2) UCITSは付随的に流動資産を保有することができるが、
 - (a) (1)項に記載されるものを除き、その資産の10%超を譲渡性のある証券または短期金融商品に投資してはならない。
 - (b) 貴金属または貴金属を表象する証書を取得してはならない。
- (3) 会社型投資信託は、その業務の直接的な遂行のために必須の動産または不動産を取得することができる。

リスク管理

- (1) (a) 管理会社または会社型投資信託は、いつでもUCITSのポジション・リスクおよび当該リスクがUCITSの資産ポートフォリオのリスク内容全体に寄与する要因を常に監視および測定することを可能とするリスク管理手法を用いるものとする。
- (b) 管理会社または会社型投資信託は、OTC派生商品の価格を正確かつ独自に査定する手法を用いるものとする。
- (c) 管理会社または会社型投資信託は、アイルランド中央銀行に対し定期的に、またアイルランド中央銀行が当該目的のために指定する特定要件に従い、派生商品の種類、潜在的风险、数量制限および各運用中のUCITSに関する派生商品取引に伴うリスクを予測するため選択される方法を通知しなければならない。

- (2) (a) UCITSは、（一般的にまたは特定のUCITSについて）UCITS IV規則の目的においてアイルランド中央銀行が定める条件または要件に基づきかつこれらに従い、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段はポートフォリオの効率的運用の目的で使用される場合に限る。かかる運用が派生商品の利用に係る場合、本条件および要件はUCITS IV規則に準拠しなければならない。
- (b) かかる運用は、いかなる場合においても、UCITSをしてその信託証書、設立証書、基本定款および通常定款または目論見書に規定された投資目的から乖離させてはならない。
- (3) 譲渡性のある証券または短期金融商品に関連し、かつ、効率的なポートフォリオ運用のために用いられる技法および手段に関する(2)(a)における記載は、以下の基準を満たしている技法および手法に関する記載として解釈されるものとする。
- (a) 当該技法および手段は、費用対効果の高い方法で実現されるという点で経済的に適切であること。
- (b) 当該技法および手段は、以下の一または複数の特定の目的のために実行されること。
- (i) リスクの軽減
- (ii) 経費の削減
- (iii) UCITSのリスク内容および規則第70条および第71条に定められるリスク分散規則と一致するリスク・レベルでUCITSの追加の資本および収益を生み出すこと。
- (c) 当該技法および手段に伴うリスクは、UCITSのリスク管理プロセスによって適切に把握されること。
- (4) (a) UCITSは、派生商品に関する包括的リスク・エクスポージャーがそのポートフォリオの純資産総額を超えないよう確保しなければならない。
- (b) UCITSは、その投資方針の一環として、また規則第70条(6)に規定される制限の範囲内で、金融派生商品に対象資産のエクスポージャーが、総額で規則第70条に規定される投資制限を超えないことを条件として投資することができる。UCITSが指数を基礎とした金融派生商品に投資する場合、かかる投資は規則第70条に規定される制限と合算する必要はない。
- (c) 譲渡性のある証券または短期金融商品に組込派生商品が含まれる場合、UCITS IV規則の要件を遵守する際に当該派生商品を考慮するものとする。
- (5) (a) 派生商品を組み込んでいる譲渡性のある証券または短期金融商品は、付属書類3に定められる譲渡性のある証券または短期金融商品の基準を満たし、かつ、以下の基準を満たす構成を含む金融商品に関する記載として解釈されるものとする。
- (i) 当該構成によって、主契約として機能する譲渡性のある証券または短期金融商品により別途必要とされるキャッシュ・フローの一部または全部が特定の金利、金融商品価格、外国為替相場、価格もしくはレートの指数、信用格付もしくは信用指数またはその他の変数に応じて変更でき、従って、独立した派生商品と類似の方法で変動すること。

- (ii) 当該構成の経済特性およびリスクは、主契約の経済特性およびリスクと密接な関連はないこと。
 - (iii) 当該構成は、譲渡性のある証券または短期金融商品のリスク内容および価格決定に重大な影響を及ぼすものであること。
 - (b) 譲渡性のある証券または短期金融商品は、派生商品が当該譲渡性のある証券または短期金融商品とは別に契約上譲渡可能な構成要素を含む場合、当該派生商品を組み込んでいるとはみなされないものとする。かかる構成要素は、別個の金融商品とみなされるものとする。
- (6) (2)項において、エクスポージャーは、裏付資産の時価、取引相手方リスク、将来の市場変動および持高清算の時期を考慮して計算される。
- (7) 付属書類 9 に規定される要件は、
- (a) UCITS IV規則上、効力を有するものとする。
 - (b) 管理会社への適用に加え、UCITS IV規則に従い管理会社を指名していない会社型投資信託にも適用されるものとする。
- (8) 付属書類 9 における管理会社に関する記載は、(7)(b)において、それぞれ会社型投資信託に関する記載を含むと解釈されるものとする。

報酬方針

- (1) 管理会社は、以下の報酬方針および報酬慣行を確立し、適用する。
- (a) 堅実かつ効率的なリスク管理と合致し、当該リスク管理を推進し、
 - (b) 管理会社が運用するUCITSのリスク特性、規則または設立証書と合致しないリスクの引受けを助長せず、かつ、
 - (c) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために行う管理会社の義務の遵守を損なわない報酬方針および報酬慣行。
- (2) (1)項において言及される報酬方針および報酬慣行は、給与および任意の年金給付に係る固定要素および変動要素を含むものとする。
- (3) (1)項において言及される報酬方針および報酬慣行は、その専門的な活動が管理会社または管理会社が運用するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼすスタッフの分類（上級管理職、リスクテイク、管理部門の人員ならびに上級管理職およびリスクテイクの報酬区分に該当する総報酬額を受領する従業員を含む。）に適用されるものとする。

一つの発行体の証券への投資

- (1) (a) UCITSは、その資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することができない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資し、保有する特定の発行体の譲渡性のある証券または短期金融商品の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。本制限は、金融機関への預金および金融機関を相手方とするOTC派生商品取引には適用されない。
- (b) UCITSは、その資産の20%を超えて同一機関における預金に投資してはならない。

- (c) OTC派生商品取引におけるUCITSの取引相手方のリスク・エクスポージャーは、以下を超えてはならない。
- (i) 取引相手方が規則第68条(1)(f)に規定される金融機関の場合、その資産の10%
 - (ii) その他の場合、その資産の5%
- (2) (1)項(a)、(b)および(c)に関わらず、UCITSは、その資産の20%を超えて、同一機関により発行されるかまたは同一機関を相手方とする以下の二つ以上を合算することはできない。
- (a) 譲渡性のある証券または短期金融商品への投資
 - (b) 預金
 - (c) OTC派生商品取引から発生するエクスポージャー
- (3) (a) (1)項(a)および(2)項に関わらず、UCITSはその資産の25%を限度に、EU加盟国に登記上の事務所を置き、法律に基づき債券の所持者を保護するための特別な公的監督に従っている金融機関の発行する債券に投資することができる。特に、かかる債券の発行から得た額は、法律に従い、債券の全有効期間を通じ、債券に付帯する請求権に応じることができる資産で、発行体の不履行の場合に元本の払戻しおよび経過利息の支払いに優先的に用いられることになる資産に投資されなければならない。
- (b) UCITSがその資産の5%超を(a)に記載される同一の発行体の債券に投資する場合、かかる投資の総額はUCITSの資産総額の80%を超えてはならない。
- (c) アイルランド中央銀行は、国で有効な(a)に定められる法律および監督上の取決めに従い、(a)の要件に応じて債券を発行することを授權された発行体のリストを欧州証券市場監督局（以下「ESMA」という。）および委員会に送付する。提供される保証の地位を明記する通知が、かかるリストに添付される。
- (4) (1)項(a)および(2)項に関わらず、UCITSは、その資産の35%を限度に、EU加盟国、EU加盟国の地方機関、第三国または1か国以上のEU加盟国が加盟している公的国際機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することができる。
- (5) (3)項および(4)項に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(1)項(a)に記載される40%制限の適用の際には考慮してはならない。
- (6) (1)項ないし(4)項の制限は合計してはならず、このため、以下すなわち、(1)項ないし(4)項に従い実行される以下の内の複数に対する投資から発生する同一発行体に対するエクスポージャーは、いかなる状況においてもUCITSの資産の合計35%を超えてはならない。
- (a) 譲渡性のある証券
 - (b) 短期金融商品
 - (c) 預金
 - (d) 派生商品取引
- (7) 通達（83/349/EEC）に従い定義されるところによるかまたは公認国際会計規則に従った連結決算のため同一グループに含まれる企業は、UCITS IV規則に規定される制限の計算上、同一発行体と見なされるものとする。
- かかる場合、UCITSは、その資産の20%を限度に、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融商品への投資を組み合わせることがあるが、かかる投資はUCITS IV規則に明記されたその他の制限に従うものとする。

インデックス・ファンド

- (1) (a) 規則第74条に規定された制限を害することなく、信託証書、設立証書または定款に基づきUCITSの投資方針が、下記を基準としてアイルランド中央銀行により認められる一定の株式または債務証券の指数の構成を複製することを目指す場合、規則第70条(1)(a)の制限は、同一発行体の株式もしくは債務証券またはこれらの両方への投資について20%まで引き上げられる。
- (i) 指数の構成が十分に分散されており、本項および(2)項に定められるリスク分散規則に準拠する指数に関する記載として理解されること。
- (ii) 指数が、関係市場について適切なベンチマークを表わしており、一般的に関係市場の主要な発行体を排除することにはならないと認められた方法を提供会社が用いている指数の記載として理解されること。
- (iii) 指数が適当な方法で公開され、以下の基準を満たす指数に関する記載として理解されること。
- (I) 指数が一般に公開されていること。
- (II) 指数の提供会社がUCITSを模写する指数から独立していること。
- (b) (a)(iii)(I)は、指数の提供会社およびUCITSが同一の経済グループの一員を構成することを妨げるものではない。ただし、利益相反の管理について有効な取決めを行うことを条件とする。
- (2) アイルランド中央銀行は、特に一定の譲渡性のある証券または短期金融商品の構成比率が高い規制された市場における例外的な市況から正当であると証明される場合、規制第70条(1)(a)に規定された制限を最大35%まで引き上げることができる。かかる制限までの投資は、同一発行体についてのみ認められる。
- (3) (1)項における株価指数または債務証券指数の構成の複製に関する記載は、当該指数の対象資産の構成の複製として理解されるものとする（派生商品または規則第69条(2)に記載されるその他の技法および手法の利用を含む。）。

国等により発行または保証される証券

- (1) 受益者が規則第70条に規定された制限を遵守するUCITSの受益者の受けるものと同等の保護を受けていることをアイルランド中央銀行が納得している場合、アイルランド中央銀行は、リスク分散原則に従い、その資産の100%を限度に、EU加盟国、その地方公共団体、第三国または一もしくは複数のEU加盟国が加入する公的国際機関により発行されたかまたは保証されている異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することをUCITSに授権することができる。
- (2) かかる場合、UCITSは、
- (a) 少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならず、かつ同一銘柄の証券がその資産総額の30%を超えてはならず、また
- (b) ファンドの資産の35%を超える投資を予定する証券については、これを発行または保証する国、地方公共団体または公的国際機関の名称をUCITSの信託証書、設立証書または定款に明記しなければならず、また

- (c) アイルランド中央銀行の認可に注意を喚起し、当該UCITSがその資産の35%を超えて投資する予定であるかすでに投資した有価証券に係る国、地方公共団体または公的国際機関を表示する明白な記述を目論見書およびマーケティング・コミュニケーションに含まなければならない。

UCITSおよびその他の投資信託への投資

- (1) UCITSは、以下の一方またはその両方の受益証券を取得することができるが、その資産の20%を超えて、単一のUCITSまたは他の投資信託の受益証券に投資してはならない。
- (a) その他のUCITS
- (b) 規則第68条(1)(e)に規定されるその他の集合的投資。投資対象であるUCITSまたはその他の投資信託がアンブレラ・ファンドとして設定される場合、アンブレラ・ファンドの各サブ・ファンドは、アイルランド中央銀行により課せられる条件に従い、本制限を適用する目的のために、別個のUCITSまたは別個の投資信託であるものとしてみなされることがある。
- (2) UCITSによるUCITS以外の投資信託の受益証券に対する投資は、総額で、UCITSの資産の30%を超えてはならない。
- (3) UCITSがUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の受益証券を取得した場合、かかる裏付のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の資産は、規則第70条に規定された制限について、合計する必要はないものとする。
- (4) UCITSが他のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の受益証券に投資する場合で、かかるUCITSおよびその他のUCITSまたは投資信託が、直接または委任により、同一の管理会社によるかまたは管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な所有関係にある他の会社により管理されている場合、かかる管理会社または他の会社は、当該他のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方（場合による。）の受益証券に対するUCITSの投資については申込手数料または買戻し手数料を請求しないものとする。
- (5) その資産の相当部分を他のUCITSもしくは投資信託またはこれらの両方に投資するUCITSは、その目論見書において、UCITSそれ自体に対し、および自ら投資を予定する他のUCITSもしくは投資信託またはこれらの両方（場合による。）に対し請求され得る運用報酬の最大限度額を開示しなければならない。UCITSの年次報告書では、UCITS自らに対し、および自ら投資するUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方に対し請求される運用報酬の最大比率を表示しなければならない。
- (6) アンブレラ・ファンドは、規則第67条およびアイルランド中央銀行により課せられる条件に従い、当該アンブレラ・ファンド内で、あるサブ・ファンドの受益証券を別のサブ・ファンドのために取得することができる。

UCITSによる金銭の借入れ

- (1) (2)項および(3)項に従い、以下のものはいずれも金銭を借り入れることはできない。
- (a) 会社型投資信託
- (b) 管理会社およびユニット・トラストのために行為する受託会社およびCCFのために行為する管理会社

(2) UCITSは、「バック・ツー・バック」ローンにより外国通貨を取得することができる。

(3) UCITSは、

(a) 会社型投資信託の場合はUCITSの資産の10%を限度として、またはユニット・トラストまたはCCFの場合はファンドの価額の10%を限度として借入れを行うことができる。ただし、借入れは一時的なものとする。

(b) 会社型投資信託の場合、UCITSの資産の10%を限度として借入れを行うことができる。ただし、借入れはUCITSの事業のために必要な不動産の取得を可能にするためのものとする。かかる場合、借入れおよび(a)に定められる借入れは、合計で借主の資産の15%を超えないものとする。

(4) 本規制において、UCITSに関する「資産」および「ファンドの価額」とは、UCITSの純資産をいう。

(5) AIFのユニット・トラストの投資制限

AIFのユニット・トラストに適用される投資制限は、1990年ユニット・トラスト法によって以下のように定められている（また、AIFルールブックにおいて詳細が記載されている。）。

AIFルールブックに記載される個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドの投資制限

I. 投資制限

1. 個人投資家向けAIFは、リスク分散の原則に従うことを条件として、その設定日から6か月間においては、本項に記載される投資制限を免除されることがある。
2. 本章および個人投資家向けAIFの英文目論見書に記載されている投資制限は、投資対象の購入時に適用され、その後も適用され続けるものとする。かかる制限が個人投資家向けAIFのコントロールの及ばない理由により、または新株引受権の行使により、その後、超過される場合、個人投資家向けAIFは、かかる事象を記録し、また、自身の受益者の利益を適切に考慮し、かかる状況を改善することを最優先しなければならないものとする。
3. 関連会社/機関は、本項の5、6および8の趣旨上、同一発行体とみなされるものとする。

証券

4. 個人投資家向けAIFは、定期的に業務を行っており、公認かつ公開の規制された市場において取引されていない証券には、その純資産の20%を超えて投資することができない。
5. 7に従って、個人投資家向けAIFは、同一機関によって発行された証券にその純資産の20%を超えて投資することができない。その投資方針が指数を再現することである個人投資家向けAIFに関しては、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品が圧倒的なシェアを占めているなどの例外的市場環境またはその他の例外的市場環境により正当化される場合、かかる制限は、同一発行体に関し、35%に引き上げられる。
6. セクション1のパラグラフ1のi（一般的制限）に従って、個人投資家向けAIFは、同一発行体によって発行されたいずれかのクラスの証券の20%を超えて保有することができない。かかる条件は、他のオープン・エンド型投資信託への投資には適用されない。

7. 個人投資家向けAIFは、いずれかの国、その構成州、その地方自治体、またはアイルランド中央銀行の事前の承認を得て一もしくは複数の国が構成員である公的国際機関によって発行または保証された譲渡性のある証券にその純資産の20%超から100%を上限として投資することができる。

現金

8. 個人投資家向けAIFは、同一機関にその純資産の10%を超えて預託することができない。かかる制限は、以下によって発行された預託を証明する証券または以下によって保証された証券に関しては、純資産の30%に引き上げられる。
- (a) 欧州経済地域（以下「EEA」という。）加盟国（EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）において認可された金融機関
 - (b) EEA加盟国以外の、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国（スイス、カナダ、日本、米国）において認可された金融機関
 - (c) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドにおいて認可された金融機関
 - (d) 保管受託銀行
 - (e) アイルランド中央銀行の事前の承認を得た場合、保管受託銀行の関連会社もしくは関係会社である金融機関

投資信託

9. 本項の12に従って、個人投資家向けAIFは、対象投資信託が規制対象の投資信託であることを条件として、オープン・エンド型投資信託にのみ投資するものとする。
10. 本項の12に従って、個人投資家向けAIFは、いずれかオープン・エンド型投資信託に純資産の30%を超えて投資することができない。
11. 純資産の30%を超えて他の投資信託に投資する個人投資家向けAIFは、自身が投資する投資信託については、純資産の30%を超えて他の投資信託に投資することを禁止されている投資信託であることを確保するものとする。かかる投資は、管理報酬および/または投資運用報酬を二重取りにするために行われてはならないものとする。
12. 個人投資家向けAIFは、純資産の20%を超えて規制されていないオープン・エンド型投資信託に投資することができない。
13. 投資対象である投資信託の管理会社が通常請求する当初販売手数料または買戻手数料を放棄した場合、個人投資家向けAIFは、管理会社またはオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）またはこれらの関連会社または関係会社によって運用されている投資信託の受益証券にのみ投資するものとする。
14. 個人投資家向けAIFは、管理会社またはAIFMによって受領された一切の手数料またはその他の報酬が個人投資家向けAIFの資産に払い込まれることを確保しなければならない。

デリバティブ（金融派生商品）

15. 個人投資家向けAIFは、以下を超える店頭デリバティブ取引（セクション1(iv)（金融派生商品）のパラグラフ3において定義されている。）のカウンターパーティーに対するリスク・エクスポージャーを有することができない。
- (a) カウンターパーティーが適切な機関である場合には、個人投資家向けAIFの純資産の10%、または
- (b) その他の場合には、個人投資家向けAIFの純資産の5%
16. 個人投資家向けAIFは、金融派生商品に関する世界的なエクスポージャーが、そのポートフォリオの純資産総額を超えないことを確保するものとする。譲渡性のある証券または短期金融商品に金融派生商品が組み込まれている場合、かかる条件を遵守する際、後者が考慮されるものとする。

(6) 管理会社

UCITS IV規則に従い、アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づきアイルランド中央銀行に申請している管理会社に対し、管理会社として業務を行う認可を付与し、またはその付与を拒否することができる。認可の付与については、規則第17条および第18条に定められる条件および要件に従う。アイルランド中央銀行は、付与されたすべての認可について、欧州証券市場監督局に通知するものとする。

UCITS IV規則に概説される管理会社の業務

- (1) (a) UCITS IV規則に別段に規定される場合を除き、管理会社は、UCITS IV規則または通達に従って認可されたUCITS、およびUCITS IV規則に規定されておらず、管理会社が慎重な監督に服するものの、通達に基づきその他のEU加盟国では販売することのできないその他の投資信託の管理以外の業務に従事しないものとする。
- (b) ユニット・トラスト、CCFおよび会社型投資信託を管理する業務には、付属書類1に規定される業務が含まれるが、それに限られない。
- (2) (a) (b)に従い、管理会社は、投資信託の管理のほか、以下の追加業務を提供することにつき認可を受けることができる。
- (i) 投資家により一任ベースおよび各顧客ベースで付与される委任に従い、年金基金が保有するものを含む投資ポートフォリオの運用（当該ポートフォリオがMIFIDの添付書類セクションCに挙げられた一または複数の投資証券を含む場合）
- (ii) 非中核業務として、
- (I) 通達（2004/39/EC）セクションCの添付書類1に挙げられた一または複数の証券に関する投資助言
- (II) 投資信託の受益証券に関する保管および管理
- (b) 管理会社は、
- (i) (a)(i)および(ii)に規定される業務のみの提供を目的としては認可されないものとする。
- (ii) (a)(i)に規定される業務の提供の認可を受けることなく、(a)(ii)に規定される非中核業務の提供を目的としては認可されないものとする。

- (3) 規則第3条(1)における「管理会社」の定義およびMIFID規則第32条、第33条、第76条および第99条ないし第102条は、必要なすべての修正をもって、管理会社による(2)項(a)(i)および(ii)に規定される業務の提供に適用されるものとする。
- (4) 個々のポートフォリオ運用業務を提供する管理会社は、MIFID規則に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守するものとする。
- (5) 投資信託業務の提供の一環として、UCITS IV規則に従い認可された管理会社は、申込金および販売会社に関する資金の処理のために顧客資産勘定を維持することができる。かかる場合、管理会社は、MIFID規則に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守し（場合に応じて）、規則第123条に従いアイルランド中央銀行によって課せられる条件に従うものとする。

管理会社の認可の条件および認可取消しの理由

- (1) 他の法律上の規定を害することなく、管理会社は、以下の場合を除き、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
- (a) 本国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人である場合
 - (b) 最低125,000ユーロの当初資本額を有する場合
 - (c) 管理会社の業務を有効に遂行する者は十分に優良な評判を有し、管理会社が運用するタイプのUCITSについて十分な経験を有する場合
- (2) (a) 管理会社と他の自然人もしくは法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行うものとする。
- (b) 管理会社が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する第三国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、アイルランド中央銀行は、認可を拒否するものとする。
- (c) アイルランド中央銀行は、本項に規定される条件の継続的な遵守を監視するためにアイルランド中央銀行が要求する情報の提供を管理会社に義務付けるものとする。
- (3) 管理会社の業務遂行は、(1)項(c)号に規定される条件を満たす最低二名の者が決定するものとする。
- (4) (5)項ないし(7)項に従い、管理会社のポートフォリオの純資産価額が250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、250,000,000ユーロを超える超過分の0.02%に相当する追加の自己資金を提供するものとする。
- (5) 当初資本金と(4)項に基づき管理会社が保持すべき追加額の合計は、10,000,000ユーロを上回る必要はないものとする。
- (6) 管理会社の自己資金は、通達（2006/49/EEC）の条項に従いアイルランド中央銀行が定めた額を下回らないものとする。
- (7) (a) 管理会社は、金融機関または保険会社が行う同額の保証から利益を得た場合、上記(4)項に記載された追加の自己資金額の50%を限度に提供する必要はない。

- (b) 当該金融機関または保険会社はEU加盟国に登録上の事務所を置くものとするが、第三国にその登録上の事務所を置くこともできる。ただし、当該機関または会社は、共同体の法律に定められたものと同等であるとアイルランド中央銀行が判断した慎重な規則に従わなければならない。
- (8) 上記(4)項において、以下のポートフォリオが管理会社のポートフォリオと見なされるものとする。
- (a) 管理会社が運用するユニット・トラストおよびCCFで、管理会社が運用機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まないもの。
 - (b) 管理会社がその管理会社として指定された会社型投資信託
 - (c) 管理会社が運用するその他の投資信託で、管理会社が管理機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
- (9) 上記(1)(c)において、管理会社は、管理会社の業務を有効に遂行する者およびかかる者の役職を承継する各人の氏名を直ちにアイルランド中央銀行に通知するものとする。
- (10) 管理会社は、認可を取得次第速やかに業務を開始できるものとする。
- (11) アイルランド中央銀行は、認可が付与されているか否かに関わらず、記入済みの申請書を受領した日から6か月以内に、申請中の管理会社に通知するものとする。認可が拒否された場合にはその理由が通知されるものとする。
- (12) 認可を拒否された申請中の管理会社は、規則第135条に従い、第一審裁判所（高等法院）に申請を行うことができる。
- (13) 申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行が(11)項に定められる期間内に認可について決定を行わなかった場合、(12)項に定められる第一審裁判所（高等法院）に申請を行う権利と同一の権利を有するものとする。
- (14) アイルランド中央銀行は、管理会社が以下に該当する場合、管理会社に対して発行した認可を取り消すことができる。
- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上前からUCITS IV規則に規定される業務を行っていない場合。ただし、アイルランド中央銀行がかかる場合に認可が自動的に失効することを規定している場合を除く。
 - (b) 管理会社が虚偽の申告または他の不正な方法により認可を取得した場合
 - (c) 管理会社が、認可が付与される根拠となる条件を満たさなくなった場合
 - (d) 管理会社の認可が規則第16(2)(a)(i)に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む場合に、管理会社が通達（2006/49/EC）を遵守しない場合
 - (e) 管理会社が、UCITS IV規則に従って課されるアイルランド中央銀行の規則または要件に著しくまたは組織的に違反した場合

認可の申請

- (1) 申請中の管理会社の認可の申請には、アイルランド中央銀行が合理的に随時指定する様式により、同じく指定する詳細事項を記載し、また上記の一般性を害することなく、アイルランド中央銀行が以下に関連して要請する詳細事項または情報を記載するものとする。
- (a) 申請中の管理会社が実行を予定または実行しそうな業務の種類
 - (b) 申請中の管理会社について適格に株式を保有している者またはかかる管理会社を所有する者
 - (c) 申請中の管理会社の定款
- (2) 申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行に対し以下を充足しない限り、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
- (a) 申請中の管理会社が、その業務がUCITS IV規則の要件に従った方法で遂行されることを確保するための準備を行ったこと。
 - (b) 適用ある場合、申請中の管理会社の定款には、UCITS IV規則に従い、かつアイルランド中央銀行が課すことのある条件もしくは要件またはこれらの両方に従い、かかる管理会社の運営を可能にするに足りる条項が記載されること。
 - (c) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行により指定された最低資本レベルを有すること。
 - (d) その取締役およびマネジャー各々の清廉性および能力
 - (e) その適格株主各々の適当性
 - (f) 申請中の管理会社の設立構造および運用技能ならびに申請中の業務を遂行するため適切な水準の専門技能を備えた人員を雇用していること。
 - (g) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行がその監督機能を遂行するために必要な一切の情報を提供されることおよび公衆がアイルランド中央銀行が指定する情報を提供されることを可能とするための手順を確立しており、またこれに従う予定であること。
 - (h) 申請中の管理会社およびその関連するかまたは関係する企業が、適宜および実行可能である場合に、アイルランド中央銀行により適切に監督され得るような事業構造を有すること。
 - (i) その業務の遂行、財源および認可管理会社を適正かつ秩序だてて規制しかつ監督するため、および投資家保護のためアイルランド中央銀行が必要と見做すその他の事項
- (3) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が維持する資本の水準について条件または要件を随時に課すことができ、UCITS IV規則およびMIFID規則に定められる資本要件を考慮するものとする。
- (4) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づき認可が付与された時点またはそれ以後、認可管理会社または申請中の管理会社の取締役の任命または最高業務執行役員もしくはマネジャーもしくはこれらと同等の役職の任命が、アイルランド中央銀行から事前に書面で承認を得ることを条件とし、認可管理会社または申請中の管理会社が被任命者の清廉性および能力についてアイルランド中央銀行の満足を得ない限り、かかる承認が付与されないよう要求することができる。

- (5) アイルランド中央銀行は、認可管理会社に対し、管理会社の適正かつ秩序だった規制および監督のためもしくは投資家保護のためまたはこれらの両方のため、定款の変更を指図することができる。
- (6) UCITS IV規則に基づきアイルランド中央銀行により付与される認可は、認可管理会社が提供すべき業務の種類を特定するものとする。
- (7) (a) アイルランド中央銀行は、非常に多くの者を、UCITS IV規則上の授權された役員として書面で認めることができ、また当該授權を取り消すことができる。
- (b) アイルランド中央銀行は、認可を付与しまたは拒絶する前のいつでも、申請中の管理会社に追加の情報を請求するか、または授權された役員に対し、UCITS IV規則に基づく申請を正当に評価するために必要な照会を行うかもしくは調査を実行するよう指示することができ、当該照会または調査はUCITS IV規則に従い実行されるものとする。
- (8) アイルランド中央銀行は、以下に該当する申請中の管理会社を認可する前に関係するその他のEU加盟国の管轄当局と協議するものとする。
- (a) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
- (b) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社
- (c) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を支配する自然人または法人により支配される管理会社
- (9) (a) 管理会社について、アイルランド中央銀行は、当該管理会社の母国であるEU加盟国と当該管理会社のホスト国であるEU加盟国の間の責任の分担を考慮しつつ、通達に定められるUCITS IV規則を適用し、UCITS IV規則の関係条項はこれに準じて解釈されるものとする。
- (b) UCITS IV規則に従い、管理会社は、
- (i) 管理会社の適正かつ秩序だった規制および監督もしくは
- (ii) 投資家もしくは顧客または両者の保護のためまたはこれらの両方のため、アイルランド中央銀行により課される条件もしくは要件またはこれらの両方を遵守するものとする。
- (10) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づき認可された管理会社および適切かつ実行可能である場合に、関連会社または関係会社の事業が、共同でまたは個別に、UCITS IV規則に基づきアイルランド中央銀行が納得するように監督され得るように、アイルランド中央銀行により監督されない関連会社または関係会社の事業または会社の構造または管理を構築するという要件を申請中の管理会社または認可管理会社に課することができる。

管理会社が規則第16条および第17条を遵守することを確保するアイルランド中央銀行の義務

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に規則第16条および第17条(1)ないし(9)に定められた条件を遵守することを要求するものとする。
- (2) (a) 管理会社の自己資金は規則第17条により義務付けられるレベルを下回ってはならない。
- (b) ただし下回った場合には、アイルランド中央銀行は、状況が許す場合には、当該管理会社に対し状態を改善するかまたは業務を停止するため一定の猶予を認めることができる。

適格保有

- (1) 管理会社の適格保有は、証券分野における投資に関するMIFID規則第10条で定められた規則に従うものとする。
- (2) 関係条項は、MIFID規則に定められる意味の範囲内の投資会社での取引の取得に適用されるため、必要なすべての修正をもって、管理会社の適格保有に適用されるものとする。
- (3) MIFID規則第15部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、必要なすべての修正をもって、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- (4) MIFID規則第16部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- (5) UCITS IV規則において、
 - (a) MIFID第10条、関係条項またはMIFID規則第15部もしくは第16部に記載された「投資会社」との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈される。
 - (b) 「関係条項」とは、以下をいう。
 - (i) MIFID規則第13条および第30条
 - (ii) MIFID規則第14部

慎重な規則

- (1) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づき授權されたUCITSの運用業務について、管理会社が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (2) 特に、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの性質も考慮しつつ、各管理会社に対し以下を要請する。
 - (a) 管理会社が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていること。これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または自己資金での投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、ファンドに関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに管理会社が運用するユニット・トラスト、CCFまたは会社型投資信託の資産がファンド規則または設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。
 - (b) UCITSまたは顧客の利益が、会社とその顧客の間、各顧客の間、顧客とUCITSの間または2つのUCITSの間の利益相反により害されるというリスクを最小化するような仕組みをもって管理会社が設立されること。
- (3) その認可が規則第16条(2)(a)(i)に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む各管理会社は、
 - (a) 顧客から事前に全般的承諾を得ていない限り、投資家のポートフォリオの全部または一部を、かかる管理会社が運用するユニット・トラスト、CCFまたは会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
 - (b) 規則第16条(2)(a)(i)および(ii)に規定される業務について、投資家補償制度に関する1997年3月3日付欧州議会および理事会通達（97/9/EC）に定められる規定に従い、1998年投資家補償法（1998年第37号）を遵守するものとする。
- (4) 付属書類4に規定される要件は、UCITS IV規則上、効力を有するものとする。

委任

- (1) アイルランド規則第17条Fに基づき、管理会社は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
- (a) 管理会社が適切な方法でその旨をアイルランド中央銀行に通知していること（この場合、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの母国であるEU加盟国の管轄当局にその旨を遅滞なく伝達するものとする。）。
 - (b) 委任により、管理会社に対する監督の有効性が妨げられないこと、および特に、管理会社がその投資家の最善の利益のために行為することまたはUCITSが投資家の最善の利益のために運用されることが妨げられてはならないこと。
 - (c) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対してのみ委任が行われること。委任は、管理会社が定期的に定める投資配分基準に従うことを要すること。
 - (d) 委任が投資運用に関わるもので、第三国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する第三国の監督官庁の間の協力が保証されること。
 - (e) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が管理会社または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われ不得ること。
 - (f) 管理会社の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
 - (g) 委任は、管理会社の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
 - (h) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
 - (i) UCITSにより発行される目論見書には、管理会社がUCITS IV規則に従い委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (2) 管理会社または受託会社のいずれの責任も、管理会社が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また管理会社は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。

業務遂行規約

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に遵守する業務遂行規約を作成するものとする。かかる規約には、少なくとも本項に定められる原則を導入するものとする。かかる原則により、管理会社が以下を行うことを確保するものとする。
- (a) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、その業務活動を誠実かつ公正に行うこと
 - (b) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、適切な手腕を発揮し、注意義務を尽くし、かつ、配慮を行って行為すること
 - (c) 認可管理会社の業務活動の適正な履行のために必要な財源および方策を有し、これらを効率的に活用すること

(d) 利益相反を回避するよう努め、回避できない場合には、認可管理会社が運用するUCITSが公正に取引されることを確保すること

(e) 認可管理会社の投資家の最善の利益を拡大し、市場の健全性を促進するために、認可管理会社の業務活動の遂行に適用されるすべての規制上の要件を遵守すること

(2) UCITS IV規則の付属書類 5 に規定されている要件は、本項に適用されるものとする。

投資家の苦情

(1) (a) 管理会社または会社型投資信託（該当する場合）は、投資家の苦情を適正かつ速やかに処理することを確保するため、透明性のある手続および仕組みを構築、実施および維持するものとする。かかる方法により、投資家がEU加盟国である自国の公用語で苦情を申し立てることを可能にするものとする。

(b) 管理会社はまた、公衆またはアイルランド中央銀行の要請に応じて情報を公開するために適切な手続および仕組みを構築するものとする。

(2) 管理会社は、各苦情およびその解決のために講じられた措置が記録されるようにするものとする。

(3) 管理会社は、投資家が無料で苦情を申し立てられるようにするものとする。(1)項に規定される手続きに関する情報は、無料で投資家に提供されるものとする。

(I) 1990年ユニット・トラスト法の下で登録された、AIFのユニット・トラストの管理会社は、AIFルールブックに概説された要件を満たすことを要する。

I. 資本要件

(1) AIFの管理会社は、常に、(i) 125,000ユーロ以上の当初資本（以下「当初必要資本」という。）または(ii) 直近の年次決算報告書に記載されている支出総額の4分の1（以下「必要費用」という。）のいずれが多い方（以下「最低限必要資本」という。）を有するものとする。

(2) AIFの管理会社は、(a) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ 2 に従って計算される（少なくとも最低限必要資本に相当する）資本（以下「資本」という。）を有するものとする。(b) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ 3 に記載されている通り、適格資産の形式の最低限必要資本を有するものとする。(c) 報告期間を通して、別紙I の通り、最低限必要資本の保有を遵守していることをアイルランド 中央銀行に証明する立場にあるものとする。(d) 誠実に、公正に、専門家として、独立して、またAIFおよびAIFの受益者の利益のために行為するものとする。

II. 組織の要件

- (1) 認可されたAIFおよびAIFの管理会社は、本国内に在住し、すべての法律上および規制上の要件を遵守し、該当する規制機関と協力し、連絡をとる責任を負うAIFの管理会社内の経営者レベルの個人を識別するものとする。かかる者は、コンプライアンス・オフィサーに任命され、システムおよび記録への必要なアクセスを有さなくてはならないものとする。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの職務が第三者によって行われる場合も、かかる職務に関する責任を負うものとする。AIFの管理会社は、各取締役会議において、コンプライアンス・オフィサーがAIFの管理会社の取締役会に報告を行うことを確保するように要求されており、取締役会に対するかかる報告は、少なくとも四半期毎にコンプライアンス・オフィサーによって行われるものとする。
- (2) AIFの管理会社は、常に、
- (a) AIFの管理会社の効率的な運営を促すために適切な管理システムおよび会計手続を有するものとし、また、AIFの管理会社がアイルランド中央銀行の監督要件および報告要件を遵守し、また本章の規定を遵守することを確保するものとする。
 - (b) AIFの管理会社の業務に関連し生じたリスク（事務処理リスクおよび不正行為のリスクを含む。）を認識、監視および管理する方針およびシステムを有し、維持するものとする。
 - (c) すべての該当する者が自身の責務の適切な履行のために行うべき手続を認識することを確保するものとする。
 - (d) AIFの管理会社のすべてのレベルにおける決定および手続きの遵守を確保するための適切な社内管理機構を確立、実行および維持するものとする。
 - (e) AIFの管理会社のすべてのレベルにおいて、情報の効率的な社内報告および通信、ならびに関係する第三者との効率的な情報交換を確立、実行および維持するものとする。
 - (f) AIFの管理会社の業務および社内組織に関する適切な秩序ある記録を維持するものとする。
 - (g) 該当する情報の性質を考慮し、情報の安全性、信頼性および機密性を保護するための適切なシステムおよび手続を確立、実行および維持するものとする。
 - (h) AIFの管理会社のシステムおよび手続が中断された場合、重要なデータおよび機能を保全するため、また、サービスおよび業務を維持するための、または、これが可能でない場合には、かかるデータおよび機能を遅滞なく回復するため、およびサービスおよび業務を遅滞なく再開するための適切な業務継続方針を確立、実行および維持するものとする。
 - (i) AIFの管理会社がAIFの管理会社の財務状況の真正かつ公正な見解を反映し、すべての該当する会計基準および規則を遵守する財務報告書をアイルランド中央銀行に遅滞なく提出するための会計方針および手続を確立、実行および維持するものとする。AIFの管理会社は、常に、最低限、以下を含む記録を維持するものとする。

財務

- (i) AIFの管理会社が受領および支出した（AIFの管理会社自身のため、または運用を行っているAIFのためのいずれであるかにかかわらず）すべての資金の詳細、およびかかる受領および支払が生じた理由に関する詳細
- (ii) AIFの管理会社のすべての収益および支出の（その性質を記載する）記録
- (iii) AIFの管理会社のすべての資産および負債、ロングおよびショート・ポジション、ならびに簿外取引（コミットメントまたは偶発債務を含む。）の記録
- (iv) AIFの管理会社による投資証券のすべての買付および売却（AIFの管理会社自身の勘定で行われた売買、およびAIFの管理会社が運用しているAIFのために行なわれた売買を区別する。）の詳細
- (v) アイルランド中央銀行に提出する申告書の作成を示すために必要な監査調書
- (vi) AIFの管理会社が
 - ・ AIFの管理会社のリスク・エクスポージャーを識別し、数量化し、また管理できるよう、
 - ・ 調査を重ねて下す決定を遅滞なく行うことができるよう、
 - ・ AIFの管理会社のあらゆる業務の遂行（最新の状態）を監視することができるよう、また、
 - ・ AIFの管理会社の資産の質を監視することができるよう

にするために、財務および業務を迅速かつ適切に開示することができる方法で維持される運営情報記録

会社の事務

- (vii) 株式登録簿
 - (viii) 取締役および秘書役の持ち分の登録簿
 - (ix) 取締役会の会議議事録の署名済みの写し
 - (x) 会社法に基づき要求されるその他の法定書類
- (3) AIFの管理会社は、本章の規定に従って確立されたAIFの管理会社のシステム、社内管理機構および取決めの的確性および有効性を監視し、また、定期的に評価し、また、欠陥がある場合には是正するための適切な措置をとらなければならない。また、
- (4) AIFの管理会社は、常に、記録により顧客の資金および投資対象資産を明確に識別することができるよう社内管理システムを確保するものとする。
- (5) AIFの管理会社は、AIFの管理会社の半期財務計算書および監査済年次計算書をアイルランド中央銀行に提出するものとする。半期計算書は該当する半期の末日から2か月以内、また、年次計算書は該当する年度の末日から4か月以内に提出するものとする。半期計算書および年次計算書はともに、最低限必要資本報告書（調整に関する注記と併せて、AIFルールブック第4章の一部を構成する。）を添付するものとする。最低限必要資本報告書は、AIFの管理会社の取締役または上級管理者により署名されなければならない。また、AIFの管理会社の直接親会社の監査済年次計算書も提出しなければならない。

欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用会社）規則（2013年法律第257号）に概説されるAIFMの認可**AIFMの業務を行うための条件**

- (1) AIFMは、規則に従って認可され、また、かかる認可にアイルランド中央銀行が付するすべての条件を満たさない限り、AIFを運用することができない。
- (2) 外部のAIFMは、付属書類 1 に記載されている業務以外の業務に従事することはできないが、2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則に基づきUCITSの管理会社として認可されていることを条件として、UCITSの運用を行うこともできる。
- (3) 内部で運用されているAIFは、付属書類 1 に従って、当該AIFの内部運用以外の業務を行うことができない。
- (4) (2)を損うことなく、外部のAIFMは、以下の業務を提供することができる。
 - (a) 投資家によって付与されたマンドートによる投資対象ポートフォリオ（指令(2003/41/EC)の第19条(1)に従い年金基金および退職給与引当金機関により保有されているものを含む。）の一任勘定による各顧客ベースの運用
 - (b) (i) 投資アドバイス、(ii) 投資信託の株式または受益証券の保管および管理事務、ならびに(iii) 金融商品の注文の受領および伝達を含む周辺業務
- (5) AIFMは、規則に基づき、以下について権限を授与されないものとする。
 - (a) (4)に記載されている業務のみを提供すること。
 - (b) (4)(a)に記載されている業務を提供することなく、(4)(b)に記載されている周辺業務を提供すること。
 - (c) 付属書類 1 のパラグラフ 2 に記載されている業務のみを提供すること。
 - (d) 付属書類 1 のパラグラフ 1 (b)に記載されている業務を提供することなく、付属書類 1 のパラグラフ 1 (a)に記載されている業務を提供すること、またはその逆。
- (6) 2007年ヨーロッパ共同体（金融商品市場）規則（2007年のS.I.No. 60）の規則第 5 条(2)、第32条、第33条および第76条は、(4)に規定されているAIFMによる業務の提供に適用されるものとする。
- (7) AIFMは、アイルランド中央銀行が規則に記載されている条件の遵守を監視するために要求する情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (8) 指令（2004/39/EC）に基づき認可された投資会社または指令（2006/48/EC）に基づき認可された金融機関のいずれも、投資業務（オルタナティブ投資ファンドに関する個別のポートフォリオ運用など）を提供するために規則に基づく認可を取得することを義務付けられないものとする。ただし、投資会社は、規則に従ってオルタナティブ投資ファンドの受益証券または株式を販売することができる場合に限り、直接的または間接的に、本国内の投資家に対し、オルタナティブ投資ファンドの受益証券または株式を募集し、またはかかる受益証券もしくは株式を販売するものとする。

認可されたAIFMではないAIFの管理会社

I. 資本要件

1. AIFの管理会社は、常に、以下を有するものとする。

- (i) 125,000ユーロ以上の当初資本（以下「当初必要資本」という。）、または
- (ii) 直近の年次決算報告書に記載されている支出総額の4分の1（以下「必要費用」という。）

のいずれか多い方（以下「最低限必要資本」という。）

2. AIFの管理会社は、

- (a) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ2に従って計算される（少なくとも最低限必要資本に相当する）資本（以下「資本」という。）を有するものとする。
- (b) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ3に記載されている通り、適格資産の形式の最低限必要資本を有するものとする。
- (c) 報告期間を通して、別紙Iの通り、最低限必要資本の保有を遵守していることをアイルランド中央銀行に証明する立場にあるものとする。
- (d) 誠実に、公正に、専門家として、独立して、またAIFおよびAIFの受益者の利益のために行為するものとする。

II. 組織の要件

1. 認可されたAIFおよびAIFの管理会社は、本国内に在住し、すべての法律上および規制上の要件を遵守し、該当する規制機関と協力し、連絡をとる責任を負うAIFの管理会社内の経営者レベルの個人を識別するものとする。かかる者は、コンプライアンス・オフィサーに任命され、システムおよび記録への必要なアクセスを有さなくてはならないものとする。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの職務が第三者によって行われる場合も、かかる職務に関する責任を負うものとする。AIFの管理会社は、各取締役会議において、コンプライアンス・オフィサーがAIFの管理会社の取締役会に報告を行うことを確保するように要求されており、取締役会に対するかかる報告は、少なくとも四半期毎にコンプライアンス・オフィサーによって行われるものとする。

2. AIFの管理会社は、常に、

- (a) AIFの管理会社の効率的な運営を促すために適切な管理システムおよび会計手続を有するものとし、また、AIFの管理会社がアイルランド中央銀行の監督要件および報告要件を遵守し、また本章の規定を遵守することを確保するものとする。
- (b) AIFの管理会社の業務に関連し生じたリスク（事務処理リスクおよび不正行為のリスクを含む。）を認識、監視および管理する方針およびシステムを有し、維持するものとする。
- (c) すべての該当する者が自身の責務の適切な履行のために行うべき手続を認識することを確保するものとする。
- (d) AIFの管理会社のすべてのレベルにおける決定および手続きの遵守を確保するための適切な社内管理機構を確立、実行および維持するものとする。

- (e) AIFの管理会社のすべてのレベルにおいて、情報の効率的な社内報告および通信、ならびに関係する第三者との効率的な情報交換を確立、実行および維持するものとする。
- (f) AIFの管理会社の業務および社内組織に関する適切な秩序ある記録を維持するものとする。
- (g) 該当する情報の性質を考慮し、情報の安全性、信頼性および機密性を保護するための適切なシステムおよび手続を確立、実行および維持するものとする。
- (h) AIFの管理会社のシステムおよび手続が中断された場合、重要なデータおよび機能を保全するため、また、サービスおよび業務を維持するための、または、これが可能でない場合には、かかるデータおよび機能を遅滞なく回復するため、およびサービスおよび業務を遅滞なく再開するための適切な業務継続方針を確立、実行および維持するものとする。
- (i) AIFの管理会社がAIFの管理会社の財務状況の真正かつ公正な見解を反映し、すべての該当する会計基準および規則を遵守する財務報告書をアイルランド中央銀行に遅滞なく提出するための会計方針および手続を確立、実行および維持するものとする。AIFの管理会社は、常に、最低限、以下を含む記録を維持するものとする。

財務

- (i) AIFの管理会社が受領および支出した（AIFの管理会社自身のため、または運用を行っているAIFのためのいずれであるかにかかわらず）すべての資金の詳細、およびかかる受領および支払が生じた理由に関する詳細
- (ii) AIFの管理会社のすべての収益および支出の（その性質を記載する）記録
- (iii) AIFの管理会社のすべての資産および負債、ロングおよびショート・ポジション、ならびに簿外取引（コミットメントまたは偶発債務を含む。）の記録
- (iv) AIFの管理会社による投資証券のすべての買付および売却（AIFの管理会社自身の勘定で行われた売買、およびAIFの管理会社が運用しているAIFのために行なわれた売買を区別する。）の詳細
- (v) アイルランド中央銀行に提出する申告書の作成を示すために必要な監査調書
- (vi) AIFの管理会社が
 - ・ AIFの管理会社のリスク・エクスポージャーを識別し、数量化し、また管理できるよう、
 - ・ 調査を重ねて下す決定を遅滞なく行うことができるよう、
 - ・ AIFの管理会社のあらゆる業務の遂行（最新の状態）を監視することができるよう、また、
 - ・ AIFの管理会社の資産の質を監視することができるようにするために、財務および業務を迅速かつ適切に開示することができる方法で維持される運営情報記録

会社の事務

- (vii) 株式登録簿
- (viii) 取締役および秘書役の持ち分の登録簿
- (ix) 取締役会の会議議事録の署名済みの写し
- (x) 会社法に基づき要求されるその他の法定書類
- (xi) 本章の規定に従って確立されたAIFの管理会社のシステム、社内管理機構および取決めの確性および有効性を監視し、また、定期的に評価するものとし、また、欠陥がある場合には是正するための適切な措置をとるものとする。また、
- (xii) 記録により顧客の資金および投資対象資産を明確に識別することができるよう社内管理システムを確保するものとする。

受託会社に関する情報（保管受託銀行にも関連する。）

受託会社に関する義務

資産の保管

- (1) ユニット・トラストの資産およびCCFの資産は、UCITS IV規則に従い、保管のために受託会社に委託されるものとする。
- (2) 規則第36条に規定される受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を第三者に委託したことによって影響を受けないものとする。

受託会社の義務

- (1) 受託会社は、以下を行うものとする。
 - (a) ユニット・トラストもしくはCCFのために、または管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がUCITS IV規則および信託証書または設立証書（場合による。）に従って遂行されるようにすること。
 - (b) 受益証券の価格がUCITS IV規則および信託証書（ユニット・トラストの場合）または設立証書（CCFの場合）に従い計算されるようにすること。
 - (c) 管理会社の指示をUCITS IV規則または信託証書（ユニット・トラストの場合）もしくは設立証書（CCFの場合）に抵触しない限り実行すること。
 - (d) ユニット・トラストまたはCCFの資産の取引において、通常の制限時間内に対価が受領されるようにすること。
 - (e) ユニット・トラストまたはCCFの収益がUCITS IV規則および信託証書または設立証書（場合による。）に従って充当されるようにすること。
- (2) 受託会社は、各年次計算期間におけるユニット・トラストまたはCCF（場合による。）の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告するものとする。

受託会社の報告書は、当該報告書の写しをUCITS IV規則第88条に基づき義務付けられる年次報告書に盛り込むことができるよう、適時に管理会社に交付されるものとする。

かかる報告書には、

- (a) 信託証書または設立証書（場合による。）およびUCITS IV規則により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ
- (b) その他については信託証書または設立証書（場合による。）の条項およびUCITS IV規則を遵守して、受託会社の意見において管理会社が当該期間にユニット・トラストまたはCCF（場合に応じて）を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容とするものとする。

受託会社

- (1) 本国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合には、本国内に営業所を設立していること、かつ、
- (2) (a) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない、本国内で認可された金融機関であること、
- (b) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない金融機関の本国内に設置された支店であること、または、
- (c) 本国内の会社であり、かつ、
 - (i) 金融機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込資本金を有していること。）。
 - (ii) アイルランド中央銀行によって、金融機関と同等であるとみなされる第三国の機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込済資本金を有していること。）。
 - (iii) (a)、(b)または(c)(i)もしくは(c)(ii)に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド中央銀行によってみなされるEU加盟国または第三国の機関または会社の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は当該機関または会社によって保証され、かかる機関または会社はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない払込済資本金を有していること）。
- (3) 受託会社はUCITS IV規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、アイルランド中央銀行の要求を満たすこと。
- (4) UCITS IV規則において、アイルランド中央銀行の認可要件とは、アイルランド中央銀行が随時公表するアイルランド中央銀行の認可および監督要件ならびに信用機関の基準をいう。
- (5) 受託会社は、請求に応じて、受託会社がその職務を遂行する間に入手したすべての情報およびアイルランド中央銀行がUCITSによるUCITS IV規則の遵守を監督するために必要なすべての情報をアイルランド中央銀行が入手できるようにするものとする。

- (6) 管理会社の母国であるEU加盟国が本国ではない場合、受託会社は、管理会社との間で、UCITS IV 規則第34条および本国において受託会社に適用されるその他の法律、規則または行政規定で定められる機能を受託会社が果たすことを可能にするために必要とみなされる情報の流出を規制する書面による契約を締結するものとする。
- (7) UCITS IV規則の付属書類6に規定されている要件は、本項に適用されるものとする。

UCITS V規則に基づく保管会社／受託会社の責任

- (1) 保管会社は、UCITSおよびUCITSの受益者に対し、保管会社またはUCITS V規則第34条(4)(a)に従って保管会社により保管される金融商品の保管が委託された第三者により保管される金融商品の損失について責任を負うものとする。
- (2) 保管される金融商品が損失した場合、保管会社は、UCITSまたはUCITSのために行為する管理会社に対し、同一の種類の金融商品またはこれに相当する金額を不当な遅滞なく返還する。
- (3) 保管会社は、回避のための一切の合理的な努力にもかかわらずその結果が不可避であったであろう保管会社の合理的な支配が及ばない外部的事由の結果として当該損失が生じたことを証明できる場合、(1)項に基づく損失について責任を負わないものとする。
- (4) 保管会社は、UCITSおよびUCITSの受益者に対し、UCITS V規則に基づく保管会社の義務を適切に履行する上での保管会社の過失によるまたは故意の不履行の結果としてこれらが被ったその他一切の損失について責任を負うものとする。
- (5) (1)項または(4)項に基づく保管会社の責任は、UCITS V規則第34A条に基づく委託により影響を受けないものとする。
- (6) (1)項または(4)項に基づく保管会社の責任は、合意により除外または限定されないものとし、かかる責任の除外または限定を意図する合意の規定は無効とする。
- (7) 受益者に対する責任は、その訴えにより救済の重複または受益者の不平等な取扱いをもたらさないことを条件として、直接または管理会社もしくは会社型投資信託を通じて間接的に訴求される。

単一の会社が管理会社および受託会社を兼任することの禁止

- (1) 管理会社および受託会社は、各々の役割において独立して受益者の利益のみのために行為しなければならないとの観点から、同一UCITSについて単一の会社が管理会社と受託会社を兼任してはならない。
- (2) ユニット・トラストまたはCCFとして設定されたUCITSの資産は、UCITSに排他的に帰属するものとする。資産は、受託会社もしくはその代理人またはこれらの両方の資産から分離され、他の企業または法主体に対する負債または請求額の支払い（直接的か間接的かを問わない。）には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。
- (3) ユニット・トラストまたはCCFとして設定されたUCITSがアンブレラ・ファンドとして設立される場合、資産は、関連するサブ・ファンドに排他的に帰属するものとし、他のサブ・ファンドの負債またはそれに対する請求額の支払い（直接的か間接的かを問わない。）には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。

- (4) 受益者の負債は、受益証券の申込みのために当該受益者が拠出することに同意した金額に制限されるものとする。信託証書または設立証書の条項は、受益者および信託証書または設立証書（場合に応じて）の当事者であるかのように受益者を通じて権利を主張するすべての者に対して拘束力を有するものとする。

管理会社等の置換えに関する条件を規定する信託証書等

信託証書（ユニット・トラストに関して）および設立証書（CCFに関して）は、管理会社および受託会社の交替に関する条件およびかかる置換えの場合に受益者の保護を保証するための規則を規定するものとする。

(II) 1990年ユニット・トラスト法に基づき登録されたAIFのユニット・トラストの受託会社の要件は以下のとおりである。

受託会社に関する情報

- (1) AIFMは、運用する各AIFについて、本規則に従って単一の保管受託銀行が任命されることを確保するものとする。
- (2) 保管受託銀行の任命は、書面による契約によって証明されるものとする。契約は、特に、本規則およびその他の関連する法令または行政規則に定められている通り、保管受託銀行として任命されたAIFのために保管受託銀行の業務を遂行するために必要とみなされる通信および情報交換について規定するものとする。
- (3) (a) 保管受託銀行は、
- (i) 本国または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有し、指令（2006/48/EC）に従って認可された金融機関であること。
 - (ii) 本国または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有し、指令（2006/49/EC）第20条(1)による自己資本比率規制（事務処理リスクのための自己資本比率規制を含む。）に従っており、指令（2006/39/EC）に従って認可されている投資会社で、指令（2004/39/EC）別紙IセクションBのポイント(1)に従って顧客勘定に係る金融商品の安全保管および管理の付随的業務も提供するものであること（かかる投資会社は、いかなる場合も、指令（2006/49/EC）第9条に記載されている当初資本の金額を下回らない自己資金を有するものとする。）、または
 - (iii) 本国において設立され、1995年投資仲介業者法に基づき投資事業会社として認可されている
- (I) 金融機関の完全所有子会社であること（ただし、会社の負債は、金融機関によって保証されるものとし、また、金融機関は、1992年EC（金融機関の認可および監督）規則第6条(1)で定められている下限またはアイルランド中央銀行が同規則に基づき随時定めるその他の金額を下回らない払込済み資本金を有するものとする。）。または、

- (II) 第三国の機関の完全所有子会社（1992年EC（金融機関の認可および監督）規則第6条(1)で定められている下限またはアイルランド中央銀行が同規則に基づき随時定めるその他の金額を下回らない払込済み資本金を有する。）であること。
- (iv) 他のEU加盟国において設立されたAIFの場合、EU加盟国が指令の第21条(3)に従って保管受託銀行に決定した法人であること。
- (v) 非EU AIFの場合に限り、かつ(5) (c) を損うことなく、(6)の条件が満たされることを条件として、保管受託銀行は、(i)および(ii)に記載された法人と同様の性質を有する金融機関またはその他の法人でもよいものとする。
- (b) (a)において規定されている内容に加えて、アイルランド中央銀行は、当初投資日から5年間は行使可能な償還権を有さず、また、その基本的投資方針に従って、通常、(8) (a) に従って保管されなければならない資産には投資しない、または、通常、第27条に従って発行体または非上場会社に対する支配を潜在的に取得するために投資するAIFに関連して、保管受託銀行が専門家としての業務または事業活動の一環として保管受託業務を行う法人であり、この点に関して、かかる法人が法律により承認されている強制的専門家登録の対象であるか、または、法令もしくは専門家としての行為に関する規則に従うものであり、また、関連する保管受託業務を効率的に遂行することができるよう十分な金融保証および専門家保証を提供することができる、かかる業務に内在するコミットメントを満たすことを許可するものとする。
- (4) 保管受託銀行とAIFMおよびAIF（または保管受託銀行と後者のいずれか）、または保管受託銀行とAIFおよびその投資者（または保管受託銀行と後者のいずれか）の間の利益相反を回避するために、
- (a) AIFMは、保管受託銀行としては行為しないものとし、
- (b) AIFの取引相手方として行為するプライム・ブローカーは、当該AIFの保管受託銀行としては行為しないものとする。ただし、プライム・ブローカーが職務上および序列上、保管受託業務とプライム・ブローカーとしての業務の遂行を分離し、また、潜在的利益相反が適切に確認され、管理され、監視され、AIFの投資者に開示された場合を除く。
- (c) 保管受託銀行は、関連する条件が満たされた場合、(11)に従って、その保管業務を(b)に記載されているプライム・ブローカーに委託することができる。
- (5) 保管受託銀行は、以下のいずれかの場所において設立されるものとする。
- (a) アイルランド籍のAIFの場合は、本国内において
- (b) EU籍のAIFの場合は、AIFの設立地であるEU加盟国において
- (c) 非EU籍のAIFの場合は、AIFの設立地である第三国、またはAIFを運用するAIFMの設立地であるEU加盟国、またはAIFを運用するAIFMの参考EU加盟国において

(6) (3)に記載されている要件を損うことなく、第三国において設立された保管受託銀行の任命は、常に、以下の条件に服するものとする。

- (a) (i) 非EU籍のAIFがアイルランド籍のAIFMまたはその参考EU加盟国が本国である非EU籍のAIFMのいずれかによって運用される場合は、非EU籍のAIFの受益証券または株式が販売される予定のEU加盟国の管轄当局とアイルランド中央銀行は、保管受託銀行の管轄当局と協力および情報交換に関する取決めに署名するものとし、または
- (ii) 非EU籍のAIFが(i)に該当しないAIFMによって運用され、また、非EU籍のAIFの受益証券または株式が本国において販売される予定である場合は、アイルランド中央銀行とAIFMの設立地であるEU加盟国の管轄当局は、保管受託銀行の管轄当局と協力および情報交換に関する取決めに署名するものとする。
- (b) 保管受託銀行は、有効な健全性規制（最低資本要件を含む。）およびEU法と同等の効力を有し、有効に実施されている監督に服するものとする。
- (c) 保管受託銀行の設立地である第三国は、FATFによって非協力国および領土として列挙されていない。
- (d) (i) 非EU籍のAIFがアイルランド籍のAIFMまたはその参考EU加盟国が本国である非EU籍のAIFMのいずれかによって運用される場合は、非EU籍のAIFの受益証券または株式が販売される予定のEU加盟国の管轄当局とアイルランド中央銀行は、保管受託銀行の設立地である第三国との間で、OECDの所得と財産に対するモデル租税条約の第26条に記載される基準を満たし、税務に関する有効な情報交換（多国間租税協定を含む。）を確保する協定に署名するものとし、または、
- (ii) 非EU籍のAIFの受益証券または株式が同国において販売される予定である場合には、アイルランド中央銀行とAIFMの設立地であるEU加盟国の管轄当局は、保管受託銀行の設立地である第三国との間で、OECDの所得と財産に対するモデル租税条約の第26条に記載される基準を完全に満たし、税務に関する有効な情報交換（多国間租税協定を含む。）を確保する協定に署名するものとする。
- (e) 保管受託銀行は、契約により、AIFまたはAIFの投資者に対し、(12)および(13)と矛盾しない責任を負うものとし、また、明示的に(11)に従うことに同意するものとする。

他のEU加盟国の管轄当局およびアイルランド中央銀行が(a)、(c)または(e)の適用により行なわれた評価に同意しない場合、アイルランド中央銀行および他の管轄当局は、ESMAが、規則(EU) No.1095/2010の第19条に基づき付与される権限に従って行為するようかかる事項をESMAに付託することができるものとする。

- (7) (a) 保管受託銀行は、通常、AIFのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとし、また、特に、AIFの受益証券または株式の購入の際に投資者または投資者の代理人が支払ったすべての支払金が受領され、また、現金勘定が要求されている市場において、AIFのすべての現金が、AIFの名義もしくはAIFに代わって行為するAIFMの名義、またはAIFに代わって行為する保管受託銀行の名義で指令(2006/73/EC)の第18条(1)の(a)(b)および(c)に記載された法人またはかかる法人と同一の性質を有する他の法人に開設された現金勘定に記入されることを確保するものとする。ただし、かかる法人が、有効な健全性規制およびEU法と同等の効力を有し、有効に実施され、また、指令(2006/73/EC)の第16条に定められた原則に従っている監督に服することを条件とする。
- (b) 現金勘定がAIFに代わって行為する保管受託銀行の名義で開設された場合は、(a)に記載された法人の現金および保管受託銀行自身の現金は、かかる勘定には記入されないものとする。
- (8) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの資産は、以下の通り、安全保管のために保管受託銀行に委託されるものとする。
- (a) 保管され得る金融商品に関しては、
- (i) 保管受託銀行は、保管受託銀行の帳簿上に開設されている金融商品勘定に登録され得るすべての金融商品および保管受託銀行に現物を引き渡すことのできるすべての金融商品を保管するものとする。
- (ii) かかる目的上、保管受託銀行は、保管受託銀行の帳簿上に開設されている金融商品勘定に登録され得るすべての当該金融商品が指令(2006/73/EC)第16条に定められている原則に従って、AIFの名義またはAIFに代わって行為するAIFMの名義で開設された分離勘定に登録されることを確保するものとし、これによりかかる金融商品は、常に、適用法に従って、AIFに属するものであると明白に識別され得るものとする。
- (b) その他の資産に関しては、
- (i) 保管受託銀行は、かかる資産のAIFまたはAIFにかわって行為するAIFMの所有権を確認するものとし、また、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが資産の所有権を有していると保管受託銀行が満足するかかる資産の記録を維持するものとする。
- (ii) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが所有権を有しているか否かの検証は、AIFまたはAIFMによって提供される情報または書類に基づいて行われるものとし、利用可能な場合は、外部の証拠に基づき行なわれるものとする。
- (iii) 保管受託銀行は、自身の記録を最新の状態に維持するものとする。
- (9) (7)および(8)に記載されている業務に加えて、保管受託銀行は、
- (a) AIFの受益証券または株式の販売、発行、買戻し、償還および取消しが、適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に従って行われることを確保するものとする。

- (b) AIFの受益証券または株式の価額が適用される国内法およびAIFの規則または設立証書および第20条で定められている手続に従って計算されることを確保するものとする。
 - (c) 適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に抵触しない限り、AIFMの指示を実行するものとする。
 - (d) AIFの資産に関する取引において、代価が通常の期限までにAIFに送金されることを確保するものとする。
 - (e) AIFの収益が適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に従って充当されることを確保するものとする。
- (10) (a) AIFMおよび保管受託銀行は、それぞれの役割において、誠実、公正に、専門家として、独立して、また、AIFおよびAIFの投資者の利益のために行為するものとする。
- (b) 保管受託銀行は、AIF、AIFの投資者、AIFMおよび保管受託銀行自身の間に利益相反を生じさせる可能性のあるAIFまたはAIFに代わるAIFMに関する業務を行わないものとする。ただし、保管受託銀行が職務上および序列上、保管受託業務の遂行を自身のその他の潜在的に相反する業務と分離し、潜在的利益相反が適切に確認され、管理され、監視され、また、AIFの投資者に開示された場合を除く。
- (c) 保管受託銀行は、(8)に記載されている資産をAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの事前の同意なしに再利用することはできないものとする。
- (11) (a) 保管受託銀行は、(8)に記載されている業務を除き、本規則に記載されている通り、自身の業務を第三者に委託することはできない。
- (b) 保管受託銀行は、以下の条件に従って、(8)に記載されている業務を第三者に委託することができる。
- (i) 業務は、本規則に規定されている要件を回避することを意図して委託されるものではないこと。
 - (ii) 保管受託銀行は、アイルランド中央銀行が要求する場合、アイルランド中央銀行に対し、委託には客観的理由があったことを示すことができること。
 - (iii) 保管受託銀行は、自身の業務の一部を委託することを希望する相手である第三者の選定および任命において、あらゆる相当な技能、注意およびデュー・デリジェンスを行使し、自身の業務の一部を委託した第三者および委託された事項に関する第三者による取扱いの定期的見直し、および継続的監視において、あらゆる相当な技能、注意およびデュー・デリジェンスを行使し続けること。
 - (iv) 保管受託銀行は、第三者に委託された業務の遂行期間中、常に、第三者が以下の条件を満たすことを確保すること。
 - (I) 第三者は、業務が委託されたAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの資産の性質および複雑さに適し、また、比例した仕組みおよび専門知識を有すること。

- (II) (8)(a)に記載されている保管業務に関し、第三者は、有効な健全性規制（最低資本要件を含む。）および関係する法域の監督に服するものとし、また、第三者は、金融商品を保管していることを確認するため外部の定期的監査を受けること。
 - (III) 第三者は、常に、特定の保管受託銀行の顧客に帰属すると明確に認識できるよう、保管受託銀行の顧客の資産、第三者自身の資産および保管受託銀行の資産から分離すること。
 - (IV) 第三者は、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの事前の同意なしで、また、保管受託銀行への事前の通知なしで、資産を使用しないこと。また、
 - (V) 第三者は、(8)および(10)に記載されている一般的義務および禁止に関する規定を遵守すること。
- (c) (b)(iv)の(II)にかかわらず、第三国の法律により、特定の金融商品が現地の法人によって保管されることが義務付けられており、かつ(II)に記載されている要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、第三国の法律により義務付けられている範囲内においてのみ、また、かかる要件を満たす現地の法人が存在しない限りにおいてのみ、以下が満たされることを条件として、かかる現地の法人に自身の職務を委託することができるものとする。
- (i) 関連するAIFの投資者は、投資を行う前に、かかる委託は、第三国の法律の法的制約により義務付けられるものであること、また、委託を正当化する状況にあることについて適式に通知されること、また、
 - (ii) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMは、かかる金融商品の保管にかかる現地の法人に委託するよう保管受託銀行に指示すること。
- (d) 第三者は、その後、同一の要件に従って、かかる職務を再委託することができる。かかる場合、必要な修正がなされた上で、(13)が該当する当事者に適用されるものとする。
- (e) 本項の目的上、指令(98/26/EC)に記載された（当該指令の目的上指定された）証券決済システムによるサービスの提供、または第三国の証券決済システムによる同様のサービスの提供は、保管業務の委託とはみなされないものとする。
- (12) (a) 保管受託銀行は、AIFまたはAIFの投資者に対し、保管受託銀行または(8)(a)に従って金融商品の保管が委託された第三者による紛失について、責任を負うものとする。
- (b) 保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、不当な遅滞なく、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMに対し、かかる金融商品と同一の種類の金融商品またはその相当する金額を返還するものとする。保管受託銀行は、かかる紛失が自身の合理的な管理を超える外部の事象により生じたこと、またこれを回避するためにあらゆる合理的な努力を払ったにもかかわらずかかる結果を回避することができなかったことを証明することができる場合は、責任を負わないものとする。

- (c) 保管受託銀行は、保管受託銀行の過失または保管受託銀行が本規則に基づく自身の義務を適切に履行することを故意に怠ったことによりAIFまたはAIFの投資者が被ったその他のあらゆる損失について、AIFまたはAIFの投資者に対し責任を負うものとする。
- (13) (a) 保管受託銀行の責任は、(11)に記載されている委託により影響を受けないものとする。
- (b) (a)にかかわらず、(11)に基づき第三者によって保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、以下を証明することができれば責任を免除され得るものとする。
- (i) (11)の(b)に記載されている保管業務の委託に関するすべての要件が満たされていること。
- (ii) 保管受託銀行と第三者との間の書面による契約によって、保管受託銀行の責任が明示的に第三者に移転され、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、金融商品の紛失に関し、第三者に請求を行うことが可能であるか、または保管受託銀行がかかる請求を上記の者に代わって行うことが可能であること。
- (iii) 保管受託銀行とAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMとの間の書面による契約によって、保管受託銀行の責任が明示的に免除され、かかる免除の約定に関する客観的な理由が確立していること。
- (14) さらに、第三国の法律により、特定の金融商品が現地の法人によって保管されることが義務付けられており、かつ(11)(b)(iv)の(II)に記載されている要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、以下の条件が満たされることを条件として、自身の責任を免れ得るものとする。
- (a) 関係するAIFの規則または設立証書が、本項に記載されている条件に基づき、かかる免除を明示的に許可すること。
- (b) 関連するAIFの投資者が、投資を行う前に、かかる免除および免除を正当化する状況について適式に通知されていること。
- (c) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、かかる金融商品の保管を現地の法人に委託するよう保管受託銀行に指示したこと。
- (d) かかる免除を明示的に許可する保管受託銀行とAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMとの間の書面による契約が存在すること。
- (e) 保管受託銀行の責任が明示的に現地の法人に移転され、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、金融商品の紛失に関し、現地の法人に請求を行うことが可能であるか、または保管受託銀行がかかる請求を上記の者に代わって行うことが可能である保管受託銀行と第三者との間の書面による契約が存在すること。
- (15) 投資者に対するAIFの責任は、保管受託銀行、AIFMおよび投資者の間の法律上の関係によって、AIFMを通して直接的または間接的に効力を生じ得るものとする。

- (16) (a) アイルランド籍のAIFの場合、保管受託銀行は、アイルランド中央銀行から要求があった場合、AIFの業務の遂行中に入手し、アイルランド中央銀行またはAIFMの管轄当局が必要とするあらゆる情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。アイルランド中央銀行とAIFMの管轄当局が異なる場合、アイルランド中央銀行は、遅滞なく受け取った情報をAIFMの管轄当局と共有するものとする。
- (b) 本国において設立された保管受託銀行を任命した非EU籍のAIFの場合、保管受託銀行は、アイルランド中央銀行から要求があった場合、AIFの業務の遂行中に入手し、AIFの管轄当局またはアイルランド中央銀行が必要とする情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。アイルランド中央銀行は、遅滞なく受け取った情報をAIFの管轄当局およびAIFMの管轄当局（アイルランド中央銀行とは異なる場合）と共有するものとする。

関係法人

(a) 投資顧問会社

多くの場合、ユニット・トラストの管理会社は他の会社と投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

(b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

(B) 有限責任組合型の投資信託

ILPは1994年の有限責任組合型投資信託法（2020年有限責任組合型投資信託（改正）法による改正を含む。）に基づいている。ILPはアイルランド中央銀行の認可および監督に服し、アイルランド中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

ILPは、組合契約が締結された日に認可される。組合契約は、この構造のファンドの準拠書類である。組合契約は、ジェネラル・パートナーと一または複数のリミテッド・パートナーの間で締結される。ジェネラル・パートナーは、管理会社に類似する役割を担い、通常、投資運用者を任命する。取締役会は存在せず、そのため経費を削減することができ、投資運用者は、より大きな支配権を有することになる。リミテッド・パートナーは投資家であり、その責任は、自己の投資額を超えない。当該構造は法人化されないため、それ自体は法主体ではなく、すなわち自己の名義で契約を締結することはできない。

税金に関しては、各パートナーは、個別の取引を行うものとして扱われるため、ILPの損益は、組合契約に基づく利益分配の権利に従い、複数のパートナー間で配分される。ILPは、「組合財産」の性質上、オープン・エンド型構造にはあまり適していない。

ILPは、アイルランドに進出している外国投資運用会社にとって利便性のあるものであり、ルクセンブルグおよびケイマン諸島において一般的に利用されている。ILPの一般的な戦略には、プライベート・デット、ベンチャー・キャピタルおよび不動産が含まれる。

(C) CCF

CCFに適用される法律は、当該ファンドの規制区分によって異なる。UCITSのCCFは、アイルランド規則に基づいており、AIFのCCFは、2005年法に基づいている。両者はアイルランド中央銀行の認可および監督に服する。

保管受託銀行と管理会社またはAIFMの間で設立証書が締結される。この書類の締結日が、CCFの認可日となる。ILPと同様に、CCFは法人化された事業体ではないため、独立した法人格を有しない。したがって、CCFの資産は、保管のために保管受託銀行に委託される。

CCFは、機関投資家に最も適しており、多くの欧州の投資家によく知られているものである。投資家は、株式または受益証券ではなく、ファンドの原投資対象の比例持分を直接的に保有しているものとして扱われることから、CCFには税務上の透明性がある。

(D) 会社型の投資信託

() 会社型の投資信託は、アイルランド規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立される。

UCITSまたはAIFの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するAIFの会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限（授權資本）が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面でまたはプレミアム付で発行することができる。

(II) 変動資本を有する会社型投資信託（VCC）

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、有限責任会社の特殊な形態であり、アイルランド会社法の規定は、（UCITSとの関係で）アイルランド規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたは（1995年8月1日以降は）AIFのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面で全額払込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

アイルランド規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- (a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人の変更はアイルランド中央銀行に届出て、アイルランド中央銀行の承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも株式を発行することができること。
- (d) VCCは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) VCCの株式は、VCCの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払込まれない限り、VCCは株式を発行しないこと。
- (g) VCCの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。
- (h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること（UCITSについては1か月に最低2回とする。）。アイルランド中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。(j) 定款中にVCCが負担する費用を規定すること。
- (k) 株式は全額払込まれなくてはならず、かつ株式は無額面であること。
- (l) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、AIF型のVCCに同様に適用される。ただし、アイルランド中央銀行が(d)の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてAIFのVCCが、一部払込済株式の発行が認められる財産またはベンチャー／開発キャピタル手段として設立されている場合については、この限りではない。

（ ）固定資本を有する会社型投資信託（FCC）

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1ユーロ・セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1ユーロ・セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、AIFのVCCに適用されない。

（ ）アイルランド集団資産運用ビークル（ICAV）

ICAV は、投資ファンドのために特別に設計された会社型ファンドの仕組みの一種である。ICAV は、ICAV 法に基づき、アイルランド中央銀行に登録されることにより設立され、成立する。ICAV は、その後、UCITSファンドまたはAIFファンドとしてアイルランド中央銀行により承認され、かつ、規制される。ICAV は、投資ファンドのために特別に設計されているため、アイルランドにおいて資金を保有するために用いられてきた従来のアイルランドの会社型ビークルである会社型投資信託に勝るいくつかの便益をもたらすものである。その一つとして、保管受託銀行が当該変更の内容に関して一定の証明を行うことができることを条件として、株主の承認を要することなくICAV の設立関連書類を変更することができるが含まれる。ICAV の取締役は、ICAV の株主に対し、当該決定に関する通知を60日以内に行うことを条件として、年次総会を開催しないことができる。ICAV 法は、アンブレラICAV の中の個々のサブ・ファンドについて個別に財務報告書を作成することができる柔軟性を備えている。会社型投資信託とは異なり、AIFとして設立されたICAV は、リスク分散の原則に服することではなく、そのため、AIFのICAV は、アイルランド籍のAIFファンドに適用される規制上の制度に基づき単一資産のファンドとして構成することができる。

ICAV への転換

会社法またはUCITS規則に従い会社型投資信託として設立されたUCITSファンドおよびAIFファンドは、ICAV 法に定められる転換プロセスに従い、ICAV に転換することができる。会社型投資信託からICAV への転換には継続性が認められ、従って、アイルランド中央銀行へのICAV として登録された場合も、会社型投資信託として設立され、かつ、登録されていた会社が、そのように設立、かつ登録されていた間（すなわち、ICAV として登録される前）に締結された契約、可決された決議または行われたその他の行為もしくは事項に影響を及ぼさず、また当該会社型投資信託もしくはいずれかの者の権利、権能、機能、責任または義務に影響を及ぼし、または当該会社型投資信託によるもしくはこれに対する法的手続に瑕疵を生じるように作用しない。ICAV の仕組みは、アイルランドにおけるICAV への転換、ICAV としての登録および存続を希望する、財務大臣が定めるその他の「関連する法域」の会社型投資信託も利用可能である。

（ ）会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)および3.(A)(5)記載のユニット・トラストに適用される投資制限は、UCITS型およびAIF型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

（ ）会社型投資信託

- (A) (i) アイルランド中央銀行は、ある会社型投資信託が実行する事業タイプについて、その各取締役の評判があまり芳しくないかまたは経験が十分ではない場合には、当該会社型投資信託を認可しないものとする。
- (ii) 会社型投資信託の取締役の氏名およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は、アイルランド中央銀行に通知しなければならない。
- (iii) 会社型投資信託は、認可が付与され次第、速やかに事業を開始することができる。
- (iv) 会社型投資信託は、自らのポートフォリオの資産のみを運用することができ、いかなる状況においても、第三者を代理して資産を運用する委任を受けることはできない。

(B) 会社型投資信託が管理会社を任命していない場合、

- (a) アイルランド中央銀行は、以下の場合に会社型投資信託を認可する。
- (i) 会社型投資信託が最低300,000ユーロの当初資本を有する場合
- (ii) 会社型投資信託が、アイルランド中央銀行に、認可申請書にその組織構造を記載した業務プログラムを提出している場合
- (iii) 会社型投資信託の業務の遂行が、アイルランド規則第41条(1)に基づきアイルランド中央銀行が定める条件を充足する最低2名の者により決定される場合
- (b) 会社型投資信託と他の自然人または法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行う。
- (c) アイルランド中央銀行はまた、会社型投資信託が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非EU加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難が、アイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、認可を拒否する。
- (d) 会社型投資信託となる予定のものは、認可が付与されたか否かについて、完全な申請書の受領日から6か月以内に通知される。認可が拒否された場合には、その理由が通知される。
- (e) UCITS IV規則において、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第134条(2)(b)で定められる意味を有する。

(C) 業務の委任

- (a) 会社型投資信託は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
- (i) アイルランド中央銀行は適切な方法でその旨の通知を受けていること。
- (ii) 委任は、会社型投資信託に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、会社型投資信託がその投資家の最善の利益のために行為することまたは会社型投資信託が投資家の最善の利益のために運用されることを妨げてはならないこと。

- (iii) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対して委任が行われること。委任は、会社型投資信託が定期的に定める投資基準に従うことを要すること。
 - (iv) 委任が投資運用に関わるもので、非EU加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する非EU加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。
 - (v) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が会社型投資信託または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われないこと。
 - (vi) 会社型投資信託の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
 - (vii) 委任は、会社型投資信託の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
 - (viii) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
 - (ix) 会社型投資信託により発行される目論見書は、会社型投資信託が委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (b) 会社型投資信託または受託会社のいずれの責任も、会社型投資信託が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また会社型投資信託は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。
- (D) (a) アイルランド中央銀行は、本規定に基づき授權された管理会社を指定しなかった会社型投資信託が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (b) 特に、アイルランド中央銀行は、会社型投資信託の性質も考慮しつつ、会社型投資信託が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていることを要請するが、これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または当初資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、会社型投資信託に関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに会社型投資信託の資産が設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。

() 関係法人

(a) 受託会社 / 保管受託銀行

UCITSの資産の保管は、アイルランド規則第33条により、受託会社 / 保管受託銀行に委託されなければならない。ただし、同規則第48条および第49条により、以下のいずれかの場合は、アイルランド中央銀行の裁量により、受託会社を置く義務が免除される。

- (i) 認可された会社型投資信託で、その株式が上場されている一または複数の証券取引所を通じてのみ株式が販売される場合。

- (ii) 認可された会社型投資信託で、その株式の80%以上がその定款で指定された一または複数の証券取引所を通じて販売される場合。ただし、かかる株式は、その販売地域内に存するEU加盟国の証券取引所に上場されており、かつ、かかる会社型投資信託がかかる証券取引所外で行う取引は、証券取引所の取引価格でのみなされる場合に限る。かかる会社型投資信託の定款は、株式の販売国において証券取引所外における取引価格を値付けする証券取引所を特定しなければならない。

また上記(i)または(ii)の場合に該当する会社型投資信託は、

- (aa) 株式の純資産価格の計算の方法を定款に記載し、
(bb) 株式の証券取引所価格がその純資産価格から5%を超えて離れないよう市場に介入し、かつ
(cc) 株式の純資産価格を確定し、少なくとも週に二度アイルランド中央銀行に伝達し、かつ少なくとも月に二度公表しなければいけない。

上記3に記載のユニット・トラストの受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管受託銀行に適用される。ただし、(a)ユニット・トラストに関する記載は、会社型投資信託に関する記載として、(b)受益証券の記載は、株式の記載、(c)1990年ユニット・トラスト法の記載は、会社法またはアイルランド規則（いずれか適用あるもの）の記載および(d)信託証書の記載は、定款の記載として解釈される。

ただし、かかる規則は、会社の収益への公衆による直接または間接の参加の便宜を促進することによる資本金の調達を禁じられている会社型投資信託の保管受託銀行には適用されない。

(b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記(VII)「関係法人」(a)(i)中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

(A) 設立関係法令

- () アイルランド会社法が、ユニット・トラストにおける管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。ICAV法が、ICAVに対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社またはICAVの場合に適用される。

(II) 会社設立の要件

最低2名の株主が存在すること。

(III) 定款の記載事項

定款または設立文書には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (a) 引受株主の身元
(b) 会社の形態および名称
(c) 会社の目的
(d) 引受資本および授權資本（もしあれば）の額。さらに、AIFのVCCの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。

- (e) 申込時の払込額
- (f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- (g) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- (h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名
- (i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容
- (j) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
- (k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の権限の記載
- (l) 存続期間（適用ある場合）
- (m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担するすべての費用および報酬の見積

(IV) アイルランド規則にはユニット・トラストの設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

(V) アイルランドにおける投資信託の認可

- (a) UCITS IV規則第8条はアイルランド内のUCITSの認可要件を規定している。
 - (i) 次の投資信託はアイルランド中央銀行から認可を受けることを要する。
 - (aa) アイルランド国内に所在するUCITS。本規定のUCITSは、会社型投資信託または管理会社が、その本店および登記簿上の事務所をアイルランド国内に有するUCITSをいう。
 - (bb) 他のEU加盟国に所在するUCITSではあるが当該EU加盟国の監督官庁の認可を受けていないもので、その受益証券または株式がアイルランド国内またはアイルランドから外国に向けて募集もしくは販売される場合。
 - (ii) アイルランド規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所（高等法院）に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。
- (b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、アイルランド規則に定められ、同規則第121条によりUCITSの監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。
- (c) アイルランド規則による目論見書等の要件

会社型投資信託または管理会社により公表される情報

- (1) 会社型投資信託および管理会社（会社型投資信託が運用するCCFおよびユニット・トラストそれぞれについて）は、以下を公表するものとする。
- (a) 目論見書
 - (b) 各会計年度の年次報告書
 - (c) 会計年度の上半期を対象とする半期報告書

(2) 年次報告書および半期報告書は、その該当期間の終了から以下の期限内に公表されるものとする。

- (a) 年次報告書の場合は4か月以内
- (b) 半期報告書の場合は2か月以内

目論見書および定期報告の記載情報

- (1) (a) 目論見書は、投資者が提案された投資および特にこれに伴うリスクについての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報を含まなければならない。
(b) 目論見書は、投資証券とは別に、ファンドのリスク内容につき明確かつ容易に理解可能な説明を記載しなければならない。
- (2) 目論見書は少なくともUCITS IV規則付属書類11に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報がUCITS IV規則第91条(1)に従い当該目論見書に添付された信託証書、設立証書または定款に既に記載されている場合はこの限りではない。
- (3) 会社の取締役は、当該会社の各会計年度についての単体財務報告書を作成するものとする。
- (4) 会社法第290条に基づき作成される単体財務報告書は、会社法第293条に基づくグループ財務報告書を作成しない会社の法定財務報告書とする。
- (5) 会社法第290条(5)から(8)までおよび第296条に従い、会社の単体財務報告書は、（当該会社の選択により、）(a)会社法第291条と、(b)国際財務報告基準および会社法第292条のいずれか一方に従って作成されるものとする。
- (6) (a)会社法第291条に従って作成された単体財務報告書は、「会社法適用単体財務報告書」と称され、会社法においても「会社法適用単体財務報告書」といい、これは、今後、同条に従ったかかる報告書の作成が義務付けられた場合においても適用され、また、(b)国際財務報告基準および会社法第292条に従って作成された単体財務報告書は、「IFRS適用単体財務報告書」と称され、会社法においても「IFRS適用単体財務報告書」といい、これは、今後、当該基準および同条に従ったかかる報告書の作成が義務付けられた場合においても適用される。
- (7) 株主による利益の獲得を目的としない会社については、単体財務報告書は、会社法第291条に従って作成されるものとする。
- (8) 会社の取締役がIFRS適用単体財務報告書を作成した最初の会計年度（以下「IFRS適用初年度」という。）後において、当該会社のその後の単体財務報告書はすべて、会社法第290条(7)に定める関連する状況の変化が生じていない限り、国際財務報告基準および会社法第292条に従って作成されるものとする。
- (9) IFRS適用初年度中またはその後のいずれかの時点で、(a)当該会社がIFRS財務報告書を作成しない他の会社の子会社となった場合、(b)当該会社が、非公開株式会社として再登録を行ったため、EEA加盟国の規制された市場での取引が認められた証券の発行会社ではなくなった場合、または(c)当該会社の持株会社がEEA加盟国の規制された市場での取引が認められた証券の発行会社ではなくなった場合には、関連する状況の変化が生じたものとする。
- (10) 会社について、関連する状況の変化が生じた後に会社法適用単体財務報告書が作成された場合、当該会社の取締役はその後、当該会社のIFRS適用単体財務報告書を作成することができ、当該IFRS適用単体財務報告書がその後作成された会計年度がIFRS適用初年度であるものとして、会社法第290条(6)および(7)が適用されるものとする。

- (11) 半期報告書は少なくとも2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2011年第352号）（改訂済）の付属書類12第1項ないし第4項に規定される情報を含まなければならない。UCITSが中間配当を支払ったかまたは支払う提案を行った場合、数値は、関連する半期に関する税引後の実績および支払われたもしくは提案された中間配当を示すものとする。

規則第89条の補足規定

- (1) 規則第89条に従いUCITSにより発行された目論見書は、UCITSが投資する権限を与えられている資産のカテゴリーを明示的に開示するものとする。UCITSが金融派生商品の取引を行う権限を与えられている場合、目論見書は、以下の事項を示す顕著な記述を含まなければならない：
- (a) かかる業務がヘッジ目的でまたは投資目標を達成する目的で行われる可能性があること、また
 - (b) かかる取引がUCITSのリスク内容に与える可能性のある影響
- (2) UCITSは、
- (a) 主に、以下のものに投資するか、または
 - (i) 預金
 - (ii) UCITSもしくはその他集合的な投資を行う投資信託またはその両方、または
 - (iii) 金融派生商品
 - (b) 規則第71条に従い株式または債務証券を反復することを目指す場合、目論見書の投資方針に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。
- (3) UCITSの純資産価格について、用いられる可能性のあるポートフォリオ構成またはポートフォリオ運用手法によりボラティリティが高くなる可能性がある場合、目論見書は、かかる特徴に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。
- (4) UCITSの管理会社または会社型投資信託は、受益者に対して、請求に応じて、以下に関連する補足情報を提供するものとする：
- (a) 適用される定量的リスク管理
 - (b) 用いられるリスク管理手法、および
 - (c) UCITSが関与する主な商品カテゴリーのリスクおよびイールドの最新の変化

信託証書等の目論見書等への添付

- (1) (2)に従い、会社型投資信託の信託証書、設立書類または定款は、目論見書の不可欠な部分を構成し、それに添付されるものとする。
- (2) (1)に記載される書類は、目論見書に添付される必要はない。ただし、投資家が請求により当該書類を受領することまたは受益証券が売買される各国において参照することのできる場所を通知されるものとする。

- (3) (a) 会社型投資信託の発行する予備目論見書または類似する文書は、以下の事項を目立つ場所に明示的に記載するものとする：
- (i) 受益証券の申込または購入の提案または勧誘を構成するものではないこと。
 - (ii) 書類がアイルランド中央銀行により承認または検討されていないこと。
 - (iii) すべての関連情報を記載していない可能性があり、また、記載される情報は変更される可能性がありかつ依拠されてはならないこと。また、
 - (iv) 言及される会社型投資信託は、アイルランド中央銀行により承認されていないこと。
- (b) アンプレラ型ファンドの場合、目論見書は、1つのサブ・ファンドから他のサブ・ファンドへの投資対象の切り替えに適用される手数料を明示的に記載するものとする。

更新される目論見書

目論見書の主要素は更新されるものとする。

財務情報の監査

年次報告書に記載される財務情報は会社法に従い監査を法的に授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けるものとする。監査人の報告書は、いかなる修正を含め、年次報告書に完全に転載されるものとする。

アイルランド中央銀行等に提供される目論見書等

アイルランド中央銀行によって認可されたUCITSは、目論見書またはその変更ならびに年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に送付するものとする。UCITSは、請求に応じ、その管理会社の本部のある国の管轄当局に対して当該文書を提供するものとする。

投資家に対する目論見書等の提供

- (1) 目論見書ならびに直近の年次報告書および半期報告書は、請求に応じ無料で投資家に提供されるものとする。
 - (2) 目論見書は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより提供されうる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
 - (3) 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITS IV規則の第98条において言及される主要投資家情報に規定される方法で、投資家に提供されるものとする。
- 年次報告書および半期報告書の書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。

他の情報の公表

受益証券の価格の公表

- (1) (2)に従い、UCITSは、受益証券を発行、販売、買戻しおよび償還するたびに、かつ少なくとも月に二度、受益証券の発行、販売、買戻しおよび償還価格を適切に公表するものとする。
- (2) ただし、アイルランド中央銀行は、UCITSがその評価の回数を月に1回まで減らすことを認めることができるが、かかる回数の減少は受益者の権利を害さないものとする。

投資家に対するマーケティング・コミュニケーション

投資家に対するすべてのマーケティング・コミュニケーションは、その旨明示的に特定できるものとする。マーケティング・コミュニケーションは、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。特に、UCITSに関する具体的な情報を記載し、かつUCITSの受益証券の購入を勧誘するマーケティング・コミュニケーションは、目論見書に記載される情報および規則第98条において言及される主要投資家情報の重要性に反するかまたはそれを退ける記述を行わないものとする。マーケティング・コミュニケーションは、目論見書が存在すること、また規則第98条において言及される主要投資家情報が入手可能であることを示すものとする。マーケティング・コミュニケーションは、投資家または潜在的投資家がかかる情報または書類を入手できる場所および文言または当該情報または書類へのアクセス権を入手できる方法を記載するものとする。

主要投資家情報

投資家向け主要情報の作成

- (1) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各CCFおよび投資信託については管理会社は、投資家向け主要情報を記載する簡単な書類を作成するものとする。かかる書類は、UCITS IV規則の「主要投資家情報書類」に言及するものとする。「主要投資家情報」という用語を、当該書類に明確に記載するものとする。
- (2) 主要投資家情報は、関連するUCITSの本質的特徴に関し適切な情報を記載するものとし、投資家が提供される投資商品の内容およびリスクを理解し、それ故に、情報に基づき投資決定を行うことができるよう、投資家に提供される。
- (3) (a) 主要投資家情報は、関連するUCITSに関し以下の主要素について情報を提供するものとする：
 - (i) UCITSの確認
 - (ii) 投資目的および投資方針の簡単な説明
 - (iii) 過去の実績の概要または関連する場合には実績の状況
 - (iv) 経費および関連費用、ならびに
 - (v) 投資リスク / 利益の内容（関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関する適切なアドバイスおよび警告を含む。）(b) かかる主要素は、他の書類に言及することなく、投資家が理解できるものとする。
- (4) 主要投資家情報は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を要求に応じてかつ無償でいつでも入手できる場所および方法を含め投資提案に関する追加情報の取得場所および取得方法ならびに当該情報が投資家に提供される旨の文言を明示的に記載するものとする。

- (5) 主要投資家情報は、簡潔かつ専門用語を使わずに記載されるものとする。かかる情報は、比較を考慮して一般的な形式で作成され、一般投資家が理解しやすい方法で提示されるものとする。
- (6) 主要投資家情報は、変更または補足（翻訳を除く。）が行われることなく、規則第117条に従い受益証券を売り出すためにUCITSが通知されるすべてのEU加盟国において使用されるものとする。

契約前情報等

- (1) 主要投資家情報は、契約前情報を構成するものとする。当該情報は、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。当該情報は、目論見書の関連部分と一致するものとする。
- (2) 主要投資家情報が誤解を生じるものではないか、正確であるかまたは目論見書の関連部分と一致する場合に限り、ある者は、主要投資家情報（当該情報の翻訳を含む。）にのみ基づいて民事責任を負わないものとする。主要投資家情報は、この点に関し、明示的な警告を記載するものとする。

主要投資家情報の提供時期

- (1) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各CCFおよび投資信託については管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売する場合、UCITSの受益証券の申込を提案する前に、UCITSに関する主要投資家情報を投資家に対して適時に提供するものとする。
- (2) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各CCFおよび投資信託については管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた投資家に対して完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売しない場合、要求に応じて、かかるUCITSまたは当該UCITSのリスク・エクスポージャーを伴う製品を販売するかまたはかかるUCITSまたは製品への潜在的投資について助言を行う製品メーカーおよび仲介機関に対して主要投資家情報を提供するものとする。UCITSを販売するかまたはUCITSの投資家または潜在的投資家に助言を行う仲介機関は、顧客または潜在的顧客に対して主要投資家情報を提供し、また、MIFID規則第76条およびMIFID規則第77条（該当する場合）を遵守するものとする。
- (3) 主要投資家情報は無料で投資家に提供されるものとする。

主要投資家情報の提供手段

- (1) ICAV、会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各CCFおよび投資信託については管理会社は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより主要投資家情報を提供することができる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- (2) また、最新の主要投資家情報が、会社型投資信託または管理会社のウェブサイト上で提供されるものとする。

アイルランド中央銀行等に主要投資家情報を提供するUCITS

- (1) UCITSは、主要投資家情報およびその変更をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (2) 主要投資家情報の主要素は、最新情報が維持されるものとする。

実質的所有者名簿の維持

- (1) 2021年欧州連合（マナー・ロンダリング対策：信託の実質的所有権）規則（以下「BO規則」という。）が2021年4月24日に発効した。BO規則は、アイルランド法において第4次マナー・ロンダリング指令（EU）2015/849（以下「MLD4」という。）（第5次マナー・ロンダリング指令（EU）2018/843（以下「MLD5」という。）による改正を含む。）の第31条を実施し、信託の受託会社に対して、実質的所有者を特定する義務を課すことを要求するものである。BO規則は、集団投資スキームの場合、法律に基づき受託会社に課せられる義務が、関連ファンドの管理会社に課せられることを明記している。
- (2) BO規則は、受託会社に対して、信託の実質的所有者に関する「適切、正確かつ最新の情報」を取得し、保持するために「あらゆる合理的な措置」を講じることを要求している。かかる情報には、各実質的所有者の氏名、生年月日、国籍および居住地住所が含まなければならない。
- (3) 「実質的所有者」は、関連信託（2010年刑事司法（マナー・ロンダリングおよびテロ資金供与）法（その後の改正を含む。）において「証書またはその他の書面による宣言により設立される明示的な信託」として定義される。）に関連して、以下のいずれかを意味する。
 - i. 当該利益を無効にできるか否かを問わず、関連する信託財産の資本に対する占有権、残余権または復帰権における確定的持分に対する権利を有する個人
 - ii. 専らiにおいて言及される個人のために設定されまたは運営されるものを除く関連する信託の場合、当該信託の設定または運営の目的とされるクラスの個人
 - iii. 関連する信託に対する支配権を有する個人
 - iv. 委託者
 - v. 受託者
 - vi. プロテクター

以下を含む数多くの取決めが関連信託の定義から除外されている。

- (i) 1997年統合租税法パート30第1章に基づき認可された制度である企業年金制度
 - (ii) 既存の規則により、ICAV、信用組合およびユニット・トラストの実質的所有者の中央名簿に登録されることが要求されるユニット・トラスト
 - (iii) 規定される可能性のあるその他の取決めまたは特定のクラスの取決め
- (4) 受託会社（または集団投資スキームの場合は管理会社）は、信託のすべての実質的所有者の詳細ならびに各実質的所有者が名簿に登録された日付および適用ある場合はかかる者が信託の実質的所有者でなくなった日付の情報を含むものとする実質的所有者名簿（以下「本名簿」という。）を設置しなければならない。本名簿は、最新の情報を維持し、実質的所有権に変更が発生した場合はその時点で当該変更を反映しなければならない。本名簿は、要求に応じて、歳入委員会、アイルランド中央銀行、財務省およびその他の管轄当局に提供されなければならない。

- (5) ユニット・トラストの場合、受託会社は、関連する信託の実質的所有者に関する情報をその受益者から取得する方法を検討する必要がある。受託会社はまた、本名簿の維持および更新の責任について、受託会社自身またはこれを代理して行為する法主体のいずれが負うか決定しなければならない。
- (6) BO規則は、歳入委員会によって維持される「信託の実質的所有者の中央名簿」（以下「中央名簿」という。）の設置について規定する。受託会社は、関連信託の実質的所有者に関する情報を中央名簿に届け出る（かつ、これを最新の状態に保つ）義務を負う。
- (7) AML規則は、受託会社に対して、関連する信託の実質的所有者を特定するために講じられた措置を記録し、当該信託に基づく最終分配が行われた日付から少なくとも5年間は、かかる記録を保持することを要求している。
- 信託の受託会社がその他の「指定者」（マネー・ロンダリング/テロ資金供与対策の目的で規制対象になっているその他の法主体）と関与する場合、受託会社は、かかる法主体に対して、自らが受託者の資格において行為している旨を通知しなければならない。受託会社はまた、かかる指定者に対して、信託の実質的所有者の詳細を要求に応じて提供し、また関連ある場合は、信託の実質的所有権の変更について通知しなければならない。
- (8) 受託会社がBO規則に定める義務を遵守しない場合は違反行為となる。不遵守に対する罰則は、起訴に基づく有罪判決による500,000ユーロ以下の罰金および非陪審判決または起訴に基づく有罪判決による12か月以下の禁固刑である。

金融サービスセクターにおける持続可能性関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会サステナブルファイナンス開示規則（EU）2019/2088（以下「SFDR」という。）

SFDRは、規則の実体規定の発効日を2021年3月10日として、資産運用者およびその他の金融市場参加者に対して強制的な環境、社会およびガバナンス（以下「ESG」という。）開示義務を課すものである。SFDRのレベル1に基づき管理会社に対して課されるハイレベルなプリンシパル・ベースの開示義務により、管理会社は、投資に関連する金融リスクについての考え方およびその投資意思決定プロセスに持続可能性リスクを統合する方法に関する方針を投資家に対して開示することを要求される。

SFDRにおいて、持続可能性リスクとは「発生した場合に、投資対象の価値に実際にまたは潜在的に重大な悪影響を及ぼす可能性のある環境、社会またはガバナンスに関する事象または条件」と定義されている。したがって、これは、環境的または社会的なリスクの結果として投資対象の価値が重大な悪影響を受ける可能性があるというリスクに関係している。かかるリスクは、関連する投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合にのみ考慮する必要があるという点にも留意するべきである。

SFDRに基づき、2021年3月10日から、すべての管理会社（ESGファンドを運用しているか否かを問わない。）は、その報酬方針が持続可能性リスクの統合とどのように整合するかを説明できるようにするために当該方針を改訂する必要があった。すべての管理会社は、そのウェブサイトにおいて、投資意思決定プロセスへの持続可能性リスクの統合に関する方針についての情報を提供する必要がある。運用中の各ファンドの目論見書においても、持続可能性リスクが投資意思決定プロセスに統合される方法に関する情報を提供しなければならない。定期報告書および管理会社のウェブサイトにおいて入手可能な情報を通じて、ファンドへの投資前および投資期間中の両方において、ESGファンドの投資家に対して重要な追加情報を提供しなければならない。ESGファンドは、SFDRに定められる「第8条ファンド」または「第9条ファンド」に区分される。

SFDR第8条（1）項は、ファンドが第8条ファンドに該当するためには、(i)環境的または社会的特性を推進すること、および(ii)良好なガバナンス慣行に従った会社に投資することが必要であると規定している。

第9条（1）ファンドとは、持続可能な投資を目的とし、参照ベンチマークが指定されているファンドをいう。第9条（2）ファンドは、持続可能な投資を目的とするが、参照ベンチマークが指定されておらず、アクティブ投資戦略を追求するファンドをいう。第9条（3）ファンドとは、持続可能な投資を目的としていないファンドをいう。これらは二酸化炭素排出量削減という明確な目的を有するファンドである。

欧州委員会はSFDRのレベル2の適用開始を2022年7月1日から2023年1月1日に延期した。SFDRのレベル2は、ESGファンドのマネージャーが遵守すべき詳細な要件を規定しており、それには欧州委員会が承認した委員会委託規則に規定されるプロスペクトスの拡充およびウェブサイト開示義務が含まれる。委員会委託規則には、タクソノミー規則（以下で説明する。）第5条または第6条に該当する第8条ファンドおよび第9条ファンドに課されるすべてのレベル2の開示義務が規定されている。委員会委託規則は、欧州議会および欧州理事会で検討されているが、その公表は、2023年1月1日に施行される委員会委託規則の遵守に向けて対応を進めている関係業界からも歓迎されている。

2023年2月17日に、既存のSFDRレベル2規則を改訂する委員会委託規則（EU）2023/363（以下「改訂SFDRレベル2規則」という。）が官報に掲載され、2023年2月20日に施行された。改訂SFDRレベル2規則は、SFDR第8条または第9条の適用範囲に該当するファンドが使用しなければならない契約前附則および定期報告附則を更新し、EUタクソノミーに沿った化石ガスおよび原子力の経済活動に対する関連ファンドのエクスポージャーに関する追加的な質問を組み込んでいる。また、他にもいくつかの追加変更を既存のSFDRレベル2規則に加えている。

2023年4月12日に、欧州監督当局（以下「ESA」という。）は、原案通り実施されれば特定の金融市場参加者にとって重要な影響を有する可能性のあるSFDRレベル2規則を改正する一連の提案をまとめた諮問書を公開した。ESAが提示した、主要な悪影響の指標および温室効果ガス排出目標の開示に関する提案は、2022年4月に欧州委員会がESAに対して行った要請に対応するものであるが、ESAはこれを機に他にも追加的なSFDRレベル2規則の変更を提案している。

2023年12月4日、ESAは、SFDRレベル2規則を強化する委員会委託規則（EU）2022/1288の目標改正案を含む最終報告を公表した。これは、上記の協議プロセスに沿ったものである。改正案には、「持続可能な投資」の統一の計算法、第8条ファンドまたは第9条ファンドの契約前附則および定期報告附則における温室効果ガス排出量削減目標に関する新たな開示、ならびに投資家に対して「主要情報」を提供するための第8条ファンドおよび第9条ファンドの契約前附則および定期報告附則の第1面に関する新たなダッシュボード要件が含まれる。

2023年12月14日、ESMAは、ESGまたは持続可能性に関連する用語を使用したファンドの名称に関するガイドラインについての最新情報を公表した。その名称に「持続可能」という用語または関連用語を用いているファンドは、持続可能性に関する特性に適合し、または持続可能性に関する目的を達成するために用いられる投資の最低割合80%を適用することが要求されることになる。

2024年1月12日、ESMAは、SFDRに関する統合Q&Aの改訂版を公表した。この改訂版では、第6条ファンド、第8条ファンドおよび第9条ファンドの区別や様々な要件に関する多くの点が明確化されている。「持続可能な投資」の定義は、第2条(17)に定められているが、ある投資のESG目的に対する貢献度を判断するための特定のアプローチについては概説されていない。ただし、事業体は、投資を評価する際に用いている方法を開示しなければならず、「著しい害なし」のテストも適用される。

規則(EU)2019/2088を改正する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU)2020/852（以下「タクソノミー規則」という。）

持続可能なファイナンスに関する欧州委員会のアクションプランに基づくイニシアチブの一つが、持続可能な活動に関する統一された分類を導入するタクソノミー規則である。

タクソノミー規則は、(i)投資目的に照らして環境上持続可能とされる経済活動に関する統一的な分類制度を導入するものであり、(ii)ESGファンドとして販売されたか否かにかかわらず、全ての金融商品に適用される。タクソノミー規則の遵守に関する開示は、関係するファンドが「グリーン」であるか否か、またはESGの特性を有しているか否かに基づいて行われる。ファンドが、環境上持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しない（したがって、タクソノミー規則の対象外である）場合、その旨をプロスペクトスおよび定期レポートに明記しなければならない。

タクソノミー規則は、第8条ファンドにより推進される環境的特性または第9条ファンドが貢献すべき環境上の目的に応じて、2022年1月1日または2023年1月1日から適用される。

５．清 算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、設立文書、信託証書、定款およびアイルランド会社法またはICAV 法に規定されている。

ユニット・トラストの清算の場合、信託証書の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託はアイルランド会社法またはICAV 法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

６．税 制

受益証券の保有者または実質的所有者等の税関係・証明

アイルランドの居住者ではない者

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法（改正済）第739 B 条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託（以下それぞれ「投資信託」という。）とともに、原投資対象に基づく所得税またはキャピタル・ゲイン税が投資信託に課せられることはない。さらに、投資信託の投資家は投資信託から受取る分配金の支払について、また、アイルランドの居住者でもアイルランドの通常居住者でもない投資家は受益証券の換金、買戻し、消却および譲渡について、アイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、投資信託が一定の同等措置を履行し利用している場合または投資家が投資信託に対して税法上アイルランドの居住者ではない旨の適切な宣誓書を提出している場合に限る。

アイルランド歳入庁は、アイルランドのファンドとの間での長期の交渉の結果、2010年財政法により措置を導入し、アイルランドの居住者ではない者の関係宣誓書に関する規則を修正した。これより前は、適切な宣誓書が提出されており、かつ、当該宣誓書に記載された情報がもはや実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報をファンドが保有していないことを条件として、支払が発生した時点でアイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれにも該当しない投資家への支払に関しては、課税事由について投資信託が税金を課税されることはなかった。当該宣誓書がない場合、投資家は、アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者であると推定されていた。しかしながら、2010年財政法において、アイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれにも該当しない投資家に関して、適切な場合に、かかる株主がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確保するための適切な同等措置を講じるようファンドに対して申告し、かつ、当該ファンドがこの点についてアイルランド歳入庁から承認を得た場合には、上記の免税の適用を認める規定が定められた。

アイルランドの居住者

免税投資家

上記のとおり、適格年金制度や慈善事業その他の投資計画等の投資家は投資信託から受取る分配金の支払について、また、投資信託に適切な宣誓書を提出している投資家は受益証券の換金、買戻し、消却および譲渡について、アイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。

非免税投資家

投資家がアイルランドに居住していながら免税投資家ではない場合、ファンドは課税事由について、税金を控除する必要がある。この税金を納める義務は投資信託が負うものであるが、投資家が受取るべき分配金から控除されるので実際は投資家の負担となる。

公認決済機関で保有される受益証券

投資家に対する支払または公認決済機関（アイルランドの租税法に定義される。）で保有される受益証券の換金、買戻し、消却もしくは譲渡は、ファンドに課税事由を生じない。課税事由を生じないカテゴリに分類される一般的な投資信託は、「取引所で取引されるファンド」に該当する。このため、受益証券がアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者により保有されているか否かまたはアイルランドの非居住である投資家が関係宣誓書を作成したか否かにかかわらず、投資信託は、当該支払についてアイルランド税を控除する必要はない。ただし、この場合でも、アイルランドの居住者もしくはアイルランドの通常居住者である投資家またはアイルランドの居住者もしくはアイルランドの通常居住者ではないが、その保有する受益証券がアイルランドの支店もしくは代理機関に帰属する投資家は、分配金または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡に対するアイルランド税を計上すべき義務を負うことがある。

配当

いずれのカテゴリに属する投資信託であるかを問わず、その保有するポートフォリオについて受取る配当および利息は、配当を払い出す国の源泉徴収税の課税対象となる場合がある。

7. マネー・マーケット・ファンド規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）

マネー・マーケット・ファンド規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）が2017年7月20日に発効し、2018年7月21日から施行された。MMF規則は、金融機関、政府または法人が発行した短期金融商品等の短期資産に投資するミューチュアル・ファンドの一種であるマネー・マーケット・ファンド（以下「MMF」という。）に適用される。MMFの定義を満たす既存のUCITSおよびAIFは、2019年1月21日までにMMF規則の要件を遵守し、かつ、自国の管轄当局に対しMMF規則に基づく認可申請を行わなければならない。

MMF規則は、EUにおいて設立され、運用され、または販売されるMMFに関する規則を定めており、以下のすべての条件を満たす集団投資スキームに適用される。

- i) UCITSまたはAIFとして認可されているものであること。
- ii) 残存満期が2年を超えない金融資産に投資するものであること。
- iii) 短期市場金利に沿ったリターンをもたらすか、または投資価値を保全する明確または累積的な目的を有するものであること。

MMFは、以下のいずれの行為も行ってはならない。

- i) MMI、証券化商品、資産担保コマーシャル・ペーパー（以下「ABCP」という。）およびその他のMMFの空売り
- ii) 株式またはコモディティに対する直接的または間接的エクスポージャーの獲得
- iii) 証券貸付契約、証券借入契約、またはMMFの資産に負担を設定するその他の契約の締結
- iv) 現金の貸借

投資方針に関する要件

MMFは、以下のカテゴリーの金融資産のうちの一または複数のものに限り投資することができる。

- i) 短期金融商品は、以下の条件に従う場合、適格とされる。
 - a. UCITS通達に規定される適格MMIのカテゴリーの一つに該当すること（UCITS通達に規定される10%の非上場銘柄組入枠内に入るMMIを除く。）。
 - b. 発行時における法定満期が397日以下であるか、または残存満期が397日以下であること。ただし、標準MMFは、次の金利更改日までの残存期間が397日以下であることを条件として、法定償還日までの残存満期が2年以下であるMMIに投資することが認められる。
 - c. MMIの発行体およびMMIの質は、MMF規則の規定に従ってMMFの管理者が行う内部信用度評価に基づき良好な評価を受けていなければならない。

- ii) 証券化商品およびABCPは、十分な流動性を有しており、MMF規則の規定に従ってMMFの管理者が行う内部信用度評価に基づき良好な評価を得ており、かつ、以下のいずれかに該当することを条件として、MMFの適格投資対象となる。
- a. EU自己資本要件規則（575/2013）（以下「CRR」という。）に基づき制定された流動性カバレッジ比率委員会委託規則（EU）2015/611に基づく「レベル2 B証券化商品」に該当する証券化商品
 - b. ABCPプログラム（(i)規制された金融機関による完全な信用補完が付されており、(ii)再証券化商品ではなく、各ABCP取引のレベルで証券化商品の裏付となるエクスポージャーに証券化商品のポジションが含まれず、かつ、(iii)シンセティック証券化商品を含まないABCPプログラム）により発行されるABCP
 - c. シンプルで透明性があり標準化された（STS）証券化商品またはABCP
- 短期MMFは、場合に応じて以下のいずれかの条件を満たす場合に限り、上記の証券化商品またはABCPに投資することができる。
- (i) 上記aに記載される証券化商品の発行時における法定満期が2年以下であり、次の金利更改日までの残存期間が397日以下であること。
 - (ii) 上記bおよびcに記載される証券化商品またはABCPの発行時における法定満期または残存満期が397日以下であること。
 - (iii) 上記aおよびcに記載される証券化商品は、分割償還商品であり、WALが2年以下であること。
- 標準MMFは、場合に応じて以下のいずれかの条件を満たす場合に限り、上記の証券化商品またはABCPに投資することができる。
- (i) 上記a、bおよびcに記載される証券化商品およびABCPの発行時における法定満期または残存満期が2年以下であり、次の金利更改日までの残存期間が397日以下であること。
 - (ii) 上記aおよびcに記載される証券化商品は、分割償還商品であり、WALが2年以下であること。
- iii) 金融機関への預金は、以下のすべてを満たすことを条件として、MMFの適格投資対象となる。
- a. 当該預金が、要求に応じて払戻可能であるか、またはいつでも引き出すことができること。
 - b. 当該預金の満期が12か月以内に到来すること。
 - c. 当該預金は、EU域内の金融機関、またはCRRに定められるものと同等とみなされる慎重な規則に服しているEU域外の金融機関に対して行われていること。
- iv) 以下のすべてを満たすことを条件として、金融派生商品（以下「FDI」という。）を利用することができる。
- a. FDIの裏付資産は、金利、外国為替レート、通貨またはこれらのカテゴリーを表章する指数により構成されること。
 - b. 当該FDIは、MMFによる他の投資に内在する金利リスクまたは為替レート・リスクのヘッジのみを目的とする。

- c. 店頭取引 FDIの相手方は、健全性規制および慎重な監督に服しており、かつ、MMFの管轄当局の承認したカテゴリーに属する機関であること。
 - d. 店頭取引 FDIは毎日、信頼でき、かつ検証可能な評価が行われ、MMFが自発的にいつでもその公正価額で相殺取引により売却、清算または終了することが可能であること。
- v) 以下のすべてを満たすことを条件として、買戻契約（またはレポ契約）を締結することができる。
- a. 投資目的（以下cに詳述される場合を除く。）のためではなく流動性管理目的のために一時的（7営業日以内）にのみ利用されること。
 - b. 取引相手方は、MMFの事前の同意を得ずにかかる資産の売却、投資、質権設定またはその他の譲渡を行うことを禁じられること。
 - c. 受領された現金について行うことができるのは、(i)UCITS通達に従った適格な金融機関への預託、または、(ii)MMF規則の規定に従ってMMFの管理者が行う内部信用度評価に基づき良好な評価を受けていることを条件として、一定の公的組織が発行するか、または保証し、流動性があり、かつ、譲渡性のある証券もしくは（適格MMIを除く）MMIへの投資に限られること。
 - d. MMFが受領する現金は、その資産の10%を超えないこと。
 - e. MMFは、2営業日以内の事前通知を行うことによりいつでも当該契約を終了させることができる権利を有すること。
- vi) 以下のすべてを満たすことを条件として、リバースレポ契約を行うことができる。
- a. MMFは、2営業日以内の事前通知を行うことによりいつでも当該契約を終了させることができる権利を有すること。
 - b. 受領される資産の市場価値は、常に、少なくとも支払われる現金の価値と等しいこと。
 - c. MMFが受領する資産は、適格MMIであること。ただし、MMFが、MMF規則の規定に従ってMMFの管理者が行う内部信用度評価に基づき良好な評価を受けていることを条件として、一定の公的組織が発行するか、または保証し、流動性があり、かつ、譲渡性のある証券またはMMI（適格MMIを除く）を受領することができる場合を除く。
 - d. 受領される資産の売却、再投資、質権設定またはその他の譲渡を行わないこと。
 - e. 受領される資産は、取引相手方から独立した事業体が発行するものであり、相手方のパフォーマンスと高い相関性を示すことはないと思われること。
 - f. 受領される資産は、ある発行体に対する最大エクスポージャーを15%として十分に分散されること。ただし、かかる資産が、一定の公的組織が発行するか、または保証するMMIの形態をとる場合を除く。
 - g. 相手方に提供される現金総額は、MMFの資産の15%を超えないこと。
 - h. MMFは、いつでも、発生主義ベースまたは時価評価ベースで現金の全額をコールすることができること。

- vii) MMFは、以下のような一定の条件を満たす場合に限り、他のMMFに投資することができる。
- a. 他のMMF（以下「投資対象MMF」という。）がMMF規則に基づき認可されていること。
 - b. 投資対象MMFのファンド規則に基づき、他のMMFに投資することができるのは、合計で投資対象MMFの資産の10%までであること。
 - c. 投資対象MMFが、取得者であるMMFを保有していないこと。
 - d. 他のMMFへの投資に関して以下に定められる分散制限が遵守されていること。
 - e. 投資対象MMFが、直接であるか委任によるかを問わず、取得者であるMMFと同一の管理者により管理されているか、または、取得者であるMMFの管理者が共通の経営もしくは支配または多額の直接的もしくは間接的な保有により関係のあるその他の会社により管理されている場合、投資対象MMFの管理者またはかかるその他の会社が、取得者であるMMFによる投資対象MMFへの投資を理由として申込手数料または買戻手数料を請求することを禁止されること。
 - f. MMFがその資産の10%以上を投資対象MMFに投資する場合、(i)取得者であるMMFの目論見書において、当該MMFそれ自体に対し、および自ら投資する他のMMFに対し請求される運用報酬の最大限度額を開示しなければならない、また(ii)年次報告書において、当該MMFそれ自体に対し、および自ら投資する他のMMFに対し請求される運用報酬の最大比率を表示しなければならないこと。
 - g. 短期MMFは、他の短期MMFにのみ投資することができるが、標準MMFは、短期MMFおよび／または他の標準MMFに投資することができること。

信用度

MMF規則に基づき、MMFの管理者は、金融商品の発行体および金融商品それ自体の性格を考慮した上で、MMFが投資することができるMMI、証券化商品およびABCPの信用度を判断するための健全な内部信用度評価手続を設けなければならない。

管理者は、内部信用度評価手続および信用度評価が文書化されることを確保しなければならない、また少なくとも3つの年次計算期間の全期間に係るかかる文書を保管しなければならない。

透明性

MMFの管理者は、少なくとも毎週、以下の情報のすべてを当該MMFの投資者に提供しなければならない。

- i) 当該MMFのポートフォリオの満期構成
- ii) 当該MMFの信用プロファイル
- iii) 当該MMFの加重平均満期および加重平均期間
- iv) 当該MMFの保有銘柄上位10銘柄の詳細
- v) 当該MMFの資産総額
- vi) 当該MMFの実質利回り

報告

UCITS通達およびAIFM通達に基づきすでに義務付けられている報告のほか、MMFの管理者は、当該MMFの管轄当局に対し、少なくとも四半期毎に（または当該MMFの運用資産が1億ユーロを超えない場合には少なくとも毎年）当該MMFに関する情報の詳細な一覧（当該MMFの種類および性格、ポートフォリオ指標、ストレス・テストの結果ならびにポートフォリオにおいて保有される資産および負債に関する情報を含む。）を報告しなければならない。管轄当局は、当該データを収集し、ESMA（MMFに関する中央データベースを作成する任務を負う。）に伝達しなければならない。

MMF規則に基づくストレス・テスト・シナリオに関する報告およびガイドライン

2025年1月7日に、ESMA最終報告（以下「ESMA報告」という。）が公表された。ESMA報告には、MMF規則第28条に基づきEUのマネー・マーケット・ファンドに対して実施されなければならない強制的なストレス・テストの履行に使用されるストレス・テスト・シナリオ（2024年のシナリオの較正を含む。）に関する最新のガイドラインが含まれている。

2025年2月24日、ESMAは、2025年5月4日付で適用されるMMF規則に基づくストレス・テスト・シナリオに関するESMAガイドライン（ESMA50-43599798-12301）（以下「2025年ガイドライン」という。）を公表した。

2025年ガイドラインは、MMF規則第28条に関連して適用し、また、同条に従ってMMFまたはその運用者が実施するストレス・テストに含まれるストレス・テスト・シナリオの共通基準パラメーターを設定するものである。

ESMAは、当該ガイドラインが、最新の市場動向を考慮し、少なくとも毎年更新されると言及している。

第4 【その他】

(1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙および裏表紙に、図案を使用することがある。

(2) 交付目論見書に以下の事項を記載する。

- ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

(3) 交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載する。

- ・ダイワ外貨MMFの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨
- ・投資信託は、預貯金と異なる旨

(4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。

(5) 交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

ファンドは、主に債券等の有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行体の倒産または財務状況の悪化、金利変動等の影響により、受益証券1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。また、ファンドの純資産価額は外貨建てで算出されること、およびファンドの組入有価証券が外貨建てであることから、為替の変動により、投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。これら運用による損益はすべて受益者(投資家)の皆様に帰属します。

(6) ファンド証券の券面に記載される主な項目は、以下のとおりである。

1 表面

- a ファンドの名称
- b ユニットの名称および表章される口数
- c ファンドの設立の日
- d 存続期間
- e 発行の日
- f 取締役の署名

2 裏面

- g 譲渡人の署名欄
- h 譲受人の声明欄(アイルランド人および米国人でないこと)
- i 譲受人の署名欄
- j 譲渡の日

[次へ](#)

別紙 A

定 義

本書において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとする。

特定の日時に関する言及は、アイルランド時間とする。

会計基準日	毎年12月31日をいう。管理会社は、アイルランド中央銀行の同意を得て会計基準日を適宜変更することに同意できる。
会計期間	最初の会計期間は、ダイワ外貨MMFの認可日に開始し、その後の会計期間の場合は前会計期間の満了の翌日から開始し、会計基準日に終了する期間をいう。
口座開設依頼書	ファンドに関して、管理会社から取得される用紙で、ファンドの受益証券に申し込むために投資者口座を開設するために要求されるものをいう。
発生基準時	すべてのポートフォリオについて、関連ポートフォリオの純資産価額の計算のために当該ポートフォリオの収益および債務が発生したとみなされる日時をいう。
ユニット・トラスト法	修正の如何を問わず、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則または同法に基づいてアイルランド中央銀行が制定した通達およびそれらが再制定されたものをいう。
管理費用	ダイワ外貨MMFもしくはポートフォリオの代理人となる訴訟において管理会社に発生し、またはダイワ外貨MMFもしくはポートフォリオの設立もしくはその継続的管理に関して管理会社に発生し、またはその他の理由により管理会社に発生した一切の費用、手数料および経費(立替金、弁護士費用および専門報酬を含むがこれらに限定されない。)を賄うために必要な、ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオから支払われるべき金額が含まれる。これには、受益者に対するあらゆる様式での通知書(報告書、目論見書および新聞公告等を含むがこれらに限定されない。)の翻訳費用を含む費用、手数料および経費、ならびに管理会社と管理事務代行会社、登録事務代行会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社および/または代行協会員が当事者となっている契約に基づき発生した、これらの者の報酬、費用、手数料および経費ならびに一切の合理的立替金に係るVAT(もしあれば)も含まれる。
A I F	A I F M規則に定義されるオルタナティブ投資ファンドをいう。
A I F M	オルタナティブ投資ファンド運用会社、すなわち、エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドをいう。
A I F M委託規則	免除、一般的運営条件、受託会社、レバレッジ、透明性および監督に関してA I F M指令を補足する2012年12月19日付委員会委託規則第231/2013号をいう。
A I F M Dまたは A I F M指令	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUをいい、文脈上要求される場合は、これに基づき作成されアイルランドで適用される委託法および実施法を含む。
A I F M法令	ユニット・トラスト法、A I F M指令、A I F M委託規則、A I F M規則およびアイルランド中央銀行要件をいう。
A I F M規則	随時改訂される2013年欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用会社）規則（2013年法律第257号）をいう。

A I F ルールブック	A I F M法令に従ってアイルランド中央銀行が発行するA I F ルールブックをいう。
申込書	管理会社が随時定める、受益証券の申込人が記入すべき申込書をいう。
監査法人	プライスウォーターハウスクーパースをいう。
基準通貨	あるポートフォリオについて、別紙に特定される当該ポートフォリオの会計基準通貨をいう。
実質的所有権規則	2019年欧州連合（マナー・ロンダリング防止：法人の実質的所有権）規則（その後の改正、統合または差替えを含む。）をいう。
営業日	あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオの別紙に特定される日をいう。
キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティ	前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク リスク要因 キャッシュ・マネジメント・スウィープ(C M S)に関するリスク要因」の項に記載される意味を有する。
キャッシュ・スウィープ・プログラム	前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク リスク要因 キャッシュ・マネジメント・スウィープ(C M S)に関するリスク要因」の項に記載される意味を有する。
アイルランド中央銀行	アイルランドの中央銀行およびその後継機関をいう。
クラス	ポートフォリオの受益証券の特定の一部をいう。
C M S	前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク リスク要因 取引相手のリスク」および「第2 管理及び運営、1 申込(販売)手続等」に詳細が記載されるとおり、キャッシュ・マネジメント・スウィープ・スキームを意味する。
C M S カウンターパーティ	C M Sに関連する資金が保有される一つまたは複数の共同顧客口座を有する第三者カウンターパーティのことをいう。
C N A V M M F	公債コンスタントN A V M M F（「公債C N A V M M F」ということがある。）としてM M F規則に基づき認可されているマナー・マーケット・ファンドをいう。
回収勘定	（ ）投資者からファンドに支払われる申込金の受領、ならびに（ ）受益者への買戻代金および／または分配金の払戻しのために使用される、A I F Mが運用する勘定をいう。
回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティ	前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （1）海外における販売手続等 回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラム」の項に記載される意味を有する。
回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラム	前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （1）海外における販売手続等 回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラム」の項に記載される意味を有する。
集団投資事業	オープン・エンド型の集団投資事業をいう。

データ保護法令	随時改訂される一般データ保護規則（規則2016 / 679）により導入されたEUのデータ保護制度および2018年アイルランド・データ保護法をいう。
取引日	あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオに関する別紙に記載される毎月2日以上の日をいう。
取引期限	あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオに関する「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （1） 海外における販売手続等 申込手続」に記載される取引日の特定の時間をいう。
受託会社	ファンドの受託会社として、エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド、または、アイルランド中央銀行の要件に従って、ファンドの受託会社として、管理会社が任命しアイルランド中央銀行が承認する後継会社をいう。
支払金	受託会社に関し、（ ）本書の条項に従い受託会社により指名された副保管銀行の通常の商取引上の料率による手数料および立替費用を含むがこれに限定されない、本書に基づく受託業務に関連して受託会社が適切に支払った一切の支出金、（ ）受託業務およびダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの管理ならびにこれらに付随・関連するすべての事項(その設立を含む。)に関連して受託会社が負担し、または被るおそれのあるあらゆる種類の経費、課徴金および費用、（ ）ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオ（その設立を含む。）に関連し、またはこれにより生じ、または被った一切の弁護士報酬その他の専門家の費用、ならびに、（ ）受託会社が権限の行使または義務の履行により負担するV A Tの支払債務を含む。
販売会社	管理会社が指名する一または複数の販売者およびその承継者で、本書に詳述される一または複数の販売者として行為する者をいう。
分配再投資日	すべてのポートフォリオについて、宣言された分配金が受益者のために再投資される日で、各ポートフォリオについて各暦月の最終取引日の直前の取引日とする。
公租公課	特定の取引または評価に関する、印紙税等、租税、政府課徴金、資産運用手数料、代理人費用、仲介手数料、銀行手数料、譲渡手数料、登録手数料、その他の手数料(ポートフォリオ資産の組成もしくは増加、受益証券の作成、交換、販売、購入もしくは譲渡、または投資対象もしくは証書等の購入(もしくは購入予定)を問わない。)で、当該取引時点または評価時点に関し、もしくは事前もしくはその際に支払われるものをいう。ただし、受益証券発行時に代理人またはブローカーに支払われる手数料は含まない。
E M I R	随時改訂される店頭（O T C）デリバティブ、中央清算機関（C C P）および取引情報蓄積機関（T R）に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会規則（E U）No 648/2012、ならびに関連する規制上の技術基準を含む委員会規則をいう。
E S M A	欧州証券市場監督局をいう。

報酬に関する E S M A ガイドライン	随時改訂される2013年7月7日に公表された、A I F M Dに基づく公平な報酬方針に関する E S M A ガイドライン(2016年10月14日付で改訂済)をいう。
ユーロ	1957年3月25日付ローマにおけるEC条約(1992年2月7日付マーストリヒトにおける条約で修正済み)に従い採択された欧州連合加盟国の法定単一通貨をいう。
アイルランド免税投資家	・租税法第774条に規定する免税承認スキームである年金スキームまたは租税法第784条または第785条が適用される退職年金契約もしくは信託スキーム ・租税法第706条に規定する生命保険業を営む会社 ・租税法第739条B(1)に規定する投資事業 ・租税法第737条に規定する特別投資スキーム ・租税法第739条D(6)(f)(i)に規定される個人の慈善団体 ・租税法第731条(5)(a)に規定するユニット・トラスト ・保有する受益証券が認可リタイアメント・ファンドまたは認可ミニマム・リタイアメント・ファンドの資産である場合に租税法第784条(1)(a)に規定する適格ファンド・マネジャー ・租税法第739条Bに規定する適格管理会社 ・租税法第739条Jに規定する投資リミテッド・パートナーシップ ・租税法第787条Iに規定する所得税およびキャピタル・ゲイン税を免除される者のために行為する個人退職年金勘定（「P R S A」）の管理者であり、受託証券がP R S Aの資産である場合 ・クレジット・ユニオン法第2条に規定するクレジット・ユニオン ・国家資産管理機構 ・国家財政管理機構または財務省が単独の実質的所有者である（2014年国家財政管理機構（改正）法第37条の意味における）ファンドの投資ピークルまたは国家財政管理機構を通じて行為する当国 ・1964年保険法（2018年保険（改正）法により改正済）に基づきアイルランド自動車保険機構により行われる自動車保険保証基金に支払われた金銭の投資に関して、かかる投資を行ったことをファンドに宣誓しているアイルランド自動車保険機構 ・ファンドによりなされる支払に関して租税法第110条(2)に従って法人税が課される会社 ・租税法第787条ACに規定する所得税およびキャピタル・ゲイン税を免除される者のために行為する（租税法第30部第2D章の意味における）汎欧州個人年金商品（P E P P）の提供者であり、受益証券が（租税法第30部第2D章の意味における）汎欧州個人年金商品（P E P P）の資産である場合 ・ファンドによりなされる支払に関して租税法第739条G(2)に従って法人税が課される会社であって、その旨をファンドに宣誓しており、かつ、自らの税務参照番号をファンドに提供している会社（関連ポートフォリオがマネー・マーケット・ファンド（租税法第739条Bに定義されている。）である場合に限る。）または

	・ファンドに税金を発生させるか、またはファンドに税金を発生させるファンドに関連ある免税を脅かすことなく課税法令または歳入委員による書面による慣行もしくは特許により受益証券の所有を認められる他のアイルランド居住者またはアイルランドの通常居住者 ただし、関係宣誓書を正確に作成していなければならない。
E U	欧州連合をいう。
ファンド	ダイワ外貨MMFをいう。
G D P R	指令95 / 46 / E C を廃止する、個人データの取扱いに関する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および理事会規則（E U）2016 / 679、およびこれに付随する適用ある国内法令をいう。
仲介機関	現時点において以下の者をいう。 ・他者に代わって投資事業者から支払を受けることを事業とする者、もしくはこれを事業に含む者、または ・他者に代わって投資事業の受益証券を保有する者
投資顧問会社	投資運用会社に任命される一または複数の投資顧問またはその承継者で、本書に詳述される一または複数のポートフォリオの投資顧問として行為する者をいう。
投資運用会社	管理会社に任命される一または複数の投資運用者またはその承継者で、本書に詳述される一または複数のポートフォリオの投資運用者として行為する者をいう。
投資運用契約	随時改訂される2004年7月30日付の管理会社および投資運用会社との間の投資運用契約（総称して「投資運用契約」という。）をいう。
I R E F	以下に掲げるいずれかの要件を満たすアイルランド籍のU C I T S ではない規制対象ファンドまたは、かかるU C I T S ではない規制対象ファンドがアンブレラ型ファンドである場合、規制対象ファンドのサブ・ファンドをいう。 (a) 直近会計期間末における資産の価額の25%以上が一定のアイルランドの不動産資産（以下「I R E F 資産」という。）に直接的または間接的に由来するもの、または (b) 上記(a)に該当しない場合、ファンドまたはサブ・ファンド（場合による。）の主な目的または主な目的の一つがI R E F 資産を取得するか、または（規制対象ファンドに関する法律に規定される特定の免除は別として、所得税、法人税またはキャピタル・ゲイン税が収益または利益に課される）I R E F 資産に関する活動（（ ）土地の取引もしくは開発または（ ）不動産賃貸業とみなされる活動を含むが、上記の一般性を制限するものではない。）を行うことであると合理的にみなされるもの。 また、これがアンブレラ型ファンドのサブ・ファンドに適用される場合、納税期限の到来した税金の計算、査定および徴収を目的として、当該アンブレラ・スキームの各サブ・ファンドは、別個の法人として扱われるものとする。

アイルランド アイルランド居住者	アイルランド共和国をいう。 以下の者をいう。 ・個人の場合、税務上アイルランドの居住者である個人 ・トラストの場合、税務上アイルランドの居住者であるトラスト ・会社の場合、税務上アイルランドの居住者である会社 個人の場合は、課税年度に関して、(1)かかる課税年度中に183日間以上または(2)いずれかの連続する課税年度中に280日間以上アイルランドに所在している場合に、各課税年度中に31日間以上アイルランドに所在していることを条件として、アイルランドの居住者と見なされる。アイルランドにおける所在日数の決定については、個人は、1日のいずれかの時点においてアイルランドに所在している場合、所在したものとみなされる。 トラストは、受託者がアイルランドの居住者である場合、または受託者（二名以上である場合）の過半数がアイルランドの居住者である場合は、原則としてアイルランドの居住者である。
	アイルランドで設立された会社およびアイルランドで設立されていないがアイルランドで運営および管理されている会社が税務目的上アイルランドの居住者となることを確保する。ただし、当該会社が、アイルランドと他国との間の二重課税防止条約により、アイルランド以外の地域の居住者である（よってアイルランドの居住者ではない）とみなされる場合はこの限りではない。
管理会社	会社の税務上の居住地の決定は時に複雑であり、投資を検討している者は、租税法第23条Aに定める立法規定を参照するべきである。 ファンドのA I F Mでもあるエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドまたはアイルランド中央銀行により事前に認可されたファンドおよび各ポートフォリオの管理会社およびA I F Mとしての後継会社をいう。
加盟国 MMF規則	欧州連合の加盟国をいう。 2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（改訂済）をいう。
純資産価額	前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」の項に記載される規定に従って計算されるポートフォリオまたはクラスに帰属する(適用あれば)純資産価額をいう。
受益証券1口当たり純資産 価格	前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」の項に記載される規定に従って計算される関連ポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格をいう。

OECD加盟国	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国および米国が加盟する経済開発協力機構をいう。
アイルランド通常居住者	・個人の場合、税務上アイルランドの通常居住者である個人 ・トラストの場合、税務上アイルランドの通常居住者であるトラスト 個人は、ある特定の課税年度について、その前の3年連続する課税年度においてアイルランド居住者であった（すなわち、4年目の課税年度の開始時から通常居住者となる）場合、通常居住者とみなされる。個人は、3年連続する課税年度において非アイルランド居住者となるまでは引き続きアイルランド通常居住者である。したがって、2024年1月1日から2024年12月31日までの課税年度にアイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者である個人がかかる課税年度にアイルランドを離れた場合、2027年1月1日から2027年12月31日までの課税年度が終了するまでは引き続きアイルランドの通常居住者である。 トラストの通常居住者は不明確で、税務上の居住に連動する。
ポートフォリオ	サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従って投資を行う目的で管理会社が適切と考える名称により指定するダイワ外貨MMFのサブ・ファンドをいい、随時アイルランド中央銀行の事前の承認をもって管理会社により設立される。
英文目論見書	アイルランド中央銀行の要求に従って、管理会社がダイワ外貨MMFに関して発行する目論見書ならびに補足目論見書およびその補足文書をいう。
公認決済機関	(ユーロクリア、クリアストリーム・バンキング・エージェンシー、クリアストリーム・バンキング・エスエーおよびCRESTを含むがこれらに限られない)租税法第246条Aに記載された公認決済システム、または租税法パート27第1章Aにおいてアイルランド歳入委員会に公認決済システムとして指定されるその他の受益証券決済システムをいう。
公認の証券取引所	別紙Dに定めるとおりファンドが投資を許可されている規制ある証券取引所、店頭市場およびその他の証券市場をいう。
買戻期限	あるポートフォリオについて、前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (1) 海外における買戻し手続等 買戻手続」の項に記載される取引日の時間をいう。
買戻し申込書	管理会社が随時定めるとおり、保有するポートフォリオの受益証券の全部または一部を買戻すことを希望する受益者が記入する買戻申込書をいう。
買戻価格	あるポートフォリオについて、前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (1) 海外における買戻し手続等 買戻手続」の項に記載される意味を有する。

買戻決済期限	あるポートフォリオについて、前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (1) 海外における買戻し手続等 買戻し手続」の項に記載される意味を有する。
申告書	租税法スケジュール2Bに規定する受益者に関連する申告書をいう。
関係期間	受益者が受益証券を取得した時点に開始する8年間、およびその後については前期間終了直後に開始する8年間をいう。
R I A I Fまたは個人投資家向けA I F S F D R	ファンド、すなわちA I F ルールブックに定義される個人投資家向けA I Fをいう。 金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（E U）2019 / 2088をいう。
特定米国人	「特定米国人」とは、下記(i)から()のいずれかに該当する者のうち、下記(1)から(12)を除く者をいう。 () 米国市民または米国居住者である個人 () 米国においてまたは米国もしくはその州の法律に基づき設立されたパートナーシップまたは法人 () (a)米国内の裁判所が、適用ある法律に基づき、信託の運営について実質的にすべての事項に関する命令または判断を下す権限を有し、かつ、(b)一または複数の米国人が、信託または米国市民もしくは米国居住者である被相続人の財団に関するすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合における当該信託 (1) その株式が一または複数の確立された証券市場において定期的に取り引される法人 (2) (1)に記載される法人と同一の（米国内国歳入法第1471条(e)(2)に定義される）拡大関連者グループの一員である法人 (3) 米国または米国に完全に所有される団体もしくは機関 (4) 米国の州、米国の準州、これらの行政区域、またはこれらの一もしくは複数により完全に所有される団体もしくは機関 (5) 米国内国歳入法第501条(a)に基づき免税となる組織、または同法第7701条(a)(37)に定義される個人退職プラン (6) 米国内国歳入法第581条に定義される銀行 (7) 米国内国歳入法第856条に定義される不動産投資信託 (8) 米国内国歳入法第851条に定義される規制投資会社、または1940年投資会社法（合衆国法典第15編第80a-64条）に基づき証券取引委員会に登録されている事業体 (9) 米国内国歳入法第584条(a)に定義される共同信託基金 (10) 米国内国歳入法第664条(c)に基づき免税となる信託、または米国内国歳入法第4947条(a)(1)に記載される信託 (11) 米国またはいずれかの州の法律に基づき登録されている、証券、商品またはデリバティブ金融商品（想定元本契約、先物、先渡契約およびオプションを含む。）のディーラー (12) 米国内国歳入法第6045条(c)に定義されるブローカー かかる定義は、米国内国歳入法に従って解釈されるものとする。

副保管会社	ファンド資産の保管のため、随時受託会社により利用されるその他の金融機関、副保管者および任命者をいう。
申込用紙	ファンドに関して、管理会社から取得される申込用紙の様式で、ファンドの受益証券の申込みのため、または既存の受益者の場合は、ファンドの追加の受益証券の申込みを行うために、投資者が記入を求められるものをいう。
別紙	ポートフォリオおよび／または一もしくは複数のクラスに関連する一定の情報を記載した本書の別紙をいう。
英ポンド	英国の法定通貨である英ポンドをいう。
租税法	1997年アイルランド租税統合法(改正済)をいう。
タクソノミー規則	随時改正されるサステナブル投資を促進するための枠組みの設定に関する欧州議会および理事会規則(EU)2020/852をいう。
基準価格	関連するポートフォリオの別紙に特定される基準価格をいう。
信託証書	随時改訂される管理会社および受託会社の間で締結された2019年1月21日付改訂・再録信託証書をいう。
英国	グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国をいう。
受益証券	受益証券または、本書に別段の記載のある場合を除き、ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの資産の未分割の持分1口の受益権を表章する証券をいう。
受益者	ダイワ外貨MMFに関して管理会社によりまたはこれを代理して随時維持される受益者名簿に一または複数の受益証券の保有者として登録される受益者または者をいう。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨である米ドルをいう。
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国(各州およびコロンビア特別区を含む。)、その領土、属領およびアメリカ合衆国の管轄権に服するその他のすべての地域をいう。
米国人	()アメリカ合衆国の居住者である自然人、()アメリカ合衆国の法律に基づき組織または設立されたパートナーシップまたは会社、()受託者が米国人である財団、()米国内に所在する外国法人の代理店または支店、()米国人の利益のためまたは勘定でディーラーまたはその他の受託者によって保有されている非一任勘定または類似の勘定(財団またはトラストを除く。)、()米国内で組織、設立されたまたは(個人の場合は)米国内に居住するディーラーまたはその他の受託者によって保有されている一任勘定または類似の勘定(財団またはトラストを除く。)、ならびに、() (A)アメリカ合衆国以外の法域の法律の下で組織または設立され、かつ(B)自然人、財団または信託ではない認可された投資家(証券法に基づくルール501(a)に定義されている。)により組織され設立されまたは保有されている場合を除いて、主に証券法の下で登録されていない証券に投資することを目的として米国人により形成されたパートナーシップまたは会社をいう。
評価時点	各ポートフォリオについて、該当する別紙に特定される時点をいう。
V A T	付加価値税をいう。

別紙 B

USドル・ポートフォリオ

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるUSドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

本ポートフォリオは、公債コンスタントNAV MMFとして分類される。

1．用語解釈

本別紙において使用される用語は、別途規定されない限り、本別紙において本書と同じ意味を有する。

「営業日」 アイルランド、英国、日本およびニューヨークにおける銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている各日をいう。

「取引日」 各営業日であり、かつ、受益証券の買付けまたは買戻しが行われうる日をいい、少なくとも1ヶ月に1日以上はあるものとする。

「基準価格」 0.01米ドルをいう。

「評価時点」 USドル・ポートフォリオの投資対象の価格が決定される各取引日における、午後4時（アイルランド時間）または管理会社が随時定めるその他の時点をいう。ただし、当該時点の後に受領される買付けまたは買戻しは、翌取引日の純資産価格で処理される。

2．基準通貨

基準通貨は米ドルとする。

3．投資目的

USドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。

4．投資方針

投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分（その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。）のうちの 하나가付与されている（S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。）。投資対象が格付を付与されていない場合、ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた（または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす）場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の１口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがポートフォリオの基本的な方針である。ポートフォリオの当該１口当たり純資産価格は、ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期（例えば、最終満期日）まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書および米国の政府（またはその機関）の発行した証券を含むがこれに限定されない。ポートフォリオの満期の加重平均^(注１)は60日以内であり、ポートフォリオの加重平均期間^(注２)は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。ポートフォリオは、MMF規則により「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

（注１） 満期の加重平均は、金利リスクを測るために使用される。満期の加重平均とは、変動利付債券の投資対象については「金利水準の次回変更時までの期間」、変動利付債券を除く他の投資対象については「元本償還までの期間」を用いて計算した、加重平均を指す。

（注２） 加重平均期間は、信用リスクを測るために使用される。加重平均期間とは、変動利付債券の投資対象を含むすべての投資対象の「元本償還までの期間」の加重平均を指す。

ポートフォリオは、その資産の少なくとも99.5%を以下の金融商品に投資する。

- (a) EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が所属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品
- (b) EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が所属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品の政府債によって担保されたリバースレポ契約、および
- (c) 現金

投資運用会社は、EU、EU加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行（適格な欧州の国際機関債、準ソブリン債もしくは政府系機関債の発行者を含む）により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品にポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資することができる。

ポートフォリオは、サステナブルな投資を投資目的としておらず、環境、社会およびガバナンス（以下「ESG」という。）を促進していない。そのため、ポートフォリオはタクソノミー規則の適用を受けない。ポートフォリオの投資対象について、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準は考慮されない。

投資運用会社は、サステナビリティ・リスク（「それが発生した場合に、関連する投資対象の価値に現実的にまたは潜在的に重大な悪影響を及ぼす可能性のある環境、社会またはガバナンス上の事象または状況（以下「ESG事象」という。））と定義される。）をポートフォリオの投資決定プロセスに組み込んでいないため、現時点では発生しうるサステナビリティ・リスクがポートフォリオのリターンに与える可能性が高いインパクトの評価を行っていない。これは、ポートフォリオが環境または社会的な価値を促進するものではなく、サステナブルな投資を投資目的としていないからである。

したがって、管理会社は、ポートフォリオの受益者の最善の利益に適うのは上記の投資目的および投資方針に従うことであると考える。

5．報酬および手数料

管理会社の報酬

管理会社は、ポートフォリオの資産から、ポートフォリオに対する運用業務の提供の対価として、純資産価額の年率0.0185%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる報酬を受け取る権利を有する。

管理会社は、ポートフォリオの資産から、ポートフォリオに対する管理事務業務の提供の対価として、純資産価額の年率0.0325%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる報酬を受け取る権利を有する。

かかる報酬に加え、管理会社は、ポートフォリオの資産から、管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

受託会社の報酬

受託会社は、ポートフォリオの資産から、ポートフォリオの資産の受託業務の対価として、純資産価額の年率0.0175%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる受託報酬（適用のある場合、付加価値税が加算される。）を受け取る権利を有する。受託会社は、ポートフォリオの資産から支払金の返済を受領する権利を有する。

副保管会社の報酬

副保管会社は、ポートフォリオの資産から、ポートフォリオの資産の副保管業務の対価として、純資産価額の年率0.035%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる副保管報酬を受け取る権利を有する。副保管会社は、ポートフォリオの資産から支払金の返済を受領する権利を有する。

また、すべての合理的な立替費用（銀行口座維持手数料および銀行間振込手数料、副保管会社手数料ならびに電話、郵送、クーリエ、ファクシミリおよび印刷に係る経費および費用を含むが、これらに限られない。）がファンドから支払われる。

受託会社、管理会社および副保管会社は、追加業務の要請、英文目論見書もしくは信託証書の修正、ファンドのその他のサービス提供者の変更、管理会社の変更または管理会社／受託会社／副保管会社のインフラの変更を要するファンドのその他のサービス提供者の変更、管理会社／受託会社／副保管会社の書類もしくは事業の変更を要するファンドの構造の変更、またはファンドの終了を含むが、これらに限られない状況において、当事者間で合意される追加の報酬を受け取る権利を有する。

投資運用会社の報酬

投資運用会社は、ポートフォリオの資産から、ポートフォリオに対する投資運用業務の対価として、純資産価額の年率0.15%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる投資運用報酬を受け取る権利を有する。投資運用会社は、ポートフォリオの管理費用から、自らの合理的な立替費用の払戻しを直接受ける。

投資運用会社は、ポートフォリオから受領した報酬から、投資運用会社に対する投資顧問業務の対価として、投資顧問会社の報酬を支払う。

日本における販売会社の報酬

日本における販売会社は、ポートフォリオの資産から、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのポートフォリオの管理、購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として、純資産価額の年率0.4000%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる販売報酬を受け取る権利を有する。日本における販売会社は、ポートフォリオの管理費用から、自らの合理的な立替費用の払戻しを直接受ける。

日本における代行協会員の報酬

日本における代行協会員は、ポートフォリオの資産から、ポートフォリオの受益証券の（１口当たりの）純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売取扱会社への交付業務およびこれらに付随する業務の対価として、純資産価額の年率0.1000%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる代行協会員報酬を受け取る権利を有する。日本における代行協会員は、ポートフォリオの管理費用から、自らの合理的な立替費用の払戻しを直接受ける。

６．リスク要因

投資者は、前記「第二部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 ３ 投資リスク リスク要因」に留意すべきである。以下のリスク要因は、ポートフォリオへの投資に特有のものである。

制限付き証券

USドル・ポートフォリオが制限付き証券に投資を行う限り、USドル・ポートフォリオは追加のリスクを負う可能性がある。「制限付き証券」とは、1933年米国証券法に基づき登録されていない証券である。当該証券が登録されていないため、少人数の投資家が当該証券に投資を行う資格を有し、よって、当該投資家は、制限付き証券に投資するUSドル・ポートフォリオが容易に当該証券を処分することができない可能性があるというリスクを負担する。本ポートフォリオは、制限付き証券の処分を試みる場合、買い手の発見に係る追加の取引費用、または極端な場合には証券の登録費用を負担する可能性がある。

別紙 C

ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および手段

一般的条件 - ポートフォリオの効率的運用

- 1．個人投資家向け A I F は、ポートフォリオの効率的運用のための取引であっても、それが個人投資家向け A I F が宣言している投資目的を変更し、またはその募集文書に記載された一般的リスクポリシーと比べて追加的リスクが大幅に加わるものとなる可能性がある場合には、かかる取引を行わない。

レボ取引および有価証券貸借

- 2．レボ取引および有価証券貸借取決めは、通常の市場慣行に従ってのみ行うことができる。
- 3．レボ取引または有価証券貸借取決めで取得する担保は、常に、下記の基準に適合したものでなければならない。
- (a)流動性：担保は、十分な流動性を有し、売却前評価に近い堅実な価格で速やかに売却できるものでなければならない。
- (b)評価：担保は、1日に1回以上評価されうるものでなければならず、また、毎日値洗いされなければならない。
- (c)発行体の信用力：担保の発行体がA-1またはそれと同等の信用格付を得ていない場合は、保守的な掛け目による評価を行わなければならない。
- 4．レボ取引または有価証券貸借取決めの期限まで、かかる取引または取決めで取得した担保は、
- (a)投資した金額または貸し出す有価証券の価値と等しいか、またはこれを常に上回らなければならず、
- (b)保管機関または保管機関の代理人の名義に譲渡されなければならず、かつ
- (c)相手方当事者が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちに個人投資家向け A I F が使用することができるものでなければならない。
- (d)(b)項は、個人投資家向け A I F が国際証券集中保管機構またはこの種類の取引を専門機関として一般的に公認されている関連する機関の担保管理サービスを使用する場合に適用される。保管機関は、担保取決め上、明示された参加者でなければならない。
- 5．非現金担保：
- (a)売却し、担保に供し、または再投資することができない。
- (b)相手方当事者のリスクにおいて保有されなければならない。
- (c)相手方当事者から独立した事業体により発行されなければならない。
- (d)ひとつの発行体、セクターまたは国に集中することなく、分散されなければならない。
- 6．現金担保：
- 現金は以下に対して以外には投資することはできない。
- (a)関連機関への預金
- (b)国債またはその他の公債
- (c)関連する機関が発行した預金証書
- (d)満期まで3ヶ月以内の、取消不能かつ無条件で、関連する機関により発行された信用状
- (e)受け入れる担保が本段落の(a)乃至(d)および(f)のカテゴリーに該当する買戻契約

- (f) AAAまたはこれと同等の格付を有する日々の取引のマナー・マーケット・ファンド。投資が関連ファンドにおいて投資される場合は、原マナー・マーケット・ファンドによる買付、転換または買戻手数料を課すことができる。
7. 6. 現金担保の項に従って、個人投資家向け A I F のリスクにおいて保有される投資された現金担保は、国債もしくはその他の公債またはマナー・マーケット・ファンドに投資された現金担保を除き、分散的に投資されなければならない。個人投資家向け A I F は、常に、現金担保によってその返済義務を果たすことができることを確認していなければならない。
8. 投資された現金担保は、相手方または関連する事業体が発行した証券に預託または投資することができない。
9. 本セクション第4段落（b）項の規定にかかわらず、個人投資家向け A I F は、一般的に公認の国際証券集中保管機構により組織された有価証券貸借組織に加入することができる。ただし、当該組織はシステム管理者の保証がなされているものとする。
10. 本セクション第5段落および第6段落の意図を損なうことなく、個人投資家向け A I F は、レポ取引による取引を行って、担保の再投資を通じて更なるレバレッジを生み出すことが認められる。その場合、A I F ルールブック、セクション 1 . iv（金融派生商品）第1項で要求される世界的エクスポージャーを判断する際、レポ取引を考慮に入れなければならない。発生する世界的エクスポージャーは、派生商品の使用を通じて生じる世界的エクスポージャーに追加しなければならない。それらの合計は個人投資家向け A I F の純資産額の100%を超過してはならない。担保が無リスクのリターンを超えるリターンをもたらす金融資産に再投資されたときには、個人投資家向け A I F は、世界的エクスポージャーを計算する際、以下の事項を計算に含めなければならない。
- （a）現金担保を保有する場合は、受取金額、および
 - （b）非現金担保を保有する場合は、関連する証券の市場価値
11. レポ取引または有価証券貸借取決めの相手方当事者は、最低A-2の信用格付もしくは同等の信用格付を有し、または黙示のA-2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有すると個人投資家向け A I F によりみなされなければならない。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、個人投資家向け A I F が、A-2またはそれと同等の信用格付を有しかつこれを継続する者により補償または保証される場合、格付のされていない相手方当事者を受容することができる。
12. 個人投資家向け A I F は、随時 有価証券貸借取決めを終了させて、貸し出したすべての有価証券の返却を求める権利を有するものとする。かかる契約には、一旦通知をした場合、借主は5営業日以内または通常の市場慣行に基づくその他の期間内に、当該有価証券を返却する義務を負うことを規定しておかねばならない。
13. レポ取引、有価証券の貸付または有価証券の借入は、A I F ルールブックのパート1、セクション 1 . iii（借入能力）第2項およびA I F ルールブックのパート1、セクション 1 . i（一般的制限）第2項の目的上、それぞれ、借入または貸付を構成しない。

デリバティブ取引 - 金融派生商品

14. 個人投資家向けAIFが金融派生商品の取引を行う場合、それが投資を目的としたものであれ、ヘッジングを目的としたものであれ、AIFルールブック第1章セクション1. iv(金融派生商品)を遵守しなければならない。個人投資家向けAIFが買戻/売戻契約（以下「レボ取引」という。）を行って担保の再投資を通じて更なるレバレッジを生み出す場合の世界的エクスポージャーの計算に関しては、AIFルールブック第1章第18項乃至第22項も適用される。
15. 下記第16段落を条件として、個人投資家向けAIFが金融派生商品の取引を行うのは、これらの金融商品が加盟国または非加盟国における、規制され、定常的に運営される、公認の一般に公開された市場で取引される金融商品である場合に限られる。
16. 個人投資家向けAIFは、店頭市場で取引される金融派生商品（以下「店頭デリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、その際、以下を条件とする。
- (a) 相手方当事者がEEA加盟国で金融商品市場指令に従って承認されている関連する機関もしくは投資会社であるか、米国証券取引委員会によって連結監督事業体（以下「CSE」という。）として規制される事業体であること。
 - (b) 相手方当事者が関連する機関ではない場合、相手方当事者は、最低A-2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有し、または黙示のA-2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有すると個人投資家向けAIFによりみなされるものであること。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、個人投資家向けAIFポートフォリオが、A-2またはそれと同等の信用格付を有しかつこれを継続する者により補償または保証される場合、格付のされていない相手方当事者を許容することができる。
 - (c) 店頭デリバティブ取引の相手方当事者に対するリスク・エクスポージャーを計算する際、個人投資家向けAIFは、当該相手方当事者との店頭デリバティブ取引の正の時価評価額を使用してエクスポージャーを計算する。個人投資家向けAIFは、相手方当事者に対して相殺計算を行うことを法的に強制することができる場合には、同じ相手方当事者に対するデリバティブのポジションを相殺することができる。ただし、相殺が許容されるのは、同一の相手方当事者との間の店頭デリバティブ証券に関してのみであり、同じ相手方当事者に対して個人投資家向けAIFが有するその他のエクスポージャーに関しては相殺計算することはできない。
 - (d) 個人投資家向けAIFは、以下の事項を確認していなければならない。
 - 相手方当事者が、店頭デリバティブを合理的な正確性をもって、信頼できる基準にのっとって評価すること、および
 - 個人投資家向けAIFの判断で随時店頭デリバティブを公正価格で売却、現金化または相殺計算することができること
 - (e) 個人投資家向けAIFは、毎週、その店頭デリバティブについて信頼できる検証可能な評価を得るものとし、また、それを達成するために適切なシステム、コントロールおよびプロセスを文書化し実施していることを確実にする。評価の仕組みおよび手続きは、関連する店頭デリバティブの内容および複雑さに照らして適切かつ相当なものでなければならず、また、適切に文書化しなければならない。
 - (f) 信頼できる検証可能な評価とは、相手方当事者による市場呼び値のみに依存するのではなく、以下に記載する基準を満たした公正価格に対応する個人投資家向けAIFによる評価をいうものとして理解される。

- 評価の基準が当該金融商品の信頼できる最新の市場価格であるか、またはかかる評価がない場合には、適切な、認知された方法論に基づいた価格設定モデルであること
- 評価が以下のいずれかによって検証されること
 - 適切な頻度かつ個人投資家向け A I F が当該評価を確認できるような方法による、店頭デリバティブの相手方当事者とは独立の、適切な第三者
 - 個人投資家向け A I F のうち資産管理を担当する部門とは独立した、この目的のために十分に装備された特定のユニット

17. A I F ルールブックの第 1 章セクション 1 . ii（投資制限）第15項に従って、個人投資家向け A I F は、店頭デリバティブの相手方当事者に対するリスク・エクスポージャーを計算する際、相手方当事者が個人投資家向け A I F に対して下記第18段落に記載した基準を満たした担保を差し入れた場合のみ、かかるエクスポージャーを縮減することができる。

18. 個人投資家向け A I F が受け取る担保は、常に、以下の基準を満たしていなければならない。

- （a）流動性：担保は、十分な流動性を有し、売却前評価に近い堅実な価格で速やかに売却できるものでなければならない。
- （b）評価：担保は、1日に1回以上評価され、また毎日値洗いされなければならない。
- （c）発行体の信用力：発行体がA-1またはそれと同等の信用格付を得ていない場合は、保守的な掛け目による評価を行わなければならない。
- （d）保護預かり：担保は、保管機関またはその代理人の名義に譲渡されなければならない。
- （e）実行可能性：当該事業体が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちに個人投資家向け A I F が使用することができるものでなければならない。
- （f）非現金担保の場合：
 - 売却し、担保に供し、または再投資することができない。
 - 相手方当事者のリスクにおいて保有されなければならない。
 - 相手方当事者から独立した事業体により発行されなければならない。
 - ひとつの発行体、セクターまたは国に集中することなく、分散されなければならない。
- （g）現金担保は、無リスク資産以外に再投資してはならない。

19. 個人投資家向け A I F は、個人投資家向け A I F の相手方当事者に関するリスクに対するエクスポージャーを計算する際に、店頭デリバティブの相手方当事者に移転されたすべての担保を考慮に入れる。店頭デリバティブの相手方当事者に移転された担保は、当該相手方当事者に対して相殺計算を行うことを法的に強制できる場合のみ、純額ベースで考慮する。

発行体集中リスクおよび相手方当事者エクスポージャー・リスクの計算

20. 個人投資家向け A I F は、コミットメント法に従って、金融派生商品を利用することによって発生する潜在的风险を基準として、A I F ルールブック第 1 章セクション 1 . ii（投資制限）に記載された上限を計算する。

21. 店頭デリバティブ取引から発生するエクスポージャーの計算には、店頭デリバティブの相手方当事者に関するリスクへのエクスポージャーを含めなければならない。

- 22．個人投資家向けAIFは、顧客資金規則またはブローカーが支払不能状態に陥った際に個人投資家向けAIFを保護するその他の類似の取決めによって防御されない取引所また店頭で取引されたデリバティブに関してブローカーに対して差し入れた当初証拠金およびブローカーから受け取る追加証拠金から発生するエクスポージャーを、AIFルールブック第1章セクション1．ii（投資制限）第15項で言及された店頭取引相手方当事者に関する上限内で計算する。
- 23．個人投資家向けAIFは、AIFルールブック第1章セクション1．ii（投資制限）で言及された上限を計算する際に、次の事項を斟酌する。
- （a）有価証券の貸付または買戻契約を通じて発生した相手方当事者に対する純エクスポージャー、および
- （b）担保の再投資によって発生したエクスポージャー
- 純エクスポージャーとは、個人投資家向けAIFが受け取る金額から、個人投資家向けAIFが差し入れた担保を差し引いた金額をいう。
- 24．個人投資家向けAIFは、発行体の集中に関する上限との関係でエクスポージャーを計算する際、そのエクスポージャーが店頭取引の相手方当事者、ブローカーまたは決済機関のいずれに対するものであるかを立証する。
- 25．個人投資家向けAIFは、金融派生商品（譲渡性有価証券、金融市場商品または投資ファンドに組み込まれた金融派生商品を含む。）の原資産に関するエクスポージャーのポジションが、関連する場合には直接投資から生じるポジションと合わせて、本書に記載する要件として定められた投資上限を超過することを許容してはならない。個人投資家向けAIFが指数ベースの金融派生商品に投資する場合、それらの投資は、AIFルールブックのパート1、セクション1．ii（投資制限）で明示された制限と合計する必要はない。AIFルールブックのパート1、セクション1．iii（投資制限）に規定された制限を計算する際、結果的なポジションのエクスポージャーを判断するうえで、金融派生商品（組込み金融派生商品を含む。）について考慮しなければならない。このポジションのエクスポージャーは、発行体の集中度を計算する際に考慮に入れなければならない、適切な場合にはコミットメント法を用いて、またより保守的に行うときには発行体による債務不履行の結果発生する可能性のある損失の最大額を用いて計算しなければならない。また、ポジションのエクスポージャーは、世界的エクスポージャーの計算に当たってバリュエーション・アット・リスク（以下「VaR」という。）（下記第32段落でより詳細に定義する）を使用するか否かにかかわらず、すべての個人投資家向けAIFがその計算をしなければならない。

本規定は、指数ベースの金融派生商品のうち、対象指数がAIFルールブック第1章セクション1．i（一般的制限）第4項に記載された基準に適合するものには適用されない。

カバー要件

- 26．個人投資家向けAIFは、いかなる時点においても、金融派生商品に関わる取引によって負担するあらゆる支払義務および交付義務を充足することができなければならない。
- 27．個人投資家向けAIFは、金融派生商品の取引を監視し、それらが本書の要件に従って適切にカバーされていることを確実にするためのリスク管理プロセスを構築し維持する。
- 28．個人投資家向けAIFは、個人投資家向けAIFに代わって将来的なコミットメントを生じさせ、または生じさせる可能性のある金融派生商品については、以下に記載するようにカバーされていることを確実にする。

- (a) 自動的に、または個人投資家向けAIFの裁量により、現金決済される金融派生商品の場合は、個人投資家向けAIFは、常に、エクスポージャーをカバーするに十分な流動資産を保有していなければならない。また、
- (b) 原資産の物理的交付が必要となる金融派生商品の場合は、個人投資家向けAIFは、常にその資産を保有していなければならない。ただし、個人投資家向けAIFは、以下に該当する場合は十分な流動資産をもってエクスポージャーをカバーすることができる。
- 原資産が流動性の高い固定金利証券で構成される場合。および/または、
 - 原資産を保有しなくてもエクスポージャーを十分にカバーすることができ、当該金融派生商品がリスク管理プロセスの対象となっており、詳細が目論見書に規定されていると個人投資家向けAIFが考える場合。

リスク管理プロセスおよび報告

29. 個人投資家向けAIFは、金融派生商品の取引活動を開始するのに先立って、自身の金融派生商品取引活動に関する十分なリスク管理プロセスを構築し、それ以降当該プロセスを維持する。個人投資家向けAIFは、金融派生商品の取引活動を開始するのに先立って、構築したリスク管理プロセスとその維持方法について、アイルランド中央銀行に書面で通知する。この通知には、以下に記載する事項を含める。

- (a) 譲渡可能な有価証券および金融市場商品に組み入れられるデリバティブを含め、許容される金融派生商品の種類
- (b) 潜在的リスク
- (c) 関連する数量的上限ならびにその監視および実施方法、および
- (d) リスク推定方法

当初の届け出事項に重大な修正が生じる場合は、それらの変更を実施する前に、アイルランド中央銀行に通知しなければならない。

30. 個人投資家向けAIFは、毎年、自身の金融派生商品のポジションについて、アイルランド中央銀行に報告書を提出する。かかる報告書には、以下の事項を記載する。

- (a) 個人投資家向けAIFが利用する金融派生商品の種類についての真実かつ公正な見解を反映した情報
- (b) 潜在的リスク：数量的上限およびその管理および実施方法、および
- (c) それらのリスクを推定するために使用する方法

個人投資家向けAIFは、自身の年次報告書と一緒にこの報告書を提出する。

世界的エクスポージャーの計算

31. 個人投資家向けAIFは、少なくとも1日に1回、以下のいずれかの形で自身の世界的エクスポージャーを計算する。

- (a) 個人投資家向けAIFの純資産額の総額を超過しない範囲で組込みデリバティブを含めた金融派生商品を通じて個人投資家向けAIFが生み出したエクスポージャーおよびレバレッジの増加分、または
- (b) 個人投資家向けAIFのポートフォリオの市場リスク

32.（a）個人投資家向けAIFは、自身の世界的エクスポージャーを計算する際に、個人投資家向けAIFの投資戦略、利用する金融派生商品の種類および複雑性ならびに金融派生商品を含んだ個人投資家向けAIFのポートフォリオの割合を考慮した適切なリスク測定方法を利用する。

（b）個人投資家向けAIFは、コミットメント法またはVaR法を用いて自身の世界的エクスポージャーを計算する。個人投資家向けAIFは、アイルランド中央銀行が事前に承認した場合に限り、他の新しいリスク管理方法で自身の世界的エクスポージャーを計算することができる。本規定の目的において、VaRとは、特定の期間にわたっての特定の信頼水準で予想される損失の最大額の測定方法をいう。

33. 個人投資家向けAIFは、追加のレバレッジまたは市場リスクへのエクスポージャーを生み出すために買戻契約を含めた技法および手段を使用する場合は、これらの取引を考慮にいれて世界的エクスポージャーを計算する。

34. 個人投資家向けAIFは、継続的に世界的エクスポージャーの上限を遵守する。

35. 個人投資家向けAIFは、以下に記載する場合には、コミットメント法を使用することはできない。

（a）個人投資家向けAIFが、個人投資家向けAIFの投資方針のうちの無視することのできないだけの部分について、複雑な投資戦略を用いる場合、および/または

（b）個人投資家向けAIFがエキゾティック派生商品に対して無視できないエクスポージャーを有している場合、および/または、

（c）コミットメント法では個人投資家向けAIFのポートフォリオの市場リスクを適切に把握できない場合

36. レボ取引および貸株取引はAIFルールブック第1章の目的上、それぞれ借入または貸付を構成しない。

為替リスクに対する防御

37. ダイワ外貨MMFは、以下の条件に従って、資産および負債の管理において、クロス通貨ヘッジを含む為替リスクに対し防御を行う技法および手段を利用することができる。

（a）ダイワ外貨MMFの為替リスクに対するエクスポージャーは一切レバレッジされてはならないこと。

（b）ダイワ外貨MMFの通貨エクスポージャーが移転される通貨に関する開示を含め、当該取引を行う意図がダイワ外貨MMFの英文目論見書に全て開示されなければならないこと。

（c）定期報告書にかかる取引がどのように利用されてきたかを示さなければならないこと。

別紙D

公認の証券取引所の一覧

アイルランド中央銀行の要件に従い定められる、ポートフォリオの資産が随時投資される可能性のある証券取引所および規制市場は、欧州連合加盟国内に所在するものに加え、以下の一覧のとおりである。アイルランド中央銀行は、承認された市場の一覧を公表していない。

(i)以下に所在する証券取引所：

- 欧州連合加盟国
- 欧州経済地域加盟国(欧州連合、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン)
- 以下の各国
 - オーストラリア
 - カナダ
 - 日本
 - 香港
 - ニュージーランド
 - スイス
 - アメリカ合衆国
 - イギリス

()以下の市場：

国際証券市場協会により組織された市場

英国金融行為監督機構の刊行物「投資事業中間諮問資料集(「グレイ・ペーパー」の代替版)」(随時変更済)に記載されている「マネー・マーケット機関のリスト」により組織された市場

AIM—ロンドン証券取引所により規制され運営される英国におけるオールタナティブ・インベストメント・マーケット

日本証券業協会が規制する日本における店頭市場

アメリカ合衆国のNASDAQ

ニューヨークの連邦準備銀行が規制するプライマリー・ディーラーが運営するアメリカ合衆国政府証券市場
全米証券業協会が規制するアメリカ合衆国における店頭市場(すなわち、アメリカ合衆国証券取引委員会および同証券業協会が規制するプライマリーおよびセカンダリーのディーラー(ならびに連邦通貨監督官、連邦準備銀行および連邦預金保険公社が規制する金融機関)が運営するアメリカ合衆国における店頭市場)

フランスにおける譲渡債務証券の店頭市場(Titres de Créances Négotiable)

NASDAQヨーロッパ(NASDAQヨーロッパは、最近形成された市場であり、一般的な流動性の水準は、他の確立された取引所におけるものに比して優れているということができない。)

カナダ証券業協会が規制するカナダ国債の店頭市場

オーストラリア金融市場協会

SESDAQ(シンガポール証券取引所の第二部)

()以下に所在する、認可金融デリバティブ商品が上場または取引される全てのデリバティブ取引所：

- 欧州連合加盟国
- 欧州経済地域加盟国(欧州連合、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン)

アメリカ合衆国の以下の取引所

- シカゴ商品取引所
- シカゴ・オプション取引所
- シカゴ商業取引所
- 米国ユーレックス取引所
- ニューヨーク先物取引所
- ニューヨーク商品取引所
- ニューヨーク商業取引所

中国の上海先物取引所

香港の香港先物取引所

日本の以下の取引所

- 大阪取引所
- 東京金融取引所
- 東京証券取引所

ニュージーランドのニュージーランド先物オプション取引所

シンガポールの以下の取引所

- シンガポール国際金融取引所
- シンガポール商品取引所

ポートフォリオの資産価値を決定する目的に限り、「公認の証券取引所」という用語には、ポートフォリオがその効率的運用のために、または為替リスクをヘッジするために利用するデリバティブ契約に関して、当該契約が定期的に取り引される組織化された取引所または市場を含むものとみなされる。

ダイワ外貨MMF

ダイワ外貨MMFの受益者に対する
独立監査人の報告書

財務書類の監査に関する報告書

監査意見

我々の意見では、ダイワ外貨MMFの財務書類は、

- ・ 2024年12月31日現在のダイワ外貨MMFの資産、負債および財務状態ならびに同日に終了した年度の実績について真実かつ公正な概観を与えており、また
- ・ アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行（財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を含む英国財務報告評議会が発行した会計基準およびアイルランドの法律）に従って適正に作成されている。

我々は、年次報告書および監査済財務書類に含まれる、以下から構成される財務書類を監査した。

- ・ 2024年12月31日現在の財政状態計算書
- ・ 同日に終了した年度の包括利益計算書
- ・ 同日に終了した年度の資本変動計算書
- ・ 2024年12月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 会計方針の記述を含む財務書類に対する注記

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用される法律に準拠して監査を行った。

ISA（アイルランド）のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

我々は、IAASA倫理規定を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき、ダイワ外貨MMFに対して独立性を保持しており、また、我々は、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

継続企業の前提に関する結論

我々が行った監査業務に基づき、個別にまたは全体として、財務書類の発行が承認される日から12か月以内の期間において、ダイワ外貨MMFが継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

財務書類の監査において、我々は、管理会社が財務書類の作成において、継続企業の前提により会計処理を実施することは適切であると結論付けた。

しかしながら、将来のすべての事象または状況を予見することはできないため、この結論はダイワ外貨MMFの継続企業として存続する能力を保証するものではない。

継続企業の前提に関する我々の責任および管理会社の責任については、本報告書の該当セクションに記載されている。

その他の記載内容の報告

その他の記載内容は、年次報告書および監査済財務書類のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または本報告書で明確に記載された範囲を除き、いかなる保証も表明しない。財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、明らかに重要な不一致または重要な虚偽記載を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽記載であるのかを結論付けるための手続きを実施するよう求められている。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

財務書類および監査に対する責任

財務書類に対する管理会社の責任

オルタナティブ投資ファンド運用会社の業務報告書により詳細に説明されているように、管理会社は、適切なフレームワークに準拠して財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任を有している。

また管理会社は不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社が必要と判断した内部統制に対する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、管理会社は、ダイワ外貨MMFが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を表示する責任を有し、また、管理会社に事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々の監査の試査には、データ監査手法を用いた特定の取引および残高の完全な母集団の試査が含まれることがある。ただし、通常は、完全な母集団を試査するのではなく、限られた数の項目を試査の対象として選択する必要がある。我々は、サイズやリスクの特性に基づいて、特定の項目を試査の対象にすることがよくある。それ以外の場合は、監査サンプリングを用いて、サンプルが選択された母集団について結論を出すことができる。

財務書類監査に対する我々の責任の詳細については、IAASAのウェブサイトhttps://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdfに示されている。

当記載は我々の監査報告書の一部を構成する。

本報告書の利用

意見を含む本報告書は、欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用会社）規則2013年法に準拠して全体としての受益者のためにのみ作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、我々が事前に同意書で明確に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

ブライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

2025年4月24日

- ・ 大和証券株式会社のウェブサイトの維持および完全性については、管理会社の責任であり、監査人が実施する作業に本項目は含まれていない。したがって、監査人は、ウェブサイト上に財務書類が最初に掲載されてから当該財務書類に加えられたいかなる変更に対しても一切の責任を負わない。
- ・ 財務書類の作成および公表について定めるアイルランド共和国の法令は、その他の法域とは異なる場合がある。

[次へ](#)

DAIWA GAIKA MMF

Independent auditors' report to the unitholders of Daiwa Gaika MMF

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, Daiwa Gaika MMF's financial statements:

- give a true and fair view of the Trust's assets, liabilities and financial position as at 31 December 2024 and of its results for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting Standard 102 "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland" and Irish law).

We have audited the financial statements, included within the Annual Report and Audited Financial Statements, which comprise:

- the Statement of Financial Position as at 31 December 2024;
- the Statement of Comprehensive Income for the year then ended;
- the Statement of Changes in Equity for the year then ended;
- the Schedule of Investments as at 31 December 2024; and
- the notes to the financial statements, which include a description of the accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) ("ISAs (Ireland)") and applicable law.

Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the Trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date on which the financial statements are authorised for issue.

In auditing the financial statements, we have concluded that the manager's use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this conclusion is not a guarantee as to the Trust's ability to continue as a going concern.

Our responsibilities and the responsibilities of the manager with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report and Audited Financial Statements other than the financial statements and our auditors' report thereon. The manager is responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon. In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

Responsibilities for the financial statements and the audit*Responsibilities of the manager for the financial statements*

As explained more fully in the Statement of AIFM Responsibilities, the manager is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework giving a true and fair view.

The manager is also responsible for such internal control as the manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the manager is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the manager intends to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Our audit testing might include testing complete populations of certain transactions and balances, possibly using data auditing techniques. However, it typically involves selecting a limited number of items for testing, rather than testing complete populations. We will often seek to target particular items for testing based on their size or risk characteristics. In other cases, we will use audit sampling to enable us to draw a conclusion about the population from which the sample is selected.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at:
https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf.

This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders as a body in accordance with the European Union (Alternative Investment Fund Managers) Regulations 2013 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers
Chartered Accountants and Registered Auditors
Dublin
24 April 2025

- The maintenance and integrity of the Daiwa Securities Co. Ltd. website is the responsibility of the manager ; the work carried out by the auditors does not involve consideration of these matters and, accordingly, the auditors accept no responsibility for any changes that may have occurred to the financial statements since they were initially presented on the website.
- Legislation in the Republic of Ireland governing the preparation and dissemination of financial statements may differ from legislation in other jurisdictions.

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドの株主各位

財務書類監査に関する報告

監査意見

我々は、損益計算書、その他の包括利益計算書、財政状態計算書、資本変動計算書および注1に記載される重要な会計方針の要約を含む関連する注記から構成される2024年9月30日に終了した年度のエスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド（以下「当社」という。）の財務書類について監査を行った。

財務書類を作成する際に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランドの法律および財務報告評議会によって英国で公表された財務報告基準第102号英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準である。

我々の意見では、

- ・ 財務書類は、2024年9月30日現在の当社の資産、負債および財務状況ならびに同日に終了した年度の当社の利益について、真実かつ公正な概観を与えるものであり、
- ・ 財務書類は、財務報告基準第102号英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準に準拠して適正に作成されており、かつ、
- ・ 財務書類は、2014年会社法の要件に準拠して適正に作成されている。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用される法律に準拠して監査を行った。当該基準のもとでの我々の責任は、本報告書の財務書類監査に対する監査人の責任区分に詳述されている。我々は、アイルランド監査・会計監督当局（以下「IAASA」という。）により公表された倫理基準を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき当社に対して独立性を保持しており、また、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する結論

財務書類の監査において、我々は、取締役が財務書類の作成において、継続企業の前提により会計処理を実施することは適切であると結論付けた。

我々が行った監査業務に基づき、個別にまたは全体として、財務書類の発行が承認される日から少なくとも12か月以内の期間において、当社が継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

継続企業の前提に関する我々の責任および取締役の責任については、本報告書の該当セクションに記載されている。

その他の記載内容

取締役は、財務書類を含む年次報告書中に開示されたその他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、取締役報告書、取締役およびその他の情報ならびに取締役の責任に関する報告書に含まれる情報で構成される。財務書類および我々の監査報告書は、その他の記載内容の一部を構成するものではない。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または以下で明確に記載されたものを除き、いかなる保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、我々の財務書類に対する監査作業に基づき、記載内容と財務書類または我々の監査知識との間に重要な誤記載または相違があるかどうか考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の記載内容においていかなる重要な虚偽記載も識別していない。

我々は、我々の監査の過程で行われたその他の記載内容に関する我々の作業にのみ基づき、以下を報告する。

- ・ 我々は、取締役報告書においていかなる重要な虚偽記載も識別していない。
- ・ 我々の意見では、取締役報告書に記載された情報は、財務書類と整合している。
- ・ 我々の意見では、取締役報告書は、2014年会社法に準拠して作成されている。

2014年会社法により規定されるその他の事項に対する我々の監査意見に変更はない。

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。

我々の意見では、当社の会計帳簿は、財務書類を容易かつ適切に監査するために十分に準備されており、財務書類は会計帳簿と一致する。

例外により報告することが要求される事項

2014年会社法に基づき、我々の意見において、同法第305条から第312条に規定された取締役報酬および取引の開示が行われていない場合、我々は報告を義務付けられている。我々は、この点に関して報告すべき事項はない。

それぞれの責任および使用制限

財務書類に対する取締役の責任

取締役の責任報告書により詳細に説明されているように、取締役は、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任、当社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には継続企業の前提に関する事項を開示する責任、ならびに経営陣が当社の清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証（guarantee）するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは総体として、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々の責任の全体的な記載については、IAASAのウェブサイト

<https://iaasa.ie/publications/description-of-the-auditors-responsibilities-for-the-audit-of-the-financial-statements/>

で提供されている。

我々の監査業務の目的および我々が責任を引き受ける対象

本書は、2014年会社法の第391条に準拠して、当社の株主全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社の株主に述べることが要求されている事項を、株主に対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社の株主全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

カレン・コンボイ

2025年1月30日

ケービーエムジーを代表して署名

勅許会計士、法定監査法人

ダブリン1、IFSC、1ハーバースター・プレイス

[前へ](#)

[次へ](#)

Independent Auditor's Report to the Members of SMT Fund Services (Ireland) Limited

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of SMT Fund Services (Ireland) Limited ('the Company') for the year ended 30 September 2024 set out on pages 10 to 34, which comprise the Income Statement, the Statement of Other Comprehensive Income, the Statement of Financial Position, the Statement of Changes in Equity and related notes, including the summary of significant accounting policies set out in note 1. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish Law and FRS 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland issued in the United Kingdom by the Financial Reporting Council.

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the Company as at 30 September 2024 and of its profit for the year then ended;
- the financial statements have been properly prepared in accordance with FRS 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland; and
- the financial statements have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2014.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (ISAs (Ireland)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with ethical requirements that are relevant to our audit of financial statements in Ireland, including the Ethical Standard issued by the Irish Auditing and Accounting Supervisory Authority (IAASA), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Conclusions relating to going concern

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

Our responsibilities and the responsibilities of the directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Other information

The directors are responsible for the other information presented in the Annual Report together with the financial statements. The other information comprises the information included in the directors' report, directors and other information and statement of directors responsibilities. The financial statements and our auditor's report thereon do not comprise part of the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except as explicitly stated below, any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our financial statements audit work, the information therein is materially misstated or inconsistent with the financial statements or our audit knowledge. Based solely on that work we have not identified material misstatements in the other information.

Based solely on our work on the other information undertaken during the course of the audit, we report that:

- we have not identified material misstatements in the directors' report;
- in our opinion, the information given in the directors' report is consistent with the financial statements; and
- in our opinion, the directors' report has been prepared in accordance with the Companies Act 2014.

Our opinions on other matters prescribed by the Companies Act 2014 are unmodified

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.

In our opinion the accounting records of the Company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited and the financial statements are in agreement with the accounting records.

Matters on which we are required to report by exception

The Companies Act 2014 requires us to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions required by Sections 305 to 312 of the Act are not made. We have nothing to report in this regard.

Respective responsibilities and restrictions on use***Responsibilities of directors for the financial statements***

As explained more fully in the directors' responsibilities statement set out on page 6, the directors are responsible for: the preparation of the financial statements including being satisfied that they give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on IAASA's website at

<https://iaasa.ie/publications/description-of-the-auditors-responsibilities-for-the-audit-of-the-financial-statements/>.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with Section 391 of the Companies Act 2014. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members, as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Karen Conboy

30 January 2025

for and on behalf of

KPMG

Chartered Accountants, Statutory Audit Firm

1 Harbourmaster Place

IFSC

Dublin 1

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)